

平成19年第2回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成19年6月8日

平成19年6月8日広陵町議会

第2回定例会会議録（初日）

平成19年6月8日広陵町議会第2回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	会計管理者	和田叙嗣
理事	笹井由明	理事	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 谷山 一志  
書記 野瀬 一吉  
書記 上田 勝代

**山田議長** ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成19年広陵町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:15開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 5号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
4 報告第 6号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
5 報告第 7号	平成18年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告について
6 報告第 8号	平成18年度広陵町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について
7 報告第 9号	平成18年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
8 報告第10号	平成18年度広陵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
9 報告第11号	平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
10 報告第12号	平成19年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
11 議案第26号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
12 議案第27号	広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止について
13 議案第28号	広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結

について

14 議案第29号 町道の路線認定について

15 議案第30号 平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

**山田議長** まず、日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から19日までの12日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から19日までの12日間と決定いたしました。

なお、報告第5号から第12号までにつきましては、委員会の審査を省略し、本日、審議願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

**山田議長** 次に、日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

9番 坂口君

10番 乾君

を指名いたします。

**山田議長** 次に、報告案件に入りますが、議案の朗読につきましては省略いたします。

それでは、日程3番、報告第5号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。総務部長！

**植村総務部長** それでは、報告第5号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。議案書では3ページ、新旧対照表の1ページをあわせてご確認いただきたいと思います。

この改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が国会におきまして3月29日に議決になり、4月1日から施行されたことに伴いまして、広陵町税条例の一部を改正するについても支障が生じたために、専決処分をさせていただきました。本来なら議会との事前協議をお願いすべきところですが、日程等の関係上から本定例会で報告をいたし、承認をお願いするものでございます。

まず、改正の趣旨でございますが、新旧対照表でご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。まず、第 23 条、町民税の納税義務者等につきましては、法人税法の改正に伴いまして、新たに 5 号に法人課税信託の規定が加えられたことによるものでございます。この条文は、町内に事務所及び事業所を有する個人で、新信託法の改正により法人課税信託の引き受けを受けることで新たに法人税を課税されるものは、法人とみなして法人税割が課せられることとなる改正でございます。

次に、2 ページでございます。第 31 条第 2 項、均等割の税率につきましては、さきの第 23 条第 1 項 5 号で法人税法の法律番号が表示されたため、この表では割愛されたものでございます。

次に、3 ページの第 95 条、たばこ税の税率でございますが、市町村たばこ税の税率が昨年 7 月、3,064 円から 3,298 円に改正されたことにつきまして、地方税法附則の定めにより運用していたのが、恒久的減税の廃止されたことにより、今回、地方税法の本則税率とする改正でございます。これによります実質的な増減はございません。

次に、第 131 条第 5 項、特別土地保有税の納税義務者等につきましては、地方税法施行令の改正に伴う字句の改正であります。本町では該当ございません。

次に、4 ページでございます。附則第 10 条の 2 第 6 項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、平成 19 年 1 月 1 日以前に建築され、現在も居住されている住宅のうち 65 歳以上の者、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている者または障害者である者が居住する住宅で、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、1 戸当たり 100 平米相当分までに限り固定資産税の 3 分の 1 を翌年度 1 年に限り減額する改正でございます。これによります影響額は、1 戸 3 万円程度でございます。住民の周知につきましては、6 月 15 日の広報紙に詳しく掲載する予定でございます。

次に、5 ページでございます。附則第 11 条の 3、平成 19 年度または平成 20 年度における鉄軌道の価格の特例につきましては、鉄道施設と商業施設の複合的に利用をされている鉄軌道用地を評価において床面積に案分し、鉄道施設部分は沿接する土地の評価の 3 分の 1 の評価、商業施設部分は付近の土地の評価とする改正でございますが、本町には該当はございません。

附則第 16 条の 2、たばこ税の特例につきましては、本則税率となったことにより削除されたものでございます。

次に、6 ページでございます。附則第 17 条の 2、優良住宅の造成等のための土地等を譲

渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法の改正により条文の整理がなされたことによるものでございます。

下段の附則第19条の2、証券取引法の一部を改正された法律の施行日につきましては、証券取引法の名称が金融証印取引法に改題されたことによる改正でございます。

7ページでございます。附則第19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、平成16年から平成20年まで町民税の分離課税1.8%を実施していましたのを、さらに平成21年度までの1年間の延長を図られたもので、株式の譲渡に対する町民税の課税についての改正でございます。

附則第20条の7項では、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例ということでございます。これは、ベンチャー企業を応援する改正でございますが、特定中小企業、ベンチャー企業が発行した株式につきまして一定期間保有している株式等譲渡益を2分の1に圧縮する特例期間を、さらに平成21年3月31日までの2年間、軽減の延長が図られたものでございます。

次に、8ページでございます。附則第20条の4第3項、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、租税条約を締結している相手国で発行された証券投資の配当についても、国内の配当所得と同様に軽減税率の特例の期限を平成21年3月31日まで延長する改正でございます。

附則第20条5項、保険料に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、租税条約に基づき、外国人居住者が条約相手国の社会保障制度に基づいて保険料を支払った場合、その保険料の一定金額を限度として、その年の総所得金額等から控除できる等の外国人居住者に対し、町民税を軽減する等の改正でございます。

以上で今回の税制改正についての説明にかえさせていただきます。ご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。質疑はありますか。12番、松野議員！

**松野議員** まず、専決処分はこの議案をせざるを得なかったということについてお聞きをしたいと思います。今、ご説明をお聞きしましたように、3月29日に国会で議決されて、4月1日から施行ということであれば、どう考えても議会に諮ることはできないということは十分に理解します。しかし、税金については、すべての国民、町民の皆さんが大変本当に国に対して一番関心持つ内容ではないかと思うわけですが、このような税条例の改正を議会の審議を経ないで行われるような、こういう国のやり方については、やはり地方自治体と

してもきちっと抗議をすべきだと思うんですけども、この点についてどのようにお考えで、どのように対応していただけるかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

それから、この場合、条例で審議できるということになった場合に、それが議会で否決された場合には、どのような手順でどうなるのか。これは実務的な内容になると思うんですけども、その手順、経過について教えていただきたい。それと、報告案件の場合はどうなるのかということと、2つですね。もし議会で否決された場合にはどうなるのかという、実務的な手順について教えていただきたいと思います。

それから、この中身について、それでは質問をさせていただきたいと思います。

まず、23条の部分なんですけれども、これについては広陵町の影響についてはどの程度なのかということをお教えいただきたいと思います。

それと、6条のところ、固定資産税の軽減措置で、大いに結構だなというふうには思うんですけども、これが介護保険で住宅改修した場合、介護保険からも出ますね。それともちろん併用できるだろうと思うんですけども、固定資産税の減額と。その点についてはどうなるのかということを確認したいと思います。

それと、この周知の方法について今、ご説明いただいたわけなんですけれども、1年限りということで本当に短期間なんです。これについては一度だけ周知すればいいというものではないと思うわけなんですけれども、意外と広報も隅から隅まで読むということ、なかなか住民もできないというか、そういう状況もあると思いますので、周知の方法については、より一層充実していただきたいと思うんですが、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、1年という部分については、なぜ1年の限定なのかということについて、どのように国の方からの説明があったのか、お聞きしたいと思います。

それと、19条の3なんですけれども、上場株式の問題なんです。これはなぜ延長の必要性があるのかということについてはご説明いただいておりますので、説明をしていただきたいと思うんです。これは、本当に金持ち優遇税制なんです。それをさらに2年間延長するという点について、今この時点でなぜ必要なのかということをお説明いただきたいと思えます。

それと、20条なんですけれども、20条について、ベンチャー、広陵町ではどのような状況なのか、その点についても実態をお教えいただきたいと思えます。

それから、20条の5についても改善されたというふうに、この点について評価できると思うんですけども、これについてもどの程度の人数を見込んでおられるのかということに

ついてもお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目お願いします。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** 数多くの質問をいただきました。順を追ってお答えさせていただきます。

まず初めの国会が3月29日に通って、そして4月1日の施行であるのに、このような大事なものがなぜ専決されるという形ですが、すでに4月1日から施行の部分がございまして、やはり3月議会からのいとまがなかって、既にこの条例の部分で19年度進めていかねばなりませんし、他の自治体もこのような形をして専決処分で行っております。

そして、この条例の否決された場合とかいう云々ですが、あくまでも専決処分でありますので、これは報告案件の承認案件でございます。

そして、3番の23条の部分でございますが、これにつきましては国税局、すなわち税務署での申告でございます。それによって法人とみなした形で、県を通して我々市町村に来ます。その中での法人税割のみをかけるという形で、初めての形で、今のところ何人該当者がおるかということにはちょっと我々はつかんでおりません。

そして次に、バリアフリーの減額の部分でございますが、これは議員がご指摘いただきました他の補助金と、その部分の中で、それを差し引きまして30万円以上の工事がある部分であれば、1年間の減税を行うという形でございます。これはなぜ1年間という形でございますが、やはり地方税法がこのように改正されたという形で、我々もそれに準じ、そしてまた町民にはいち早く6月の広報で詳しく説明させていただき、そして申し込みがあるような形で周知をさせていただきます。これは本年約20名ぐらいあるだろうと、想定でございますが。そして60万と、3年で180万、この部分が措置できるという思いでしております。

(不規則発言あり) 3年間。1年ですが、3年間。1回ですが、違う人、いろいろこういう開始された、3年間のスパンで1回された人は翌年1年間と、新たに申し込まれた人がまた翌年1年間と、こういうことで3年間の期間があるということでございます。

それと、19条の3の株式の譲渡という形ですが、これはあらゆる機関で、新聞紙上等、または国の税制改革の諮問機関であって、諮問機関の中でも、やはり高額所得者の優遇ではないかという話が再三あったみたいな形で、しかしながら、これも今後は廃止する方向というような形の位置づけの話は聞かせていただいておりますが、今回の地方税法では、この部分もさらに延長ということが入っております。

そして、20条の部分のベンチャー企業でございますが、この部分もやはり税務署申告の



関係がありまして、我々の部分でどれだけの数かということの部分はずつかんでおりません。

以上でございます。(不規則発言あり)

これにつきましても、外国での投資的なもので、今回初めて参りましたので、我々も外国において証券投資どれだけされてるかという形は、今のところ未定でございます。つかんでおりません。

**山田議長** 12番、松野議員!

**松野議員** 今、答弁の方をお聞きしましたがけれども、結局国の方が一方的に税の法改正をし、それに従って内容も十分説明できないままに、国の言うとおりに税条例を改正しなければいけないというのが実態が今の答弁でも明らかになったと思います。今、国の方は、地方分権と言いながら、地方分権の推進委員会第2次勧告、分権型社会の創造という、この平成9年7月8日の、ちょっと大分古いんですが、既にそういうときでさえ、議会についてやはりもっと尊重すると。議会ももっと力を持つようにということで、臨時議会も開く条件、開催する条件を緩和してきている。こういう中で、議会さえ開かれなような、本当に国民が、町民が一番関心のある税金に対して議会さえ開かれなようなことに対して、やはり地方自治体の長として、私は町長はしっかりと国に物を申すべきだと思いますが、町長、この件に対してどのように対応していただけるのかということをもまず1つお聞きしたいと思います。もちろん議会としても、こういう問題については真剣に議会としても取り組んでいく必要があるかということも指摘をしておきたいと思います。それからですね、中身の具体的な部分で再度お聞きします。その質問、町長、ご答弁お願いしますね。

それから、中身の問題なんですけれども、もうほとんどそういう形で説明ができないということで、本当に質問しても仕方がないなというような状況になってしまうわけで、本当に議会軽視も甚だしいと、国に対して私は怒りを感じます。それで、再度中身の問題について言えば、広報について周知していくということなんですけど、30万以上の工事ということであればということなんですけど、これ少額の工事も結構介護保険使っても行われていて、大変住宅改修については好評なので、これをやはりすべて適用させていくという方向ももっと強めなければいけないんですが、そういう部分では町独自でもできる余地が、別の補助金制度をつくるなどして、できる余地があると思うんですけれども、さらに一層この点の充実を図っていただきたいのですが、それについてどのようにお考えなのかということも再度お聞きをしておきます。

あとについても、大変株式上場の延長の必要については、本当に説明できないのはよく理

解もいたしますが、職員さんとしてはね。しかし、こういうことが議論もできないということについては大変重大な問題だということを再度ここについても指摘をして、2回目の質問を終わります。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** ただいま松野議員からご指摘をいただいておりますが、やはり議会を無視したというようなお言葉もございますが、日本の租税大綱を国がしっかりと経済の状況、またあらゆる角度で税制をお決めをいただいているわけございまして、我々は、地方税制につきましては、国の法案を準拠しているわけございまして、国の標準税率等一律の地方自治体、右へ倣えをしているわけでございます。どの町へ行っても同じような体系で行っているものがございます。本町にあっても、これらの法案について幹部がより研究をし、これでいいかどうか検討の上、日にちが迫っておるものについて専決処分をいたしましたものがございます。決して議会を軽視しているものではありません。今日までの行い方は、事後承諾といいますか、専決の報告をさせていただいているものございまして、いろいろなご異論がございましたらば、どんどん今後の方策としてお聞きをしてまいりたいなと思っておりますのでございます。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** バリアフリーの補助ということで、介護保険の方も一部ありますし、町の方も今リフォームの補助金等で、それの方でダブル支給というのも可能です。だから、その分で30万円、個人が30万円以上出しておられた方には、すべてこの減額の対象となります。

**山田議長** 次に、6番、寺前君！

**寺前議員** これは地方議会の持っている権能の問題と国の問題があろうと思うんですけども、もちろん4月1日、3月29日議決で4月1日、時間的な余裕というのはないというのは理解できるわけですがけれども、国が国会の状況に応じてこういう形でやってくるという点でも、やはり地方分権という形で地方議会が本当に住民に係る税や、その基本的な部分については議論をしていくと、あるいは議会がみずからの条例制定権をつけていく能力を高めていく必要があるんだというように国が言っているにもかかわらず、こういう問題について国自体が無視しているということに対しては、私たちは自覚し、そのことに対する警鐘を発信しなければならないというように思います。

また、先ほどの問題で、配当課税、それから譲渡益課税の問題ですけれども、広陵町、地方税で1.8%ということですが、これは広陵町で該当する者がいるのかどうか。この問題については、やはり1年延長ということで、もともと5年間の不況の中で、証券業界が個人

のいわゆる投資家をふやすということを一生涯懸命にした中で行われてきたわけですが、結局はこの部分はほんの一握りの金持ちだけが大きな恩恵を受けている。数字の上でも明らかだというように思うんですけども、今年度のいわゆる配当割で収入見込みが969億円、そして譲渡益、所得割でいうと1,384億円の国が収入を見込んでいるわけですが、結局一般のところの方々がほとんどの、件数でいくとですよ、結局この倍の金額の大半の減税を受けるというのは、何千人の方で恩恵を受けているのか、金額的な問題で言えば。だから、そういう点で言えば、本当にこれは一部の優遇税制にしかならないということは明らかだと思いますけれども、そういう点での認識を持っておられるのかどうか。こういう問題が国が決めたからやむを得ないということではなく、本来の地方自治から住民の生活を守っていくという仕事の立場からいって、国の税制に対する認識をどのように考えているのか。これは、町長が職員等を含めて議論をする問題だと思うんですけども、町長自身、この問題についてどのように考えて、国の税制と町村の税制の問題について深く職員が認識を深めていくという過程をつくっていく必要があると思うんですけども、その点について、この優遇税制の問題についてどのように考えられているのか。

先ほどベンチャーの問題で言えば、広陵町で該当する企業はあるのかどうかということ質問されていたと思うんですけども、これについても、損失が生じた場合に、いわゆる2分の1を限度に優遇すると。今までは優遇するのではなくて、2分の1までの課税にとどめるということですけど、今までは製造業が中心であったものが、いわゆるサービス業に拡大されていってるということで、これも結局は個人投資家の優遇措置ということは明らかだと思いますけれども、この点についても、どのような認識を持ってこの税を提案しておられるのかについてお聞きしておきたいというように思います。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** まず、ベンチャー企業でございますが、今、本町には該当がございません。

そして、株式の譲渡益の2分の1に圧縮すると、税金の部分で。それと、損失の場合は、従来どおり3年間という形になっております。

また、譲渡に関しての1.8%の税率云々でございますが、これに対して、株式の部分で112人が町内で該当しております。お金に直しますと約2,000万円の影響額がございます。また、配当に対しては1,700万の影響がございます。

以上でございます。

**山田議長** 6番！

**寺前議員** 最後、町長の考え方。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 今、寺前議員のおっしゃる優遇税制というように言われております。この項目の中では、国際的な取引、また経済的な大きな取引、また高額な企業からの配当金の処理、株式の譲渡益、これらにかかわる人たちは、ゆとりのある人たちだというご指摘をいただいているわけでございます。こうしたことについては、国の方でやっぱり全国一律の課税方式を我々にお示しをいただいているわけございまして、当町だけさらに高くもらうと、そんな考えも必要かもわかりませんが、私ども幹部が協議をいたしまして、国のお示しをいただいている準拠を取り入れさせていただいているものでございます。どうぞご理解をいただきたいと思っております。国に対して物を申すというのもございますが、いろんな税をすり抜けていくという悪質者をなくす、そんな意向を県の町村会、また国の全国町村会が取りまとめて国に税制改正の働きかけをやっていただいているわけでございますので、決して町村の意見を無にされているのではないわけでございますので、篤と我々の意向を県に、そして国に反映をしていきたいと思っております。

**山田議長** 6番、寺前議員！

**寺前議員** 一番大切な問題は、やはり公務員が、特に広陵町では広陵町民の暮らし、生活を基盤に公務の遂行を行っていく、公務労働を行うということだと思っております。この場合に、先ほども述べているように、配当あるいは譲渡益、本則20%が10%に軽減されている。この影響について、私たちが議会等で生活保護の縮小の問題あるいは65歳以上の老年者控除の問題や、あるいはその他年金控除の問題等々、非常に生活に厳しい影響を受けるお年寄りが非常に多い、こういうものも議会の中で議論してるんですね。

一方で、この譲渡益あるいは配当課税の控除は、いわゆる数字は忘れましたが、本当に一部の方で減税を受けた大半が恩恵を受けてると、こういう数字なんですね。これは日経新聞や、その他でも数字も明らかになってるわけなんです。こういうような問題を含めて、国の法律だからやむを得ないという点については当たり前の話であります。しかし、執行する側にとって、広陵町民の一方ではお年寄りに対する課税を強化する。国民健康保険やその他においても同様であります。職員がそれを執行するわけですから、今回のように一部の富裕者にだけ減税をするということに対する税のあり方の問題について、これは金融界でも異論をおっしゃる方がいるわけなんです。そういうことについて、町長初め幹部職員が公務労働の性質をきちんと認識して、本当に公平な課税になってるかどうか。これは中立的な立場

からいっても、議論をして認識を深めるということが私は当たり前だと思うんです。公務労働の性格からいっても、そのとおりだと思うんです。与えられたことを執行していくという問題と広陵町の町民の暮らし、生活を守っていくという点は、現場においては必ず矛盾を抱えるわけですから、この矛盾に対する首長の考え方あるいは現実のあり方について議論をして深めると、そして広陵町民の暮らしを守るためにどのような方策があるのかということをしていただく必要があると思うんですけれども、そういうような点からいって、この優遇税制の問題については非常に大きな矛盾を抱えた制度だというように、1年延長というのは大きな問題だというように思うんですけれども、そういう点についてどのように考えられるのかということなんです。また、どのように公務を執行していく方々に対する議論を深める場をつくるのかということが、あるべき首長のあり方だと思うんですけれども、その点について再度お聞きしておきたいと思います。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 寺前議員のご意見でございますが、一部の方が優遇税制で恩恵を受けているということでございます。これも一つの考え方でございますが、企業の配当所得というのは、やはり重複課税をしているというのも実態はございます。法人の利益が生じて、法人税を負担している。負担した残りの配当をしているということでございますので、さらに課税をするのはいかがかというご意見もあるわけでございますが、また頑張る人たちを国はしっかりと応援をしているその時代の背景もあるわけでございます。当然我々庁内で議論を深めてまいりたいと思います。寺前議員の意見をまた尊重するわけでもありませんが、しっかりと県に申し伝えて、我が町にもこんな意見があるということをご参考にしてまいりたいと思います。

**山田議長** ほかにありませんか。8番、山本議員！

**山本悦雄議員** ここにたばこ消費税というものがあるわけでございます。これを見ますと、大体1箱で65円ほど、1本3円何ぼですから、喫煙者からいただいております。最近、非常に喫煙者の肩身が狭い。どこへ行っても小さくなっていきやならん、そういう状況でございます。広陵町の場合も、やはりたばこは地元で買って下さいと。これは、たばこの喫煙者にはやっぱりそういうふうをお願いしなくてはならないと私は思うんです。どこでも構しまへんと、こんな税金入ってけえへんでも構しませんとと言うんだったら、それでいいんですけれども、やはりこの制度がある以上、1円でも広陵町に入ってくるようにしなくてはならない、私はそのように思うわけでございます。

そういうことを考えたときに、広陵町の施設でたばこを吸う人のための施設というのはな

いわけなんです。例えて言いますと、公民館のそこへ行けば、表の吹きさらしのところにたばこがちょっと置いてあると、座るところがあると。冬のさなかそんな寒いところで、風邪引いてまでたばこ吸わんなんのかというようなことでございます。そういうことで、やめたらじゃないんです。そういうことであれば、広陵町はたばこはよそで買ってくださいと、広陵町でたばこは買わんでも結構ですと、そんな税金入ってこなくても結構ですという形であれば、それでいいんですけれども、余りそういうところが行き過ぎてるんじゃないかと。やはりたばこを吸う者の権利というものもあるわけで、禁煙者だけの権利じゃないわけなんです。法律的にたばこを吸ってはいけないと、これは有害だから、これは製造を禁止してやればまた別の話ですけども、認められてるもんなんですよね、喫煙というのは。何も麻薬じゃないんですから。だから、その辺のところを町長としてどう考えておられるのか、ひとつお願いしたい。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 山本議員の質問にお答えしますが、喫煙者については世間の厳しい風に吹きさらされているような、そんな感じでございます。現在、広陵町では、たばこ消費税は年間1億5,000万円いただいているわけでございます。本数は年々減少の傾向にございますが、たばこの値上げによりまして、1億2,000万から3,000万円、今年度ふえる見込みを立てております。これも大きな恩典をいただいているわけでございますが、健康障害ということで昨今、非常に厳しさを増しておる。しかし、やっぱり喫煙者にもそれだけの権利があるようございまして、現在は庁舎においても外で吸っていただくというような非常に厳しさを増してございます。町長室においでをいただく人も、たばこ吸ってもよろしいですかとおっしゃったら、たばこの灰皿は別になおしてあるんですが、急遽お出しをして、どうぞ吸ってくださいというようにしております。私はちゃんと部屋では吸っていただいておりますが、最近、各部屋部屋は、また施設施設では、たばこの煙嫌やと、どうかしてくれという声がありますので、その喫煙ルームをきちっと整備をしていかなければいけないと思います。表で吸えというのはちょっと酷だと思っておりますので、この点考えてまいりたいと思います。

**山田議長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

**松野議員** まず、今回の税条例の改正についてしょっちゅうあるわけですが、やはり国の方のこのような議会さえ開くことができない、それも臨時議会さえ開くことができない。これは地方分権推進と言いながら、全く地方議会軽視、こういうようなあり方について、まずやはりきちっと自治体としても抗議をすべきだと思いますが、それについての町長の姿勢はないという状況の中では、それも一つ町長の責任として強く抗議をしていただけない、これについて反対を一つしたいと思います。

これ条例であれば、国から幾ら決まったと言ってきても、条例という形で議会に出されれば、議会がもし否決したら、もう一度町長は再度議会にかけて、それでも否決されたら、県とか、また国の方が審議していくということになってまいりますので、やはり報告の場合は条例が決まってしまってからのことになりまして、そういう道も閉ざされるという中であれば、これが本当に議会で審議することができるかどうかということは大変重要なことなんです。ですから、やはりそういうことに対しては、町長しっかりと抗議をしていただくということが大変大切ですが、その点について残念ながら期待にこたえていただけなかったので、反対の一つにしたいと思います。

それから、中身なんですけれども、この中身について改善されているという部分があります。先ほどのリフォームの問題について、大変喜んでいただける問題、また外国人の方の控除適用ということも本当に当然と言えば当然ですけれども、改善されたというふうに思います。ただ、30万以上というのを町独自ということであれば、リフォーム助成制度との関係の中ということであれば、これはまた改善できる余地があるなというふうにも思いますが。

この点はプラスと考えますけれども、先ほどから議論しております上場株式を譲渡した場合については、本当に全国的に見ましても、このような本当に高額なお金持ちの方を優遇するというような税制を引き続きずると続けていくと。やっぱりこれは国民も納得しないし、町民も納得しないし、許すことができないわけです。貧富の格差をますます増長させていくと、こういう税制については、きっぱりと自治体としても態度を示すべきでもあります。このような大変国の姿勢の根本が問われる税条例の中身となっておりますので、反対をいたします。

**山田議長** 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

報告第5号を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**山田議長** 起立多数であります。よって、報告第5号は、原案どおり承認されました。

**山田議長** 次に、日程4番、報告第6号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 議案書の7ページをごらんいただきたいと存じます。広陵町の国民健康保険税条例の一部改正条例でございます。

内容でございますけれども、条例中第2条第2項及び第12条中の「530,000円」というものを「560,000円」に改めると、こういう内容でございます。

なお、施行期日は、19年4月1日からということでございます。

この改正も、先ほど同様、地方税法の改正に伴いまして改正をさせていただくという趣旨でございます。ご承知のように、医療費に係る賦課限度額が平成9年の改正以来53万円ということで10年間経緯してまいっております。この間、経済の動向あるいは医療費の値上がりというんですか、増嵩が相当進んでまいりました。広陵町の実態を見たときに、国の地方税法改正の趣旨と広陵町の国保会計の状態、いろいろ考えます中で、専決処分をお願いをするという内容のものでございます。

少々具体的な数字を申しますと、18年度の実態で賦課限度額を超過している世帯の数でございます。225世帯でございます。いわゆる超過額というんですか、税を本来制限額なしでやりますと9,200万程度超過したものがございます。そういったことで……（不規則発言あり）9,200万の超過額があるということで。そういう実態、そして広陵町の現在の国保会計の厳しさを見たときに、専決をお願いするというので、先ほど同様、3月29日に地方税法の改正が定められましたので、専決をお願いするものです。

以上、よろしく願いをいたします。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。12番議員！

**松野議員** 国保の最高限度額につきましては、国の言うように全部どこの自治体もやっているかということ、大変ばらつきがありまして、私ちょっと最新の資料を持ってこようと思って忘れてしまったんで、具体的に言えないんですが。奈良県内の中でも、幾つか最高限度額を取っていないところがあります。そういう中で、これも、国保の場合は大変やっぱり税そのものが負担の大きいものになっています。広陵町の職員さんの場合のことで言いますと、この掛金の率が1000分の41.3375と、毎月は。それで、ボーナスが1000分の33ということでお聞きしましたけれども、例えば広陵町の国民健康保険税の課税の計算の仕方と言いますと、所得に対しては1000分の6.2ですから、所得に対する課税だけでも広陵



町の職員さんよりも重い税です。プラス固定資産税の26%が上乘せされます。

さらに、人頭割ですね、1人当たりが2万5,200円、それから1世帯2万7,000円ということで、どう考えても大変重い国保税の負担になっています。それも国保に加入されている方は働けない年金暮らしの高齢者の方とか、それから自営業の方とか仕事のない失業している方とか、本当に経済的な条件が、税金を払える条件が非常に困難な方が大変たくさん大方を占めるというような状況の中で、この最高限度額を引き上げるということは、高額者だから引き上がるということに全然該当しないわけです。

例えば広陵町の職員さんであれば、この53万円の限度額やったら幾らの給料があるかという、年間1,358万円、大体概算ですけれども。そんな給料もらってる人いないでしょう。でも、広陵町の方は、国保に加入している方で225世帯も今で53万払っているわけです。その方たち、こんだけ収入みんなあるんですか。ないでしょう。500万、600万、それで家族が特に在来地域でおじいちゃん、おばあちゃん、それから家族、ご夫婦、子供が2人と、6人いたら本当に500万台でこの最高額になるわけ。固定資産税、例えば10万にしたらですけれども。だから、そういう中で安易に、これも議会にも諮らないで、とりわけ国保の場合は国保運営協議会というものがあるわけですから、このような重大な影響を与える内容については、やはり国保運営協議会を開いていただいて、その上で議会で審議していくという手順を踏んでいただくというのが当然なんです。ところが、そういうことがこの場合は全国的な、あるいは奈良県の中でも、そうやって今回全部がそろってやるということになってないはずですよ。ですので、実際に最高までやっていないところも幾つもある中で、なぜ今回これを専決でやってこなければいけなかったのか。私は到底納得できないし、重大な問題があると思うんですけれども、この点についてどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、国の方が今回56万に限度額を変えてきた理由は、説明、当然ながら言われたままという形ですので、把握されているかもしれませんが。その理由は、最高限度額を世帯数で5%を超えたらいけないということになっていて、現在、国の全体のレベルでは5.4%になっているので、だから、それを5%以下にするために今度、改正したということの説明しております。広陵町に置きかえてみますと、世帯数から換算して225世帯は5%以下なんです。ですから、今回そのこと一つ考えてみても、広陵町で変える必要はないんです。ですから、そういうことも含めて、今回それも専決処分で変えるということについては強い憤りを覚えます。その点についてどのようにお考えなのか、今後こういう問題が出たときに

はどのように対応していただけるのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 町職員の所得を例にお示しをいただきました。私も担当といたしまして、税負担は多いなというようには思っております。ただ、今回の改正は、松野議員とちょっと意見は異なるんですけども、やはり所得が多くて53万円で頭打ちと、本来のその方の応能割といたしますか、計算しますと、国保税百七、八十万払っていただかなければならないような方も含まれております。それが53万円で頭打ちでおさまっているという現状、そのオーバーした税額が9,200万と先ほど申し上げたわけでございます。これはやはり社会保険あるいは共済、いろんな保険がございましてけれども、ご指摘のとおり、国保というのは比較的財政基盤の弱い保険であるということは事実でございましてけれども、国民皆保険というものを堅持していくためには、毎年毎年厚労省の方でその試算をされております。町といたしまして、広陵町の国保の実態を見たときに、やはり最高限度額53万円から56万円に引き上げるということは同感でございまして。

2点目の53万円は、広陵町の場合225世帯全体で割ると5%に至っていないよというご指摘でございまして。よくお調べてをいただいております。国保の中で、一般被保険者と退職被保険者という2つの形態があるわけですね、ご承知かと思っております。20年以上社会保険等に加入されてた方は退職被保険者になります。退職被保険者の800世帯余りあるわけですが、この割合というのは4%を切るような数字でございまして、一般被保険者の世帯においては5%を上回っております。なぜ5%がどうかと、5でなくて4でいいんじゃないのというような議論は国で毎年されているようです。やはり能力のある人に負担をしていただくという趣旨から、10年ぶりに今回、地方税法の改正をされたというように認識をしております。

それと、ことしの2月の国保運営協議会におきましても、そのあたりの資料をお出しして説明だけはさせていただいたというように認識をしております。また、3月議会の特別会計予算の説明の際に、19年度は賦課限度額が56万円になる見込みというようなことを私、申し上げております。議事録はまだできてないかわかりませんので、あれですけども、私、確かに申し上げたと思っております。どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** 一つ、能力のある人にはお支払いいただくということについては、私はそれでいい

と思うんですけれども、果たしてこれが全体、言うたら国保だけ見ても、本当に能力がある人ということと断定できるのかどうかということが問題だということを指摘してるわけです。ですから、先ほど言いましたように、そうやって家族が多かったら自動的に国保税が値上げになってきますから、その分で所得がそれほどなくても最高限度額になる、あるいは固定資産を田舎の方でたくさん持っておられたら、自動的にやはり所得が低くても限度額になるという、そういう実態がある中で、そういう部分が改善されないで、一方的にとにかく国保税が高ければ所得があるんだということをみなして、こういう形で課税される、限度額を上げることに對して、やっぱりどうしても納得できないし、先ほどは町の職員さんの方の例を出しましたけど、ほかの私学共済も調べてましたけど、随分高いです。同じことで、これはもう重々認識されてるわけですから、それも本当に払えるか払えないかという部分の能力について言えば、大変判断できない状況の中での最高限度額の引き上げについては、やはり反対をせざるを得ません。

これ3月議会で報告してるということでしたけれども、しかし、これを議題にして、きちっと議論をしていくという機会をつくる必要があるであって、それを議会としてこの1点について、じゃあ賛成か反対かということをしっかりほかの議員さんも議論をしていただくと、判断をしていただくということはやっぱり大変大事なことなんです。それが住民に責任を持つ地方議会であり、地方自治体であるというふうに思います。先ほどの件は、もう繰り返しませんけれども、本当にこんな問題までそういう形で専決をされ、議論の場すら奪われてしまうということに対しても大変強い疑問をさらに持っているということも加えておきます。これは答弁要るわけじゃないですが。

1つ目のだけ、やはりその問題、たくさん、言うたら53万の人がすべて生活所得がたくさんあって、高額所得でそんだけ払えると、払っても当たり前だという人ばかりなのかどうか、その辺の認識をどうやってお持ちいただいているのか確認したいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** おっしゃるとおり、私、資料を持っておるわけなんですけども、18年度の実績で53万円以上の応能者が225世帯というようにお答えいたしました。これが56万円に限度額が引き上げられますと、40世帯ないし60世帯ぐらいが56万円まで到達しない方が出てくるのではないかなと。55万円か54万円というところでおさまる方が40世帯強あるのではないかなというように予測をしております。それで、議員もおっしゃいましたように、保険税については軽減措置もございますので、本当に生活の苦しい、所得がな

いという方については6割軽減あるいは4割軽減ということで対応もいたしております。ですから、本当に生活の苦しい方は減免を受けておられますので、何も国保税が絶対払えないというような実態は少ないというように認識をしております。

このあたりのことにつきましては、やはり国保運営協議会、また平成20年度からの後期高齢者医療制度への移行等もあわせまして、議会において十分ご議論をいただきたいなというように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**山田議長** 6番議員ですが、前もって言うときですが、同じような形にならないように、ポイントだけお願いしますよ。

**寺前議員** 私、国保運営委員会に入ってるんですけども、国保運営委員会でこの問題が提案されたかのようなことをおっしゃってますけども、18年度中に値上げの議論はするかもしれないということはおっしゃってました。私は、そのときにあえて第3次行政改革大綱を出して、国保の値上げについてはここには一切書かれてないと。その他については、強行的にこの大綱にのっとって値上げを一貫して推進されてるんですね。だから、ここにはないものの値上げというのは認められないということについては発言をしたことはありますけれども、最高限度額の問題についての議論は一切なかったし、話はなかったというような認識を持っております。

それから、再度お聞きいたしますけれども、先ほどの中で、私たちは、所得が多いか少ないかという問題ではなく、国保の会計が全国的に破綻をしている、この破綻の事実が税制全体の問題の認識として発言をしているわけです。だから、私たちは、この国保の問題については、いわゆる低所得者層が大半を占める加入状況にあるという点についても、事務局と一致した見解を持っているということは事実であります。そういう中で、今回、最高限度額を引き上げという点で言いますと、この限度額の所得の方、国保で言えば幾らぐらいの方が最高限度額になるのかと。先ほど松野議員は、いわゆる職員の給与との水準で比較しましたけれども、国保の中ではどれぐらいの所得の方が最高限度額になるのかという点をお聞きしておきたいと思います。

それから、公的年金控除が激変緩和の2年目になってるわけですね。それから、老年者控除の廃止についても、縮小についても2年目に入ってる。これは、老年者控除は32万円が本来なんですけども、今年度は16万まで、そして公的年金控除については13万が7万円まで引き上げられるということでもあります。こういうところにかかっている人があるのかないの。だから、言いかえれば、所得が全く変わらないのに今度は増税になるという方が何

人いるのかという問題であります。これは、全体の問題については国保の議論のときにするわけですが、225人の方の中に、先ほど何人こういう方がおられるのか。所得が変わらないのに限度額が引き上げられると。

それからもう一つは、私は、こういう形で国保の会計についての減免制度の充実について議論をし、町長もその点についての必要性は認めておられるわけなんですね。ですから、今回の問題で言えば、引き上げになった分について本当に減免の問題について、任意減免については179件、289万7,800円の18年度行われたというのが数字で上がっております。これは、もともとは老年者控除の部分2万円を1万円に半額にしたために、大幅に減免を受けられる方が少なくなったわけなんですね。だから、こういう点についても、やはりもとに戻すという措置もとるなどしながら、国保会計の低所得者層全般の問題としての認識を深めていただくことが必要だということがあるんだと思うんです。

それは、財政が破綻してるからだということではなくて、財政の破綻というのは全国的にもう事実として認識されておられるんです。全国町村会などでは、明らかにこれはもう破綻の一途をたどっていくということに、認識はすべての市町村長の方は一致しておられる事実なんですから、私はこういう問題については、これこそ住民の暮らしを守るという点からいっても、公務労働の基本的な立場から、ただ単に最高限度額を引き上げることではなくて、それと同時に救われる者をつくっていくということの認識を持つべきだと思うわけなんですけれども、そういう点について今後の議論の対象にさせていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 限度額の世帯のどれぐらいの所得かというお尋ねでございます。ちょっと私、標準世帯ということで、4人家族で試算をいたしました。松野議員も例を出しておっしゃっていただきました。固定資産税額が10万円、そして1世帯4人ということでいきますと、所得割の部分が問題になってくるわけですね。その場合の所得でございますけれども、課税所得が650万余りだったように記憶をしております。そういう世帯ですと、56万円に到達をするというのが実態でございます。

それと、激変緩和の関係で、所得が同じなのに53万あるいは56万という賦課限度額になってしまう世帯があるのではないかとのご心配をいただいておりますが、私がかんでおります範囲では、ございません。詳しく一人一人、1世帯1世帯確認したわけではございませんけれども、ないというように認識をしているところでございます。どうぞよろしくお

願います。

後段の部分につきましては、町長の方からお答えをいただくことといたします。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 今、寺前議員のおっしゃるように、先ほどの議案は高額所得者を優遇し過ぎやというようにかなりおっしゃっておられましたが、今、高額所得者、これはだめやということでございまして、どうも私ども何をおっしゃってるのかわかりません。所得や資産のある人にはしっかりもらわなければ国保財政はだめになりますので、この点、なぜこれを抑えようとされるのかわかりません。所得のない人に56万かけるという場合も現実にはあります。というのは、事業に失敗なさって資産を売却されて、そして翌年度にその所得がやってくるわけですから、53万円徴収に行きますと、お金はない、資産はない、助けてくれという人は現実には起こっております。こういう人もありますが、これはまれでございまして、650万以上の所得のある人におかけしてるんですから、この点よりもむしろもっと低所得者に対しての課税についてが心配でございまして、必要な部分は被保険者がやっぱり負担を分かち合うということになるわけでございまして、結論的には社会的親孝行をこの納税で果たしていただくんですから、これからもしっかりと議論を深めてまいりたいと思います。特に1億2,000万の赤字を引きずってるんですから、どうしてもことは従前の課税方式では解消されません。篤と国保協議会、また議会の皆さんと協議を進めてまいりたいと思います。

**山田議長** もう簡潔にお願いしますよ。

**寺前議員** 今650万で56万強のいわゆる最高限度額に達すると。これは高額所得者とは言わない。その問題をなぜこのような形になるのかと言えば、国保会計の加入者の間での議論を優先されてるからであります。この問題については、やはり広陵町民のところの部分で、一般会計からの繰り入れの問題というのは、広陵町では歴史的に率先して繰り入れを行っていただきました。これはいわゆる老人保健無料化の制度のときに、影響額についての一般会計からの繰り入れ等々、まだ他がやってないときに繰り入れをしていただいたわけなんです。こういう問題というのは、他の所得との比較で言えば、国保会計全体の問題というのは非常に大変な状況があるんだということです。

国保運営協議会でも発言しましたがけれども、結局国保運営協議会でも、過去に町長の引き上げの問題に対して運営協議会の方が、余りにも極端過ぎると反対の意見を表明されて、一たん出された問題について訂正をされた、減額をされたという歴史があるんですね。それは

何かと言えば、国保加入者全般の方々の気持ちは、いわゆる税負担が住民税、所得税に比べて非常に大きい、こういうことなんですね。特に商売されている方々は、国保の問題については全国的に減額運動が起こってるんです。これは、その会計については破綻ないしは赤字のところでも、現実問題として、加入者の方々は住民税や所得税と比べると、この税負担の状況というのは耐えがたい、こういう問題なんです。

650万の所得の方が一体そしたら所得税や介護保険料あるいは住民税、そしてその他のものを負担する能力という問題を1,000万の方と比べたら、どのような負担の公平さが損なわれているかということは明らかなんです。だから、こういうことについての国保の問題について一致した認識を持って議論をさせていただくことが必要だというようにたびたび言っているわけなんですから、こういう問題については、やはりこの限度額についての引き上げというのは、先ほど5%の議論がありました。5%に達していないところについては、配慮するという点も必要であったのではないかと。

もう一つは、これを引き上げるということであれば、国保会計全体の方々の見直しも含めて、赤字だから、これはどうしようもないんだということではなく、低所得者層のところへの配慮という問題をやはり同時に検討していただくことが必要ではなかったかというように思うんです。そういうことによって、国保会計全体の圧迫感、いわゆる納税の状況、これはもう議会でいろんな方々が言っていますけれども、いわゆる滞納額というのは国保が一番大きいわけですから、滞納額で引き上げの分1億2,000万は解消されるわけなんですね。だから、そんな状況を繰り返していくようなことを行ってはならないということから、私は減免制度の問題について、ぜひ同時に議論をしてほしかったわけですがけれども、再度、町長、こういうふうな問題に関して、税の負担が国保会計以外のところの方々と比べると、とんでもない負担の状況になってるということからいって、広陵町民の公平性の問題からいっても、医療にかかわる問題について、一般会計からの負担というのは改めて考えなきゃならないし、また減免制度の問題についても拡充しなきゃならないということは議論をする必要があると思うんですけれども、国保運営協議会やその他に提案をしていただくというような認識を深めていただくことができるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 今ご指摘いただいた事項につきましては、今年度は国保税制の改正等もございまして、しっかりと提案を申し上げ、ご相談し、議論を深めてまいりたいと思います。

**山田議長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

**松野議員** 反対の立場で討論をいたします。

まず1つが、やはりこの大変大事な議案につきまして、条例としてきちっと審議をする機会を与えられずに専決でされてしまうということについて、とりわけ国保運営委員会もありながら、そこすら通さないで専決されてしまうということについて1つ反対をしたいと思います。

それから、先ほど部長の方も試算をされたそうですけれども、650万の所得ということで計算されたそうですが、これで国保税が56万で、それで固定資産税10万円で、国民年金、ご夫婦2人分やったら、こんだけで100万円もなくなるでしょう、1人17万ぐらいですからね、国民年金。そういうのが550万、そこから町民税、県民税、それから所得税とか自動車税とか、それでおまけに大学生、高校生と子供があったら、本当に高額所得者でゆとりのある生活者の人って言えるんですか。言えないでしょう。だから、私は、本当にゆとりのある、支払う能力のある人が56万払ってもらう、そういうことが明確になっていれば賛成いたします。しかし、その部分が他の保険と比較しても、同じ所得であっても大変重い税負担をしながら、この程度で高額所得者とみなすという、全部をみなすということに対しては、やはりもっともっと研究し、慎重に対応すべきであるということには言わざるを得ません。この点が2つ目です。

それと、国保会計については、今回本当に大きな赤字を抱えているという状況であることは把握していますが、この原因は、先ほど寺前議員も言いましたが、そもそもやはり国の補助金を削ってきたということから発生しているわけであって、やはり国の責任は大変重大だということをややはり議会も理事者も一致して認識をしながら運動を進めるということが大切であるということ指摘して、反対いたします。

**山田議長** 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

報告第6号を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**山田議長** 起立多数であります。よって、報告第6号は、原案どおり承認されました。

**山田議長** 次に、日程5番、報告第7号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告についてを議題といたします。



本件について説明願います。総務部長！

**植村総務部長** それでは、報告第7号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

今回、専決処分をさせていただきました補正予算につきましては、予算総額に増減はございません。

15ページをお開き願います。まず、歳入ですが、地方譲与税、地方交付税を初め各種交付金について確定額をもって増減補正とさせていただきました。

16ページをお開きください。下段の19款町債でございますが、一般公共事業債調整分及び財政状況に伴い配分された許可額について、新清掃施設整備事業債6,180万円、町道整備事業債に840万円、まちづくり交付金事業債に2,420万円の補正の増額を計上いたしました。

こうした財源の捻出により、これまで財源調整として計上いたしておりました17款の各繰入金につきましては、減額をさせていただいたものでございます。

なお、17ページの歳出につきましては、各事業費における地方債と一般財源の振りかえでございます。

13ページにお戻りください。それぞれの地方債の限度額補正につきましては、表記のとでございます。

以上で一般会計補正予算（第7号）の報告の説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

**寺前議員** 先ほどからの議論になっている、いわゆる配当割交付金あるいは株式等譲渡所得割交付金がそれぞれ増額になってるんですけども、この内訳はどのような内訳で、当初の予算の設定の仕方と、今回は確定したからということで、最もわかりやすいわけですけども、当初の予算の設定はどのような形でされていたのか、お聞きしておきたいと思うんです。

地方交付税の問題について、早速補正が161万9,000円出てるんですけども、これはまだ地方交付税の状況が把握されていないと思うんですが、なぜ今回、これは18年度のもんやな、ごめん。その辺でお聞きしたいと思います。

それから、清掃センターの内容ですけども、これは地方債に振りかえしてるわけなんですけど、どういうところの部分が認められたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** まず、歳入の配当割交付金、それから株式の部分の確定額の補正という形で伸びてるといふ、当初どういふ見方をしたたといふ形でありましたが、ことしにおいて、ある程度の伸びといふ形で当初予算には反映したものの、やはり大企業関係か、景気の動向がある程度伸びてきたために増収になったといふこととございます。（「これ何人から何人とか、そういう集計は」の声あり）はないです。これは県から3分の2が広陵町へ来る部分でございますので、交付金として。

それと、清掃センターの起債の部分では、今回6,180万円という形でございますが、これは国の枠の増加分で、一応その分が当時申請した部分以上に、こういう形の配分として参ったものでございます。

**山田議長** ほかにありませんか。

（なしの声あり）

**山田議長** ないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

**山田議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

報告第7号を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は、承認されました。

**山田議長** 次に、日程6番、報告第8号、平成18年度広陵町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。水道局長！

**大西水道局長** それでは、報告第8号、平成18年度広陵町水道事業会計補正予算の専決処分についてご説明を申し上げます。議案書の20ページをごらんいただきたいと存じます。

専決で補正をさせていただきましたのは、営業外費用の742万4,000円でございます。

21ページの実施計画書の収益的収支、1款水道事業費用、2項営業外費用、1目の消費税及び地方消費税の欄をごらんいただきたいと存じます。今回の補正は、平成18年度の決算見込みにより、消費税及び地方消費税の納付額が1,469万9,000円と予想されましたことによりまして、平成18年度予算当初の消費税支払い予定額を上回り、予算枠内の支払い可能額に不足が生じたので、742万4,000円を補正させていただいたものでございます。

内容につきましては、別にお示しをさせていただきました消費税積算資料のとおりでございます。理由といたしましては、住宅開発による工事負担金収入の増加により、預かり消費税がふえたこと及び建設改良費の減少により仮払い消費税が減少したため、差し引き支払うべき消費税が増加し、補正をさせていただいたものでございます。

どうかよろしくご理解を賜りたいと存じます。説明を終わります。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

**松野議員** 1点だけお聞きしておきますけれども、住宅開発による新たな接続件数は何件だったのかということだけお聞きしておきたいと思います。

**山田議長** 水道局長！

**大西水道局長** 当初見込んでおりました住宅開発の分担金関係につきましては、50件を見込んでおりました。結果、決算の対象となりました件数が201件。

以上でございます。

**山田議長** 8番、山本議員！

**山本悦雄議員** 消費税で仮払い消費税と仮受消費税、その差額ですよ。それを納付しなくてはならない。これは予算化する必要があるかどうか。そういうのは、当然こんなん必ず合うはずがないんですよ、予算化したって。預かった金でしょう、そして支払った金でしょう。その差額を税として払うと。これは何も税として払うんじゃないしに、預かり金が多ければ払う。預かり金より少なければ還付を受ける。それだけのことで、こんなもんはうっかりしてきょうまで予算見とってんけど、こんなもん予算化する必要があるかどうか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

**山田議長** 水道局長！

**大西水道局長** 基本的には、今、議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、予算総額の中で支払いに充てます金額そのものが予算の議決金額を超えますので、今回の専決という形でお出しをさせていただいたということでございます。基本的には、議員のおっしゃるとおりでございます。

**山田議長** ほかに。消費税がかかっていますが、どうですか。共産党さん、反対、賛成、どうですか。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

報告第8号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は、承認されました。

**山田議長** 次に、日程7番、報告第9号、平成18年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。総務部長！

**植村総務部長** 報告第9号、平成18年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。24ページをお開き願います。

今回、報告させていただきますのは、既に平成19年度の繰り越し事業として承認をいただきました繰越計算書でございます。まず、総務管理費のまちづくり交付金事業でございます。パークゴルフ場整備、百済寺公園整備と集落間道路整備につきましては1億2,090万円を、社会福祉費の介護保険システム改造事業につきましては485万1,000円を、さらに道路橋梁費のワンダーランド施設進入道路整備事業で2,100万円を、古寺中線事業で1,340万円を、百済赤部線道路整備事業で2,160万円、交通安全施設等百済赤部線の整備事業に1,060万円をそれぞれ平成19年度において執行をお願いするものがございます。

なお、財源の内訳といたしましては、表記のとおりでございます。

以上で繰越明許費計算書の報告とさせていただきます。ご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

**松野議員** 繰越明許のそれぞれの事業につきまして、なぜ繰り越しということになったのかという理由について、それぞれ説明をしていただきたいのと、それと完了の工期の予定ですね、終了する、それについての見通しについても、それぞれについて教えていただきたいと思っております。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** まず、まちづくり交付金事業のパークゴルフ場の件につきましては、一応広陵町と田原本町の両域にわたって一応計画をしておりますが、広陵町の場合は、まちづくり交付金事業の補助制度で整備する予定をいたしておりますが、田原本側につきましては一応単費ということになりますので、まだ向こうとして最終どうするかという結論をいただい

ておりませんので、その関係で一応測量設計の部分を19年度へ繰り越しさせていただきました。町としましては、一応19年度秋には測量設計に入りたいというように思っております。このまちづくり事業交付金につきましては、これは一応18年度から22年度までの事業ですので、その間には当然終息しなければなりませんので、そこまでには実施する予定をいたしております。

それから、百済寺公園につきましては、用地・建物の一応契約はできたわけですが、建物につきましては取り壊していただいて更地にしてから町にいただくということですので、更地にまだされておられませんので、支払い部分で前払い分を払っておりますが、その残りの分についてはまだ精算させていただきませんでしたので、その分を繰り越しさせていただきました。それともう1件、この百済寺公園の整備に伴って用地取得する部分につきまして、その用地の話がまだ調べておりませんので、その分を全額繰り越しさせていただきまして、この件に合わせた次の集落間道路整備、これにつきましては、百済寺の三重の塔から広瀬の農業研修センターまでの道路整備という事業なんですけども、これは百済寺公園の整備とあわせて測量設計する予定をいたしておりましたが、百済寺公園の方の測量設計、用地の関係でおくれたことに伴いまして、この設計促進につきましても19年度へ送らせていただいた分です。

それから、次の道路橋梁費ですけども、ワンダーランド施設進入道路整備事業につきましては、これにつきましては、布谷氏との話が進みませんでしたので、その関係で一応19年度へ繰り越しさせていただきました。

それから、古寺中線の整備事業、これにつきましても、古寺の方3軒、それから中の方1軒、この用地の交渉は、1人は従来、清掃センター建設時から反対ということでありまして、もう1軒は家をちょっと移動させていただかんといけませんので、これにつきましては、交渉に行きましても玄関から中へ一切入れていただけない状態で、今のところ条件交渉はまだできておりません。それから、もう1軒につきましては、代替地ということで、なかなか難しい代替地の要求をされておりますので、これにつきましても今のところちょっと話が調べておりません。それから、もう1軒につきましては、当初、用地交渉に行くに際しまして、大字区長の方から一応お話ししていただいた中で、公共工事ですので、当然税金上の優遇制度がありますので、公共工事でお示ししている単価を、もし民間で売られた場合はこれぐらいになりますよという話をされたのが、その相手の方が民間ではこれぐらいになりますよという額が広陵町の提示価格やということ言い張っておられて、なかなか話が進んでおり

ません。

それから、百済赤部線の道路整備事業、これにつきましては、新森橋の田原本に向いて下る側のちょうど右側の部分ですけども、これは相続問題で現在、係争中でありまして、この裁判結果が出なければ用地の話ができませんので、その関係で一応19年度へ繰り越しさせていただきます。

それから、交安事業の百済赤部線の整備事業ですけども、これにつきましても、先ほどの古寺中線で反対されておられる方ですけども、この方の用地交渉が進まず、その結果、19年度へ繰り越しさせていただいたものです。

以上です。

**山田議長** 健康福祉部長！

**池田健康福祉部長** 介護保険システム改修事業についてのごでございます。ご存じのように、医療制度の改正の実施によりまして、平成20年4月から国民健康保険税及び後期高齢者医療の保険料の特別徴収が開始されることによりまして、現行の介護保険システムが今、特別徴収をさせていただきますので、そのシステムを活用するというふうなことで、この予算を計上させていただいたわけでございます。国の方からは、一応18年度で一部補助金を交付するという事で補正予算を組んでさせていただいたわけでございますが、実質にシステムの改修につきましては19年度で行うということで繰越明許をさせていただいたということでご理解をお願いいたします。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** 今それぞれ理由をご説明いただいたわけですけども、それぞれに大変困難な状況があるなというふうに思いますが。それぞれの事業の見通しについては、どのようにお考えなのか、またどのように対応されていくおつもりなのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、とりわけ古寺中線とか、またワンダーランドとか、土木費の方の部分の事業については、従前からいろいろとご説明いただきながら今の状況に至っているわけですが、さらに今の中で解決の見通しについてはどのように持っておられるのかということについても確認をしたいと思えます。

それから、まちづくり交付金事業なんですけれども、用地の話が調べていないという部分もあったり、更地にしてからということなので前払い金を渡してるのに、そういう状態になっていないということについては、どういうトラブルがあるんだろうというふうに思うんですけ

れども、どのような状況か、さらに見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。また、対応の仕方についても、それぞれ確認していきたいと思います。

それで、これだけ幾つかの事業が、介護保険のコンピューターシステムについては、これはやむを得ない状況だと、当然というか、いいんですが。そういう事業について係争中の用地があったりとか、いろいろな問題が、たくさん難問を抱えているわけですが、やはり事業を行う前に、十分そういう解決の見通しをつくってから事業を推進すべきが当然だと思うんです。その部分については、やはり前もってどのような状況だと認識して、それぞれの事業を推進されてきたのか。その辺のところは、今後もこういう難題を引きずっていくということになれば、やはり広陵町としても職員さんも少ない中で、こういうところに多大なエネルギー、人手を使わなきゃいけないわけですから、事業の設定の仕方そのものについてもやはり慎重さに欠けるのではないかということも議論せざるを得ないと思うんですけれども、こういう点についてお聞きをしていきたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** まず、百済寺公園の整備の用地買収、建物買収の件でございますが、契約に手間取りまして、一応18年度内に精算できなかったというだけであって、現在、契約もできておりますし、契約がおくれましたので取り壊しの時期が少しおくれましたので、取り壊しができれば精算させていただきますので、事業自身には問題ございません。（不規則発言あり）もう既に契約も全部終わってます。

それから、いろいろな事業で繰り越しをさせていただいたわけですが、その解決の見通しはおっしゃられるわけですが、ほとんどが用地関係で、個人さん、いろいろな価値観もありましょうし、こちらが収用できる事業であれば収用させていただきますが、収用もできませんので、とにかく話し合いということです。ただ、既に大多数の方は協力いただいておりますので、一部の方に有利な条件を提示することもできませんので、従来から来ておる条件でとにかく交渉を粘り強く続けるしか方法はございません。万が一交渉が成り立たなければ、当然その部分はあきらめなければ仕方がないと。それを無理に事業をすることはできませんので、その一部分については、買収できないままで一応事業を終わることになってしまわざるを得ないと私は思っております。

それから、なぜこのような事業を見通しも立てずにされたかというお話ですが、これはあくまでも新清掃センター建設に関連しての整備事業ですので、広陵町からこういう事業をしますと言ったもんでなしに、清掃センターを建てる上で、地元がこういうことをして

くれという中で取り上げてる事業ばかりですので、見通しも立てずに何で行うかという言い方は、少し私らとしては納得しかねますけども。それぐらいでしたね。

**山田議長** ほかに。14番議員！

**青木議員** まちづくり交付金事業についてちょっと確認しておきたいなと思いますねんけど、多分総額8億円とかお聞きしていた中で、そこで年度が決まっているように私は認識しておりますねんけどね。なぜこれを聞くかということになりますと、このパークゴルフ場、相手、田原本さんとの共同事業という形にまず位置づけておられると思いますね。町単独で広陵町だけでパークゴルフ場でもいいんだというのじゃないと、最初から町長もそのようにおっしゃってたように私は記憶しているわけですので。この辺も含めまして、まちづくり交付金を当てにする事業というものの年度のいわゆる期間ということも含めて、どのように対処していかれるのか。それは、この年度を越えてまちづくり交付金にのせられなくなりましたから、町単独でまた出しますとか、いろいろあるのか。どういうように思っておられるのか、見通しをちょっと確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** ただいまおっしゃいましたように、まちづくり交付金事業は当初8億8,600万ということで、いろいろな事業をやっていくという。その中に、1つはパークゴルフ場という話があったわけですけども。田原本につきましては、町長選挙がありまして、ちょうどその現職の方が負けられて、新たな方が町長になられたと。そういう関係もありまして、話が一たんとんざしたということもあります。それで、広陵町は、一応この交付金事業でパークゴルフ場の整備ということで、既にその用地も町に払い下げにはなってるわけですけども、田原本町側につきましては、まだ現在、廃川敷地は田原本町には払い下げされておられませんし、そこらの関係ですべて単費でいかなければならないということで、なかなか田原本側にしては大きな事業になってしまうんじゃないかなと。

そこで、一応町として田原本町側には働きかけているわけですけども、なかなか最終のいい返事は今のところはいただいておりません。町としては、当然これ22年度までの事業ですので、22年度を過ぎれば、すべて精算しなければなりませんので、それ移行につきましては、やろうと思えば当然単費でやっていかなければなりませんので、そこまでできるものについてはすべてやっぱり完了させていきます。ただ、パークゴルフ場につきましては、田原本町分につきまして広陵町でするわけにもいきませんので、この分につきましては田原本側が否という話であれば、町側の分について一応整備はしていきます。この9月以降に、一



応19年度で測量設計をさせていただいて、20年度以降、そういう整備にかかっていききたいという考えであります。

**山田議長** 14番議員！

**青木議員** 確かに今、私、パークゴルフ場だけには言っていないわけですねけど。いわゆるまちづくり交付金事業という形を最大限活用していくというような発想で言ってるわけですね。その意味では、このような期間を要するだろうという一つのいわゆる予想というものも当然あるわけですから、想定済みで、すべてうまくばつぱといくことはまずないわけですから、大体最大限このぐらいの期間はかかるであろうと。しかし、まちづくり交付金事業として解決をしていくということではなかったら、何やわけわからなくなるように私は思うわけですからね。その意味で、きちっとタイムスケジュールにのっかった中で物を運んでいっていただかなければ、交付金事業が活用されなかったら、これは何のために大義をつけたんかなということもあるわけで、その辺で心配をして今言ってるわけです。

そこで、パークゴルフ場につきましても、広陵町だけの敷地内において、それが果たして有効なるパークゴルフ場になるのか、またそれだけの投資に見合う価値があるのかということを含めて、また全く違う次元で考え直さなくてはならないようなことに私はなると、こう思うわけですので、その辺の今現在、これから何年のタイムスケジュールを持ってきちっとやって、どこで決着をして、あきらめるならあきらめるということも含めてやっていかならんように私は解釈するわけですが、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 当然まちづくり交付金につきましては、22年度が最終リミットですので、当然工事するには1年以上の期間もかかります。その関係で、19年度もしくは20年度に、おっしゃるようにもう一度できるできないの結論を出す必要があるんじゃないかと。まちづくり交付金事業での一応事業として当初考えておりましたのは、百済寺公園の整備と、それから多目的広場、それから古寺広場、それからパークゴルフ場、それから高質空間形成施設、それから農産物直売所、それからコミュニティーバス運行推進、それからスポーツ施設、それから環境リサイクル学習会という、これだけのものを取り上げて、一応まちづくり交付金事業としての計画を立てております。

それで、特に金額的に大きなものといいますのがパークゴルフ場、百済寺公園につきましては、一応用地等につきましては決着がつきましましたので、今後、測量設計、そして整備に移っていききたいと。それから、多目的広場につきましては、今年度中に設計にかかっていき

いと。それから、パークゴルフ場につきましては、先ほど言いましたように、19年度中に一応測量設計にかかっていきたいと考えております。それから、高質空間形成施設、これは道路整備なんですけども、これは百済寺から広瀬の農村広場までの水路です。特に百済寺から今市に向いての水路につきましては、百済寺公園の整備とあわせて、ふた等で道路の拡幅を近々やっていきたいという考えを持っております。

それから、農産物の直売所につきましては、私ちょっと答えられませんので。それから、コミュニティーバスにつきましても、ちょっと私の範囲外ですので、答えさせていただくことはできません。それから、スポーツ施設につきましては、一応どのような施設を誘致するかという、これがなかなか大きな難しい問題だろうと。ここら辺につきましては、まだまだ研究のこれから余地があるんじゃないかということで、まだ検討段階であって、基本設計にも一応まだかからせていただけない状況ではございます。それから、環境リサイクル学習会は、もう既に清掃センターの方でやっていただいております。以上のような状態です。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** まず、いわゆるワンダーランド、古寺中線、百済赤部線の件なんですけれども、副町長、理事初め、過去には努力をしていただいていたわけなんですけれども、解決に至っていないと。それで、部長の話では、解決しなければ、そのままの形態で終了しなければならないという認識を持っておられるわけなんですけれども、これについては、そうできる場所とできない場所とあろうと思うんですね。その点を区別して明確に今後の計画に当たっていくということが必要だというふうに思いますので、そういう前提で質問させていただきますけれども。

1つは、この間、いわゆる土地だけのところについては、どれだけ話し合いに行かれたのか。もう一つは、家の存在するところ、これを確認したいんですが、ワンダーランド施設進入道路が、これが家のあるところですか。（「古寺中線、土庫川よりです」の声あり）いや、買収できてない、これが建物のあるところやね。あとはどっちもかかるけども、一応これは建物のあるところということで、古寺中線や進入路については、これは当初の計画にあったように、いわゆるのり面までを買収して範囲を広げたと、その方が安くつくからという形で広げたと。それを当初のいわゆる一部分に復帰すれば解決する場合があるわけですね。それは、そういうような解決の仕方というのはあり得ると思うんです。これはワンダーランドのところについても、そういう形で立ち退きを必要としないというような形で話し合いを求めるといふことであれば、可能性も含まれるわけなんです。だから、そういうようなところの考

え方を明確にしてほしいと。

ところが、百済赤部線の問題については、既に用地を広げて一部が困難な状況になっているところについては、これはそこを残して解決できるかという、これはもう難しいというように思うんです。そういう点で、きちんと私は今後の見通しを持って、どのような形で新たに用地提供者にアタックするののかということの整理がまず必要だと思うんです。整理の上に立って、必要なところについては買収のお願いに行かなきゃならないわけなんですけれども、そういうようなトータルとして何回話し合いに行かれてるのか、あるいは話し合いに言ってもらちが明かないということで、既にあきらめたという状況の雰囲気をつくっているということになるのか。そういうようなところを整理した上で、ご答弁をお願いしたいと思うんです。だから、要は提供しなきゃならない方々も決定されているわけですから、心の不安を抱えたまま、今後どうなるのかという形での対応を迫られているわけですから、そういうようなところの整備をした上で、今後の計画についてご答弁をお願いしたいというように思うんです。もちろんこれは副町長の答弁が一番いいだろうと思いますので、そういう点でお願いします。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** ご心配いただいております事業の箇所について、先ほど部長が申し上げたところの用地が解決していないというのは事実でございます。百済赤部線の道路整備、いわゆる交通安全対策事業の歩道部分についての箇所の土地の所有者については、ご本人も非常に気にしておられます。また、地域からも、あのような状態でいつまでも放置をすることは危険であるということもご本人にもおっしゃっているということもお聞きいたしておりますので、最近、ご本人は境界の立ち会いにも来ていただいておりますし、そろそろ契約していただけるという雰囲気を示していただいているということを担当の方から報告を受けております。

住宅の移転をしなければならない古寺中線の部分については、交渉に応じてもらえないという状況が続いております。これも強制収用ができる事業でもございませんので、そういった手続にも入れないということで、しっかり話し合いをさせていただくという以外に方法がないということで、今現在、その方との接触が途絶えているというのも事実でございます。

それから、もう1軒は、代替地を希望されておまして、代替地を何度となく提示をさせていただいて、決意をお待ちしている状況でございますが、なかなかその部分も進んでいないということで、こちらが交渉が途絶えているということでございます。これも担当の方が返事待ちをしているということで、家庭内での事情もございまして、なかなかこちらから押

しかけて話をするというところまでいっていないというところでございます。

ワンダーランドの施設進入路道路整備事業といいますのは、クリーンセンター広陵の敷地内の道路の整備でございますので、これは用地は確保いたしております。入り口のところで少し問題があるので、工事をしないで繰り越しをさせていただき、19年度に改めて決定をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

**山田議長** 6番！

**寺前議員** だから、要は不可能なところはそのまま放置するという認識も、一部部長は答弁されたというふうに思うんですけどね。だから、できないところについては、先ほども言ったように、百済赤部線の問題については、これは先ほどの答弁のとおり危険だということで、積極的な話し合いが必要だと思うんですけど。その他のところについては、工法の変更で対応できるというように認識を持っておられるのかどうか。特に家屋の撤去のところについては、家の移転についてはどうやってもという形ですけども、一部かかるところについては、何らかの工法の変更で対応できる部分も私はあるというふうに思うんです。そういう点で言うと、所有者の方の理解を得られるような提案をしていくという形で解決をしながら、今後の話し合いに臨むということで進める必要があると思うんですが、そういう点はどのように考えておられるのか。それいかんによっては、話の中身について一挙に進展する可能性が強いというふうに思うんですが、その点のご答弁をお願いしたいと思います。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 事業は、いずれも国の交付金をちょうだいして事業を進めております。交付金事業についても、いつまでも交付金がもらえるかという、そうでもございません。タイムリミットもございますので、その期間内にぜひ解決をしたいというふうに思います。解決できない場合は別の方法でやろうとするのは、安易な考え方だと思います。一たん事業化すれば、やはり完成させなければならないということで、職員として頑張ってもらわなければならないというふうに思います。

ご指摘の工法を変更して、その箇所を施工する。いわゆる土庫川の堤防の敷地のみを使って道路をつくるとしましても1車線しかできない、片側通行になってしまうということで、変な道路になってしまいますので、それもいかなものかと思えます。この事業完遂に向けて、組織を挙げて頑張っていきたいと思えます。

**山田議長** 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

**松野議員** 賛成ですが、意見をつけて賛成としたいと思います。

やはり事業につきましては、確実な見通しを持って事業を実施をしていくという部分については慎重にさせていただく。今になって違う方法というのをとるのはなかなか難しいのは理解できますけれども、やはり事前に、じゃあここは困難があるかもしれないという部分については、違う方法とか、いろいろ考えながら事業を進めるというのが当たり前ですので、今後の事業において、ぜひ慎重に進めていただきたいということが1つと、それからまちづくり交付金事業につきましては、大きな金額であるにもかかわらず、計画書なり青写真なりを議会の方に提示・説明していただいておりますので、これは速やかにぜひ……(不規則発言あり)計画書のをもらってなかったと思うんです、具体的なやつ。見せた……(不規則発言あり)ちょっと私としたら認識がなかった。そしたら、それは取り消します。

それから、あと1つは、やはり時期のあるせっぱ詰まった事業、ワンダーランド以下について、毎議会、報告できるように鋭意努力していただいて、議会ごとに報告をしていただきたいということ、この2点を加えて賛成といたします。

**山田議長** 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第9号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は、承認されました。

しばらく休憩いたします。1時半から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(P.M. 0:20 休憩)

(P.M. 1:34 再開)

**山田議長** それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、日程8番、報告第10号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。都市整備部長！

**森田都市整備部長** 報告第10号、平成18年度広陵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明申し上げます。25ページをごらんいただきたいと思います。

この件につきましては、平成18年度において諸般の事情により19年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。今回、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくとともに承認をお願いするものでございます。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。明許繰り越しをさせていただいた事業は、表のとおりでございます。なお、上2つの馬見1-1工区につきましては、既に工事を発注いたしております。場所は大垣内地内、工期は5月8日から7月25日までとなっております。請負業者は野村建設株式会社、請負額は1,922万5,500円、税込みでございます。

次の下2つの安部8工区につきましては、今のところまだ発注には至っておりません。区長が決まり次第、区並びに関係者と十分協議の上、事業を速やかに執行する予定をいたしております。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

**寺前議員** これからこの公共下水道については一般質問や、また議会等でも、委員会等でも議論してるように、いわゆるこの工法がプラスなのか、それとも簡易施設、合併槽が有利なのかという検討を加えていく必要があろうと思うんです。もちろん維持費等もあるでしょうけれども、そういうような問題を含めて、こここのところの説明というのはちょっとわからないんですけれども、実際にこの18年度のこれを行おうとした動機、それとこれは馬見第1、第2の場所をもう一度特定していただければいいわけですけども、かなりの距離を延ばさなければならないという場合も想定できる場所もあると思うんですが、そういうような検討をした上でも、なおこの方がトータルとして有利という判断で工事をされているのかどうか、その点についての厳密な検討の成果についてお願いしたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 合併浄化槽の件をお尋ねのことだと思うんですけども、一応それにつきましては事業費等概算も試算はしております。ただ、合併浄化槽を設置しますと、その管理の問題、それからその設置の場所の確保等々いろんな問題もありますので、現在のところはまだ検討段階でございます。今回、大垣内にさせていただいた分につきましては、距離にしまして124メートルの区間でございます。それで、民家にしまして六、七軒一応ある部分でございます。

それから、計画区域決定している分につきましては、現在のところは一応下水道の埋設と

いうことで進んでおりますが、今後、離れた場所の1軒、2軒等の問題が出てきた折には、やはりそういう合併浄化槽等の検討もさせていただかなければならないんじゃないかと思っております。

以上です。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 合併浄化槽においても、金額等についてはもちろん大きさ等にもよりますし、維持費等もよるんですけれども、現実問題としてはかなり下がってきているということがあろうと思うんです。そういう点で、現時点でいわゆる1軒の合併浄化槽をつくる、あるいは5軒分の浄化槽をつくる、そういう段階において、どれぐらいの金額が必要なのか。そういう点について把握しておられるのであれば、報告願いたいと思います。というのも、これからは間違いなく工事費の高いところを工事をしていかなければならないし、そういうところのいわゆる浄化槽をしようとする方々の要望にこたえていかなければならないわけですから、その点での検討は常時必要だと。また、単価等についても下がってきているわけですから、こういう問題を真剣に議論をしているかどうかも含めてご報告願いたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 合併浄化槽の一応試算でいきますと、大体1カ所三、四百万程度の費用ということになっております。ただ、当然合併浄化槽であっても、その中を通った水は当然排水路なり、もしくは下水に接続という格好になりますので、そこらあたりをまたいろいろ研究・検討をさせていただいて（「維持費は」の声あり）維持費は、電気代、水道代ということですので（「どのくらいかかるのか」の声あり）試算はしておりません。ただ、電気等については、現在の浄化槽とほぼ変わらないというように思っておりますけども。

**山田議長** 次、12番議員！

**松野議員** これもあわせて、それぞれ繰越明許になっている原因を説明していただきたいと思えます。下の分については、区長決まり次第ということなんですが、その辺の経緯についてももう少し説明を加えていただけたらと思えます。

それと、公共下水道とこれらの建設事業なんですけれども、野村建設が18年度何件、それから金額にしてどんだけというのがわかれば教えてください。それで、町内で上位、たくさん仕事をとってる上から5件までぐらいは、どこどこが何件、金額幾らという形の資料があれば、今教えてもらいたいと思うんですけれども。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 18年度、何件とったか、上位云々という話は、ちょっと今資料を手にありませんので、もし何でしたらまた委員会のときにでも報告させていただきたいと思えます。

それから、ちょっと最初の質問が聞き取りにくかったんですけども。

**松野議員** 繰越明許になった原因、説明を。

**森田都市整備部長** 馬見1-1工区につきましては、上の2つの分ですけども、これにつきましては、業者の倒産ということで、梅本建設。下の分は区長の不在ということで、工事をすすめる上で道路通行の規制をかける等の場合は、一応区長さんの印鑑等が必要ですので、区長不在でそういうものがもらえませぬし、そういうことで、済みませぬ、よろしくお願ひします。

**山田議長** 次に、ありませぬか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませぬか。

(なしの声あり)

**山田議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

報告第10号を承認することに異議ありませぬか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は、承認されました。

**山田議長** 次に、日程9番、報告第11号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について説明願ひします。住民生活部長!

**吉村住民生活部長** 報告第11号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決についてご報告をしたいと思えます。議案書の27ページからでございます。

34ページをお開きをいただきたいと思えます。

平成18年度におけます広陵町国民健康保険特別会計の決算は、1億2,131万9,000円の財源不足の決算になる見込みでございます。その赤字の内容でございますけれども、17年度への繰り上げ充用分4,614万9,000円、そして18年度の繰り上げ充用分7,517万円、合わせて1億2,131万9,000円の赤字となるものでございます。その不足額を繰り上げ充用させていただくという内容でございます。

33ページをごらん願ひたいと思えます。その財源につきましては、一般被保険者の医療費分で8,533万8,000円、そして同じく一般被保険者の介護納付金現年課税分で2,



842万5,000円、さらに退職被保険者の介護現年課税分で755万6,000円、合わせて1億2,131万9,000円を手当てさせていただくという内容の補正でございます。

どうぞよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

**松野議員** 平成17年度、18年度と続きまして赤字というような状況があるわけですが、その要因としてどのように分析されているのか。特に高齢者の比率がふえているのではないかと思うのですが、その点についてはどのような実態があるのかということもお聞きしたいと思います。

それから、朝の方の最高限度額のところでも議論しましてけれど、根本的に国民健康保険制度そのものが大変重大な問題を含んでいるという中で、やはり社会保険の方であれば2分の1が使用者負担という形もありまして、また負担掛金とか負担額の軽減につながっているというところは明らかなんですけれども、そういう部分の制度の矛盾を補てんしていくという部分におきましては、広陵町としても独自に努力ができる点がありまして、いろいろな議論はありますが、やはり一般会計からの繰り入れということもいよいよ検討せざるを得ないではないかと思うわけですが、この点についてはどのようにお考えなのか、聞きたいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 17年度、18年度の赤字の要因ということでのお尋ねでございます。細かい数字はなんですけれども、やはり介護納付金の部分で相当この会計から持ち出し部分が年々ふえてきているという実態がまず一つございます。18年度で見ますと、やはり3,500万ぐらい持ち出しをしておるという状況、これらがやはり大きな要因かと思えます。

そして、いつもご指摘をいただいております、いわゆる滞納部分に対する徴収率の問題、これについても収納対策本部とも連携をさせていただきながら努力をしておりますものの、やはり年々わずかではございますけれども徴収率も上昇はしないと、むしろわずかですけども落ちていると、こういう状況があらうかと思えます。

それと、14年度に改正がございまして、老人医療への移行というのがとまっております関係、これらでやはり医療費の受け持ち部分が大きくなってきていると、年齢層的に。そういったことも要因の一つであらうかと考えているところです。

それと、一般会計との絡みということでご指摘をいただいておりますが、これについては

ご意見を賜りまして、また国保運営協議会、町全体の中でどうしていくか、今後ご議論をいただくことになろうかと考えているところです。

以上でございます。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** 今、赤字になってきている要因を説明いただきましたが、やはりこれは滞納の徴収率が落ちているということにつきましても、大変職員さんの方では努力をいただいているという中で、徴収率が若干でも落ちていくということは、制度の欠陥です。また、介護納付金の問題、老人医療への負担の問題等も、やはりこのような財政の問題は根本的に制度の問題が大きく横たわっているわけで、これを今度は国保税の値上げをして、さらに住民負担をしていくということは、だれが考えても納得ができないということを言わざるを得ませんので、この赤字分については解消する方法について今、部長、ご答弁いただきましたように、慎重に、本当に広陵町全体としてきちっと考えていただきたいということを述べて、質問を終わります。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** この歳入のところの3カ所からの配分ですね、これは考えがあってこのような配分をされてるのか、その点お聞きしておきたいと思います。

それから、一番深刻な問題は、現実問題として国保会計が赤字だということで、どこにその分を転嫁するのかということの発想しか出てこないわけでありまして。これは事務局も非常に苦心されることだと思います。水道会計にしても、あるいは下水道会計にしても、結局特別会計という名のもとで特別会計類の名もとの会計決算というのは、結局は税の体系が違っているだけであって、国民、町民から見れば、すべて負担の根拠は同じなわけなんです。こういうような問題で、一般会計については5カ年、5億円、50人削減という方針を出されて、その解消のために手だてを打たれたと。あるいは下水道、水道、これは企業会計の論理のもとに、この問題を解決しようとされている。

そしたら、国保会計については、これはその他の部分とは大きな違いがあると思います。いわゆる医療の問題というのは、国の税あるいは広陵町の一般会計と密接に絡んでいるわけなんです。というのは、国においても、この税については憲法で保障された問題を完遂するために、国庫補助金、国庫助成金等々を出さざるを得ないんです。一般会計から出さなくてもいいという論理には全くなっていないわけなので、要はトータルとしてどのような解決をするのかということについては、一つは国が責任をとるといふことの視点を絶対に放して

はならないというように思うんです。

そういう点で、全国町村会からも県単位の国保の要望やその他いろいろ要望されています。私たちとは意見を異にする要望もありますけれども、全体としては、国が責任をとれという点については一致しているわけなんです。だから、そういう点での解決の方向という問題については、やはり町民に明確にシグナルを送っていただきたい。これがなければ、結局はとどまることを知らない負担増になるわけなんです。

この問題でまずお聞きしますけれども、いわゆるこの値上げの方向がこの本会議でも打ち出されました。しかし、これによって町民の負担がふえた結果、今までの経験則で言えば、必ず滞納がふえます。結局国保については、税の負担圧力というか、税の負担感が非常に強いんです。これは他の税の負担感以上の状況が町民の間にあります。だから、そういう点でこの問題を値上げの方向で解決するというのであれば、私は国保運営協議会のみならず、全町民的な議論を起こしていくという前提に立った解決方法を求めなければならないというように思うんです。だから、そういう点で、現在の国保会計の状況という問題について根本的に国が補助金を減らしてきたと、この経過について私は明確に発信していただきたいわけですが、過去の国庫負担の低下についてどのような認識を持っておられるのか、あるいは数字的にどのような把握をされておられるのかということをお聞きしておきたいと思えます。明確な数字が急に出なければ、委員会等において、国が負担を軽減してきた、削減してきた経緯について、きちんとした方向を打ち出していただきたい。

それとは逆に、いわゆる患者負担がこの間大幅にふえています。患者負担というのは、この会計にあらわれていないわけですが、患者負担の増加についても、私はきちんとした数字を広陵町の行政当局から出していただきたいというように思います。そういう中であって初めて今回の赤字の問題についての議論が俎上に上るというように思うんですけれども、そういう点で、ぜひその中身について明らかにしながら、この赤字分についての議論を進めたいと思えますので、その大前提の議論を、もし今ここでわかればご答弁願いたいと思えます。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** まず1つ目にお尋ねをいただきました、歳入面で3つの項目から充てさせていただいた。これは一般被保険者の医療、そして介護並びに退職被保険者に係る介護分と、それぞれの実態に即して補てんをさせていただくという内容でございます。

次に、2つ目で特別会計全般に触れられながら、大変国保の置かれております厳しい状況

について、いろんな角度からご指摘をいただいております。おっしゃるとおり、やはり国民皆保険を堅持するがためには、どうしても公費、国費、そういったものが投入をされているわけでございます。町といたしましても、担当レベルだけでなしに、国保運営協議会でもいろいろとご議論をいただいております。一番の要因は、やはり医療費が高くなってきているということに尽きるのではないのかなと思います。ちなみにお尋ねをいただいております1人当たりの医療費の動向あるいは負担の変遷というんですか、そういったことについてお尋ねでございますけれども、これは委員会におきましてご報告をするということでご了解を賜りたいと思います。

なお、医療費の適正化の中で、かかりつけ医の充実というんですか、そういう方に上手にかかって、自分の健康管理を常日ごろやっていただくということ、あるいはジェネリック医薬品ですか、効果は同じで安価なものという、テレビでも宣伝をしております。そういったところでPRはしているわけでございますけれども、やはり命にかかわる医療でございますので、どうしてもかけ持ちをなされると。また、あるところではわからなかったけれども、違う病院で発見をされたという実態もよく耳にいたします。そういったこともあって、平素からかかりつけ医にかかっていただいて、その方の健康の状況を常に把握をしていただくというようなことも大事かなと思っております。

大きな意味でのお答えをいただきましたので、私の方からは以上にさせていただきます。

町長、あとよろしく願いいたします。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 今、寺前議員がおっしゃる、慎重審議をして町民一人でも多くの人に審議の機会を与えてはどうかと、また国の制度が変わったことを周知すべきだというご意見をいただいているわけでございます。国保運営協議会は、お医者さんとか被保険者、そして議会議員の皆さん方、それぞれ立場の違った皆さん方の協議会でございます。こうした席上でもしっかりとご討議をいただいて、ご審議を願いたいと思います。それがために、私どもも事務局私案をしっかりと事前に議会の皆さんと協議をしながら協議会に審議をお願いし、一人でも多くの人たちに審議の機会を得ていただくような努力をして、1億2,100万のこうした赤字解消策、さらに今年度の必要とする経費の増大に備えて、いかに税制を、国保制度を維持するか、そういうこともお考えをいただきたいと私は思います。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 努力すべきところはたくさんあると思うんですけれども、一つは、国民の医療権、

権限を守るという前提のもとに、むだ遣いの出ているところについては改善させていくということは当然だというように思います。そういう点で、一人一人の医療の実態を把握しやすくなっているわけですから、むだないいわゆる薬の配付等々があれば、やはりそれは相談しながら進めていくということも、この場での解決策の一つであるということは間違いなくと思います。また、医者が今まだいわゆる後発医薬品を使わないと、なかなか使いにくいというような状況についても、これは宣伝等々が今進んできてますし、医療機関によっては患者負担をなくすために、この後発品を使っていくということでの努力もされてるところも多数あらわれてきてるわけですから、そういう点については努力できる部分だというように思います。これは一般会計のところでのいろいろ取り組んでいる内容の一つだという認識を持ってやればできるわけですから、そういう点についてはぜひお願いをしたいというように思うんです。

もう一つは、私は値上げの問題については、なぜ町民がこぞってその実態を把握しなきゃならないかという点で言えば、この公共事業全般、このすべてを今、私は公共事業という形でひっくるめて言うわけですが、結局は税で負担する部分とみずからの受ける権利という問題がどこにあるのかということは、なかなかわかってわからない問題だというふうに思うんです。だから、そういう点で言えば、先ほども国の補助金が減ってきたという問題について、これは客観的な事実ですから、私たちが政治宣伝でふえてきた、減ってきたというのではなくて、客観的な事実について、やはり行政に携わる者についても明確にきちんと発信する必要があるんだということを言ってるわけなんです。私は、そういうものの中から、これは政治の世界の問題であって、政治を変えていく力というのは国民が決めることですから、これは事実を知った上での判断というのが一番大事だと。広陵町においても、国の補助金が減ってきた過程の中で、患者負担等一般会計からの繰り入れも減ってくるというような状況も一方であるわけですから、そういう問題について明らかにしていただきたいというように思ってるわけなんです。

だから、もう一つは、値上げの問題については、これは広陵町自体が第3次行政改革大綱をつくって、ここには国保の値上げの問題は一切ないんです。あらゆるところの問題は。

**山田議長** もう本題に戻ってよ。

**寺前議員** だから、そういう点について、これはもう指摘しておくことにだけしておきます。

だから、そういう問題について、値上げをするという点については、手続的にもこれは非常に問題のある内容だというように思いますので、これはまた国保運営協議会やその他のとこ

ろで議論を進めていくことになると思いますけれども、値上げというのは私は容易に出せる問題ではないというように思いますので、その点について、もし答弁があれば行っていただきたいと思います。

それと、先ほどの言っている問題の中では、要は先ほど税の配当所得や譲渡益の課税について、そんなところに金があって、こういうところに金がないというのが税の問題なんですね。だから、要はとにかく全体としてやむを得ないということをおっしゃってますけれども、国民から見れば、この税金の使い道あるいは税金の取り方をどうするのかという問題にかかわってくるわけですから、私たちはこういう問題について、これは国が決める問題だとか、あるいは広陵町の職員や町長は関係ないんだというような立場、態度をとるべきではないということを主張しているわけなんです。だから、それについての問題というのは、明らかに広陵町民がこうむる税の使い方と税の取られ方の問題にかかわってくるわけですから、そういう点の立場に立っても、公務労働に携わる方々が真剣にこの問題について考えていただく手だてをとっていただきたいというふうに思います。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 今、寺前議員は、国民健康保険についてはやっぱり町の会計でしっかりと支えなければいかんという趣旨のことをおっしゃってますが、下水道事業なら全体のために繰り出しも、また助成もしなければいかんと思います。国保については社会保険の方もあるわけですから、むやみに町の一般会計からすべて出すということについては問題があるんですね。国保の加入者、被保険者だけがしっかりとその制度を守っていく。その一部の助成はいいわけですが、税金を軽減をして、その分は一般会計から補てんせいという、そのことについては少々問題があるんですね。（不規則発言あり）そんなことを皆さんでこれから協議をしていただいて、税制改正についてどうするか、ご議論をいただきたいと思います。

**山田議長** 質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

**山田議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

報告第11号を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は、承認されました。

**山田議長** 次に、日程10番、報告第12号、平成19年度広陵町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について説明願います。住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 議案書の35ページでございます。報告第12号、平成19年度広陵町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

老人保健特別会計におきましては、既にご承知のとおり、その費用は支払い基金、そして国費、県費、町費で負担されることとなっております。それぞれの負担額は概算交付という形で交付を受けます。

42ページをごらん願いたいと思います。18年度におきまして、歳入との差で2,141万1,000円の不足額が生じました。これを19年度会計から繰り上げ充用させていただくということ、さらに下段に掲げております償還金という目で計上しておりますが、概算払いで県支出金が超過交付をされておりました関係で、311万円をお返しをすると。合わせまして2,452万1,000円を19年度会計から出させていただき、充用させていただくという内容でございます。

戻っていただきまして、41ページでございます。その財源でございますけれども、支払い基金交付金といたしまして、医療費交付分で612万9,000円、審査支払い手数料交付金で10万2,000円、合わせまして623万1,000円を歳入させていただきます。また、国庫支出金ということで、国の負担金1,829万円を19年度で受けるという内容でございます。歳入歳出それぞれ、そういうことで2,452万1,000円ということとで調整をさせていただき補正でございます。

以上よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

**山田議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

**山田議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

報告第12号を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は、承認されました。

**山田議長** 次に、日程11番、議案第26号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

谷山局長 朗読。

山田議長 本案に説明願います。総務部長！

植村総務部長 それでは、議案第26号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。44ページをお開き願います。

この条例の改正は、一般職の給与に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等災害補償条例の補償基礎額の加算において、これまでは配偶者以外の扶養親族について2人目までが200円、3人目以降が167円となっていたものを一律200円に引き上げられたものであります。

なお、平成19年4月1日からの適用であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

山田議長 次に、日程12番、議案第27号、広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

谷山局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案第27号、広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止についてご説明を申し上げます。

この基金条例は、新施設の建設のために財源を確保するというところで、平成14年の3月に設置をさせていただいたものでございます。当初3億5,000万円の基金としてスタートをしていただき、利息を合わせまして3億5,201万円を新清掃施設関連事業も含めまして事業費支出をさせていただいたものでございます。

この基金を設置していただきましたことによりまして、広陵町が最重要課題として位置づけておりました新清掃施設、クリーンセンター広陵も竣工を迎えたところでございます。この基金の存在が我々はもちろんのこと、住民の方々にも理解をしていただく大きな力になったものと我々としては感謝をしているところでございます。19年3月にクリーンセンター広陵が竣工いたしましたものを受けまして、今回、この条例の廃止をお願いするものでございます。

なお、今後も引き続き最適環境のまちづくりを進めていくという姿勢には変わりはありません。ごみ袋の有料制等におきまして収入される予定の手数料等々、あるいは今現在まではないわけですが、企業や、あるいは個人からの環境のための寄附金を受けられるよ



うな新たな基金を今現在どういう形でお願いをするか検討をしていることを申し添えまして、本案についてよろしくご審議を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**山田議長** 次に、日程13番、議案第28号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

**谷山局長** 朗読。

**山田議長** 本案について説明願います。笹井理事！

**笹井理事** それでは、議案第28号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。47ページでございます。

本契約議案につきましては、過日、6月6日の開札結果におきまして、契約の金額、契約の相手方、工期を記入し、上程させていただく予定をしておりましたが、落札者がございませんでした。

ここで、工事入札に係る経過をご報告申し上げます。今回の学校プール改築工事契約につきましては、設計金額1億円を超えることになったことから、1、建築工事特定建設業の許可を受けていること、2、奈良県内に本店または営業所を有すること、3、建築一式工事における経営事項審査の総合計評点が1,300点以上であること、4、過去10年以内に対象工事と同種・同規模の工事の元請実績を有すること、この4点を条件とする一般競争入札を進めてまいりました。

4月16日、一般競争入札公告をし、3社からの申請がありましたが、少数であったことから、期間を延長し、参加者を再度募ったところ、数社からの問い合わせがあったものの、最終的には村本建設株式会社、大日本土木株式会社、大鉄工業株式会社の3社により6月6日に開札を行いました。いずれも予定金額に達せず、不落となったものでございます。現在、設計書の再チェックとともに、応札業者の内訳書突合、さらに予定価格設定の再確認等調査を進めております。

この結果において設計積算が妥当であるとするならば、改めて入札をやり直す必要がございます。次に、設計積算に不備があれば、上部官庁の指導を受け、対応させていただくことにもなろうかと考えられます。こうした今後の取り扱いにつきましては、今議会会期中に詳細をご報告申し上げ、ご相談をいたした上で最終的な議案調整にかかりたいと、かように考えるところでございます。

よろしくご了承をお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

**山田議長** 次に、日程14番、議案第29号、町道の路線認定についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

**谷山局長** 朗読。

**山田議長** 本案について説明願います。都市整備部長！

**森田都市整備部長** 議案第29号、町道の路線認定について説明申し上げます。49ページをごらんいただきたいと存じます。

このたび町道として認定をお願いいたしますのは、赤部37号線、赤部38号線、笠21号線の3路線でございます。この路線は、いずれも細街路事業で整備をさせていただいたものでございます。

場所につきましては、51ページをごらんいただきたいと存じます。広陵西幼稚園を挟んで北側、南側及び西側の馬見川に沿っての道路でございます。

なお、②の赤部38号線につきましては、一部幅員が2メートルしかない部分がございますが、この部分につきましては、幼稚園の敷地部分での拡張を予定いたしておりますので、拡張でき次第町道として供用開始することとして、今回の認定に際し、あわせてお願いするものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。終わります。

**山田議長** 次に、日程15番、議案第30号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読させます。局長！

**谷山局長** 朗読。

**山田議長** 本案について説明願います。笹井理事！

**笹井理事** それでは、議案第30号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを説明させていただきます。52ページでございます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,980万円を追加し、総額1億7,650万円とするものでございます。

内容でございますが、防災センター及びシルバーワークプラザ用地取得事業の資料で概略を説明申し上げますので、ごらんいただきたいと思っております。4月の議員全員協議会でもご説明申し上げましたが、庁舎敷地隣に位置しております株式会社出所有の土地につきましては、平成18年度から借地契約により職員駐車場として、また一部の建物につきましても、所有

者との協議により改修をさせていただき、既に施設管理サービス公社及びシルバー人材センターの事務局として利用を図っているところでございます。

加えて本町におきましては、かねてより地域防災意識の高揚と相まって、防災施設の充実を図るための用地確保が課題となっておりました件もあります。幸い当該土地につきましては、庁舎敷地とも隣接しており、シルバー人材センターの常備器具、あるいは機材の利用面や人材の登用等の連携を図る意味におきまして、その立地条件もよく、所有者の出氏及び債権者の農協とも種々協議を重ねてまいりました結果、このたび円満に交渉がまとまり、取得いたしたく予算計上をさせていただいたものでございます。

地籍につきましては、南郷646番地1ほか4筆で、合わせて4,820.58平方メートルとなっています。なお、用途別面積でございますが、案分方式により防災センター部分を供用部分合わせまして3,750.22平方メートル、シルバーワークプラザ部分を1,070.36平方メートルとしており、防災センター部分につきましては、平米単価3万7,253円、坪単価にいたしまして12万3,000円で、用地費約1億3,980万円、全額を防災施設整備事業債により財源を確保してまいりたいと考えております。

一方、シルバーワークプラザ部分につきましては、同額の単価によりまして用地費約3,987万円となり、土地開発基金保有金の9,286万円の中で購入を予定いたしたいと考えております。なお、鑑定価格は坪当たり12万9,000円となっておりまして、いずれも鑑定価格以内での取得単価でございます。

また、前回の全員協議会でご質問がございました庁舎北側の用地の交渉経過についてでございますが、地権者の中におきましては売却の意思が極めて薄いことも感じられる方がおられまして、現時点ではご理解を得られませんでしたことを申し添えをいたしたいと存じます。

どうかよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

**山田議長** 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため、6月9日から10日までの2日間を休会といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、6月9日から10日までの2日間を休会といたします。

なお、本日行われなかった議案に対する質疑につきましては、11日月曜日、午前9時から引き続き行うことといたします。9時からですので、間違わないようにお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 2:30散会)

平成19年第2回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成19年6月11日

平成19年6月11日広陵町議会

第2回定例会会議録（2日目）

平成19年6月11日広陵町議会第2回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	会計管理者	和田叙嗣
理事	笹井由明	理事	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

書 記 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

**山田議長** ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 9 : 05 開議)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

- 1 議案第26号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 2 議案第27号 広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止について
- 3 議案第28号 広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結について
- 4 議案第29号 町道の路線認定について
- 5 議案第30号 平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 一般質問

**山田議長** まず、日程1番、議案第26号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

**山田議長** 次に、日程2番、議案第27号、広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。14番議員！

**青木議員** 私ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんので、確認したいと思います。

この基金廃止条例案の説明のときに、ごみ指定袋有料化の収益を基金をつくってやりたいようなことを発言されたと思いますねけど、ちょっと確認したいなと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 説明でも申し上げましたとおり、今回、本会議に上程をする準備をせよということで段取りをしておったんですけども、もう少し内容について検討を加えたいということで、先に延びたわけですけども、ごみ袋もおかげさんで有料化をさせていただいて、順調に進んでおります。

また、あわせまして環境の世紀ということで、広陵町の環境を守っていく上で民間から寄附とか、そういった財源も受けられるような基金を創設をさせていただきたいなというように考えております。今年度中に議会にお諮りをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

**山田議長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会を付託いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** 異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

**山田議長** 次に、日程3番、議案第28号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。これは契約ができなかったもので、ここの中で審議をしていただいたらいいと思いますが、またその他の方で土木経済委員会の方で質疑があれば受けたいと思います。これでよろしいですか。(「契約があったらどうなるんですか」の声あり)

契約があれば、そのまま委員会に付託したいと思います。契約成立しませんでしたので、



この場所で終わって、その他の方で土木経済委員会の方で質疑をしていただいたら結構かと思いますが、それでよろしいですか。（不規則発言あり）

その他で、議案としてはここで、議案として送るものでもないわけですから、その他の方で議論していただいたら結構です。

何かあれば、ここで受けたいと思いますが、寺前議員、どうですか。じゃあ、6番議員！

**寺前議員** この問題で2つのことの説明があったと思うんです。1つは、いわゆる設計書を精査するというので、その内容がどのような入札価格を設定してきたのかという問題と、もう一つは、町側の積算が妥当だったかどうかという2つを見てみるということだったわけですけれども、これも時期が4月16日でたっているわけですから、当然そのことの検討はされているはずなんですね。だから、要はこの2つのところについての説明があったわけなんですけれども、現実問題としてはどうだったのかいうところの部分をつっ込んだ形で説明をしていただく必要があるというように思うんです。それは説明だけに終わってて、委員会等々で話をするということが前提だったのかなと思ったんですけれども、結局は契約できなかったということからいうと、本会議においてきちんとした説明があつてしかるべきだというように思いますので、よろしくお願いします。

**山田議長** じゃあ、副町長！

**山村副町長** 今回は、議案として形を整えておりませんので、ご審議いただく状況になってございませぬが、先ほど寺前議員がおっしゃいましたように、設計内容について改めて精査をさせていただいております。これは今回の応札をされた、いわゆる入札金額積算見積書と、町の方で設計業者で設計された積算書と突合を現在させていただいておりますので、その答えが出ましたら、改めて議会の方に報告をさせていただきたいと思っております。

この議案については、基本的には、議案として形を整えておりませんので、もし提案をさせていただくにいたしましても、この議案をまず取り下げをさせていただいて、改めて追加議案という形で今議会に間に合えばさせていただく方法が考えられると思います。議会にこの会期中に間に合わない、あるいは新たな入札を執行するとなりますと、取り下げをさせていただいて、次の臨時議会になるのか定例議会になるのか、そのあたりで提案をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。今現在、ご質問に詳細にお答えできる材料を持ち合わせておりませんので、後日、ご報告申し上げたいと思っております。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** そういう点はいいいんですけれども、4月16日に公告をして、3社から申請があったということで、現在、その結果は直ちに、何が問題なのかという点は、事務方及びそれぞれのところで検討はされてるはずなんですね。だから、そのことについて聞いてるわけです。要は応札業者の設計書、どのような設計書、これはかなり詳しい設計書を最近は要求して、ただ単にペーパーだけでやってるというわけではないということだと思えるんですけれども。その点について3社の状況がどうなのかという点を検討するとおっしゃってたんで、検討ができ上がってるはずなんですね。

それと、町の積算というのは、これは当然いわゆる国からの単価表を使って、さらにそこに町が独自に検討を加えた形で積算をしているということなのかどうか、そういう点も含めて説明はきちんとしていただく必要があると。4月16日ですから、当然これが出るときには、この問題についての問題点がどうなのかということが明らかになっておかなければならないというふうに思うんです。

特に最近の入札の問題では、3社しか応札がなかったということから、そもそもこの点についておかしいということになるわけですから、大体村本も含めて大手がこういう形で予定価格に達しないような状況を生み出していくということがそもそも問題なわけで、それが何なのかということに対する考え方もきちんとやっぱり説明していただきたい。でないと、次に要は入札をするという段取りというのはできないのではないかと。2点についての説明は事務方でできるけれども、なぜ3社しか応札してこなかったのかという根本的な問題に対して、どのような考えを持って町が臨むのかという問題を明確にしておかなければ、こんな形で、逆に言えば町がなめられてるということになるんですから、3社しか応札しないような状況、あるいは逆に言えば、この単価が厳しいというように業者が警告を発してるのか。警告を発してるとすれば、どのような形で町が対応するのかという問題になってくるわけですから、根本的に公共工事の入札のあり方の問題が問われた内容なんです。

だから、そういう点で、やっぱり結果が出なかった後、直ちに問題点等々を議論されてるはずですから、きちんとした一定の説明はしていただく必要があるということなわけであります。そういう点、再度、これは明らかに業者からの挑戦だという形で認識をされてるのかどうかということにもかかわってきますので、その辺の町側の積算、業者が入札に提出した設計書等々についての問題点、どこに何があるのかということを含めて答弁をお願いしたいと思います。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 寺前議員、1点だけ、4月16日に数字がわかってるのではありません。公告したときは、設計金額はわかっております。それは、町としては、設計書が妥当ということで一般競争入札に付したわけです。最終的に業者が応札が少ないということで、第1回目の入札期日は5月の31日でした。参加業者が少ないということで、もう一度資格ありと見られる業者に応札してほしいという働きかけをさせていただいたわけですので。その期日が最終的に入札日が6月6日ということで、ちゃんとした答えが出たのが6月6日だったので、まだその見積もり、いわゆる入札書に基づいて設計と突合作業を現在させていただいているということですので。

指名競争入札でありますと、大体が指名した業者は応札をするというのが普通でございます。一般競争入札は、参加が自由ということでございますので、業者がどのように考えているのか、このあたりはわからないわけですが、近隣の市町村の一般競争入札の状況を見ましても、斑鳩町あるいは葛城市も一般競争入札を実施されているわけですが、広陵町と同じ、あるいはそれよりも少ない応札ということで聞いてございます。このあたりも状況を確認をさせていただいた後に、また議会の方にも報告をさせていただきたい。こういった経過を議会にご報告するために、あえて業者が決まらない状態のままで議案を提出させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

**山田議長** 10番、乾君！

**乾議員** それが一般競争入札で経審の点数は何点で仕切ったのかと。それ今3社しか一般競争入札に応募がなかったと。それで、今こういう状態になったと。次はランクを下げて、もう一つランクを下の方でまた一般競争入札をするのかと、今後。そういうことを考えておられるのかと。

それと、プールを解体して、また新しく建てんのんやけど、その解体は解体業者にするとか、また分けて出すとか、そういうことによって、また地元業者も入札できへんのかとか、そういうことを考えてやってはるのかなと、ちょっとその辺よろしくお願いします。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** まだその方針を明確に定めておりませんので、設計内容等を精査して、業者から見積もりが上がった内容について分析をさせていただいて、最終的に指名審査会でもう一度議論をして方向を定めたいと思います。具体的にランクを下げる、入札をやり直すとなりますと、ランクの引き下げも、いわゆる参加業者数をふやそうとすれば、もう少し幅を広げるという必要が出てくるかと思えます。そのあたりも総合的に考えて、判断をしていきたいと

いうふうに思います。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** まず、設計価格なんですけれども、これについてもまた検討し直す必要があるかもしれないということをおっしゃっていたと思いますけれども、この設計価格は規定どおりの積算をされていると思うんですけれども、過去の同じような規模の事業と比較してはどのような数値になっていたのか、その点について、過去の近隣の実績から見てどうなのかということの一つ確認しておきたいと思います。そして、その設計価格についての精算方法についても再度確認しておきたいと思います。

それから、広陵町独自の健全化価格というところについて、やはり広陵町のほかの入札の落札率を見ていくと、やはり大変高いところでの落札が大部分で、たまに余り名前を知らない業者さんとか突然入られたところにおいては、逆にびっくりするほど、とりわけ設計の入札については40何%という落札率もあったというふうに記憶しているわけなんですけれども、大変極端な落札率になっていると思うわけなんですけれども。そういう中で、やはりこの今の大部分の広陵町のいろんな事業に対する落札率は高どまりということを考えれば、健全化価格ですか、それを堅持していくということもまた引き続き大切な姿勢ではないかと思うんですけれども。そういう点については、これで見直しをすとか、そういうぐらついたようなやり方は、今後大きな影響を与えていくので好ましくないと思うんですけど、それについてはどのようにお考えなのかということもお聞きしておきたいと思います。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 過去の同種の事業についての価格ももちろん検討した後に、設計金額が妥当であると判断をして入札をさせていただいたということでございます。ただ、工事の中身はそれぞれ違いますので、その比較も再度やっておかなければならないというふうに思います。

落札率が高いという点については、財政健全化価格を設けているということもあって、高くなっているというふうにも見ることはできると思います。ただ、業種によっては落札率、最低制限価格で抽せんをしたりという業種も出ておりますので、いわゆる予定価格、財政健全化価格の設定そのものも含めて、これを廃止すると言っているわけではございませんが、そういったところで業者も赤字を出してまで応札はしないということだろうと思いますので、今回の応札状況、設計と見積もりを十分比較をして、業者からも必要であれば事情聴取をして、判断をしていきたいというふうに思います。（不規則発言あり）基本的に財政健全化価格を堅持しながら進めていくという方向には変わりはありません。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** これ本当に今後の町のやり方によっては、今後の広陵町の各種の事業に対して大変大きな影響を与えていくということは、本当に目に見えるように思います。そこで、やはり自信を持って設計価格を出し、そして広陵町の方針として健全化価格を設定し、堅持していくということ、これを姿勢を変えるということは、とんでもないことになってきますので、やはり応札してもらえらるための知恵を絞るべきではないかというふうに思います。先ほど乾議員の方も提案がありますけれども、やっぱり分離発注とか、そういうもっと幅広く対象業者を広げていくということも含めて、ここを1回崩すと、今後また健全化価格に対する非難というような形で、こんなことがたびたび起こるようになっては、本当に広陵町の信頼が損なわれてしまいます。ですから、やはり1回ここまで出した数字はきちっと広陵町は自信を持って貫いていっていただいて、応札してもらえらる、そういう工夫をすべきだというふうに思います。再度その点についてのやり方の決意ですね、ここで設計価格を見直していくこともあり得ると、そういうようなことではなくて、やはりそういう点は自信を持っていただいての対象業者を拡大して、そして応札していただけるような知恵と工夫をしていただくという決意をぜひ述べていただきたいんですが、どうでしょうか。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 先ほども乾議員さんにお答えしたとおりでございます。内容について総合的に判断をして議論をしていきたいと。いろんな選択肢が出てくると思いますので、各方面から議論を進めていきたいというふうに思います。

**山田議長** 14番議員！

**青木議員** 私は産業建設に所属してませんので、ちょっとここでお聞きしたいと思います。また、確認したいと思います。

いわゆる設計価格があり、そして予定価格があり、そして広陵町においては財政健全化価格ですか、それから最低制限価格と、こういうのが一つの価格の立て方になってるというわけですね。そこで、財政健全化価格よりオーバーをして3社とも突き抜けていたから不成立になったと、こう理解しているわけですね。そこで、このようなこと、私、個人的には、何か逆談合的に大手が、こんな安いなにて、やめとこやないかというようなことがあったんかなというふうに、げすの勘ぐりもしてるわけです。

そこで、安いことを提示したということに対しては、私は悪くはないと思ってますよ。ただ、いわゆるこのような状態で契約ができなかったということも、これまたきっちり受けて

いかないかんということですので、果たして設計金額の出し方とか、またこの世の中、今いわゆる公共工事はすべてもうけがあり、いろんな意味でいいんだというようなことも、当然以前はあったわけですけど、このごろいかにも大変厳しい業界になってる。しかし、あえてその業界であっても、これを落札しなかったということがあるわけですので、裏を返せば設計金額とかのきちとしたことと、それから今、各資材の高騰とか大変言われております。国の工事レベルにおいてもなっているわけで、その辺も含めてタイムリーな形で設計が当時あったんか、それで、今後こういうことが起こらないためにはどうしたらいいんか、また大手に1, 300点以上に絞らなかつたらいけなかつたという大変なる根拠があったんか、またそれでもう一つランクを下げて門戸を広げて、業者を応募させるということも言われているわけで、私もそれも一つの方法かなと、こう思うわけでございますので、やはり発注元がこのような結果を招かされたことが、私はそれの方がショックだなという形を持っていただきたいなど、こう思うのでね。

それを踏まえて、本会議中に出せるとかいうお話がありましたが、そんな拙速なことを考えずして、きっちりと根本からその辺を精査して行って、そして改めてまた時間を置いて、プールの改修ということですので、学校が使われないときにされるわけですから、そのことも含めて、今後またこのようなことのないように、発注元のいわゆる権威を持って考えていきたいということはどう思っておられるのか、お答えを願いたいと思います。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 確かに一般競争入札で設計も確認をした上で発注をいたしておりますので、このような事態になったということは非常に残念であるということで、いろんなことを考えざるを得ないというふうに思います。応札された業者が3社でございましたので、その中に談合があったのかどうかというご指摘も当然出てくるかと思えます。最近の建築資材の値上がりも非常に厳しいということも業界の方からお聞きはいたしておりますが、そういったことも踏まえて設計の内容と応札していただいた業者の見積もりと比較して、十分議論をして答えを出していきたいというふうに思います。

**山田議長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** ないようですので、この広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結については、締結できませんでしたので、本来ならば、契約できれば総務文教委員会の方に付託してやりたいところでございますけれども、成立いたしませんでしたので、

産業建設委員会の方で、その他のところで意見があればやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。それで異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** 異議なしと認めます。(不規則発言あり) だから、意見があればやってくださいと。残れば、今言うたように、あればやってくださいということですので、お願いします。

**山田議長** 次に、日程4番、議案第29号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。12番議員！

**松野議員** 路線認定のところで、赤部38号線につきまして、この議案書の方の49ページには、最終幅員が4メートルになっているんですけども、議運の説明のときにも、最小のところ2メートルという説明もありまして、説明と、それから提出された議案書の中身と違っている。そういう状況の中で提出されるのは大変問題があります。その点についてやはり事実を事実として記載をする必要があるし、記載できないのは、そうでなければ路線認定の議案として提案できないということからだというふうには思いますけれども、これはどちらも許される問題ではありません。その点について、やはりきちっと4メートルという最小幅員を確保してから提案すべきであるというふうに思いますが、その点についてご説明をいただきたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 議案書の4メートルと書いてるのに、現実2メートルというご質問ですけども、一応2メートルの部分は今回、町道認定をお願いしているものの町道として、供用は4メートルに拡幅するまでは開始させていただきますので、今回のこの中には入っておりません。町道として認定はさせていただきますけども、4メートルに拡幅するまでは、この2メートルの区間については町道としての供用を開始しませんので……(不規則発言あり) この中には一応距離は入ってるんですけども、町道は4メートルにするという意思是前回の説明のときにお話しさせていただいたわけです。西幼稚園の中で一応2メートル部分は拡幅させていただきますと。ただ、今回2メートルのままですので、町道として認定していただいても、4メートルにするまでは供用は開始させていただきます、この区間については。今までから町道として認可いただいてから工事にかかっている路線も多々ありますので、それと結局同じ考え方をお願いしたいと。2メートル部分は一応2メートルのままで今回、町道の認定をいただければ供用は開始させていただくということで、済みません、私ちょっと答弁間違ったと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** そしたら、この中に書いてる49ページの中身は違うじゃないですか。最小幅員2メートルと書いといてくれなきゃいけない。事実を記載しないで、議会がそれを認定していくとなれば、議会の責任も大きく問われる。こんな問題を出してこられたら困ります。議会の責任も問われることになるんです。2メートルのところを拡張できる時期も明確になってないはずで、計画は全然ないはずで。まず1つは、4メートルに拡張できる時期をはっきりと教えてください。

それと、やはりこれは事実として訂正してもらわなきゃいけない。事実を記載してもらわなければ、審議の前提は壊れます。その点についてどのようにお考えいただいて、こんな議案を提出していただいたのか。議会としても、こんな事実を記載してないのに認定できないじゃないですか。議会軽視も甚だしいと思います。議会にこれを事実記載してないのを、あたかも事実のように記載したものをのみ込めということ言ってるんですから、ちょっと議会に対しても余りも冒涇だと思うんですけど、その点についてどのようにお考えなのか、町長の方からお願いします。

**山田議長** 中尾理事！

**中尾理事** この町道の路線の認定の仕方なんですけども、誤解があったらあきませんので、詳しく説明させていただきますと、いわゆる細街路でつけた道路でありましたので、もちろん初めから町道としてやるべき事業と行っております。そして、4メートルという道路の完成を目指して、当初からその計画でやっている道路でございます。ですので、近い将来の予定として必ず、いわゆる計画決定みたいな形で、4メートルとして町道として確定した計画をもってやる事業だという意味で、4メートルということをお願いしてるわけでございます。過去におきまして、いわゆる古寺中線でありましたら、田んぼの真ん中でありまして4メートルと、つける道だということで町道認定をお願いしてるということでもありますので、その道路につきまして、現状は今2メートルですけども、必ず4メートルにしますよという予定そのものは、さきに担当部長が申しあげましたように、今、幼稚園の一番北側の園舎の部分が妨げになって4メートルにできないという理由がございまして、近い将来において幼稚園が統合するという予定もございまして、その時点で速やかに取り壊して4メートルを確保すると。今4メートルにはっきりするということその近隣の方に知っていただいご安心いただくという意味で、4メートルにさせていただくということでございます。よろしくお願いします。



山田議長 町長！

平岡町長 今、松野さん、見通しのない道路を町議会が認めることはできないと、また議案が不備であるというようなことですが、実は私は、議員おっしゃるように、事務者は4メートルの部分だけ町道認定したいというように言ってます。議員おっしゃるように、提案をしたいと申ししてきたわけですが、この図面からいいますと、2メートル部分は北側、図面の上は北でございますが、北側は鰯谷という人の住宅でございます。南側が幼稚園でございます、現在この間は2メートルしか幅員がありません。鰯谷さんの土地を分けてもらえば4メートルできるんです。直線のいい道路にできます。しかし、大きな補償が必要でございますので、この場合は、大きな費用負担までしてこの路線はしたくありません。ですから、幼稚園を改修する次の時点で、ここはバックしますと。とりあえず歩道として2メートルは当面使わせていただいて、ここには車どめの設備を設けてありますので、車両は進入できません。単なる歩道でございます。ですから、奥の方に家を建てた人は、この歩道を使える。町はこの歩道をらせていただいたと。ですから、この車道とこの路線は一体であります、将来は4メートルにします。今は2メートルのこの道路を通行で使ってくださいと、町がつくったんですから。ここは認めないということになれば利用できません。むだな投資をしたこととなりますので、とりあえず2メートルは歩道で使ってくださいと。しかもそれは町がやったんですから、町が維持管理をしますと。ですから、現場を見ていただいてご判断をいただこうと。そのようにすべきやと、これは私が提案したものでございまして、担当者はやはり4メートルの車道しか町道認定は出せないということでございましたが、言うことはよくわかるんです。そやけど、現場では4メートルにせんかと、いつするのやと。お金があればできますが、家まで取り壊してまで、この場所は必要ないと私は思います。ですから、幼稚園用地を今現在使ってますので問題がありますので、当面は2メートルの歩道でお願いしよう。いずれ近い将来は、幼稚園はバックさせてもらって4メートル確保しますと、地元の皆さんにお諮りをして、これでまとめさせていただいたものでございます。近い将来は4メートルで、車も通れるように、これは将来の考えでございますので、どうぞご理解をいただきたい。

ただ、今ここで、いや、この部分は2メートルは認めないということになれば、町が施工した歩道を見捨てることとなりますので、町が管理するんですから、町として道路の面積にして認めていただいて、交付税の対象にもしていただかなければ、全く何かむだな道をつくるようになりますので、歩道でございますので、どうぞよろしくご理解をいただきたい

と思います。

**山田議長** ほかに。

**寺前議員** 赤部37号線については、長年の懸案等々いろいろな事情があって、住民が要望してきた経緯があるわけです。また、矛盾を持った歴史があるところで、その点については、この場合別ですので、別のものとして認識しているわけですがけれども。今、町長がおっしゃったところの問題というのは、私は根本的に町道のあり方を問われている問題になってくるわけなんです。先ほど事務方から古寺中線の場合の例が挙げられましたけども、これについても議会はかんかんがくがくだったわけなんです。要は一部議員が圧力をかけて、これは古寺中線ではないのかな（不規則発言あり）古寺中線じゃなくて、いわゆる私が今言ってるのは小北稻荷神社から北へ抜ける、いまだにできていない町道認定の問題です。古寺中線ではないので、訂正しておきます。

だから、こういうような事実のあった問題は、要は百済の2メートルしかとれないという場合の設置の問題のときにも、議会で議論になりました。また、旧村では、4メートル以下でも町道にしなきゃならないところは当然にあります。こういうような経緯等を踏まえて、開発にかかわる部分については絶対に業者の言い分をのまないということも大前提の問題で議論をしてきた経緯があるわけなんです。

今回、ここは既に開発されている状況がありますけれども、一番大きな問題は、幼稚園の父兄や幼稚園関係者自体も、ここは町道になれば車が通って非常に危険になると。そのような状況でこれが町道になると、本当に私たちは心配してるんです。こういう声が、この工事、もう2年も前の話ですけども、上がってたわけなんです。こういうところを2メートルしかないのに町道にするというような考えを持ってやっていくというのは、とんでもない今までの町の基本的な町道認定の問題にかかわって、決して認められる問題ではないというように思います。

そういう点で、町道認定の基本的な考え方、本会議で議論を何度もしていますがけれども、変更なさったのか。あるいは例えば4カ月先に拡幅するということが決まっておったり、計画上きちっとした計画があるという場合については、柔軟に当然考えられる余地はあるわけですがけれども、今回の場合については、庁舎があって拡幅など、先ほども理事がおっしゃったように、統廃合のときでないとできない。そんなところに想定上の4メートルをとった町道認定というのを事務方としても出すというようなこと考えを持つということは変更してきたのか、今までの考えをということを改めてきちんと聞いておきたいと思うんです。

**山田議長** 中尾理事！

**中尾理事** 改めて申し上げますが、この道路そのものは町の細街路事業という形で作っている道路でございます。ですので、当地は寺前議員もよくご存じのように、以前からずっと市街化区域でございます。市街化区域でありながら道路がないために、住宅の促進などが非常におこなわれていたという場所でございます。その区域を解消するために、町の細街路事業という道路事業を使いまして周りの環境を一新しようと、良好な住宅地が建設されるようにしようとしている事業でございます。ですので、町は、その道路をきちんと4メートルに近い将来的には完成する責任がございます。ですので、そういう投資をした中で、用地を提供していただいた人たちに報いるためにも、必ず責任は果たさなければならぬ道路だという認識をいたしておりますので、そういう形をあらわすためにも、4メートル道路として認定していただきたいということで上程したわけでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**山田議長** 質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** ないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

**山田議長** 次に、日程5番、議案第30号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** ないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。ちょっと書類の準備もありますので、またそのときに報告させていただきます、時間の設定は。

暫時休憩いたします。

(A. M. 9 : 50 休憩)

(A. M. 10 : 05 再開)

**山田議長** 休憩を解き再開いたします。

次に、日程6番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言をしていただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくをお願いいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

**坂口議員** それでは、また私がトップバッターをとりまして一般質問を行います。

今回、まず町政の一番大きな問題点、財政安定化対策、これについて取り上げたところでございます。基本的な考えは、前回の3月議会でも示したとおり、本町も再建モードに入ってきたと、こういうところでございます。

まず最初、数値的なことを示してみたいと思います。前回、広陵町は、実質公債比率が21.1%、このようなことについて述べたところでございます。この数字は、じゃあ周りの町村から比べたらどうかということです。ここで、まず斑鳩町では14.4、王寺町では8.7、河合町では16.6、あの悪い悪いと言われてる上牧でも19.1、このような数字でございます。いかにこの広陵町は実質の借金が大きくなってきたのかということでございます。この数字をちょっと頭に入れておいてもらえば、広陵町のこれからの運営が大変なところがあるなど、こういうことがご理解願えるかと思えます。

この要因として、大型投資の新清掃センター、今動いております。いよいよこの建設も終え、終わるということは、いよいよ借金を返していかなあかんと、こういうようなところになってきたところでございます。この実質公債比率については、かつては普通の公債費、しかし、それだけでは隠された借金はわからないということで、最近は実質的、実際の比率はどうかということで実質公債比率というのを取り上げておられます。これは毎日テレビでも

言うております。近畿でワースト17位というのが現実の問題であります。

しかし、私は、広陵町についてはそんなに心配しなくてもいいのではないかと考えてます。その具体的なこととしましては、広陵町も今どんどんと大字地区にも家がいっぱい建ってきております。田畑から家になると固定資産税が何と100倍とか、そのぐらいの割合で税金が入ります。また、幹線道路見たら、いっぱい店舗ができてます。きのうも日曜日、私ちよっと通って、夕方入ろうかなと思ったら、そんな車がいっぱい入れないと。この広陵町内の幹線道路に建っております、沿道サービスと言うんですけどね。沿道サービス店舗の増加など、このまま順調に進めば町税収入が増加してくるだろうということを考えております。

返済計画もこの辺に準じ、少しは楽になってくるのかなということも考えております。今でもワーストランキングに広陵町の名前が出されると、ごつつ心配になって、テレビを見た人とかが、私の実家は岸和田なんですけどね、岸和田の兄貴が、テレビに出てたぞ、広陵町というのがと、こういうようなことで近畿圏に知れ渡ってしまうと、このようなことでございます。おまえ、大丈夫かという変な心配してもろてるということで、まだ当町は賃金カットとか、そんなのはしてないんですが。いずれにしても、このワーストランキングを脱出しなくてはいけない、これが一番の大きな対策でございます。財務当局の見通しはどうかということでございます。

なぜここで言いますかという、今これからの少子高齢化、広陵かていつまでも若い若いと思ってたんですが、そうじゃなくて少子高齢化になっております。この少子化対策、少子社会、広陵とか見ても、いろんな子育ての支援対策せなあかん、5カ年計画にわたりせなあかん。あるいは高齢化対策、これを、私も団塊の世代なんですけどね、団塊の世代、2050年になると4割の人が高齢者やて、こんなもん考えられませんがね。だけど、それが現実。2050年やったら、まだ私、生きてると思います、90何ぼなんやけどね。頑張ってそこまで行って、ほんまに4割になるのかなというのを見てみたいと思うんですが、4割というのは物すごい数と、こういうことなんです。今、広陵町は約5,000人近いですからね、65歳以上が。これが4割というと、4万人のうち1万6,000人がお年寄りと、こういうふうになってしまうんですよ、広陵町も。その流れはちよっととめることはできません。この辺についても、財政運営の安定化、その対策はどうかということでトップバッターに上げさせていただきます。

続いて2番、先ほども上げました新清掃センター、運転状態はどうかということでありませう。

今、新清掃センター、運転が始まり、各種団体がたくさん見学に来られております、私も行ったんですが。一様に設備は立派だと、建物は立派、いろんな部屋も立派、分別をするのも大きい、今までの清掃センターよりも立派です。一様にその立派さにはびっくりしております。本施設は、新しい新技術によって運転しているものであります。煙などは出ていないと、こういうことなんです。その反面、新技術によって運転しているために、我々、ごみを出す側にも分別はどうかとか、非常に厳しいことを言われております。出す側にも厳しい。だけど、果たして運転している方の新技術はどうなのかと。大体2月から試運転やって、ずっとここ四、五カ月運転たっております。このようなことで、分別の実態とか運転に関して及ぼす影響はどうか、あるいは運転データはどうか、あるいはランニングコストはどのようなになっているのかということなんです。

また、これは製品をつくります。ごみから製品、ごみから有価物をつくるということになっております。その出来ばえはどうでしょうかということなんです。一部それをもらってきて田畑に使ったり、そういう利用法もあると聞いております。しかし、この炭化物、なかなか理論的に言うと難しいんです。燃焼し過ぎると灰になっちゃう。かといって、蒸し焼きというんですけどね、ただ燃やすだけでは簡単なんです、こういう製品をつくるということは非常に難しい。簡単に言うと、炭焼きの人が何十年炭をうまく焼けないというのと一緒です。燃やし過ぎると灰になる。燃やさない、生のままで炭にならない。このような理論になっております、これは還流理論なんです。このようなことで、製品価値は予定どおりのものができているのかということでもあります。その辺、ランニングコストとかの兼ね合いやろうと思うんですが、この辺についても運転した4カ月の経験より、実態はどうでしょうかということでございます。

さて、3番、特別支援教育の体制はということでございます。特別支援教育、新しい言葉なんです、ベースは、古くは国際障害者年という国連で1981年に、完全参加と平等ということで国連で決定して、それ以来ずっと20数年間、各国はその具体的なことを迫られております。広陵町においても、特別支援教育の体制ということで、前回も返事があったんですが、周りの自治体より多くの支援スタッフを配置しておると、手厚く配置しておると。教育についても対応をとっていると。国の方でも、発達障害ということで、最近テレビでよくやっております。新聞にも取り上げております。なかなか発達障害の分野は新しい学問ですけれど、これはなかなか確立されてはないんです。今一生懸命皆が勉強してるということでございます。その専門教員はというと、これはなかなかいないというのが現実問題であり

ますが、この発達障害支援にも力を入れております。

本町も、地元の中学の進学がふえてきたところでございます。今までは専門学校にどうですかということだったんですが、地元に通学したいということで、今やどの小学校においても中学校においても、この方々がおられる、また支援教育体制をとっているということでございます。この体制はどうでしょうかということで、3番目に質問に上げました。これは難しいのは、教育の中で特に発達障害だけは特別の対策をとって、特別のその子に合った体制をとっていかないと、なかなか一般の一律の教育ができづらいというところがありますので、この辺についても力の入れぐあいはどうでしょうかと。

広陵町は教育の町でございます。ニュータウンに引っ越しされてくる方、一番の大きな目的は、見に来たとき、ここは非常に子供の教育にいいところだなということで、今、ミキハウスの跡地、5,000万ほどするんですが、もうあっという間に家がぼんぼこ売れると。5,000万でも飛ぶように売れると。この一番の大きな要因は、教育なんですわ。ここはやはり子育てにすばらしいところであるということで、家がぼこぼこ建つということなんで、この辺についても教育と新しいこれからの町づくりというのを一体化して進めていかねばならないと思っておりますので、この辺の体制はどうでしょうかということでございます。

4番目、竹取公園有料化のその後の実態はどうでしょうかということでございます。

施行後約2カ月、4月、5月、今は6月ですが、たちました。どのような数値とか、どのような実態が見えてきたのでしょうかということで、これについては、ちょっと実態はどのようになってきたかということについてお聞かせ願いたいと思います。

以上、今回は4点について一般質問を行いましたので、よろしくお願いたします。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。町長！

**平岡町長** 坂口議員は、いつもトップを切ってのご質問でございます。4つ質問をいただきました。

まず、町財政安定運営の対策はということで、財政見通しについてお尋ねでございます。答弁といたしまして、本町の財政状況につきましては、皆様方ご承知のとおり、三位一体の改革によりまして大変厳しい状況となっております。財政状況をあらわす指標といたしましては、経常収支比率、公債比率などがございますが、いずれも交付税、税収等に大きく左右されますので、数値は悪化しており、ご指摘の実質公債比につきましても、17年度決算でございますが、21.1%と高くなっております。地方債制度が許可制から協議制に18年度から制度が変わりましたが、18%を超えていることから、依然として本町は許可団体と

なっており、新しい地方公共団体の再生法制化のもと、早期健全化団体となる見込みでございます。新清掃施設の起債の償還元金が発生する平成21年、22年が実質公債比率のピークと考えております。

お尋ねの財政健全化に向けての取り組みにつきましては、以前から申し上げております都市的土地利用によりまして、新たな税源確保も積極的に図ってまいりますが、実質公債比18%を切ることを目標に、後年度の財政負担の軽減を図るべく、事務事業を根本から見直し、ゆとりのある財源確保に努め、公債費の繰り上げ償還の実施や新規事業の制限を推進し、財政基盤の強化を図ってまいりたいと思います。

次に、2番でございます。新清掃センター運転状況はどうか、炭化物は予定どおりできているのかというご質問でございます。

本年4月からクリーンセンター広陵の本格操業を行っておりますが、4月中旬から地元大字を初めとして施設見学会を実施し、大勢の方々が施設見学にお越しいただいているところでございます。ごみの分別状況につきましては、おおむね適正に分別していただいておりますが、新施設クリーンセンター広陵のRDF炭化部門につきましては、RDF及び炭化物をつくる施設ですので、可燃ごみの中に処理困難物が時たま見受けられるため、処理を適正に行えるように指導に努めているところです。

また、許可業者による搬入ごみについては、個々の事業者に対し、口頭及び文章で分別の徹底をお願いし、またごみの搬入時においてダンピングボックスでの展開検査の強化を図っておるところでございます。そのことから、RDF施設運転作業において支障は出ておりませんが、今後なお一層分別の徹底を図ってまいりたいと考えております。また、炭化物につきましては、引き取り先の使用目的に沿ったものができております。

3番の特別支援教育体制は、教育長がお答えします。

次、4番ですが、竹取公園有料化後の実態とどうですかというお尋ねでございます。

3月議会で竹取公園駐車場の有料化についてご承認をいただき、実施してから2カ月が経過しました。有料化に向け、事前に予告看板の設置等により周知させていただき、あわせて有料化のご理解、ご協力を願うために職員が対応に当たらせていただきました。利用者の声としては、土日の図書館の利用がしにくくなった、いつから有料になったのか、そして町民や身障者に割引がないのか等の批判的な声や、遊具の維持費、公園内もきれいに管理されているので有料は当然だと、家族で弁当を持って一日遊べるのだから500円は安い等、理解くださる方、賛否さまざまな声をいただいております。



また、利用状況でございますが、4月は普通車4,234台、マイクロバス3台、大型バス2台でした。5月は、普通車3,596台、マイクロバス19台、大型バス50台であり、合わせて404万1,000円の収入がありました。有料化に伴い、シルバー人材センターの会員さんの働く場の提供もでき、皆さん方からの駐車料金は、より魅力ある施設づくりや施設の維持管理費等の財源として有効に活用させていただきたいと思えます。

以上のおりでございます。

**山田議長** 次に、教育長！

**安田教育長** 坂口議員の質問事項3、特別支援教育の体制はという質問でございます。

特別支援教育につきましては、本町では学校・園での町サポート体制を既に構築しております。本年度につきましては、小・中学校では県費特別支援担任教諭22名に加え、町費による加配支援スタッフ15名を配置しており、幼稚園におきましても6名の支援スタッフを置き、LD、ADHD、高機能自閉症などの教育支援の充実を図っておるところでございます。

なお、地方交付税においては、本年、特別支援員報酬として小・中学校1校につき84万円の経費が見込まれていることも申し添えておきます。また、本年8月4日、5日には、さわやかホールで夏期教育相談親子セミナーを開催しますので、議員各位におかれましても参加いただければ幸いと存じます。

以上でございます。

**山田議長** 2回目の質問を受けます。9番、坂口君！

**坂口議員** それでは、財政運営安定化対策についてでございます。少し具体的に入りたいと思います。この財政安定対策ですね、まず1つの大きな柱が収入の確保、これでございます。過日、財源振替により所得税、いわゆる直接国税から住民税、地方税法に財源が振りかわっております。6月時点で各町民の地方、あなたの住民税はこうですよというのが既に発せられたかと思えます。これによる収入アップ、一応予算では町民税はこんなに上がるよとは聞いているんですけどね。6月時点ですべての町民に地方税の決定を行った。あなたの住民税はこうですよということで、これで最初予算書に出てる数字はかなりたくさん入ることになってるんですけどね。この辺はほんまにどうなのかと、入ったんかということですね。この辺は一つはどうでしょうか。

もう一つ大きな収入源、予算書にもあらわれてましたが、固定資産税が大きくふえますよと。これはいわゆる沿線とか、開発が進んでおります。この辺のまず収入をはかって支出を

抑えるというのが財政再建の第一歩でございます。まず収入の辺の、6月ですから、その辺の読み。予想どおり果たして課税通知ができたのか、この辺について一つ質問したいと思えます。

それで、次の質問で支出について質問しますので、まずは入る分はどうやったんかということでございます。ちょっとお願いします。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** 坂口議員さんの質問にお答えいたします。

まず、収入の確保で、現在、消費税から住民税に移行されました。その中で、当初予算でもご説明申し上げましたが、一応税源移譲により1億3,600万円の増収がございます。それと、定率減税が廃止になりました関係上、8,000万円の住民税の増でございます。固定資産税におきましては、やはり新規の住宅関係が本町では伸びておりますので、それに見合うプラスがございます。また、34条の8の3の適用の関係で、やはり沿道、また指定された361ヘクタールの部分、その部分で今後において、やはり工場もしくは事務所、家というような形で、現在、農地というような部分があった部分が宅地化されることより、本町はかなり増収になるという予想をしております。

以上でございます。

**山田議長** 坂口議員！

**坂口議員** 町民税の通知を全町民にやったんですけどね、ふえる読みと実際通知をした、前回よりふえてますけども、この辺のそごはどんなものでしょうかね。実際計画の数値と6月の最初に通知した数値との差はあるんかないのか、あるいは減つてもうたんか、予想より大きゅうなったんかという心配もいたします。この辺はどうでしょうかね。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** それの方は、試算した形の部分とほぼ同額でございます。

**山田議長** 3回目お願いします。

**坂口議員** 今、収入のことについて、ほぼ予定したとおりの通達ができた、こういうようなことにつきましてお聞きしました。安心してるところでございます。

じゃあ、いよいよ支出の辺の方はどうかということでもあります。ここに実施計画ということで、財政のいろんな削減について計画してあります。健全な財政運営の推進ということで、いろいろなことが出ております。50人、50億ということも前からおっしゃっておられます。ここについている、いろんな事業の見直しや公共事業の見直し、あるいは債権の借りか

え、こんなことも入っております。安いのを借りるということも、高いのを返して安いのに借りかえる、こういうような措置も入っております。

この支出については、非常にここにもあるように、項目、6ページあるんですが、いっぱいあります。この辺の支出については、まだ6月時点で、先ほどのプールの入札じゃないですけど、安く予定し過ぎて入らなかったかわかりませんが。その辺の支出についても、収入がふえるからというて、これは安心してはいられないので、支出についてもなかなか厳しい目で見なくてはいけないと思います。ここには、一応計画ということでたくさんの実施計画一覧表というのを前もってもらってるんですけど、これは18年、19年、19年度がいよいよ実施ですよというのが結構多いんですわ。この辺についても漏れのないように、これは全般的な感じでいいですよ。大体予定どおり進んでるかどうかということについて、いかがでございましょうか。今回初めてですので、また次の、具体的には9月に聞きますが、まずスタート時点はどうでしょうかということ、支出についての計画どおりなのか、進んでるのかということについて聞きたいと思います。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** 支出につきましては、当初からことしの予算の部分でも説明があったと思いますが、やはり5カ年、5億円の部分の中で、人件費、また工事による効果と、そういう部分で図っていききたいという形になっております。ただ、額としては、今のところちょっと持ち合わせてございませんので、お答えできませんので。

**山田議長** 坂口議員！

**坂口議員** じゃあ、とにかくその姿勢で進めていただいて、いずれにしろ広陵町の少子高齢化にどんどん入っていきます。これの予算のときの難しいところもあると思いますが、今回初めての質問ですので、再建モードになって初めてですので、9月までまたいろいろな実績が出てきたときにお聞かせ願いたいと思います。1番目の質問は、これにて終了したいと思います。

さて、2番目の質問でございます。新清掃センター、これについては既に稼働した。半年ばかり稼働しました。一番恐れるのは、何でもそうですが、新施設を動かしたとき、まず一つは、その技術が皆マスターできてきたのかという問題ですね。2番目はランニングコスト、これは初期の予定どおりの、結構これ高いんですよ、今までの燃やすだけに比べると。このRDFプラス炭化方式というのはランニングは非常に高いというのが一つの特徴、その分だけ製品として売ると、公害も出ないと、プラス・マイナスの要因があるんですけどね。その

辺の実態、運転して新技術のマスター度はどうか。職員さんの技術のうまく燃やし方、あるいはうまく製品、この辺の技術の進歩はどうか。まだまだスーパーバイザーが来てメーカーがやってると思うんですけどね。徐々に徐々に職員にシフトしていかなきゃいけません。この辺の進みぐあい、あるいはランニングの見通しはどんな感じかと。ごみを減らせば灯油は減るというのはわかってるんですわ。ごみがふえてるということは、自動的に灯油は自動的にふえていくと。この単純比例で成り立ってますので、この辺もちょっとランニングの見通しはどうでしょうかということでお聞かせ願いたいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 技術的に運転技術をマスターできているかということのお尋ねでございます。おかげさまで優秀な職員を配置をいただきまして、私も現場を時々見ているわけですが、指導してくれてる栗本の指導員の方でマニュアルを各自に作成して、渡して、そして確認をしながら取り組んでおります。まだまだこれから先が長いわけですから、安心ばかりしておれないんですけれども、日々成長をしていくというように指導員からも報告を受けております。やはり一人前になるには1年、2年という歳月が必要でございます。どんな場面にも適切に対応できるためには、やはり経験というものが大事でございます。今後、余り危険な経験はしてほしくはないんですけれども、経験を重ねて立派な運転員になってくれるように期待をしているところでございます。

もう1点お尋ねの維持費、ランニングコストの状況はどうかということでございます。私、2月あるいは3月、4月という状況について確認はしております。2月、3月につきましては、いろんな運転の方法を、試し運転というんですか、そういうことをやっておりました関係で、灯油の使用量、これはやはり我々が想定していた数値よりは若干ふえているのが実態でございます。これは運転時間の長短、10時間運転したときと半日で、4時間で運転をとめたとかいうことも再々ございましたので、このデータをもとに皆様議会にご報告するのはちょっと実態には合わないかなという思いをしております。

4月以降は大体定時運転をしておりますものの、12月からの搬入しておりましたごみが約400トンほど滞留をしておりました関係で、時間延長しながらそれを減らしてきていると。今現在ピットに入っているごみの量は、100トン前後かなと思っております。300トンを減らしたわけでございます。このために灯油も当然たくさん、電気代もたくさん使っております。今後は、そういったことも運転の技術とともに改善をしていながら、当初の予定どおりのランニングコストに近づけていきたいと今、取り組んでいるところでございま

す。どうぞよろしく願いをいたします。

**山田議長** 坂口議員！

**坂口議員** 新しい炉を動かすということについて当初は、何でもそうなんですけども、最初はトライ・アンド・ゴーといっているんな動かし方をするんですわ。それについて、今言われてるランニング、電気にしろ大体二、三倍かかるんですよ、ストップ・アンド・ゴーするからね。ストップ・アンド・ゴーするたびに初期の稼働で2倍から3倍、余熱で要るんですわ。それでも、徐々に徐々に半年ぐらいかけてやっていきますと、だんだん一定の数値が出てくると。これが間欠運転をする機械についての宿命みたいなところがございます。

もう一つ気をつけていただきたいのは、夏場になると、ごみの性質がかなり変わってくると、水分がいろいろ多くなると。スイカとか食べ物の質が変わっております。これにより、またそのランニングが変わってくるんですわ。その要因の分析を、ごみの質の変化によりランニングが変化する、これが1つ。ごみの量の変化あるいは間欠運転の期間ですね、これによりまたランニングが変化する。3つ目が、いわゆる操作員のなれなんですわ。コンピューターでやってるよと言いながら、実際目で見て運転してる方が多いんですよ。その辺の操作員のなれというものがかなりの経費の節減ができると、こういう3つの要因というのがございます。

その辺、当局は当然皆専門家ばかりと思いますが、私もこれで飯を食うてたので、その辺の心配を、私も定年退職しましたから、その業務は全然してませんよ。全然してないんですが、目に見えて異常な数値が出てくるとは思うんですが、その辺今後の研究課題ということで、また議会に資料を出してほしい。そのときに、今言うたような要因が、分母の数字がかなり変化してるんですわ。その辺の分析を加えて一遍数値、大体6カ月たったらどのぐらいの数値で落ちついてきたかというのを議会に提出して、またその辺詳しい、いい知恵を出しながら、あれも15年間もてばいいんだということじゃなくて、町長の話やったらもっともたせたいと、こういうこともおっしゃっておられるようですが。15年間は最善の方向で運転して、ランニングも何十億とかからないようにやりたいというのが私の願いでございますので、その辺はまた細かいデータどりして資料をまとめて、専門家と話しして、まとめて資料提出をお願いしたいという要望で、この問題は、今動かしたてですから、また次の9月にいろいろ聞いていきたいと思います。じゃあ、この問題はこれで結構でございます。

3番目の発達障害、特別支援教育についてでございます。この特別支援教育になり、広陵町の教育体制というんですか、学校における体制がかなり変わってきたというふうな感じが

します。何が変わってきたかという、いてる生徒の皆さん方の見る目が、いろんな方がおられるなど、こういうことが変わってきたんじゃないかと。もう一つ、親の願いがどうしても学校に行ってる間はすべて面倒見てほしいと、このようなご要望もだんだん出てまいります。授業が終わっての課題ですね、自由課題、いろいろあると思います。

今のところの特別支援スタッフというのは授業時間中だけと、こういうふうになってたかな。そういうことになってたと思うんです。だけど、学校というのはおかしなもので、終わってからいろんな放課後活動するんですわ、学校の中で。この辺についても特別教育支援スタッフの協力を得られるものか得られないものかということもだんだん入ってくるんですわ。学校の中での活動はすべてお願いできるのかと、こういう方の親もどんどんふえてきてまいります。具体的に私もちょっと聞かされてるんですが、その辺ちょっと難しいところがあるんですけどね。

ただ、本町では、受け入れる限り、授業時間もそう、放課後の課外活動もそう、これについてはすべて学校内で世話ができるような体制にやっぱりしていかなあかんかなというようなことを考えておりますので、その辺、教育長、どうなんですか、予算的な問題もあるんですけどね。支援スタッフというのは、授業の間は見るんですよ。じゃあ、終わってからクラブ活動とか、そんなのは見てくれんかということにもなってきますので、その辺についての対策とか何かはどうですか、あればいいんですが。基本的なものは、授業中は支援スタッフは見ております。それ以後の学校の中での課外活動までどのように考えていったらええのかなと、私もちょっとまだ結論が出ないんですわ。どのように考えていったらええのかなということを考えておりますので、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

**山田議長** 具体的に何か言うたってよ。答えようがないんちゃうかな。

**坂口議員** 支援スタッフというのは、授業時間中は世話してくれるんですわ。それで、学校が終わったら学校内でいろんなクラブ活動もやるんですよ、1時間とか2時間とか。それも学校の中での活動ですから、それも見ていただけるのかという質問なんですわ。支援スタッフというのは授業時間中は見てくれるんですわ。今はそうなってんですか、ちょっと聞いてるんですけど。それ今言うてる、学校の中で各種クラブ活動もやっていると。それについてのお世話を願えるんかというふうな質問です。ですから、支援スタッフというのは、どこまでまず見てるのかということについて答えてくれてもいいですよ。どのように考えていったらええかなということです。

**山田議長** ご理解いただいたと思います。教育長！

**安田教育長** 支援スタッフの時間的なことなんですけども、学校、一応基本的には8時間という感じの中でやっております。それから、今言われる授業以外のとき、いわば小学校でいうクラブ活動、中学校でいう部活動、これはまたやっております。それは、もちろん部活の先生も含めてなんですけども、特別支援の先生もついていただくときもあります。これは本当にその子一人一人のケース・バイ・ケースでやっていると思っていただければいいのじゃないのかと、このように思っております。

以上です。

**山田議長** 坂口議員！

**坂口議員** 教育長の答弁をいただきましたので、私もその方向で進めさせていただきます。

もう一つ問題は、部活動やると必ず対抗試合、外に試合に行ったりするんですよ。それで、この問題もどのようにしてとらえていったらええのかなということもちょっと頭に入れておいてほしいと思うんですわ。その支援を受ける生徒さんは、当然いろんなクラブ活動もしたいですよ。あるいはまた対抗試合、学外へ出ていくと、そういうときは引率の先生は1人で10何人連れていくと。果たしてそのようなことが可能かどうかという心配もしてるんですが。じゃあ、私自身も果たしてどこまで見るのが学校の教育の範疇になるんやということも話も出てまいるんですが、この問題はすぐ出てまいります。担当の先生の過重にならないように支援スタッフの方もつけていただけると。今、基本はケース・バイ・ケースによって判断すると、教育長の判断です。これはまた個々具体的に出てきた場合、お話しさせていただきますと思います。

今、わかりました。とにかく8時間は見ていただけるということ。学校というのは、8時半に始まるんです。8時半やったかな、もっと早いかな。8時から8時間という、4時で終わると、こういうことでもいいんですか。(不規則発言あり) 8時半やったら4時半ですわ。クラブ活動やると5時とか6時か、その辺の今ちょっとそごも、具体的にはまた細かい話をやりたいと思いますので、とにかく教育長の考えを聞きましたので、後個々具体的には話していきたいと思います。いずれにしても、この支援スタッフ、今ここに数字も出ております。非常に多くの方がかかるというのが1つ。その対象となる生徒さんがふえてきてるというのもまた事実でございますので、力入れていただきたいということで、この質問はこの程度に終えたいと思います。

次、4番目なんですけど、私も賛否両論聞いてるんですわ、この有料化については。しかし、基本的なところは、これはやはり考えていただきたいというのがあるんですわ、2つ。1つ

は、いわゆる障害者に対する免除、これはいろいろな有料化をとってる入場施設を調べました、県の施設にしる何にしる。いわゆる障害者手帳を持ってる方には割引という制度は、これはどこでもあるんですわ。2番目については、町内、町外、先ほどバス30台とか、400万入っていると、こういうことを聞いております。基本的に町内、町外、その辺の差によって何らかの差額をつけるのもええんやないかなという感じを私ちよっとしております。その辺についてもちよっとお考え、どうなんでしょうかね。お考えをお聞かせ願いたいということでもあります。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 障害者への減免につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

また、町内、町外の差額については、現在検討は考えておりません。

**山田議長** 9番議員！

**坂口議員** わかりました。今、私のところには2つ、先ほど申した要望が来てるんですわ。町内、町外の差はどうか。もう一つは、障害者の減免についてどうかという要望が来てますので、それについては、2つはいろいろこれから検討願いたいということをお願いしまして、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

**山田議長** ご苦労さまでした。

以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。どうぞ。

**青木議員** 議長のお許しを得ましたので、約1年ぶりの一般質問でございますので、ちょっと緊張して上がっておりますので、お聞き苦しい点多々あると思いますので、ご了承のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。久しぶりやからちよっ和时间いっぱい使わせていただきたいなど、こう思うわけでございますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

皆さんもご存じのように、4月8日に知事選と県会議員のダブル選挙が行われまして、荒井新知事が誕生されたわけでございます。荒井知事は、市町村が幸せにならなくては行けない、地方のことは市町村が一番大事であると、市町村の発展なくして地方行政は考えられないと、こう大きく公約のときにおっしゃっておりますので、それを踏まえて、広陵町も、いわゆる大型商業施設を誘致をお願いして、県の許可もお願いしているわけでございますので、そのようなスタンスでおっしゃっていただく知事さんでございますので、大いに力になっていただける、ご協力をしていただけるんじゃないかなと、こう思うわけでございます。この間、先ほど八代議員からお聞きして、何か町長の言葉が毎日新聞か何かに載って、いわゆる



そのことについて、国の施策及び県のご理解をお願いしたいと載っていたようでございますので、荒井知事さん、聞こえてますかということで、ひとつよろしくお願いをしたいと思うわけでございます。

そしてまた、同時に行われました県会議員の選挙で、残念ながら広陵町の自民党公認候補がまさきに破れるという、大変な結果になったわけでございますので、我々におきましてこの現実を踏まえて一生懸命に県会議員なき地方行政について、町長とともに頑張っていきたいと思っております。ほかの県会議員さんは共産党さんでございますので、そのことは無理だと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

そして、7月には参議院議員の選挙が行われ、これは天下分け目の大決戦であるということもお聞きしております。選挙の結果いかにしましては、また見事なる政界の再編成が行われていって、大変なあらしが起きるんじゃないかなと、こう思うような可能性があるもので、大変心配をしているわけでございます。そして、最後ですが、我々も来年の4月には議会議員、町会議員選挙が行われるわけで、私もその席に来年の今時分はおるかおらないかわからないという厳しい選挙も、審判を仰がなければならないわけでございますので、大変そのような心境の中でのことですので、前段はこのぐらいにして、質問に入らせていただきます。

ごみ指定袋の有料化後の現況はということでございます。

昨年11月より施行され、約7カ月を過ぎたわけでございますので、住民の皆さんもかなりなれたらと思います。そして、当局においても一応の、季節はちょっとまだ全部いってませんが、一応の目安も立てられたんじゃないかなというのが、一応の結果も出てきたんじゃないかなと、こう思うわけでございますので、それを踏まえて、まずア、財政面での実情、どれぐらいの収益が上がり、その使い道をどう充てていくんですか。いわゆるごみの有料化についての収益はどう使っていただけてるんですかと、改めて確認のようにお聞きをしたいと、こう思うわけでございます。先ほどちょっと議案のときに私、質問させていただきましたが、その基金とか、また環境についての寄附とかで、そういうような基金の制度を条例でつくっていききたいということもお聞きしておりますので、そのこともお答えしていただきたいなど、こう思うわけでございます。

そして、イ、減量の実情。有料化の効果というのは、金かかるから減量していくということでございますので、その意味では、結構減量の効果が出てきているように聞いておりますし、そしてよその自治体においても、一応タクシーの値上げと一緒に、最初は乗らないけど、ま

たもとへ戻って乗るということも含めて、逆に減量化がどの辺まで続くのかなという懸念もあるわけですので、当然当局はそのことも踏まえてシミュレーションもされていると思いますので、お答えを願いたいと思います。

そして、大事な分別搬出の現状、いわゆる住民の皆さんも大変、広陵町は案外分別に関しては先進地というぐらいにやっているわけですので、これも踏まえて現況はどういうように分別の意識が有意義に伝わっていているのかということをお聞きしたいと思うわけでございます。

そしてまた、有料化に伴いましての不法投棄の現状、いわゆる一般の可燃ごみとか、そういう一般家庭のごみがそのまま不法投棄される人は、今の時代ほとんどないように思うわけですが、しかし、逆にどうかなという心配もあるわけです。そこで、特に家電製品とか車両、バイクとか、またパソコンとか、いわゆる不法投棄されている場所があり、多少そういうのを私自身も見たことがあるわけですので、その辺の現況をお願いしたいと思います。

そして、オの住民からの苦情、いわゆる指定袋についての苦情ですわね。いわゆる袋が裂けやすい、そして入れるのにどうも入れにくいから、ちょっとぜいたくかもわからんけど、まちのついた袋ありがたいのやけどなという話も、そんなのぜいたくやだと私は言うてるわけですが、そのことについてやはり使いやすい袋ということも大事だということで、値段のこともありますが、その現状、住民からどのような声があるのか、お聞きしたいと思います。そして、大中小の大きさの問題があるわけですので、それが最初予想してた大中小のいわゆる比率ですか、そういうことについても見直しがあるのかなのか、お聞きをしたいと思います。

そして、質問2番、クリーンセンター広陵の操業の現況はということでございますので、先ほど坂口議員から多少ご質問があったわけでございます。またご答弁もあったわけでございますが、私なりにお聞きをさせていただきます。

本年3月1日よりの本格操業をされ、約4カ月近く経過しているわけでございますが、従業者におかれましても、作業についてはまだまだふなれな点が多いと思うわけでございます。試行錯誤のところもあり、不安定な要素もあるんじゃないかなと、こう思っております。そしてまた、あの作業を私も見学させていただきました。あれはある程度やっぱり危険なものもあり、いろんな意味での作業の緊張感というのがかなり連続してやっておられるんじゃないかなと、こう思うわけでございます。いわゆる従業者の健康も大事でございます。もちろんコストが高くなるのも大変やけど、いわゆる従業者の健康も大変大事だなと、こう思うわ

けでございます。いわゆる全国でまさに4カ所しかない処理施設だけに、広陵町だけやなしに全国的にも、また他の自治体においても大変注目もし、関心度も高いわけでございます。本町の目玉の施設であり、それゆえ事故のない安全な操業を求められているわけでございますので、あえてこの質問をさせていただいたということでございます。

その中で、ア、いわゆる特に人員の内容とその配置について。いわゆる町の職員が何名おられるのか、サービス公社からの派遣、それから臨時支援スタッフ、またシルバー人材センターの皆さんがどのぐらい従事していただいているのか、それから栗本鐵工の指導員の出向の社員さんについてもお伺いをいたしたいと思うわけでございます。

そして、イの処理費用の現状と将来の試算の見通し、建設費はごみ施設、処理施設及びリサイクルプラザで43億3,752万円の巨額な投資をしているわけでございます。いわゆる将来とは、先ほど坂口議員の質問にもありましたように、運転管理、それからメンテナンスの問題であるわけでございます。栗本鐵工さんの委託の割合、そして保証期間が過ぎた後の修理、部品等の交換とか、いわゆるメンテナンスについて細分の交渉等が持たれるわけでございます。その辺、いわゆるメーカー主導じゃなしに、職員さんが何としてもやっぱり安く上がるために粗悪な部品じゃなしに、栗本鐵工に物を申ししていくと、またそれを協議のできる力もつけていただいて、業者とさしで話のできるぐらいにやっていただきたいなど、こう思うわけでございます。

私も、あのとき竣工式であいさつをさせていただいた中で、広陵町の財政にかなり厳しくのっかっている施設でございますので、栗本さんの方にかて、いわゆるモデルの工場として、平坦地での処理施設として、大いに企業の力をかけて広陵町の負担を何とか軽減できる協力をお願いしたいというのを私、あいさつのときに申して、終わった後、栗本鐵工さんも、いや、そのとおりですと言っていたわけでございますので、その点を期待をしておるわけでございます。そういうことでございます。

そして、ウの関連いわゆる附帯施設の計画、いわゆるワンダーランド計画がありまして、その具体的な案がある程度できてるのかなということがあられるわけでございますので、それもお聞きしたいと思うわけでございます。私個人的には、余り拙速にやっていくべきやないんじゃないかと。というのは、そのときに住民のニーズがあった。しかし、将来何年か後には余りそれを有効活用、また有効使用してもらえないような施設も多々見受けるところもあるわけでございますので、その辺を加味した中で、いわゆるワンダーランドの中の住民サービス施設等をやっていただければなど、こう思うわけでございます。

大分前に我々視察にあっちこっち行った中で、吹田の方へ行ったときに大きなリサイクルプラザがあり、そこでは、いわゆるごみのことについて、またリサイクル、本当の意味での資源の再利用もされており、住民のボランティアの皆様方が自転車を修理されたり、また家具を修理されたりして即売もしておった。そして、ガラス細工、いわゆる破片からガラス細工をつくったりとか、再利用なり、またいろんな教育的な場でごみの施設を利用されていた、住民の皆様とともに見学したのを覚えております。前に寺前議員と一緒に四国かどっかへ行ったときに、電動自転車か何か出て、買って帰りたいなというて出てましたな、そういうプラザありましたやろ。そういうのもあって、そのようなことも考えていただいたらなと、こう思うわけでございます。

それでは、質問3に移らせていただきます。はしお元気村の現況はと。

本年4月19日に、まさにリニューアルオープンをしてまだ2カ月余りのことで、不安定な時期であり、説明がちょっとしづらいでしょうと思います。以前の施設は、まず勤労者が学び、鍛え、遊ぶという施設であったようでございますが、本年から広陵町の単独施設となり、高齢者と子供が触れ合い、三世代が交流して元気になる施設、いわゆる村という、町長もそういうようなお話があったわけでございます。その位置づけになったわけでございます。そのような位置づけで運営をしていく、その今現在大きなかじを取ったわけですので、大体どのような動きをされているのか、目当てに沿って動いているような感じですよというのがあるのかないのか、お聞きをしたいと思います。

その中で、特に目玉である朝市の件ですね。私も近くですので、土日、できるだけお客さん、ちょっと店が暇ですから、だっと見に行って、じっと何か見てますねん。あんまりそばで見たら職員さんがおられるから、何か変な方かなと思われたらかなわんから、向かいのセブンイレブンからちょっと望遠鏡みたいなので見て、そしたら、セブンイレブンの店長、青木さん、何してはりまんのと言われて、ちょっと朝市見せてもろてますねんっていうので、見てる。その中で、お客さん、結構来ていただいているなというのがあるわけ。そこで、売り上げの実績とか売れ筋の商品とか、また出店者のこととか、いろいろあるわけですね。住民利用者の声をかなり聞いておられると思いますので、そのこともひとつお聞かせを願いたいと思います。

そういうわけで、1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。町長！

**平岡町長** 青木議員は、去年は議長として議会運営を取り仕切っていただいた立場でございま

す。きょうは、久しぶりのご質問でございます。持ち前の町民の声をまとめられて、青木節を聞かせていただいたところでございます。

今回は3点のご質問ございまして、まず初めのごみ指定袋の有料化後の現況はということで、5項目に分けてご質問をいただきました。

アの収入と使い道でございます。現在は、指定ごみ袋収入を諸収入に計上し、環境対策費用に一般財源として充当しております。今後も引き続き広陵町の環境を守り、美しい町づくりに資するための費用に充てるための財源として基金の設置を研究しているところでございます。

イ、ウをまとめて、減量・分別についてでございます。昨年11月にごみ指定袋の有料化を導入して以来、11月からことし4月までの6カ月の間の家庭ごみの可燃ごみの搬出量が前年同期比で約17%の減量となっております。各ご家庭でのごみの分別がより一層浸透しており、また各種団体による集団回収による減量効果も大きく、全般的に住民の皆さんの分別意識の向上につながっているものと感謝しているところでございます。今後も、引き続きごみの分別に対する啓発に努めてまいりたいと考えております。

次、エでございます。不法投棄の現状につきましては、若干増加しているのが現状です。ほとんどの不法投棄のごみは、町外から持ち込まれ、投棄されたものと推察しております。業者による不法投棄については、警察と連携して調査し、即時対応しております。

次に、住民苦情と対応でございます。当初、作成したごみ袋については、破れやすいとのご意見をいただきました。2回目の発注の際には材質を破れにくい低密度ポリエチレンに変更し、対応しております。また、コーナーに丸みを持たせるということもあわせて対応いたしているところでございます。

次、2番目でございます。クリーンセンター広陵の操業の現況はどうかと、3項目のご質問ございまして、まず、ア、クリーンセンター広陵の職員配置の状況についてでございますが、管理業務も含めまして町職員7名、サービス公社からの派遣職員は4名、同じく支援スタッフ2名、さらにシルバー人材センターの登録人員15名という体制で操業いたしております。また、栗本鐵工所との基本契約に基づきます運転指導員2名が毎日指導に当たっております。総員30名体制でございます。安定・安心な操業を行っているのが現状であります。今後とも、安定・安心な運営に努めてまいりたいと考えております。

次、イでございます。処理費用の現状等についてでございますが、2カ月弱の運転実績のため、現段階での見通しは、一部消耗品費等において想定しておりました費用よりもやや多

いというのが実情です。このことから、今後はより効率的な操業について研究を重ね、随時施設運転管理費の削減ができるように考えて対処してまいりたいと存じます。

次、関連・附帯施設計画ですが、現在、温水プール等のスポーツ施設を民間事業者活用で事業者と交渉を始めているところでございます。場所的にも立派に適しているとの感触を得ているところですが、詳細については十分検討をし、効果のある方法を見出していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次、最後のはしお元気村の現況でございます。

まず、朝市の状況でございますが、去る4月28日土曜日でございます。はしお元気村朝市をオープンいたしましたところ、多くの住民の皆さん方のご協力を得て、238名の方々にお買い物をいただき、総売り上げも28万円と順調な滑り出しとなりました。現在も住民の皆さん方から非常に注目をいただいております、町内外各方面からご来店をいただいている状況にあります。

なお、5月末日現在においては、延べ1,611名の方々にお買い上げいただき、総売り上げが141万1,000円となり、奈良県中部農林振興事務所の調査によりますと、売上額は近隣市町村の朝市の平均値に比べ約2.3倍と大幅に上回っている状況にあります。まだまだ課題はありますが、住民の皆さん方の期待に沿えるよう頑張つてまいりたいと考えております。

次に、住民利用者の声でございますが、消費者の皆さん方からは、特に農産物に関しましては、新鮮さや安全面、価格の面で満足をしているという声を多数いただいております。また一方では、果物類や加工品の販売を初め、多品目にわたっての品ぞろえを望む声をいただいております。現在の品ぞろえに関しましては、1日30品目から40品目の出品にとどまっており、今後はさらに消費者の皆さんのご意見、ご要望を踏まえながら、生産者の方々への協力と理解を求め、60品目を目標に品ぞろえの充実を図つてまいりたいと考えております。

以上のおりでございます。

**山田議長** ありがとうございます。

では、2回目の質問を受けます。14番議員！

**青木議員** さわやかなご答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。ごみ袋の件、有料化、確かにいろいろだけれかて無料化の方がいいわけですが。ただ、私ずっとあちこち見させて、また商売柄いろんな

お客さんの現実の声もお聞きしておりますので、確かに有料化は大変やけど、しかし、ごみの減量も含めて意識の高まりということで、子供から、お母ちゃん、こんなもつときちつとせなお金かかんねんで、ここの袋に入れたらというて注意をされてるというのも、ある人が言うておられましたし、それで、学校の方でもかなりそのことを児童に、小学生なりに何かそのような教育というより、勉強させていただいているようにお聞きをしております。いわゆるごみに関しては、みずからが排出していくわけでございますので、みずからが意識を持って、できるだけ公費のかからないようにやっていくというのが、これは意識だけの話だなと、こう思うわけでございますので、今後ともそのようなことを大いにやっていただきたいと、また啓発をしていただきたいなと思います。

それと、これも確かにごみのことに関しては最先端でしていただいている、いわゆる収集車、収集業務の人、この人たちの態度というのか、これがまた非常に評価の対象になるわけや。その人たちがある意味で誠心誠意なり言葉をかけるなり、案外またちょっと一般町民の人かて気ままな人もおられます。にいちゃん、にいちゃん、もっとこっちなにしてとか、いろいろあります。しかし、そのときに、やはりそういう業務の人が非常に明るく、また声もかけ、あいさつもして、ぱっとてきぱきとやっていただいている。私の見る限り、大体根性悪いから、そんなんばっかし見てますのやけどね。案外割と住民からの評判は、収集業務の若い子、よろしいですなというのを感じました。というのは、ただそれだけでごみの有料化、怒ってんのやけど、まあええがなとか、減量化もええがなという、ちょっとしたことで協力者になっていただくわけですので、収集業者の選定も大変大事だなと、こう思うわけでございますので、そこんところをややこしい圧力に負けんように、やっぱり業者をきちっと選択していただきたいなと、こう思うわけでございます。この1番目の質問に関してはそういうことで、私の要望なり、また住民の声を大いに聞いて、有料化を本当に意義あるものにやっていただきたいなと、こう思うわけでございますので、答弁は結構でございます。

そして、クリーンセンターのことに、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、人員のことでございます。確かに栗本鐵工から指導員が2名来ておられると、また30名体制でやっておられるということをお聞きしたわけですが、そこで、炭化物の処理もしているわけですので、またこれはだれがどうじゃなしに、やはり働く環境、作業場の環境というのもこれまた大変大事なことだなと。やっぱり従業者の健康というのが害されるようなことにもしなつたとしたら、これはまたクリーンセンターどころの騒ぎやなしに、物はクリーンやけど、人間が非クリーンになってしもても難儀だなと、こう思うわけですので、そ

の辺を業務管理、人事管理を大いにきちっとやっていただきたいと。

それと、ほこりの問題、においの問題、これは、どうせごみの作業をしてるわけですから、それは当然いろいろあるわけです。ただ、それを越えた中で健康問題とか、またストレスとか、またいわゆる先ほどもお聞きしました中で、多分従業者も作業員も大分なれてきただろうとおっしゃいましたが、そんなに早うなれるんやったらええなと思うわけで、なかなか言うてる以上に従業者の人が大変しっかりしておられて我慢強いのかどうか知りませんが、そういうことも含めてしっかりと現場の人の声も聞かんのやないかなと思うわけ。

それと、費用と効果の問題とか財政面のことは大いにわかります。しかし、もしも事故が起こったり、いわゆるマニュアルどおりに作業されてるときは、大いにそんなことはない。しかし、異常なとき、事故、いろんな非常時のときにどう対応していくんだということが果たして、起こらないからそれでいけるようになるんですが、そのことも含めて、どういうように体制をとっていただいているのか。いわゆるゴムをびしっと引っ張ったままで作業されてるのか、まだ余裕があるのか、切れてしもたら難儀やなど、こういうことで、ちょっと老婆心ながら憂慮してるわけですので。そのことについて、いわゆる現場の作業者の問題のことも含めて、それと栗本鐵工さんとの作業との、これは栗本鐵工、もうちょっと人体に影響のない方法で作業できる仕組みや機械とか、補助をしてほしいとか、いろいろあると思いますので、そのことも含めてちょっとどういうような現場との話し合いをされてるのか、もう1回改めてお聞きをしたいなど、こう思うわけでございます。

それと、ワンダーランドの件ですのやけどね。これ今温水プールかな、何か計画されてるとお聞きをしているわけです。温水プールがいいのか悪いのか、それはわかりませんがね。それもいいでしょうと。しかし、先ほどちょっと私も触れましたように、本当にリサイクル、資源再利用、再活用、またそういうことの中で、そのような住民参加のできる一つの場というのか、そのような施設も私、ようけ案外やっておられるところもあると思うわけですが、最初だけでんねけど、あんまり利用者がいないのやというのもお聞きしてます。しかし、そうだから温水プールとか娯楽ばかりがいいんかというのも、これまたおかしな話で、そのことも含めて今後の形としてどのようにワンダーランドのことを实际的に、また実のある、効果のある有意義なることに思っておられるのか、再度お聞きしたいと、こう思うわけでございますので。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** まず、クリーンセンターの操業の実態について、先ほど坂口議員さんの質



問の中でも若干答えさせていただきましたけれども、現実問題として、やはり初めての町職員といたしますか、運転に携わっている職員は初めてという方もございます。そういった関係で、2月、3月、4月という経験の中で、私は大変本当に心配をしておりました。それから見ると、やってくれてるなというように、ちょっと安堵をしているという状況であって、もう心配ないというところまではまだまだ行っておりません。

作業環境につきましては、栗本とも何回も打ち合わせをいたしまして、特に私が心配しておりましたのは炭化物を出す場所なんですね。場所的には一番北の端のところでございますけれども、当初は炭が細かいもんですから飛散をしておった。これを大変我々、心配をしたわけです。作業をしてもらう職員についても苦勞をしてたと思います。改善をいたしまして、搬出口のところで水を常時噴霧をしていると。いわゆる湿り気を持たせて、飛散を防ぐという手だてをさせていただきました。当然マスク等の着用、そういったことで今現在もやってもらっております。町長ともその状況については報告をしておりまして、いわゆるRDF炭化部門についてももう少し増員をできるようにやれという指示も得ましたので、ゴムがびんと張ってる状態をつくるんではなしに、ある程度ゆとりが持てて、機械の音、点検のプラスワンというんですか、ちょっと余計な点検もできるというような状況に改善をしてまいりますので、その辺どうぞよろしく願いをいたします。

3つ目のワンダーランドの件でございます。当初の検討の中で温水プールという提案もありました中で、現在、町長がご答弁をしたとおりの実情でございます。青木議員から、リサイクルあるいは資源化に向けての取り組みもいいのではというご提案をいただきました。今後、そういったことも含めて研究をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

**山田議長** 14番、青木議員！

**青木議員** 3回目やな。

**山田議長** 3回目です。

**青木議員** いわゆる私、そういう施設をつくっていったらいいんじゃないかと。だけど、老若男女問わずして、そういうような施設を中につくったら、いわゆる工芸に來たりして、ごみに対する、また清掃施設に関するいろんなことを身近に感じてもらうて、小さい子供さんから学校の課外授業の一つとしても大いにいいんじゃないかなという、将来のことも含めて人づくりの一つの、せっかく投資してる、プールで泳いでやるのもいいやろけど、その意味で、人をつくっていくということであれば、そのような施設もつくるべきではないかなと、こう

思うわけでございます。

それと、一番大事なことで、いわゆる財政のことについては、15年間で最初は約60億か50億か何かかかるんだという、運転費用、操業の。そのことも含めて聞いておりました。そしてまた、町のサイドで職員が賄えるもんは賄う、またメーカーに頼むべきものは頼むとか、言いなりやなしに、シビアにやっていただきたいと。交渉して、できるだけ向こうのメーカーの方がずっとそのまま続いてメンテナンスをするわけですから、そういう意味では、大いに遠慮なしに申すことは言っていただきたいと思うわけです。

というのは、三重県の民間処理場の視察のときにも、いわゆる向こうの人がおっしゃるように、向こうは民間企業ですから、何としても利潤を上げていくという企業体ですので、プラントメーカーとは激論を闘わせて、何でうちがこれ出すのやとか、君のところが当然見るべきとかいうぐらいにやっていってるんだと。それをやろうと思えば、知識もあり、またできる職員さんがおられますのかと、こう言われたときに、また育つようにしてなさるのかと言われたときに、それもなるほどなということで、実業のことは別として、そのような交渉もでき、ちゃんと違った意味でやっていく人たちも必要やないかなと思うわけですね。その辺を大いにこれから町長、人材を育てて、民間メーカーとさしで協議のできる、また激論のできるように、広陵町の町民の利益のために、そういう意味で育てていただきたいと、こう思うわけです。

その意味で、何としても、そしてメーカーがここまでやるべきもんは、例えば炭化物の運搬業務においても、いわゆる今委託してますね、それかてどこまで広陵町がやるのか。運搬業者は、筒からどこまで行くのかとか、それもちゃんと精査して、やっぱり引き取る運搬者については、運ぶことについては、どこからどこまですべきやということも、言うべきもんは言っていただきたいなというので、何か事業者がしてくれよんやからええやんというのやなしに、そういう意味やなしに、やはりきっちり仕分けをしてやっていただきたいなと、こう思うわけでございます。ひとつその辺のことを、3回目ですので。

それと、15年で一体どのぐらいの費用を、最初は大きく言うてなはったけど、どの辺までの試算でされるのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** ご提案いただきましたリサイクル・資源化については、町長の方からお答えをいただいた方がいいかなと思いますので。

そのほかのメーカーの言いなりになるなよというご指導だと思います。それは心して今後

いい関係のおつき合いはしていくわけですがけれども、言うべきことはしっかりと栗本に申し上げていくということで職員は認識をしておりますし、またいろいろと、恵那あるいは名寄等と連携もとりながら、間違いのないように、そして町に過大な費用を負担させないように我々、日々取り組んでまいりたいと思います。

運搬についてもご心配というか、ご指摘をいただきました。その実態を申しますと、今後検討すべき課題であることは認識しておりますものの、やはり炭化物の持っていく先によりまして、例えば九州ですと相当費用が要ると。それらもひっくるめて今現在、栗本は責任の範囲で議会等にお示しをしている単価で請け負っているという実態です。今後、栗本と町と、できるだけ町が有利な形での交渉はしてまいりますので、うまくいけばまたご報告したいなと思います。

それと、職員の健康管理あるいは精神的なプレッシャーを過度に受けていただくことのないように、職場環境の改善には、毎日においの問題あるいは飛散物等の改善については、栗本には常々要求をし、改善をさせているという実態ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ワンダーランドの件につきましては、町長の方から補足でちょっとお答えをいただけたらと思いますので、よろしく（不規則発言あり）15年で、私、ちょっと細かい数字はあれですけれども、90億というような、それは一番天の数字ということで、人件費もすべて、収集費もすべて入れての費用でございます。

**山田議長 副町長！**

**山村副町長** ワンダーランドの件について、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

ワンダーランドの事業計画については、地元との約束でもございますので、私の顔を見るたびに、まだでっかというので尋ねられるというのが現状でございます。まちづくり交付金の事業の中で、どういったものか模索を続けている状況でございますので、今ご指摘のいただいたリサイクル施設、いわゆるごみの学習の場ということも視野に入れて、また議会ともご相談申し上げながら整備計画を立てていきたいというふうに思います。

**山田議長 14番議員！**

**青木議員** それでは、質問3のはしお元気村のことでお聞きをしたいと思います。2回目の質問でんな。

おっしゃるように、その施設の性格が変わったということで、まだちょっとの間ですので、そない効果が上がったとか上がらないということはないと思う。ただ、町長が示されている、

指針を出されているような方に、いわゆる高齢者と三世代が交流する町独自の元気の出る施設やというのが町長の位置づけであるわけですので、そっちの方へかじが動いてなかったら意味ないわけですので、その点、一応そっちへ面かじが動いたというのを感じておられるのかお聞きをしたいと、こう思うわけでございます。

そこで、朝市の件でございますけども、確かに我々あっちこっち視察もさせていただいて、見せていただいた、いろんな朝市なり、また道の駅なり見た中で、あのようなスペース、また通行量の車両からいろいろ考えても、それから売り場面積見ても、割と成績いいんだなというのが実感ですわね、売り上げが。近辺、箸尾地区の人って温かい人が多いのかな、箸尾地区ばかりじゃありませんよ。近辺の人が、うちの嫁さんも土日は行ってます。その意味では、よかったのかなということがあるわけです。

そこで、やはり朝市をされて、ある程度の効果が出て、また成果というのはある。それが一番私、懸念してるのは、広陵町の直営の朝市であるというのが、今は一生懸命に職員さんも燃えて、また携わっていただいている、サービス公社の人たちもやっていただいていることは大いにありがたい。しかし、それだけでずっといけるのかなというのちょっと疑問を持つわけで、心配ですね。それと、いわゆる新鮮で安くてというのが1点、それと地場産品の直売というのも1点、大義。そのことも含めて、それはそれでいいわけですけど。これをずっと継続していくということになる、直営でどこまでいけるのかなというのが一応私自身、個人的にも心配してるわけですね。

そこで、これを、朝市を本当に軌道に乗せていただく、そして出品者、いわゆる生産者、やはり15%の手間賃だけで、よそやったら約40%ぐらい取られてるようなところも聞いておりますので、非常に出品者にしては、生産者の人はえらい有利やな、何の手間もかからん。置いといたら、ちゃんとしてくれはるよってにというのがあるわけですね。しかし、今度また広瀬地区で直売所をやりたいという、そういう約束を果たさないかんということも踏まえて、広陵町のはしお元気村で試行して、いろいろ勉強してもらうんだというのを町長、最初おっしゃってましたね。そうであったとしたら、なぜ直営になったのかなと私、思うわけです。そういうことも含めて、果たして直売所であろうが朝市であろうが、やはり最後は、行き着くところは採算がとれなくなったり、また中でいろんなトラブルがあったりしては、町民の皆さんの税金を使ってやってることでマイナスになる、効果が出ないと大変なことですので心配をしているわけですので。

そこで、この元気村の朝市がもっと今また新たに出品者を募集して、何か30名ほど応募

があって、その中で19名ほど出したいというのを聞いてます。そういう意味で、大いにその間口を広げていただくことは結構だと思います。そこで、加工品についてはどうかとかいう、いろいろな声もあるわけですが、スペースの問題も含めて、それも視野に入れた中で門戸を広げてくのも一つのあれですからね。やはり名物市にしようと思えば、それだけの努力も要るわけです。棚からぼたもちみたいにお客さんもふえるはずはないわけですので、そこるところをきちっとやっていただきたいと。それで、それをすることによって、出店者、出品者においても、はしお元気村で目いっぱいやな、これをよそでまたつくることになったら大変やなと、いわゆる供給がというぐらいにやっていただけるのであればいいんじゃないかなと、大きな意味で意味があったんじゃないかなと、こう思うわけでございますので、その辺のことを再度お聞きしたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** まず初めに、職員の朝市ではないかということですが、一応直営ですので、当然町の職員で運営させていただいてるわけです。特に開店当初は、こちらもふなれなことで、相当職員を張りつかせていただいてしまったけれども、現在は、はしお元気村の所長と、それからアルバイトの2名で朝市を運営させていただいております。当然15%の手数料では、なかなか採算ベースに乗るものではございませんけれども、極力手数料で大きな町の持ち出しのないようにということで、現場ではいろいろ工夫をしながら頑張ってもらってるわけですが、その一つとして、やはりお客さんをとにかく多く来ていただいて、多く買い物していただくことによってその手数料が入ってくるわけですが、そのためには、現在、広瀬を主にスタートさせていただいたわけですが、やはり町の直営ということで、町内全域に一応募集をさせていただきまして、この間、新たな応募があった方に農薬の講習を受けていただいて、この6月から一応出品していただいているわけです。

現在、直販所の試行ということで広瀬の方にも頑張ってもらっていただいてもろてるわけですが、なかなか直販所だけの多分採算ベースに乗せるには、2年、3年という長い実績を積んでいかなければ、なかなか採算ベースに乗らないんじゃないかと。そのために広瀬の直販所においては、地元の要望として、その間、とにかく町で何とかしてくれというような話は現在あるわけですが、町としてもやはり大きな負担にもなってきますので、その件については、また今後十分検討していかなければならないんじゃないかなという思いは思っております。直営として現在、週2日ですが、できれば週3回程度に一応ふやしていきたいなという、こちらの方も前向きな考え方をしております。また、品ぞろえも豊富にさせて

いただいて、やはりもっと活気のある朝市にしていきたいということで、職員一同頑張っているところでございます。

以上です。

**山田議長** 14番議員！

**青木議員** ひとつせっかくやった事業ですから、大いにやっていただきたい。

それと、できるだけ一生懸命にそれを大きくすることによって、生産者の供給者が限られていることであれば、あちこちに供給していくというのも大変なことも出てくるかもわかりませんので、その意味で大事な一つの考え方の示せる試金石だなど思うわけですので、いろんな意味を踏まえて大いに研究をして、そして生産者の人もやはり、また出品者の人もいろいろこちらの方も協力を仰ぐ面は仰ぐ、またできるだけ本当は自主運営をするという気持ちを持っていただく。支えるところはここまでですよと、ここからは軌道に乗るか乗らんということも踏まえて、みずから生産者は自分のものがお金に変わるんやから、それは毎日出荷してたら、もっといいというのもあります。しかし、そんなもん想定範囲内の話ですから、そういう意味で、生産者の人にもやはりおんぶにだっこばっかしやなしに、自主的な運営、またお客さんに喜んでもらえる品物ということも当たり前のことですからね。何もお客さんが慈善者ばかりと違うわけですのでね。スーパー行ったら、いっぱい売ってますのやからね。そういう意味で、せめて生産者も自信のある人は自分で価格をつけるんやから、この価格もばらばらいうのは当たり前のことだなど私は思うわけですので、そのことも含めて、今後ひとつ自主運営ということも考えてもらうようにやっていただきたいなど、こう思うわけですので、よろしく願いをいたしたいと思います。答弁は結構です。

**山田議長** 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日、行われなかった一般質問につきましては、12日午前10時から引き続き行うことにいたします。

本日はこれにて延会いたします。12日は10時ですので、お願いしますね。

(A.M. 11:46 延会)

平成19年第2回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成19年6月12日

平成19年6月12日広陵町議会  
第2回定例会会議録（3日目）

平成19年6月12日広陵町議会第2回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	会計管理者	和田叙嗣
理事	笹井由明	理事	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。



局 長 谷 山 一 志

書 記 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

**山田議長** ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 03開議)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一般質問

**山田議長** 11日の一般質問に引き続きまして、これより八代君の発言を許します。八代君！  
お願いします。

**八代議員** 11番議員の八代でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、2問質問をさせていただきます。

傍聴席の皆さん、おはようございます。多くの傍聴の皆さんもお迎えしまして、これは町政に対する関心の大きなあらわれだなと思って本当にうれしく思っております。心から敬意を表します。

しかし、大勢の皆さんを前にして緊張感を持っております。プレッシャーを感じながら質問をさせていただきます。

では、1つ目の質問をいたします。1番目は、交番等警察施設の設置要望でございます。

特に馬見中・北地区、世帯数あるいは小・中学校の児童が40%以上この校区に毎日通学しておりますんですが、この校区のみ警察施設がございません。

この問題では、私は17年の7月の定例議会におきまして1回目の質問をいたしました。町長は、積極的に取り組むとのご答弁をいただきました。

事実町長は、それに先立つ平成16年10月6日に警察機能の充実についてという要望書を高田警察に出しておられます。

そして平成17年10月3日には、この本会議におきまして議員16名全員の同意をいただきまして交番等の警察施設の設置を求める意見書を全員一致で採択し、奈良県知事並びに

奈良県警本部長に提出いたしました。そしてその間、町長も機会あるごとに県庁や警察本部等に要望されました。折あるごとに私もお聞きして、感謝をいたしておりました。

そして昨年の18年9月議会において私は、再度同じ質問をいたしました。これは香芝警察署が設置される、そして本町がその管轄下に入るという情報を受けて質問をしたものであります。もちろん町長からは、前回と同様に積極的な答弁をいただきました。

そして昨年の10月16日に、町は再度県に対しまして警察機能の充実についてという要望書を提出していただきました。

そして同じく同年、昨年10月23日、馬見中・北地区の自治会長、民生児童委員、それから小学校2校、中学校、幼稚園、保育園のPTA、父兄会の代表者の要望書に対する署名をいただき、それをもちまして町長と総務部長、それから自治会の代表者2人、民生児童委員の代表者2人、そして私と合計7名で県庁を訪問し、県庁のトップと陳情に行っていました。

この問題に関しまして、町長を初め理事者の方々には非常に熱心に取り組んでいただきまして、本当に感謝をいたしております。

しかしながら、それから約8カ月弱経過いたしました。来年の3月には香芝警察が開設を予定され、管轄内の防犯体制の整備計画は相当進んでいるのではないかと推測をいたします。

そしてせんだって6月3日の新聞各紙に、県警は有識者らの提言を踏まえて作成した警察署再編整備計画案を発表し、県民の意見を募集し、それらの意見を踏まえた上、最終案を作成し、年内に県議会に提出するとありました。そのことは町長におかれても承知のことと思います。これらのことを前提にいたしまして、警察施設設置の要望に対する現在の状況はいかがかということをお尋ねしたいのであります。

また、未決定であれば、新設署であり、一度決定すれば変更、追加は当分できないと思うからであります。それゆえ交番設置に限らず本町のより一層の防犯、安全体制の確立のために町長におかれては大変ご苦労とは存じますが、いま一度の努力をお願いしたいわけであります。これが1番目の質問でございます。

2番目の質問は、広陵町の防犯体制の整備についてであります。

2つに分けて申し上げます。Aといたしまして、県は平成16年10月に第2次奈良県地震被害想定調査報告書を取りまとめました。東南海、南海地震が発生した場合、死傷者被害は総体的に少ないが、電気、ガス、水道等のライフラインの被害により住民の生活に大きな支障が生じ、しかも長期になる可能性があることが調査の結果明らかになったのであります。

そして県は、やまと21世紀ビジョンの一つ、奈良県地震防災対策アクションプログラムを策定し、市町村や防災関係機関とも連携し、地震防災対策を推進するとしております。この件も町は承知のことと思います。町は、防災対策についてどのように対応しようとしているのか、改めてお尋ねをいたします。

Bとしまして、せんだっての5月27日には真美ヶ丘第一小学校で地域防災訓練、国民保護訓練が実施されました。大変結構なことであり、本議会の冒頭において町長はその件を報告されました。

私も防災に関しましては大変関心を持っております。同僚の松浦議員も、2人でよくその件を話をしております。昨年県防災統括室主催の第1回防災リーダーの研修が実施され、彼と2人で参加したわけであります。それに関連しまして防災組織の必要性について、彼は昨年12月、この3月議会に一般質問をされておられますので、重複する部分は除いて質問をいたします。

町は、地域内の災害に対し第一次的な責務を有すると広陵町地域防災計画の51ページに明確に書かれております。ちょっとこれを読んでみます。町は、基本的な地方公共団体として町の地域内の災害に対し第一次的な責務を有するものであって、町民の郷土愛護、隣保、協働の精神を基調のもとに、関係機関の協力を得て町の地域に有するすべての機能を十分発揮して防災の目的を達成するように努めるとともに、応急措置の実施について必要があるときは県、その他関係機関に対し災害応急措置の実施を要請し、また求める。

2番、公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設等の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性または公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するように努める。

以下まだ3、4と項目がございますが、これは省略いたします。

そういうことに基づいて災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画を策定され、広陵町災害対策本部等の組織も整備され、配備体制、発令基準あるいは組織系統図も明確に決められてることは承知をしております。これが第3であります。

しかし、形や器がいかに整備されていようとも、それを運用する人は人であります。それが果たして万全でありましょうか。私は、少しその件に関して危惧を感じます。災害がもたらす被害を軽減するためには、行政による防災対策と同時に住民一人一人の災害に対応する知識を身につけ、互いに助け合うことが重要であります。

そのために県は、県の防災統括室は昨年第1回防災リーダー研修を実施いたしました。こ

の件は、先ほど申しあげました。県全体で157名の受講者がありました。しかしながら、本町は3名であります。その中に先ほど言いました私と松浦さんが含まれておりますので、その他1名であります。ちなみに全国で防災士は、4月末現在で1万7,259名、奈良県は284名、本町は8名であります。そして行政推薦による、受講者は67名でございます。先ほど言いました157名のうち67名は行政の推薦であり、残り89名が新聞等において応募された方です。奈良市は21名、橿原市は15名、生駒市が11名が主な市町村であります。

なぜ私がこんなことを言うかではありますが、いざ大規模災害が発生したとき自分の身は自分で守るという意識が何より大事なことは当然ではありますが、地域の防災活動の中心として活動する人材がどうしても必要である。そしてその方々は、当然防災に対する知識が必要ではないかという件であります。防災に対する知識を持った災害対策本部要員、町職員の適切な指導が不可欠なのであります。そうしないと自主防災組織、町内の、あるいは大きな災害であれば各地から来られるボランティアの要員の方々の応援体制が十分に発揮できないからであります。奈良県も広陵町も神戸や新潟のような大きな災害には見舞われておりません。これは非常にありがたいことでもあります。しかし、幸運なことでもあります。しかし、大きな災害には、それに対する心構え、知識が不足していることは事実であります。県もそれを懸念し、防災リーダー研修を力を入れているのではないかと思います。それゆえ防災リーダー研修に職員の積極的な参加が望ましいと私は考えますが、それに対し町長はどうお考えになるのか。もちろん自主防災組織等の各団体の人々の参加も大変望ましいことは言うまでもありません。県の防災統括室の方が私に文書をいただきました。お隣の河合町では知事表彰も受けた優良な自主防災組織の資料がありますから、参考にされてはどうですかとか、あるいは17年度、18年度の自主防災組織に対して優良な活動をされた他の自治体のケースも教えていただきました。そういうことも踏まえて町長のご答弁をお願いいたします。1回目の質問はこれで終わります。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** ただいま八代議員からご質問をいただきました。真美ヶ丘地区の交番設置に熱い思いを持っておられる八代議員でございます。現在の状況はどうなっているのかということのご質問でございました。

答弁は、去る5月18日に県警本部長の諮問機関である警察署等のあり方を考える懇話会から答申が提出され、2018年までの現在の県下16署体制から1増5減の12署体制に

統廃合することを柱とする答申書が提出されております。

かねてより建設が進められている香芝署は、香芝市と広陵町を管轄することとなり、2008年3月に新設、5月9日落成式の日取りであります。

現在県警本部におきましては、香芝署の設置に対し交番、駐在所も見直しをされます。本町の馬見南にあります馬見駐在所、疋相駐在所が対象となることから、本町においてはこの際、馬見中・北地区での交番設置について八代議員のお力を得て、また地元の代表者とともに副知事に強く陳情をいたしたところであります。

そして私は、その後、県警本部長さんに直接お会いさせていただき、本町としての声を聞いてもらった。さらに県警本部の2人の高田署長を経験された部長さんにも町の考えを述べています。

過日、6月6日の新聞紙上によりますと、これは八代議員もお述べをいただきましたが、奈良県警察署再編整備計画案については県民から広く意見を募集し、それを反映させた上で同計画が実施されることから、町としては今回の再編に関しこの機会を利用し、強く要望書の提出をいたしたいと考えております。

また、県内の警察署における統廃合の中では、管轄する地域だけではなく、どの警察署においても事務手続機能が果たし得る県内各署IT化による体制が整えられるよう要望してまいりたいと思います。

あした2時に県警本部から本町にお越しをいただくことになっていきますので、この機会にも地元の皆さんの意向、さらに町の考えを強く申し上げたいと思っています。

2番目の質問でございます。本町の防災体制の整備についてのご質問でございますが、広陵町にとって数少ない防災士の資格を持たれた八代議員のご質問でございます。2つございます。

1つは、21世紀ビジョン並びに防災対策アクションプログラムの策定されたことによつて町の対応はどうかというご質問でございます。

奈良県では、平成16年10月に第2次奈良県地震被害想定調査報告書が公表され、次に平成18年3月にやまと21世紀ビジョン実施計画が策定され、同年4月に地震災害に強い奈良県づくりを目指した奈良県地震防災対策アクションプログラムが策定されております。

このプログラムにおいては、国の地震防災戦略の考え方に準じ大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減することを減災目標とし、この目標を達成するため十の施策の柱を設定し、301のアクション項目を定めているところであります。

今後、県においては、県下各市町村のアクションプログラムの策定に向け指導されており、平成18年度においてモデル市として天理市と橿原市が市町村地震防災対策アクションプログラムガイドラインを作成したところであり、本町においても県の指導のもとに災害に強い町づくりを目指してアクションプログラムの作成に向け取り組んでいる所存であります。

続いて、ご指摘をいただいております防災リーダー研修につきましては、昨年に八代議員と松浦議員がこの研修にご参加をいただき、防災士の資格認証を取得していただいております。

また、職員に対しては震災対策初動マニュアルを配付するとともに、防災訓練への参加など万一の災害発生における行動指針を示しているところであり、今後ご指摘いただいております防災リーダー研修への職員の参加につきましては毎年各部から若手職員を参加させるとともに大字・自治会からの参加やボランティアグループに積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

また、その支援措置については、あわせて考えてまいる所存でございます。以上のとおりでございます。

**山田議長** では、2回目の質問受けます。八代議員！

**八代議員** 2つの質問に対して非常に理解あり、また積極的な答弁をいただきまして、感謝をいたしております。

警察が出しておりましたホームページによりますと、警察官1人当たりのどのぐらいの住民いうんですかね、を守護、守っているかといいますと、全国平均では511人であります。そうしまして奈良県下平均では596人であります。つまり奈良県の平成16年度の現在の警察官は2,393人であり、それを現在の奈良県の県民140万ぐらいで割れば596人になる、こういうことであります。

広陵町は、今現在約3万3,700人ありますが、通常の防犯体制では広陵町に対しまして警察官はどのぐらいおられるんでありましょか。もちろんこの警察官は、警察署内における総務課とか会計課とか間接要員的な警官もおられることは当たり前のことありますけども、広陵町では私は、ほとんど交通事故でもない限りめったに警察官の姿を見ることはありません。これが全国平均の511人で割れば60人がおられる、そういうことになりましょね。現に広陵町より人口の少ない御所市、御所は御所警察署が単独で御所市のみを警察の管轄範囲としておりまして、その署員数は48名であります。もちろん今回のこの警察の再編計画におきましては、香芝市と我が広陵町が高田署から香芝署に管轄が移りますので、広

陵と香芝で約10万七、八千、現在でも、それが減りますので、そこへ御所署が入ってやるんではないかというように想定はしておりますけども、現在でも48名で御所3万二、三千を守っているんですが、広陵町は現在一体何人の警察官で通常してるんか。もちろん大事件が起これば高田署180人の警察官が動員されることは当然でありますけども、通常の警備が我々の治安の維持、子供の安全に重要な影響もということは言うまでもないんでありますが、その辺はいかがでありますでしょうか。まずこれが1番であります。

そうしまして20年の3月に御所署をできたら廃止をしたい。これは県警の意見でありますから、そのとおりになるかどうかわかりませんが、そのときには御所には幹部交番、つまり幹部交番いいますのは警部もしくは警部補いう幹部警察官がキャップとなった幹部交番を設置するとか、あるいは分庁舎を設置して対応する。しかし、御所は3万2,000ほどであります。若干広陵町より治安体制についてヒンターランドいうんですか、管轄、若干問題あることは事実であります、その辺も踏まえて広陵町もまだ新しい香芝署の警備体制、安全体制が決まっていなければ広陵町にも分庁舎あるいは幹部交番等もう一度強力に町長のお力添えいただければいいかなと。これは先ほどの質問でも申し上げましたように、一度決まれば当分の間その決定は動かない。そういう面で、やはり警察署新設は大きな一つの転機でありますから、その辺をひとつお願いをしたいのであります。その件でひとつお願いいたします。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** お答えを申し上げます。

先ほども一部触れましたが、あした新しい香芝署の準備室長さん、この人がいずれその署長におなりをいただくわけでございますが、そうした体制について細部協議をすることになってございます。警察機能の充実、これも大変大事でございますので、しっかりと申し上げてまいりたいと思います。

**山田議長** 八代議員！

**八代議員** この件に関しましては、町長の力いかに立派でありましようとも相手があることなんで、ひとつご健闘をお祈りいたしまして、この辺でとめさせていただきます。

次に、2番目の質問でございます。これもほぼ満点の回答をいただきましたので、余り申し上げることはないんですが、一つ、これは防災に限りませんけども、役場の行政その他すべて人が運営するんだと。これは福祉も教育もすべて一緒ですんで、その観点から人の教育というもの、町長は既にそれを充実させるように努力しておられることも十分承知しており

ますけれども、それをひとつお願いしたい。

それから一つだけお聞きしたいんですが、せんだって第一小学校で防災訓練をしていただきました。400名ほどの住民の参加者をいただきまして、関心の高さも実感したわけでありまして、馬見南は1丁目から6丁目までございます。1丁目から5丁目までは自治会もありますので、今回その催しに対しては各自治会長さんが自分の属する丁の自治会の会員さんに参加を呼びかけられて盛況になったわけですが、馬見南6丁目は自治会がないのでございます。管理組合しかないんであります。しかし、その世帯数は非常に多いんです。これは分譲マンションと賃貸マンションがございまして、町としても非常に自治会がないんでやりにくいと思うんでありますけれども、住民であります。そして住民税の負担も、分譲マンションであれば固定資産で住民としての負担は十分しております。賃貸の方は固定資産税はありませんけれども、若い世帯であり、将来、広陵町いい行政を心がけておられますんで、その南6丁目の賃貸の方から同じ広陵町に移住されておられる方もたくさん知っております。しかも若い世帯でありますから、そこには幼い小学生や中学生がたくさんおられます。私が住んでおる馬見南5丁目とか4丁目は、もう成熟した町に入りまして、子供の姿は非常に少ないんであります。ヤオヒコの前の信号で朝のあれをやっておりますと馬見南6丁目は非常に子供の数が多いいんであります。そういう点におきまして自治会がないからほっておいたよということではありませんけれども、今後やはりその働きかけも大事でありますけれども、町の方からひとつ積極的な防災体制とかその他町政に対する参加を呼びかける必要があるんじゃないかと思うわけでありまして、そういう点に対してひとつお答えをいただきたい、このように思います。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** 八代議員の質問にお答えします。

先日、5月27日に防災訓練、また国民保護計画には多数の皆さんが参加いただきまして、どうもありがとうございました。

その中で馬見南6丁目の住人の方の参加がほとんど少なかったというようなご指摘がございまして、町としては今後、自治会の組織というか自治会を発足していただくように呼びかけるとともに、その中で自主防災組織も立ち上げるというような形を各区、自治会に町の方から呼びかけてますが、この問題も一緒に呼びかけたいと思います。

それと万が一災害等がございましたら第1分団の応援、また役場からの広報車等を駆使しまして安全・安心に対する取り組みを図っていきたいと思います。



**山田議長** 八代議員、よろしいですか。どうぞ。

**八代議員** その辺ひとつ非常に難しい地域でありますし、特に賃貸マンションの方は我々ここには永住はしないんだということで非常に難しいんですけども、天災はいつ来るかわからん。最近では町長の言によれば、昔は忘れたころらしいですけど、今は忘れない前にやってくるそうでありますから、いつ来るかわからんという面で、ひとつこれはぜひとも力を入れていただきたい、このように思います。

それと先ほども1回目の質問で申し上げましたが、これ奈良県から手に入れた資料ですが、17年度、これは持ってんのは2つですけど、防災功労者知事表彰の活用の事例集として優良な自主防災組織の成功事例を載せております。それからまた、どういうことを検討したかという模範例もあります。これから本町も今ここにいらっしゃいます老人会あるいは区長会、自治会等で非常に興味を持ってもらえるわけにありますから、全く一からどういうことを検討するかというのは、これは大変な労力要るし、時間もかかります。先人の例もありますし、ほん近くの隣の町でもあります。全く県庁へ行きましてもわずかの時間で行けます。そこにはいろんな資料、私言うだけでささっとくれました。そういう意味におきまして自主防災組織の立ち上げ、広陵町はこの資料によりますと非常に組織率がいいんであります。いいんであります。果たしてそれが名実とともに機能しているかと申し上げますと、なかなかそれがちょっと私は危惧していると申し上げた点がそこにあります。奈良県下では、ほとんど自主防災組織率は、これは去年の7月の新聞によりますと自主防災組織率は27.1%で、全国平均を著しく下回っております。県下で全国で約47ほどの都道府県がありますが、奈良県は39番目であります。しかしながら、町の努力あるいは住民の高い意識のあらわれだと思っておりますけれども、自主防災の組織率は非常に高いんであります。平成17年度は、65.3%であります。これは非常に高いんで、奈良県の平均は27%でありますから、それは非常に高いんであります。この高いのが数字だけなんか、名実ともに本当に高いんか、それをひとつ担当の部長さんになるか理事になるか私は知りませんが、その辺につきまして先ほど言いましたように仏つくって魂入れずですか、そうないように温かい血の通った組織として利用していただくことにつきまして覚悟のほどをお聞きいたしまして質問にしたいと思います。簡単で結構です。よろしく申し上げます。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** 今ご質問の中で防災功労者知事表彰、これもやはり私どもも持っておりますが、9団体県下で表彰をされております。

それと自主防災組織、広陵町は65.3%という形で非常に高いですが、これは地域に自警団という組織がございまして、その分のとらえ方でやっております。ただ、私もこの間私の大字で自主防災組織の取り組みと準備会と立ち上げましたが、これにはやはり村ぐるみ、町ぐるみのすべての団体、高齢者、婦人会、子供会、自警団、あらゆる団体を組織した中で、本当の自主防災組織と、それに対するやはり指導というのは団、消防署なりをしていただいて、そして機材関係、またそういう部分は町の援助というような形で本当に災害が起こったときにどのような形で人助け、または避難するかという本当の自主防災組織に立ち上げていかねばならないと考えております。今この数字は、恐らく自警団という数字でございまして、今後ともよろしく願いいたします。

**山田議長** ありがとうございます。これをもちまして八代君の一般質問は終了いたしました。ありがとうございます。

次に、松浦君の発言を許します。

**松浦議員** 議長のお許しをいただきまして、2番議員、松浦が質問時間をいただきます。

傍聴席の皆さん、またテレビの前の皆さん、おはようございます。梅雨も間近になり、地元では田植えの準備に余念がありません。

先ごろ新聞、テレビに所狭しと年金不払い5,000万件、60歳以上の方は2,850人、また教育再生法案、ゆとり教育の見直し及び土曜日の授業の復活も騒がれる中、最近特に人間としての自覚をなくしたかのような恐ろしい犯罪の数々を見聞きします。このようなもとはどこから来ると思われますか。それはやはり家庭のあり方だと考えますが、幼年期に一番長く過ごす家族の世界が一番大事な時期と考えております。今の社会は、核家庭が多く、親世代から競争社会に育ち、人より上に、人より幸せにと願うのはいつの世も同じですが、知識の蓄積と科学の進歩によって経済成長という物質的な豊かさを得ることができた今、地球温暖化現象に悩まされ、さらに人間の心の破壊につながっています。現代豊かな心を耕す畑が少なくなり、人は物事にすぐキレる。今までに人が考えることのできなかつた犯罪が起きています。人としての心をどこかに置き忘れてるような感じにとれる。わかっているが無視をする近年の事件簿を見詰めると、普通には理解できない不愉快な問題になっています。

間近に参議院の選挙が迫っており、世間では選挙戦、テレビのニュース、政治討論や街頭論争も各党ともに他党への反論、あら探しばかりでうんざりします。国民の望む問題の解決策は見えてきません。これも机上の空論にすぎないのでは、国民の皆さんががっかりします。ここでもゆとりのある社会にしてほしい、ゆとりの心を取り戻したい、そう私は考えており

ます。

そこで私は、大きく日本の国を担う青少年の教育についてお尋ねをします。鉄は熱いうちに打てということわざがありますように、社会に迷惑をかけない礼儀を身につけさせてやりたい。それが身につくしつけの場をつくりたいと願っています。

そこで学校教育のあり方について、家庭、地域、幼・園・小学生の力を合わせて連携した幼児教育を望みます。通学時の下校の状況をどのように町として把握されていますか。PTAの会合、保護者の参観日に家庭におけるしつけ教育の問題が徹底できていますか。一般町民、住民に対しても協力を呼びかけ、子供あいさつ、マナー育成をするしかるべきではないでしょうか。その所信を伺います。

次に、町民の安全な生活を守る施策について。定期的な町環境整備は行われていますか。

1点、馬見中5丁目と畿央大学西側に真美ヶ丘交差点での事故が多発しております。事故多発の原因は、追及はどうなっていますか。住民の声を聞いておられますか、また聞いてください。

2つ目に、馬見南2丁目のバス停近くの信号交差点、梅ぞのの歩車分離式信号設置については住民の切なる切望の声があります。横断児童数は157人です。また、ヤオヒコの信号は現在申請中のようです。これは答弁は結構でございます。1回目の質問を終わります。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** ただいま松浦議員からご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

初めの学校教育のあり方につきましては、教育長が答弁をいたします。

2番の定期的な町の環境整備は行われているのかどうか。いつも松浦議員は生活環境問題について取り上げていただいているものでございます。

まず初めの馬見中5丁目の交差点でございますが、事故が多発をしている。その改良を考えているのかどうかのご質問でございます。ご質問をいただいております畿央大学西側、馬見中4丁目の交差点におきましては、平成18年まで4件の死亡事故が発生しており、特に記憶に残っておりますのは時効となりましたひき逃げ事件のあった場所であります。

今回ご指摘をいただいておりますのは、この交差点を右折れる場合に中央分離帯の擁壁の位置と高さではないかと思われま。これに関しましては、エコール・マミから直進してきて右折れしようとした際、擁壁がドアに隠れてしまい見えなくなった折、また右折の際に直進してくる車を回避するため内回りになり過ぎる。中央分離帯の擁壁と接触事故につながっているものと考えられます。この問題につきましては、交差点に誘導ライン等を入れるな

ど改良を検討してまいりたいと考えています。

次に、馬見南2丁目バス停南側の交差点であります。真美ヶ丘第一小学校の通学路となっており、歩車分離式信号機の設置につきましては地元学校、交対協の皆さんとも協議しながら高田警察署との調整を図ってまいりたいと存じます。以上のとおりでございます。

**山田議長** 次に、教育長。安田教育長！

**安田教育長** 松浦議員の質問事項1、学校教育のあり方、小学校・幼児教育について家庭・地域・幼稚園が力を合わせて家庭や地域と連携した幼児教育をとというご質問でございます。

通学時の児童のマナーについてお尋ねでございますが、登校の際には右側を2列で歩くよう指導しております。また、子供たちのあいさつ励行につきましても徹底を図るべく、いろんな機会を通じ指導しているところであります。学校を離れての家庭などでもあいさつのできる、マナーが守れる子供たちを目指し、区長、自治会長を初め各種団体、老人会、婦人会、民生児童委員等ボランティアの方々やシルバー人材センターの立哨時にも言葉をかけるなどマナーの向上に向け取り組んでいただいております。さらに学校で、家庭で実践できるよう保護者会、参観時の保護者に再三再四呼びかけてまいりたいと考えております。議員の皆様も子供を見かけたら子供の目線で立ち、笑顔で積極的にあいさつをしていただけるようお願い申し上げます。以上でございます。

**山田議長** 2回目の質問受けます。松浦議員！

**松浦議員** 今、町長初め教育長の答弁に本当に明確にはっきりとわかるご返事をいただきまして、ありがとうございます。

私の体験したことを少し聞いていただきたい思います。毎月立哨時に見る実態ですが、道幅いっぱいに広がり話をしながら登校している。悪い癖として、先生方が見えたときだけはあいさつもでき、また歩行もできる。あいさつにしても一部の子供は自分から積極的にあいさつをしてくれます。しない子供の方が多いです。これは日常における家庭の習慣が身につけていないと思います。いよいよ幼児教育の総合化を早急に進めていただいております。

行われているとも思いますが、4月2日の教育新聞にこのような記事がありました。社会福祉連携、子育て支援と題がつけられていました。私が共感いたしましたので、読ませていただきます。これは大阪の件ですが、大阪市立真田山幼稚園は、社会福祉協議会の会長や主任児童委員、地域のボランティアが中心となり未就園児とその保護者を対象に子育て支援サークルバンビを実施している。月1回ずつ実施するバンビの活動は、幼稚園の遊戯室で子供と保護者が遊ぶほか家庭児童相談員による子育て相談や消防署員による救命講座などを実施、

そのほかにも警察署や小学校の生涯学習ルームなど地域のさまざまな機関が協力している。こうした試みによって、子育てをしている人が地域の人とともに子育てを楽しめる環境づくりができた。朝倉園長は、今後さらに幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たすためには場所や人材の確保が必要とし、行政からの予算面での支援を訴えています。やはり最終的には町の行政のご支援を仰ぐこととなります。それで教育長、よろしく願います。

そして次の真美ヶ丘、畿央大学の件で、ちょうど本当に数字的にも私の考えている数字を述べていただきまして、ありがとうございます。

先月の初めにその現場へ行って写真を写してまいりました。これをまた写真を添えてよろしく願います。ひとつよろしく願います。終わります。

**山田議長** 以上で松浦議員の一般質問は終了いたしました。ご苦労さまでした。

次に、乾君の発言を許します。どうぞ。

**乾議員** 山田議長のお許しを得て登壇し、一般質問いたします。10番、乾浩之です。

傍聴席の皆様、改めましておはようございます。

今回は、4項目、10点の質問通告しておきましたので、ご答弁よろしく願います。

1項目め、通学路の安全確保について3点質問します。

まず1点目、通学路指定に伴い関係機関には数々のお世話になっていることと思います。通学路の定義と一般道路との違いについて聞きたい。私は、4月から毎朝自発的に安全パトロールのたすきをかけて児童の登校指導をするようになり、毎日1.8キロの通学路を児童と一緒に歩いています。登校時には通称本通りに各枝の通学路から集中しますので、児童の歩行面や安全確保のために伺いたい。

2点目は、本通り約1.5キロ、朝7時30分から8時30分、車走行の時間規制の適否を聞きたい。

3点目は、きょうまでの児童の叫びの中に秘められている願いを3つお知らせし、通学路の安全確保と広報活動の善処を要望します。

1つ、対向車が来たとき端歩きにくい。これは路肩の傾斜しているのだ。

2つ、踏切で、わっ、ぼこぼこ道や。踏切のまくら木が浮いているのだ。

3つ、町並みで車が駐車していて右側通行できずセンター寄りの歩行のなるとき、ひやあ、冷やっとするわ、危ないな。家の前の駐車。

たった一つしかない命を守るため通学路の総点検、広報活動の善処をお願いいたします。

以上、1項目めは終わり、2項目めの地域活性化のための4点質問します。

1点目は、県第2浄化センターの運動場に盛り土のまま長期間放置してありますが、運動場の有効利用に努力してほしい。

2点目は、自転車・歩行者専用道路かつらぎ道の除草を定期的実施する計画の有無を聞きたい。

3点目は、はしお元気村直売所の経営は順調にいつているのですか。

4点目、役場西側の出の土地活用について聞きたい。

質問する前に、私の個人的な素朴な思いとして3つ所見を述べます。

1つ、クリーンセンター内の南側に空き地があるのに土地取得に約1億8,000万もかけなければならないのか。

2つ、防災センター及びシルバーワークプラザ用地取得の必要性、利便性、機能性、多目性についてもよく理解できますが、5年5億50人削減計画との関係が理解しにくいです。

3つ、常々変だな、おかしいなど感ずる点の多いのは、経過説明や要因、提案発生時の協議、討議不足からだと思います。

以上、3点の私見を含め出の土地利用についてを聞きたい。

以上で2項目を終わり、次の3項目め、上下水道の水質検査について2点お聞きします。

1点目は、町としての基本的な水質検査の実施計画を聞きたい。

2点目は、南郷貯水場からの水道水が最近手が荒れる、味が悪くなったと言われているが、何か原因があるのですか。

以上、3項目を終わり、最後の4項目めは、さきの3月定例会でのご答弁にありました、すなわち大場・百済のゴム井堰の今後の修繕等に対して町としての対応について検討していくのご答弁、その後の進捗状況をお聞かせください。

なお、通告しておきませんでした、広瀬地区に実施していただいています公共交通意向調査のその後の進捗状況もお聞かせ願えません。

以上、長々11点にわたりましたのご清聴に厚くお礼申し上げます、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** ただいま乾議員から4項目10点のご質問でございます。

乾議員は、毎日子供たちと一緒に安心・安全のために通学をされている、子供を誘導なさ

っているわけでごさいます、小さな子供たちの水筒も一手に引き受けてお持ちをいただいでる姿を見て頭の下がる思いでごさいます。地域の安全対策にご質問をいただいでおります。

通学路の安全確保につきましては、教育長がお答えをいたします。

2番の地域活性化のための第2浄化センター運動場の有効利用、このことについて申し上げたいと思います。

奈良県では、汚水処理に関する全体計画を実現するために平成18年3月に現在の事業計画について認可を受け、平成22年度末までの予定で施設整備が行われています。

議員ご指摘の管理棟と駐車場の間の箇所は、最初沈殿池、反応槽及び最終沈殿池が建設されることとなっており、平成22年度末までに現在建設済みの同施設とあわせ全体計画の約50%までの整備が完了する予定であり、現在既に事業進捗中であると聞いております。

さらに平成23年度以降については、現在取りまとめ中の大和川流域別下水道整備総合計画の変更を受けて二、三年をめどに県の全体計画が見直され、平成23年以降の事業計画が策定され、認可を受けることとなっています。

県としても計画の見直し作業中の現時点においては土地利用計画を立案することは難しく、次期の事業計画が策定され、その計画に基づいて必要な施設と用地を見きわめていくとのこととあります。

その結果、当面施設建設を行う必要がないと見込まれる用地については、有効利用のための検討をされることとなりますので、本町といたしましてもその時点において県に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

地域活性化のための自転車・歩行者専用道路かつらぎの道の除草についてでございます。

町内の公園、街路等の公共施設の維持管理業務については、サービス公社に委託しており、安全・安心で美しく、また利用増進を図るよう努めています。

自転車・歩行者専用道路かつらぎの道は、町が管理をしており、作業についてサービス公社に委託管理をしております。作業内容は、中高木の剪定年1回、低木の剪定年2回、除草は年5回、地内の道路清掃が年12回となっています。

町としては、現在の管理以上は諸般の事情により無理があり、地域の人が自分たちの地域をきれいにしていこうという機運や意識を高めていただくよう今後、自治会等に働きかけていきたいと考えております。

次に、はしお元気村の直販所の経営は順調にいつてるのかどうか、ご質問でございます。

青木議員に昨日お答えをいたしましたとおり、近隣市町村の売り上げを大幅に上回ってい

るところから順調な滑り出しであると考えております。

また、生産者の朝市出品物に対する販売状況に関しましては、出品物がほぼ完売になる状況であることから販売手数料として売り上げの15%を徴収させていただいているものの出品登録者については現在の70名からさらに100名余りに増加する状況にあります。

さらに消費者の方々からは、安全・安心で新鮮なものを安く提供いただいていると喜んでもらっており、出品農家におきましても農業に従事することへのさらなる励みになるものと確信いたしており、今後、町といたしましてもさらなるアピールに努めてまいります。

次に、役場西側の出の土地活用でございます。

ご質問の役場西側の株式会社出所有地の土地活用につきましては、来庁者にご迷惑をかけておりました駐車場用地として、また一部をシルバーワークプラザとして借用しているところであります。役場の書類倉庫及び資機材倉庫が十分でなく、一方では万一の災害発生時に役場庁舎に隣接しているための利便性を生かした町の防災拠点となる防災センターとして活用するにはこの土地は最適地であると判断させていただき、過日の臨時会にも事前協議を、そして当定例議会において用地取得予算案を上程し、審議を賜りたいのであります。

その施設概要といたしましては、4月の全員協議会におきましてご説明させていただいておりますが、災害時の資機材や生活必需品、医薬品、燃料類、飲料水及び応急活動用資材等を備蓄するための倉庫並びに会議室、さらに空き地を利用しての初期消火訓練や操法訓練用地として計画的に整備をいたしてまいりたいと考えております。

次に、上水道の水質検査について基本的な実施計画を問われているものでございます。

答弁といたしまして、各家庭に給水しております水道水は、水道法で検査が義務づけられております水質基準、水質項目、水質管理目標設定基準に従った検査を実施しているところであり、常に安全で良質清浄な水であることを確認いたしております。

実施いたしております検査でございますが、水道局におきましては毎日蛇口から採取した水の残留塩素、濁度、色度の検査を職員が専用試薬を使って検査するほか、例月検査として給水施設並びに末端の蛇口から採取した水を奈良広域水質検査組合に持ち込み、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度とかび臭発生時期の臭気物質項目検査を、さらに3カ月検査としてシアン化物イオン及び塩化シアンほか15項目についての検査を依頼しております。

これらの水質検査の結果につきましては、いずれも法で定められた水質基準値内でありませ



今後における水質につきましても各施設、設備の整備に努め、さらに安全で良質清浄な水の供給を目指してまいります。

次に、上水道の水質検査で最近手が荒れるとか味が悪くなったとか、いろいろ意見があるようでございますが、何が原因があるのかというご質問でございます。

さきのご質問でもお答えしましたが、安心して飲んでいただける安全で良質清浄な水を供給することに細心の注意を払っており、現在の配水場につきましては自己水の原水を南郷浄水場で浄水した後、真美ヶ丘配水場へ送り、配水タンク内において吉野川水系の県営水道の水とブレンドし、真美ヶ丘配水場から町内全域に給水しているのと、大野配水場ではさらに宇陀川水系の県営水道水を一部受け入れ、給水いたしております。

現在の南郷浄水場は、深井戸を原水として浄化する施設であります。ご質問のように南郷浄水場から各家庭へ直接配水する設備にはなっておりません。

また、お申し出のような手が荒れる、味が悪くなったとの苦情は聞いておりません。

なお、せんだって広陵町内の小学生4年生の児童が社会科の授業の一環として南郷浄水場を見学されましたとき、浄水場で水道水を飲んでいただきました。そのときの感想として、おいしい、甘い感じがすると大変好評でございました。

次、大場・百済のゴム井堰の今後の修繕に対して町の考え、進捗状況を聞きたいという質問でございます。

前回お答えしたことの経過についてお尋ねですが、大和平野土地改良区に対しまして分水を利水するためのものであり、その井堰がなければ利水できない、その修繕について補助することを考えてほしい、その旨を申し入れておりましたが、地元から具体的に申し入れがあれば検討するが、補助できても軽微な修繕に対し地元負担金の1割程度しかできないとのことでございます。町としては、農業施設整備について近隣市町村の実態を確認し、適切な補助をするべく検討しているところであります。以上のとおりでございます。

**山田議長** 次に、教育長！お願いします。

**安田教育長** 乾議員の質問事項1、通学路の安全についてでございます。

通学路は、通学区域内の一般道路の中で安全に通学・通園ができる道路を指定したものでありますが、町内には隘路も多く、危険な箇所もまだまだございます。毎年各学校では、PTAとともに危険箇所の点検を行っており、改善の要望については対処いただいているところでございます。

議員指摘の時間規制等につきましては、迂回路等の問題が生じる場所もあると思われ

ので、警察と協議しながら進めてまいりたいと考えます。

不法駐車につきましては、交通安全対策協議会にお願いし、特に通学路については不法駐車を一扫するために夜の指導もお願いしてまいりたいと考えております。子供たちの安心と安全を第一に考えながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**山田議長** 2回目の質問受けます。乾議員！どうぞ。

**乾議員** 大変詳しい答弁いただき、ありがとうございます。

先ほど教育長がお答えになった通学路の安全確保についてですねけれども、その通行規制が警察と協議していくという答弁いただきましてんけれども、それは7時半から8時半までの間で大体子供は学校に着くんですけれども、その間に車いうて、そんなに量的に、台数的にはすごい台数はないんですけれども、いつも来る車は当然決まってるんですわ。何台かというのがね。だからそれをその人らにというんか、広報でもできるだけその時間帯は遠回りかちょっと避けて通ってくださいよとか、そういうふうな要望、話しかけですか、そういうのしていただいたら別にそういう大それたこともする必要もないと思うんですけど、いや、うちの前やからそんな通行規制されたら大変やと、うち出られへんがなとか、そんなまたおかしな方向の展開になってきたらもうだめやから、そやからその5人、10人、10台、20台もないと思うんですけど、ただそれだけの人らにわかっていただいたら、ほんなら1台でも減ったということは事故率がやっぱり低下するということで、私はそういう願いを言ってるんですけど。

それとそれに対しての、答弁よろしいですけど、町長の家、場所言うのも失礼ですけど、西側の踏切のあるところですけど、あこは意外にちょっと狭いんですわ。今まではアスファルトを1層、2層、3層、4層ぐらいしてるんですかな。そやから横のL形がいやにあんねんけど、そこだけ富士山形のアスファルトが上がっとる。そしたら子供がどうしても歩いたらこういう形になってしもうて、どうしても歩きにくい。どうしても真ん中寄りに歩く。そこにあこがちょうど変則になってしもうとるから、車がばんばん来る。ほんならもうたちまち立ち往生なって、危ない可能性が大ですから、あの辺をちょっと切削するとかもう一度やり直すとか。ずっとそれまた歩いていったらちょうど信号の手前まではそこそこ水路がきれいにできてんですけど、大体10メートルぐらい手前かな、信号の手前、原さん宅ぐらいの前からちょっとまだ溝が完全にできてないんですけど、その辺もできるだけ早くしてしもうたら、あこもずぼんともう気持ちよく歩いて、いつも右寄りや、右寄りや言うて右端走行で、それでまた先ほどの松浦さんの言うようなおはようございます指導を私もやってるんですけど。

ど、そういうことは可能なのか、またやってもらえるのか。

それとまくら木も昔のまくら木ですから盛り上がってもうへっこんで、歩いたらとんと動いて子供もはね上がるような状態になっておりますから、その辺をできるかできないか、また答弁のほどよろしく申し上げます。

**山田議長** 道路管理の方の質問ですが、都市整備部長！

**森田都市整備部長** 道路のL形の未整備の部分につきましては、計画しておりますので、また早い時期に整備させていただきます。あれは萱野の信号までの手前10メートルほどの部分。

それから萱野のこの踏切のまくら木は、最近近鉄が修繕したように（「いやいや、してない」の声あり）するなら計画してますわ。もう近々すると思います。

それから道路の舗装の上塗りということで結局3層も4層もなってるということで、なかがかまぼこ状態になってるということですので、それはまた検討はさせていただきます。

**山田議長** じゃあ、3回目、どうぞ。

**乾議員** ひとつその辺はよろしく願いしときますわ。

次は、活性化に移ります。先ほど第2浄化センターの運動場の有効利用ですけど、もうあれ長年、私も百済から大場の方に移転させてもうてから、もう4年、5年になるんですかな。だけどそれまでもずっとそのままの状態でほったままになってましてんけども、ここ最近あの中に公園あんのがやっとわかりまして、今までだったらこっちの方公園行ったり大場の公園行って遊んでましたけど、あこにもいい器具もあって、いろいろ公園という形になってるんですけど、それ全然気つきませんでしてんけどね。ほんで入りたいねんけども、どうしてもしようぐるっと回って表の入り口から入っていかなだめなような、裏にもあるんですけど、そやけどそれはいつも開放されてないんですわ。人間歩いては行けんねんけど、車は通って入れない。ほんで車を置いて、その公園行きたいねんけど、車はプールのところへとめて歩くのがまた異様に長いこと歩いて公園まで行かなあかん。その辺のことももうちょっと考えてもらえんかなと。

ほんで土曜、日曜になったら、あの中の盛り土の中で、残土の中で箸尾、ちょっと名前忘れたけど、野球チームが野球やってはるんですわ。周りも草まめしで、バックネットも一応こしらえてやってはるんですけど、やっぱりそんな4年も5年もあんな状態でほったんだから、だれかがあれをならして土出したつたらもっと1面、2面なんの違うんかと。なぜそういうのわからへんのかなと。私もそれは県というのと町というのも全然境目のわからなかったから、これは広陵町は何しとんねやと思ってるんけど、よく調べたら県やと。そやから県の方

にまた指導していただいて、また働きかけしてもらって、今22、23年ですか、今後そういう工事していくんかわからへんけども、それまででもいいからちょっとならして見ばえのええようにしてサッカーでもできるような状態できるようにしたってよという働きかけをしていただきたい。ちょっとその辺をよろしくお願いします。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** おっしゃいますように町の所有ではございませんので、県の所有ですので、県の方に一応そういう働きかけはさせていただきたいと思います。ただ、県も今計画ですので、なかなか応急的な対応をしていただけるかどうかというのはちょっと疑問はあると思うんですけども、できるだけその地域の住民が利用できるように何とかしていただくようにまた働きかけはさせていただきます。よろしくお願いします。

**山田議長** どうぞ。

**乾議員** じゃ、よろしくお願いします。

それとはしお元気村の直売所の経営はと。きのう青木議員の質問にもありまして、いろいろ詳しく説明いただきましたけども、今後それが順調にあって、また清掃センター絡みになりますかな、広瀬地区の方でまた直売所をするという話は以前から聞いてるんですけど、今のはしおの元気村で直売所が成功したら当然向こうにも行くというふうな予定を組んではんのかなと思いますねんけど、これがもし、どこまでが成功でどこまでが失敗やいう線もありますやんか。どこまでもうかつたらええわと、いやいや、ここだったらあかんわというその線というのは決めてあんのかなと。人件費も払っているんなことやってマイナスやったらやる必要はないわな、これ。当然広瀬でそんな立ち上げる必要もないわな。その辺をもっとやっぱり計画性を持って、やはり口頭で気軽にやりますよと言うのは簡単やけど、実際できるのかという話になってきたときにできる言うたやないかいということにならないように私はもっとやっぱり計画性を持ってやってもらいたい。

それと役場西側の出の土地の件ですけども、資料請求していただきましてんけども、今までから借地料、いろいろ改造費と合わせて約1,800万、2,000万ほどのお金がかかっているような、1,980万弱ぐらいの金額が、シルバーワークプラザの事務所移転改築工事費で1,470万、合わせて1,900万ですか、AとB足して、その資料をいただきましてんけども、そこで初めは、もともとはあれは役場の職員が車をとめんのに借りたいという形で私らは聞いてましてんけど、初めは、それがどこからどういう展開になったんかわかんけど、シルバーの人たちがそこでワークプラザの事務所という形で持ってきた。ほんで今

度は、もう防災のセンターにしよう。こんなもう私としては、これ行き当たりばつりの形でやってきてんのかと。全然計画性がないの違うんかというように私は思うんですけどね。

それとクリーンセンターに今清掃センター新しく町長、町内の皆さんのおかげであれば立ち上がって、喜ばしいことですが、今後先、多目的、プール、いろんな構想はあると思います。せやけどもこんだけ財政赤字になっていく。これ22年、23年になったらまたいろんな償還していかなあかん、お金も返していかなん中で、あこに土地あんのに何でそこをかうまでいかなんのと。あこでシルバーワークプラザ、防災センターを立ち上げれば、その隅言うたらおかしいけど、やればええもんも建つし、いきに行くもんができると思います。今こっちのを改造してお金をかけて、まだ震災に大丈夫かというような建物、古い建物やのにこっち建てたら、1億出しゃあそらすばらしいええもんができると思いますわ、しっかりした。ほな2億のうちの1億残ってきますやんか。この1億でまた今いうふしに、今度また戻りますけど、ゴム風船井堰お金が出やいんのだったら、そこに出してやってくれたらええねやん。その1億余った金を。もっとやっぱり町民のために町はこうしたい、ああしたい、勝手にばんばんやっつとるわと。それはだけど私らの住民の声は全然聞いてくれないかというようなことを皆住民は考えてはると思いますわ。せやからそこをもっとやっぱり検討してもうて、むだなお金を使わんとあるもんを使うて利用していったらいいの違うかと。私らかて大場に住んで、大場の公民館雨降って屋根はもうぼろぼろや。クロスもぼろぼろになってきとる。これ直してよて。いや、お金要るがな。町の方から今までやったら直してくれたけど、いや、もうこんなお金ないんど。これから村のお金で直してくれと言われるやんか。こんな金なかったらしゃあないがな、辛抱しようやないかと。雨漏つとるけど、どないかできるやないか。クロス汚いけど、ふいたらええがな、みんなで張ろうよ、そういうふうなやっぱり儉約儉約してきているわけやん。せやのに何でやねん、何でそんなことするのというのが私の考えですもんけど、ちょっとひとつよろしくお願いしますわ。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** まず、はしお元気村の直売所の件でございます。具体的にまだどこ、どの線が成功でどの線が失敗だという評価基準は今のところ持ち合わせてございませんが、このはしお元気村は広瀬での直売所構想は新清掃施設の建設に伴う地元との約束でございますので、何らかの形で実現させなければならないというふうに思っております。

ただ、無条件に直売所を設置するののかということそうではございませんで、やはり地元で自

主運営をしていただくということを前提に当初から話をしているものでございます。

地元については、赤字が出たらどうするんだという心配を町の方に投げかけておられます。我々の考えているのは、自主運営で地元が販売員もボランティアで地元の方がされれば経費はかからない。用地も施設も町で準備して、そこで生産されたものが販売されれば赤字が出るはずはないということを申し上げております。そのためには地元の方にボランティアとして頑張ってもらいたいということが前提でございますので、今後その方向で協議をしていかなければならないと思います。

元気村での直売所、これははしお元気村という施設でのテストケースでございますので、これは直売所だけということではなしに、はしお元気村がにぎわいの拠点として人がたくさん集まっていたら、その一つの材料として直売所もさせていただくと二重の目的を持ってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから出の土地の件でございます。確かに議員おっしゃるとおり、多額の投資が必要でございます。

ただ、この役場に隣接しているということで近いということで、防災、震災あるいは水害等が発生したとき防災の拠点であります役場に近いところに防災施設を設置をしたいということで、今回ご提案を申し上げているわけでございます。

ただ、経過の中では、かなり説明がころころ変わっているという点についてはご指摘の点はあるかと思いますが、この出の土地は、もともと農協の方からこの土地を役場に近いで活用されてはどうかという提案を早い時期にいただいております、いろいろ活用方を町内部で検討をさせていただいております、先ほど町長も答弁で申し上げましたように役場にお越しいただく方の駐車場も非常に不足している、また職員の駐車場も足りないということから、まず借用をさせていただいたものでございます。

それからシルバー人材センターのシルバーワークプラザにつきましては、シルバーの活動を強化したいというシルバー人材センターの方からの問いかけもございました。なかなか新設をして、それを設置するというのは難しいということから幸い出の建物を改良・改造すれば格安、割安に整備ができてシルバーの方にご活用いただけるということで昨年度の予算で提案をさせていただいてご可決をいただき、整備をさせていただいたものでございます。

クリーンセンターの南側の用地については、地元と整備について約束がございます。この土地は、新清掃施設の地元対策のために地元だけではなしに町民皆さんがご活用いただける、さらにそれも町の財政支出が低く抑えられる方法について今後議会の方ともご相談申し上げ

ながら整備を進めてまいりたいというふうに思います。

経費の削減、節約については、当然のことでございますので、いろいろなご意見を今後もちょうだいいたしたいというふうに思います。

**山田議長** 次に移ってください。どうぞ。

**乾議員** もう3回目やね。それやったら次は、上水道の水質検査ですけど、答弁の中で、まずい、味が悪いとそんなだれも言うてない、手が荒れる、そんな苦情は聞いていませんと答えいただきましてんけど、それは私が聞いているわけやから、私が聞いたわけ。聞いてそういうぐあいに言うてんねんけど、やはり味かて、食べ物かても一緒やんか、食べておいしい感じる人もいはあるし、ちょっとおかしいなと思う人もいはあるよ。そやから私は、そのことを言うてんの違うて、今後、この前は3月は下水道の値上げ、住民の人に協力してもらうた。今後またこの先上下水もいろんなことで値上げとなっていくのに対して、こういうことがならないように、やはり事前に検査もしてちゃんとしてます、おいしい水を飲んでもうてますというようなことをして行って、今度値上げお願いします、それやったらええよ。何もしてないわ、値上げ値上げとそう違うて、私はやっていますよ、水の方もやっぱり力入れて高いお金払うて検査もしてもうてます、おいしい水ですよと言うてもうて値上げという形に持ってもうたらええと思う。それだけでいろんな人にお会いしたら水どうですかと。いや、手荒れんねんていうて言わはる人もいはるし、いや、何もないでと言わはる人もいはるから、私は今このたびこういうような質問させてもうてんけども、今後そういうことないように定期的に検査さえしていただいたら、やっぱりそのことがまた皆さんの耳にも、いや、ちゃんと検査しとるから大丈夫や、広陵町水はおいしいで、一応ブレンドもしとるけどもということで納得してもらえんと思います。

それと次の質問の大場・百済の井堰のことですけども、今の答弁の中に村の方から要望が上がってきたら、たとえ1割でも負担するという答えいただきましてんけど、そやったら初めからしたってくれたらええねやんか。上がるとか上がらんの問題違うて、出るもんは出したってくれたらええねやんか。その答え、あれはおかしいと思うわ。要望が上がってないからしない。そんなん違うやろう。出るもんは、補助の対象になるもんはしたってくれたらええねやんか。地元からの具体的な申し出があれば検討するが、補助も出てもしれた1割程度しか出ない。そやったら初めからあんのやったら出したたらええねやんか。こんな話も出えへんやん。何でそんなん、それを初めに、こんな話になる前にだれかがこの理事者側は聞いているはずや。風船のことに対して、ちょっと何かできないのかなと。村からお金もないし

補助してもらえんかいう話は聞いてるはずやて。何でおれんとこ耳入ったんよ。そういうことは役場に言うてもあかんから言うてくれいう話やんか。そやからこんな話を先したったらええねや、初めからあんのやったら。よろしくお願ひしますわ。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 済みません。井堰の補助については、私も地元の区長さんから直接要請を受けまして、担当の方に補助制度をあるかないか確認をさせていただきました。先ほど町長が答弁を申しあげましたのは、町よりも大和平野土地改良区という別のところから補助をしてもらうべきではないかということで担当部長が大和平野土地改良区と協議をしたところ、軽微な修繕であれば1割程度の補助は出せるという回答があったわけでございます。ただ、その軽微な修繕のみで1割程度で地元は納得していただけるのかどうか、経費もどの程度かかるのか、そのあたりがまだ定かではございません。今後、町において地元と十分に綿密に協議をしていきたいと思ひます。

ただ、こういった井堰は基本的には維持修繕については地元がするというので過去から進めております。大規模にやりかえなければならぬというときは、初めから地元負担1割あるいは2割で、それ以外は国、県、町の費用で建設をするということで、建設後については地元で維持管理をお願いしたいというのが基本でございましたが、今回の広瀬川の井堰についてはそういった軽微な修繕ではない、つくりかえるぐらいの費用がかかるという区長さんの思いがあろうかと思ひますので、そのあたりどう支援するか十分町内部で詰めていきたいと思ひます。大和平野に少しでも負担をしていただいて町が助かるのではないかとということで大和平野聞いた結果の答弁でございますので、よろしくお願ひをいたします。

**山田議長** 乾議員！最後です。

**乾議員** 最後になりましたけど、その辺よろしくお願ひしときますわ。私もきょうはちょっとエキサイトしてしまって、えらい申しわけありませんわ。

それと通告しておきませんでしたけども、私はいつもコミュニティーバス、巡回バス、いろんなバスを走らせてくれという要望でやってましてんけど、広瀬地区に実施していただいております公共交通の意向調査、その後の進捗状況をちょっとお伺ひしたい。よろしくお願ひします。

**山田議長** 総務部長！本来ならば乾君、通告どおりにしますけど、許します。今回だけです。

**植村総務部長** このコミュニティーバスの利用の部分のアンケート調査は、ほぼまとまりつつあります。これの部分は、前回もお答えいたしましたように議会に報告させていただいて協



議をしていただきたいと思います。

ただ、この中で私自身が見させていただいた中で、やはり広瀬・百済地区におきましてかなりの利用の要望が多岐にわたっているというような状況で、コミュニティーバス、またダイヤモンドバス、またタクシーとかワンボックスバスと、そういう部分の利用の形がどのような形で配置したらいいかというようなものと、また利用者の年齢から見ますと通勤、また通学、そういう部分と、それとまた16歳以上の方は通勤と、15歳までは通学の関係、それとあと公共施設の利用、またスーパーなど、そういうものは多岐に分かれている中でどのような形でお示しして協議をさせていただいたらいいかと、そういう部分で今後また議会の方と連携を持って協議させていただきたいと思います。次回の議会でその分を発表させていただきたいと思います。

**山田議長** 水道局長から発言がありますので、発言を許します。どうぞ。

**大西水道局長** 先ほど上水道の水質の件でご意見をいただきました。答弁書の中にありましたように、水道局といたしまして施設の整備あるいは各施設の整備等最善の努力を払いまして、できるだけ安全で正常な水を送ることに今後も細心の注意を払ってまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。お願いいたします。

**山田議長** 以上をもちまして乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。1時15分から行いたいと思います。よろしくお祈りします。

(A. M. 11 : 46 休憩)

(P. M. 1 : 18 再開)

**山田議長** 休憩を解き再開いたします。

次に、竹村君の発言を許します。

**竹村議員** 議長のお許しを得まして、16番議員、竹村が一般質問いたします。

政府の三位一体改革によりまして町の財政難により、平岡町長の手腕に感謝する一人でございます。

先日町長のあいさつに、災害は忘れる前にやってくるとのあいさつでした。そこで私は、震災対策について質問いたします。

我々が最も恐れております東南海大地震、南海大地震は、もし発生すれば広陵町も震度が4から6程度の地震が予想されて、大きな被害を受けることが懸念されます。広陵町の震災対策について質問いたします。

イ、震災対策マニュアルは、災害を経験したほとんどの自治体は防災マニュアルには役に

立てなかった、絵にかいたもちだと述べております。こうしたことから次のこととお伺いいたします。

震災対策マニュアルは、いつ作成し、いつ見直されましたか。

2番、震災対策マニュアルに基づいて、いつ訓練を実施されましたか、また今後訓練の予定はありますか。

ロ、震災災害時の住民協力について質問いたします。

災害が起きたとき一番被害を受けやすいのは、災害弱者と言われる高齢者で、道路や通信網が寸断され、広範囲に被害が出るのは必定です。その人たちを安全な場所へ誘導できるのは、自治会の方々や住民の方々です。住民の皆様の協力なくして救助活動はできません。そこで次のこととお伺いいたします。

震災のときの住民の協力体制について、どのように考えていますか。

2番、震災時の協力体制について区長会、自治会とも話し合っていますか。

3番、各地区の自主防災と初動体制等について、もっと具体的な意思の疎通が必要ではないかと思われませんが、いかがですか。

ハ、いざというときはもう手おくれに、その前に知っておくことが大切です。

地域の一時避難場所や家族が離れ離れになったときの集合場所、伝言ダイヤルの使用方法、ライフラインや病院の緊急連絡先等が各家庭で記入できるような防災メモの全戸配布を希望いたします。

次に、質問事項2、農業振興について。

内容。農業は、単に物を生産する場だけではなく、伝統文化をはぐくむ多目的機能も十分評価されるべきであると考えております。河川の清掃も住民総出で実施し、自然環境整備に協力していますことも評価されるべきであると思っております。また、海外農産物の農薬の危険性が指摘され、安全・新鮮な農産物のニーズはますます高まっています。

広陵町は、農業の構造改革特区に認定されていますが、その後の具体的な活動や成果についてお伺いいたします。

ロ、国の農業政策は、大規模農業中心になり、小規模農業は切り捨てるような政策です。大規模でなければコストが合わないようになってきました。しかし、他地方では大規模農家でもう拡大できないところも出てきていると言われております。農業の物を生産する農民本来の持つ理想が失われつつあります。若い農業後継者の意欲が起きないような状況です。

そこで農業の規模の大小はありますが、何としてでも生産から撤退させないというこうい

う努力を自治体はしっかりやってもらえなければ地域農業が崩壊することが明白だと私は思っております。規模の大きな人も小さな人も収入が得られるような方策を考えていただきたく、農業が生きていけるような施策をお願いいたします。例えば都市住民と農村の交流の事業化等農業振興策全般についてお聞きします。

質問3、特別養護老人ホームについて。

高齢化社会が急速に進行していくとともに、特別養護老人ホームの入所を待つ高齢者やその家族が深刻な状況にあります。医療制度の改革で介護医療型の廃止や医療型が大幅に削減され、特別養護老人ホームへの入所希望が急増しておりますが、適時の入所が困難になっていると、例えばパートを1カ月休んで何がしのお金を用意してやっと探した方がおられます、聞いております。

そこでお伺いいたします。広陵町の特別養護老人ホームへの待機人数の把握されてはいますか。

2番、急増する特別養護老人ホーム入所希望者のどのように対応されているのか、お聞かせください。

特別養護老人ホームの施設建設を希望いたしますが、いかがですか。この3点をお願いいたします。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** 午前中は傍聴者が大勢おいでをいただいて、質問に立った議員さん、ひときわトーンを上げておられました。言葉にも活気があふれておりまして、特に乾議員、力がこもりまして言葉にも迫力あふれてまして、私もすごさを通り越し、鳥肌の立つ思いで聞かせてもらってました。

竹村議員は、本当に冷静沈着のご質問でございます。3つの質問がございましたので、お答えします。

広陵町地域防災計画は、平成12年7月に策定し、平成13年10月に改定いたしました。

訓練の実施に関しましては、地域防災計画に基づき小学校区単位で地域防災訓練を平成14年に2回、平成16年に2回、平成17年と平成19年に1回及び総合防災訓練を平成15年と平成18年に1回実施しており、今後も毎年訓練を実施する所存であります。

また、本町の貴重な文化財を火災から守るため文化財防火訓練も毎年実施しているところであります。

次に、震災時の住民の協力であります。災害が大規模になるほど住民が主体となる消火

活動、救出・救助・救護活動及び避難誘導が重要となり、本町においても昨年より大字・自治会が主体となる自主防災組織づくりについて区長・自治会長会で県の担当職員の出席のものとお願いと説明をしているところであります。

過日テレビ等で報道ありました国土交通省近畿地方整備局発表の大和川水系曾我川に係る浸水想定区域図によりますと、おおむね150年に1回程度起こり得るであろう大雨による曾我川がはんらんした場合に想定される浸水の状況は、本町の萱野を中心とする箸尾地域が5メートル未満の浸水に見舞われることから、こうした災害対策も視野に入れておかなければならないと考えています。

引き続き自主防災組織の重要性について地域住民の皆さんに理解していただけるよう、あらゆる機会を通じてご説明申し上げる所存であります。

また、本年度の主要事業として、災害時の避難ルートや避難所及びライフライン、病院などの緊急連絡を掲載した地震防災ハザードマップを作成し、各家庭に配布を予定しており、減災にご活用いただけるよう周知してまいりたいと考えております。

次、2番の農業振興でございますが、竹村議員は農業振興に常にご勉強いただいています。このたびもご質問をいただきました。構造改革特区活動の成果、そして農業振興の全般についてご質問をいただいています。

まず初めの農業構造改革特区の認定による農業への効果でございますが、農業への参入が容易にはなりましたが、現時点では希望される方が寡少な状況でございます。間もなく団塊の世代と呼ばれておられる方々が本町でもご活躍いただけるものと想定しておりますので、特区を生かした新規参入農家がふえてくるものと予想しています。

次に、振興策でございますが、ご指摘のように広陵町の農業は、全国的な傾向と同様高齢化と後継者不足に悩まされております。今後の農業施策の中心は、農業の担い手育成であるにとらえまして、現在広陵町担い手育成総合支援協議会を立ち上げ、奈良県、中部農林事務所、広陵町農業委員会及び奈良県農協などの関係機関と協力体制の強化を図りながら認定農業者の育成指導、新規認定農業者の候補状況調査を実施するとともに、南郷地区のご努力により近隣では初めて設立された集落営農組織により充実した活動がいただけるよう後方支援させていただき、他の30余りの地区でも同様の組織化が図られるよう農事実行組合長及び農業委員の皆様にご訪問いただき、意見交換を図りながら、その必要性や有用性について研修いただいております。やがて多くの集落地区の組織化が図られるよう努力を続けております。

また、女性農業者の育成を図るべく今年度から特別協議会の組織化を実施する予定で、女性のパワーで地産地消への取り組みや直売所の盛り上げにご参加いただければと考えております。

3番でございます。特別養護老人ホームについてでございます、老人ホームの待機人数は幾らかということでございます。町単独での調査は不可能であり、広域的な名寄せ等が必要となることから現在把握はできておりませんが、平成14年度から15年度にかけて県が市町村と連携して県内施設を対象に実態調査を行った経緯があります。その際には、本町対象者で入所希望40名がありましたが、調査時点の内訳として介護老人保健施設に入所中である方や病院入院中の方もおられ、実質在宅での待機者は18名でありました。参考として大和園の直近の入所申し込みは、在宅の対象者22名の状況と確認しております。

次に、町としての対応は、真に住宅介護が困難な方については居宅介護支援事業所等を通じて優先入所制度を活用いただくか、あるいは特別養護老人ホームに限らず、他の介護保険施設である介護老人保健施設や介護つき有料老人ホーム等の施設系サービスの利用検討をお願いする等で、地域密着型サービスの利用も視野に入れて、法改正に即した内容で可能な限り住みなれた住宅での生活を基本としていただくように説明をさせていただいております。

最後に、特別養護老人ホームの施設建設のご提案につきましては、ご存じのとおり町内に時期は未定ながら県において設置が許可となった介護老人保健施設2カ所の開所予定があり、これは介護療養型医療施設の削減施策の受け皿となり得るものであり、高齢化の進行とともに増大する介護給付費の需要と供給のバランスを考慮したとき、既存施設と合わせると6施設となり、本町においては必要十分な基盤整備と考えております。

この問題につきましては、県における施設整備の計画予定数もあり、平成18年度に奈良市で3カ所、近隣では大和高田市と橿原市におのおの50床で1カ所ずつ、本年度に御所市で50床の新規開所があると聞いております。

なお、県のホームページで施設の概要等が開示されており、インターネットで介護保険に関する必要な情報を容易に抽出も可能となっておりますので、参考までに申し添えます。以上のとおりでございます。

**山田議長** ありがとうございます。では、竹村議員！2回目お願いします。

**竹村議員** 震災が起きたときに高齢者が今、広陵町で5,000人がおられるというようなことを聞いておりますが、それを避難場所までどうして誘導していくかを一つお聞きしたいし、また避難場所のあるところの設置を看板に上げてお聞きしたいと思います。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** ただいまの竹村議員のご質問でございますが、公共施設での誘導の場所の部分には立て札が立てております。

また、高齢者のどう誘導するかということでございますが、ことし民生委員さんがその独居老人の部分の各大字におられるという形のマップを作成されまして、その部分を今後自主防災組織の部分で同時に救出した中でその避難場所に連れていくというような形を考えていかねばならないという思いでございます。

**山田議長** 3度目、竹村議員！

**竹村議員** そしたらうち東校区から避難場所まで、体育館と小学校になってると思いますねんけども、そこまでの誘導するなにおいて民生委員さん3人でやっていけるかということですよ。それをどういうふうに、自治会、区長会でそういうことがはっきり決めたマップとなにを示してもらわな、こんなうちらでも区長さん2年交代でやってますやん。そうしたときにこんな通じてなかったということがあっては大変やと思いますので、ひとつそのところを確認とっていただきたいなど。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** ただいまのご質問でございますが、ことし先ほども町長が申し述べました地震の防災ハザードマップ作成しまして、その箇所に議員も質問されました防災メモという形で住所、氏名、電話番号はもちろん緊急時の連絡先、避難場所、またライフラインの関係、そういうものを皆掲載した形を各配布したいと思います。

そして今の部分、民生委員さんだけじゃなしに、やはり地域の自主防災組織の中でそういう場合にはだれが中心になってそのお年寄りたちを救出した中で避難場所まで案内するかというような形をやはり各自治会単位でそれを想定した組織をつくっていただいて、消火活動をする者、救出する者、また食料品を運ぶ者と、そういうような形を町主体になってやっていかねばならないと考えております。

**竹村議員** ありがとうございます。

**山田議長** 次に移ってください。

**竹村議員** 次、農業振興についてお聞きいたします。町が進めておられます広瀬地区の直売所をどういう考えでまだおられるか一度聞きたいと思います。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 広瀬の直売所につきましては、先ほどもお答えしたとおりでございますが、まだ

形態等も全く確定いたしておりません。はしお元気村で広瀬の生産者も中心となって出品をしていただいております。その経験を生かして今後どのように整備をするのか、どうすればいいのかというところを協議をして詰めていきたいという段階でございます。

**山田議長** 3度目です。

**竹村議員** ありがとうございます。

次、特養についてですけども、先日特養に入らせていただこうと思ったら何がしの金品を持って行って入れてもらっておるといような老人がおられますので、そういうことのないように、ひとつどうにしたらいいかと、役場に申し込んでもなかなか当たらない。これはどうという結果でおくれるかということをちょっとお聞きしたいです。

**山田議長** 健康福祉部長！

**池田健康福祉部長** 施設入所につきましては、現在申し込み順というふうなことで、町が関与するというのではなく個人が施設と契約をしていただくというふうな形で、町はそれに対して相談等を、今、町長が答弁いたしましたようにいろいろ特別養護老人ホーム以外の施設もございますので、そういうことでお話をさせていただいてるということでございます。

現在高齢化とか核家族化が進んでおります。当然老人の世帯とか、また老人のみの世帯、これはふえてきているというのは十分に我々も認識はしております。そういうことで町といまして、やはり施設の要望ということも県内で進めていっていただきたいというふうなことは県の方に要望してまいりたい、このように思っておりますし、今介護保険の第3期の計画の中で特に地域でのというふうに考えております地域密着型の施設、こういうことにつきましても運営協議会の中で検討して、その誘致等も考えていきたい、このように思っております。そういうことで特に特別養護老人ホームは、入所してからついのすみかと、亡くなるまでの期間というので非常に長期でございますので、なかなかベットがあかないというのが現状でございます。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

**山田議長** 最後の質問です。

**竹村議員** そうしますと特養の場合は、無料ですか。

**山田議長** 健康福祉部長！

**池田健康福祉部長** 費用負担というのはございます。一応一定の基準額の1割はご負担をいただくというふうなことになっております。(不規則発言あり)

**山田議長** 竹村さん、もう4回目ですので、もう終わりです。

以上で竹村君の一般質問は終了いたしました。

次に、吉岡君の発言を許します。

**吉岡議員** 朝からは傍聴の方がたくさんおられました。午後からはもうだれも来られておられないのが特に寂しく思います。

その中で議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきます。私は、今回2つ一般質問をさせていただきます。

1人傍聴の方が来られましたので。(不規則発言あり)

初めに、馬見川の改修工事の件でございます。

これはもう理事者の方は、私、何回も質問をさせていただいておりますので、内容的にはわかってくださってると思いますが、もう一度再度お話をさせていただきます。

私たちの馬見川というのは、西校区地区にありまして、一級河川、国の管轄と県が管理をしてると。町は実質関係はないというようにわかっております。その中で、私が議員になって今で12年目ですけれども、やはり何回かの水つきが起こっております。初めのころは馬見川の改修、下のごみ等の改修をしていただければいいのかなと、議員の初年度の方はそのように思っておりました。そのような質問をさせていただいて、あるときには県の議員の先生方にも頼んで馬見川の改修はしていただいております。その中でも1度ですけれども、町単費で疋相地区の馬見川の改修をしていただいたこともございます。

その中で、約四、五年ほど前ですか、馬見川はどうしたらいいんじゃないかなというのを都市整備部長の中尾部長にお話をさせていただきました。そのときに広陵町としては、治水対策という中で20工区全般にわたり考えておると。そんな中でいろんな話しした中で聞いた中では、今のピエロ公園、時計台公園の地下に水路ういか、貯水のタンクをつくるということとか、西小学校もあったんかな、計画に、いろんな治水対策という計画を持っておられました。ただ、それには膨大なるお金がかかると、そういう話をお聞きしました。その中で、部長から一番馬見川の水を、特に疋相、大垣内よく水つきます。それを改修するには疋相のところから、松浦議員の家の近くですもんけど、ここには広陵町の下水のあれが通っております。その水の量が3分の1ぐらいしか通ってないということで、そこへ馬見川の水を上約3分の1の抜いていただければ、その下流の方については水つかないんじゃないかなというお話を聞かせていただきました。

ただ、その下流、疋相地区、大垣内地区、平尾も安部も同じやと思うんですけれども、馬見川がすぐにいっぱいになってしまいます、集中豪雨が来ましたら。そのときに馬見川でなしで西側とかその東側の小さな溝、家の周りの溝ですね、それが馬見川に水がもうのみ込め



ないという状況の中で、馬見川はもういっぱいになるんですけれども、それ以外のところの溝とか川が水つく、はんらんを起こすという状況ですので、できましたら馬見川の改修をしていただきたいというお願いをしております。

それで昨年ですねんけども、昨年もさせていただいたときに町長の答弁の中では、一応国に対しても申請しております、補助金がつき次第やりますというお返事をいただきました。僕は、自分の席へ返らせてもいただいて2回目の質問のときに補助金がこれ本当につくんですかと。もしかつかないときには町長、どうされますと言ったときに町長は、補助金につかない最終的には町単独でもやらせていただきますというお話を聞かせていただきました。私もそれを喜んで、ことし大垣内区の初寄り等のときに、それと大垣内地区の3月ぐらいに集会ありましてんけども、そのときにも、そのときは町長も出席してくださいました、出席いうか、ちょっとありましてんけども、そのときには町民のみんなの前に、町長もきょうきてくださっております、その中で町長も約束をしてくださいました、馬見川の改修をしていただきますというお話をさせていただきました。その中で、今現状この馬見川の改修がどういようようになっておるのか。

これからほんでもうできましたらできるだけ早期実現していただきたいということで、計画を今回できたら発表していただけないかなという思いで今回一般質問をさせていただきました。町長、どうぞよろしくお願いいいたします。

1つ目は、馬見川の改修は、あとまた2回目、3回目質問させていただきます。

2番目に、広陵町健民運動場の件でございます。

一応1番、2番ということで利用状況、土曜、日曜、祭日、またナイターの状況。最近体育いうか、スポーツをされる方がたくさんふえております。僕も今体育協会の役をさせていただいておりますが、軟式野球の方もここ2年前ぐらいからチーム数がふえて、だんだん人口がふえてきております。

ただ、少なくなってるゲートボール、老人クラブの方におかれましてはゲートボールは少なくなっておりますが、グラウンドゴルフ、また今、町長がよくされとるパークゴルフ等もふえて、バードゴルフもされてる方もあるし、老人クラブの方もいろんな分野に競技がたくさんふえて、そやけどその競技ふえるたびによく体育協会の方のクラブにちょっと入れていただきたい、体育協会の方に入れていただきたいというお話があるんですけれども、今のところはちょっとまだ思案中ですねんけども、そういう中でたくさんの方が利用されてるという中で、今、健民グラウンド利用状況を教えていただきたい。これ1点。

それとグラウンドの整備状況ですけれども、整備状況というのは使用者の方が使われて、その後の管理状況というか、整備、また後の道具等の整備、それをどのようにされておるのかということも1点と、もう1点が健民グラウンド、水はけが悪い。特に体育協会とかいろいろな各種団体での大会、ソフトボール等も年間壮年の部とか、その年によっても大会を幾つかされております。そのときに健民とか中学校も使われておりますけれども、健民をメイン会場にされて開会式等を行われます。そのときに健民グラウンドは、ちょっとした前日集中豪雨が、軽く雨が降れば、すぐに健民グラウンドの使用がしにくい状態に陥っております。

ただ、1回目の質問ですけれども、健民グラウンド全面改修ということになれば以前北小学校の改修のときにグラウンドの改修もされました。そのときの予算が僕覚えている中で約1,000万かかったように思います。それであれば多分健民を改修となれば2,000万、3,000万ぐらいは最低でも要るんじゃないかなという思いはあります。私は、今回この健民に関しましては、そういうことを言うんじゃないで、できるだけ今開会式すんのは特に東の面の野球場のところがございます。そういうところは特に水つく、今の野球のグラウンド使っている3塁のベースのあたりとか、もうそのあたりが特に水はけが悪くて、一部改修でもお願いできないかなと、これはお願いですけれども、またそういう考えがありましたら答弁のときに報告願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。とりあえずは私の一般質問終わります。1回目の。

**山田議長** ただいまの答弁に対し、町長、答弁お願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** 吉岡議員から馬見川の河川改修、遅々として進まないことからいつも厳しいご質問、督励をいただいているところがございます。今回現状報告申し上げたいと思います。

答弁は、馬見川改修については従来より県に対してお願いしているところであります。平成18年度及び19年度で斉音寺地内を改修されています。また、高田川改修にあわせ安部、平尾地内の排水対策として県道を横断し、高田川へ排水対策するための排水管も布設しております。

町としては、馬見川改修については早く事業をしなければならないことは承知しており、馬見都市下水路に接続して雨水の流れを分散する方向で広陵西地区の雨水排水対策事業として国の補助事業に採択されるよう要望しているところです。

今後とも国、県、町それぞれ守備分担をしながら、町としてできるものは町として実施してまいります。

ご質問では現状報告と記されておまして、壇上では整備計画を述べよと申されておま

した。公言したことは幹部職員一致した整備方針であることを再度申し上げます。有利な助成を待っておりますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。

教育長の答弁は、健民グラウンドについて教育長が行います。

**山田議長** では、教育長、お願いします。安田教育長！

**安田教育長** 吉岡議員の質問事項2、広陵町健民グラウンドの利用状況並びにグラウンドの整備状況のお話であります。

ご質問の健民運動場の件で、まず利用状況でございますが、土曜日、日曜日、祝日の利用状況につきましては年間を通じて一般の利用及び町体育協会、郡体育協会、県体育協会等々の各種団体の大会等でほぼ利用は埋まる状況であります。特に最近グラウンドにサッカーゴールを設置したところ土曜日、祝日は少年サッカーの利用が目立つようになってまいりました。

次に、ナイターの利用状況についてでございますが、使用料が伴いますので、每晚使用されているということではありません。ナイターの使用可能期間は、4月から11月までとなっており、その間の利用件数は95件で、月平均11件から12件となっております。ナイターに関しては、土曜日、日曜日、祝日、平日に関係なくご利用いただいている状況です。

続いて、グラウンドの整備状況ですが、一般の利用者はもちろん各種大会で利用していただいた後は必ず整備していただいております、教育委員会事務局としても週1回は必ず整地を行い、グラウンドの状況を良好に保っております。

また、グラウンド自体の整備に関しては、改修も含め昭和58年度国体開催時に大規模改修をしてからグラウンド内部の暗渠、排水、土の入れかえ等を含め現在に至るまで改修はいたしておりません。今後グラウンドの改修につきましては、十分検討してまいりたいと考えております。以上です。

**山田議長** 2回目の質問受けます。吉岡議員！

**吉岡議員** 答弁どうもありがとうございました。

それでは、馬見川の改修工事の件で2回目の質問をさせていただきます。名指しで言うかわかりませんが、少しまた答弁をしていただきたいと思います。

1つ目は、元中尾部長ですね、都市計画の、それが約束ではないですけども、こういうことを考えておるといことをお聞きして、それをできるだけやっていただきたいということで補助事業にのせるというお約束をもう数年前からしていただいておりますが、中尾理事となられて、あと定年まで約1年10カ月ほどしかないと思うんですけども、その期間中にや

っていただけるかいただけないか、この辺を1点。

それと町長に、町長がずっとこれついてくるところですんで、補助事業で、僕もそういうように思ってます、実際は。できたら補助事業でやれること一番いいことやと。ただ、今はもう補助事業なかなかつきにくいということもお聞きしております。

その中で僕は、この馬見川というのは水つくというのは、緊急なやっぱりこれは工事でないかなと思います、仕事としては。馬見西校区、うちの家は丘陵の方にありますので、下の方、今の馬見川と比べたら5メートルは高いところに家があります。だから西の方は全くそういう心配ございません。馬見川の周り、それも西校区では一番件数が多いところですね。やっぱり一番低いところは。その中で、この前5月の第2日曜日大垣内露張りが終わりました。露張り、もう今は田んぼも減っておりますので、どぶ掃除のようなものでございます。ただ、西の方はほとんど砂が、土がない。どぶ掃除をしても、ほとんど東の方へ皆うちの場合は、そういう丘陵になってるから、皆東へ流れるから、東の方はやっぱりそういう土が出てくるのが多いという現状を見て、やはりこれは緊急性な仕事やないかなと。僕もこれ優しいなと思ってるのは、5年も6年も前からお頼み言うてんねんけども、なかなか実行されないのは、やっぱり僕の力不足でありかなと。

だから僕は、今、町長が去年言うてくださったように補助事業でつかないときには町単独でやっってくださいという中で、もうはっきりと補助事業、あともう1年補助事業にお願いするけれども、それであかるときには単独でやるということを言えるんじゃないかなと。これはほかの事業もたくさん、ほかにもいろんなことたくさん、公園事業もあるし、いろんな事業あると思うんです。これは公園事業とかいうのもたくさんの方が来られて、それだけのお金もかかるし、やっぱりいろんな設備もせんなあかん、それもよくわかります。でも僕は、この馬見川の改修というのは確かに一番困っておられる方もおられるし、やはり地域の住民、本当に苦しいあれかなと思います。

ですから僕は、もういつまでもこういうような国にお願いしてまいりますという返事はもう要りません。しなかったらしないで、もう言うてください。町長がすると言った。僕もう一遍それは自分の地域の方へ回らせてもうて、言うてんけど、ようしやんと言いますと、もうそれでいきます。僕は、ほかの事業を差しおいてでもこの馬見川の改修はやっていただきたい。まだ、はっきり言うてこれ疋相と大垣内と大分抜いたらましになると思う。

ただ、平尾の秀すしさんとかあの角田さんとかかな、あっころはもういつも水つくから見に行きました。あこもやっぱり小さなどぶ川というか、ちょっとありますけども、あこが始

終水つくということ聞いてます。またそういうところも早くやっぱり改善しやならんのかなと。特に北校区とか東校区とかはあんまり今まで水つきというのは聞いたことない。(不規則発言あり) ありますか。前から西校区と新田のともよく水つくということも聞きましたけども、余りほとんどの校区では聞きません。それと真美ヶ丘でいうことはもう全くないと思いますし。だからたくさんの事業をされてる中では、私はこれは優先やという考えでおりますので、そのちょっと返事をよろしく願いをいたします。

**山田議長** 中尾理事！

**中尾理事** ご指名をいただきましたんで、答弁させていただきたいと思います。

吉岡議員と一緒にこの問題は以前から解消に向けてやってきたわけなんですけれども、何年前かに私が都市整備部長のときに西校区全域の調査を行いました。あらゆる細い町の流れている水路全部を拾い出しまして、どこからどこまで流れてる、どんな水路があるということを西校区全域の計画といいますか、現況を含めた内容を調査したわけです。そのころからいけば事業そのものは単独で単費で始まっていたということでございますが、そのとき約1,000万近い費用で調査が始まっております。それを最終的に計画としては、先ほどからございますようにいろんな場所でバイパスをつくって、今完全に動いてない馬見都市下水路をもっと活用させるという内容でつくっていかうという計画まではでき上がっております。それを全体で事業費でいいますと、その西校区全域を完成させますと11億という費用の試算も出ております。ですが、その費用を一遍に投入するという、これはもう今の状況では至難なわざでございまして、議員がおっしゃるような肝心のバイパスの部分だけを先やれというご指摘でございます。その部分もよく承知しております。それを何とか財政上スムーズにいくよという事で、雨水排水対策事業という名目で県の下水道課に何遍も今まで詰めておったわけでございます。その中でその地区そのものが国の採択基準にうまく合致しなくてなかなか補助事業として採択されなかったという事情がございます。その辺もよくご存じであろうと思うんですけども、ならばそれでできない分は単独でしろということでございますが、それはよく承知はしておりますが、今現在何としてでも国の補助採択基準に無理やりでものせてもらうということで陳情を続けている状況でございます。都市整備部長、今、森田部長ともよく連携組みまして国、県の方にもう一度お願いをして何とか採択をしてもらえるように頑張っていく所存でございます。

また、それがあかんときはどうするのぞ、こういう話になるわけなんですけれども、目的としては必ずお約束をしておりますので、達成する方向でいくということは間違いございません

ので、頑張っていくということでご答弁させていただきたいと思います。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 約束をしたことが守られてないということでもございますが、今、部長申し上げましたように、一生懸命あらゆる角度から詰めているわけでございます。せんだって総務省が頑張る地方応援団ということで奈良県に来ていただきまして、我々の窮状を訴えたところでございます。いろんな角度で訴えさせていただいてるわけですが、この災害とかこうした事業については応援プログラムの中で書けというように言われているわけです。こういプログラムの中に入れてあれば災害のずっと僕の方で見るのではなくて、地方交付税の特別交付税で見させていただくと、ちょっとまやかしたいところもあるわけですが、そういうようにおっしゃってるわけです。土木部門で補助対象でなくても災害の部門で今年度から所要な部門について訴えていきたい。災害整備対策の応援プログラムの中で入れさせてもらうので、交付税で見てくれという形で今年度から訴えていきたいと思います。これもだめならもういたし方なく役所が責任を持たないかん、こうなるわけでございますので、篤と吉岡議員と相談をしますので、地元にはそんな変なことを言わないで、信頼を回復さすのにもまた大変でございまして、どうぞ力を合わせてやっていきましょう。ありがとうございます。

**山田議長** 13番、吉岡議員！

**吉岡議員** どうもありがとうございます。

3回目ですね。

**山田議長** そうです。

**吉岡議員** 今の答弁を聞かせていただいても、やっぱりまだはっきりどうなるかというのはなかなか難しい。確かに補助事業を充てるのは難しいというお話じゃないかなと思っております。

ただ、私としては、もう期限を切っていただきたい。平成20年度にやる、それもしくは21年度にやる。だからできましたらもうほんまに今一番思ってるのは、これから今度9月議会まで、一般質問もう一遍します。そこまでに補助事業にのるようになるかならないか。ほんで21年度で単費でやるか、補助事業にのるか、20年度に、その返事を欲しいと思います。

それと僕、前に一番初めに単独でやるときには金額的に一応7,000万ほどかかるようなお話を聞いております。私は、その辺はもっと町長がよく言われるように考えていただいて、一応水を何ぼか、何分の1でも抜いてもうたらしいことやから、その工法としては、や

り方としてはもっと考えていただいて、もっと金額下がるような方法は何ぼとっていただいてもいいと思います。もうその辺でもできるだけやっていただきたいので、この9月をめどにしたいと思いますので、その返事だけ最後お願いします。

**山田議長** 返事要るか。まあ頑張りますと言うとけ。町長！

**平岡町長** 早速内部で協議をして、関係機関と協議をさらに始めていきたいと思います。もう一つの角度ができましたので、その方で訴えていきたいと、そのように思います。

**山田議長** 次に移ってください。

**吉岡議員** どうもありがとうございます。よろしく願いをいたします。

それでは、2番目の健民グラウンドの質問させていただきます。

本当にスポーツをされる方が、これ町民の方、特に真美ヶ丘校区の方がたくさんふえております。体協の方でも卓球とかバドミントンとか割と室内競技もふえていっております。

その辺の中で広陵町には西体育館とか、体育館等も真美ヶ丘体育館、中央体育館、北体育館、東体育館、各グラウンド、今、東体育館の裏のテニスコートは改修もしてくださっております。

その辺の中で一応今その設備等をどのような状況になっておるのか、わかる範囲で結構でございますので、教えていただきたい。改修、言うたら真美ヶ丘体育館がこういうところ悪いからこういう改修を計画してるとかあればですよ。なかったら、そやけどだんだん古くなっていきますので、会員の方が練習中けがでもされたら困りますので、そういう面でもしか問題点があれば何かちょっと教えていただきたいと思うのが1点と、もう1点は、先ほど言いましたように健民グラウンド、大改修いうのはもうすぐにはできない、お金の工面もありますしね。ただ、一部改修ぐらいのことはできるのかできないのか、教育委員会として考えておられるのか、その辺だけちょっと2回目に質問でお答え願いたいと思います。

**山田議長** 教育委員会事務局長！

**森川教育委員会事務局長** 現在ある施設の改修計画、そういったものはどうかということでございます。テニス人口が大変ふえてまいりました。近商の北側にも3面のテニスコートがございます。立派なコートでございます。毎日時間があくところはございません。しかしながら、余りにも運動に熱心になって熱中症というようなことも今盛んに叫ばれております。そこでこの間近に日よけといいますか、休憩していただける場所、そしてあこにはトイレがございますけれども、トイレの横にある水道は飲料水だと思っていただいております。したがって、その横にも飲料水の設備をしてまいりたい。テニスコート等の改修も考えておりま

す。

体育館等の改修につきましては、先般トレーニング教室、トレーニング室の改修も実施いたしました。それで現在使っていただいております。

それで2つ目の健民グラウンドでございますが、議員ご指摘のところは全面的ないわゆる水はけが悪いということであろうと思いますけれども、これは大改修をやって24年間経過いたしております。日ごろの雨が土を流し、その土がほかに流れていく、そういったことから排水はきっちりU字溝もしておるわけなんですけれども、U字溝が健民グラウンドの土よも高くなってきた。これが原因だと思われるわけでございます。したがって、まず春の春季町民体育大会、秋の秋季町民体育大会、今おっしゃった場所は開会式の会場になってくる地域であろうと。そこで中央体育館の館長に指示をいたしまして、健民運動場の東面のバックネットの下、あのU字溝の排水が、逆に高いのではないかと、U字溝が。そういうことで排水のつけかえも含めてどれぐらいの費用がかかるのか、そしてどれぐらいの、これぐらいの費用であればご相談申し上げて即できるんじゃないか。そういうような調査を指示いたしました。早急に検討してまいりたいと思っております。

**山田議長** どうぞ。

**吉岡議員** よろしく願いをいたします。

ほんまに体育の人口ふえてきて、ことしも郡大会で、初日の日に町長の方から発表していただきましたけれども、今度7月の1日に柔道と男女バスケットの大会あります。総合開会式が樫原の体育館で、僕らが行くんですけれども、7月の8日の日曜日、第2日曜日ですねけれども、これはサッカー、うち郡でことし優勝してくれまして、サッカーと、ほんで男女のバレーボール、一緒にまた皆さん、時間があれば応援に行ってあげてほしいと思います。どうもありがとうございました。

**山田議長** ご苦労さまでした。ありがとうございます。以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、山村さんの発言を許します。

**山村議員** 3番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

厚生労働省の発表によりますと、1人の女性が生涯に産む子供の数の推計値である合計特殊出生率が昨年は1.32となり、2005年を0.06上回ったことが人口動態統計でわかりました。前年から上昇したのは2000年以来6年ぶり、1.3台に回復したのは4年



ぶりだそうです。厚生労働省では、景気回復を背景に正社員がふえるなど雇用情勢が安定したことで、1、婚姻件数が伸び、出産増につながった、2、第2・第3子の出産も増加傾向になったと見ています。

公明党は、少子化対策に全力を挙げてきました。4月には児童手当が拡充され、3歳未満の第1子、第2子に乳幼児加算として1万円の支給が決定され、6月から支給が開始されております。

広陵町におきましても乳幼児医療の無料化、なかよし広場の拡充など厳しい予算の中、子育て支援に取り組んでくださり、感謝いたしております。これからも子供たちが健やかに育つよう、また住民の皆様が安心して暮らせる町づくりのため一生懸命働かせていただく決意ですので、よろしく願いいたします。

今回は、住民の皆様のお声をお聞きし、それを一般質問とさせていただきます。

1番目の健康づくりについてですが、広陵町健康づくり計画「笑顔で80 広陵21」の本年度の取り組みをお聞かせください。

また、真美ヶ丘地域の住民の方々から真美ヶ丘体育館を利用して健康増進のための講座を開催してほしいとの要望があります。広陵中央体育館やはしお元気村でもさまざまな教室、講座も開催されてはおりますが、交通の便もなく参加できない方でも近くの体育館なら歩いて行けます。真美ヶ丘地域の方々の健康増進のため、また交流の場をつくるため開催してはいただけないでしょうか。

2番目のファミリーサポートセンター事業についてですが、なかよし広場がさわやかホールでの開催に加え、はしお元気村で実施され、2カ月になります。私もボランティアとして参加させていただき、子供さんやお母さんたちの笑顔に触れさせていただいております。多くの方に喜んでいただき、うれしい。でもここに参加される親子の方はよいけれど、子育てされている家庭でもっと切実にサポートを必要とされている方がおられるのではないかと私は思います。

ファミリーサポートセンターは、仕事と育児を両立し、安心して働くことができるように、また子育てに専念している人がゆとりを持った子育てができるように、育児の援助を受けた人と援助を行う人が相互に会員となって、一時的な預かりや保育所までの送迎等育児についての助け合いを行う、かつての地縁・血縁関係にかわる総合援助組織です。

香芝市地域子育てサポートセンターでは、育児の応援をしてほしいおねがい会員と応援したいまかせて会員が、お互いに助けたり助けられたりして育児の相互活動を行う地域子育て

サポートクラブを平成15年1月から開設しています。おねがい会員は、ゼロ歳から小学3年生までの乳幼児及び児童をお持ちの方、平成17年8月17日現在124名の会員がいます。まかせて会員は、心身ともに健康で自宅で子供を預かれる方、同様に100名の会員がいます。おねがい会員がまかせて会員に支払う報酬の基準は、1時間当たり600円から800円となっています。

サポートクラブ事務局では、会員同士をコーディネートするほか登録に際しての研修や交流会、事故等に備えての保険の手続などを2名の職員で担当されています。

職員の机には、おねがい会員第1号の方からの手紙が置いてあり、その内容は、サポーターの方と娘との優しい触れ合いがあったことが感じられて感謝の気持ちでいっぱいです、今後もたくさんの方が私のようにサポートクラブに助けられて安心して香芝で暮らせるようになればいいなと思いますというもの、これを励みに日々頑張っておられるそうです。担当者の声といたしまして、最近のお母さんは人に頭を下げて頼んだりありがとうと言うことを避けて通りがち。地域住民がお互いに助ける、助けられるという当たり前のことをこのシステムを通じて経験し、地域での支え合いを大切にしてほしいと思います。在宅のお母さんもしっかりとお気軽に利用してくださいとの声があります。

広陵町でのファミリーサポートセンター事業の実施状況はいかがでしょうか。

また、以前総務委員会でも提案いたしました、シルバー人材センターの新規事業として子育て支援に取り組んでいただけないでしょうか。

3番目に、特別支援教育についてお聞きいたします。

ことし4月より特別支援教育が本格実施となり、1、情緒障害学級と自閉症学級との分離、2、教員の増員など人員の確保、3、教科教育における具体的な指導法をカリキュラムに位置づけなど、子供たちに対する地域や学校での総合的な支援が行われることになりました。特別支援教育は、昨年6月に学校教育法が改正され、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童・生徒に対して障害による困難を克服するための教育、特別支援教育を行うことと法律上明確に位置づけられました。法改正により、従来の特殊教育で対象としていた盲・聾・知的障害などに加え発達障害も特別支援教育の対象として位置づけられた点は、教育関係者からも高く評価されています。ことし3月まで障害者教育は、制度上障害の種別により盲学校、聾学校、養護学校に分かれていましたが、昨年の学校教育法改正でこの4月から特別支援学校に一本化され、小・中学校の特殊学級も特別支援学級に解消されました。発達障害とは、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などの総称です。周

辺とうまく意思疎通できない、関心に強い偏りがある、落ちつきがないなどが特徴です。単なる性格や人柄とは異なり、先天的脳機能障害が原因とされ、いじめの一因となっているとの指摘があります。文部科学省の調査によると、全国の小・中学校の児童・生徒に約6.3%の割合で発達障害の子供が存在する可能性があり、その対応が喫緊の課題となっております。

特別支援教育の本格的なスタートに当たり、公明党の強い主張によって子供一人一人のニーズに応じた教育をするべきとの観点から障害を持つ児童・生徒への特別支援の推進を図るため該当児童・生徒に対し日常活動の介助と学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の計画的配置が行われることになりました。広陵町の対応はいかがでしょうか。

また、島根県出雲市では、幼稚園ヘルパー事業を実施されておりますが、広陵町の考えをお聞きいたします。

4番目に、広陵中学校が創立50周年を迎える本年を記念し、中学生を対象とした子供議会を開催してはいかがでしょうか。

熊本市では、1997年から毎年開催され、昨年8月に行われた子供議会では、議長、副議長を選出し、6班に分かれて一般質問。中でも通学路の安全対策を取り上げた中学生議員が子供の目線による安全対策、子供の意見が届くシステムづくりなどを提案したのに対し、市側は大変参考になると答える一幕もあり、実りある議会を開催されました。中学生に町政への関心を高めてもらい、自分の主張を語る機会となり、21世紀を担う人材に育てていただく上でのよい経験となるのではないのでしょうか。

5番目に、役場の業務の延長をしてはいただけないのでしょうか。

広陵町ではサービスカウンターを実施し、対応して下さってはいますが、それでも対応できない住民の方がおられます。夜間等業務時間延長の考えはないのでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

**山田議長** ただいまの質問に対して町長、答弁お願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** ただいま山村議員から明るく元気でさわやかなご質問をいただいたところでございます。特に子供たちが健やかに育つための健康づくりについてご質問をいただきました。

まず初めの広陵町健康づくり計画、本年度の取り組みはどうかということでございます。

答弁として、本年度の健康づくり計画「笑顔で80 広陵21」の取り組みにつきましては、肥満予防のための広報活動、生活習慣病予防を目的とした個別相談、地域への波及効果をねらった自主グループの育成、支援を実施してまいります。

本町には、地域住民の健康づくりに寄与していただくために保健推進員を設置しております。保健推進員の研修会は、公開講座として多くの住民の方も参加を願い、健康意識の向上、健康管理の推進に努めていただいております。先月、5月30日には、「口のなかからはじまる健康づくり」として歯周病について町歯科医師、歯科衛生士による講座を開催いたしました。来る7月11日には、「今日からできる腹囲マイナス3センチ」と題し、生活習慣病予防のための公開講座を開催をさせていただきます。

9月、10月、2月には個人に適した生活習慣を身につけるための個別相談に応じるための健康増進会の開催を計画しております。また、2月1日から7日までの生活習慣病予防週間の期間中、さわやかホールにおいて糖尿病等の予防のためのパネル展示を行います。

また、町と連携して健康づくり事業を進めております畿央大学においても公開講座を開催され、健康づくり推進に協力を願っているところであります。

さらには、年間を通じ健診等の機会に予防のためのパンフレット配付等啓発の推進を図っております。

ご質問いただいております健康づくりのための運動は、現在自主グループが広陵中央体育館で実施しておりますが、地域での健康づくりのための運動講座につきましては自主グループの育成も含め今後実施してまいります。

次は、2番目のファミリーサポートセンター事業についてでございます。

本事業につきましては、現在本県においては奈良市、大和高田市、香芝市、生駒市、天理市の5市で実施されていると伺っておりますが、本町においては平成16年度に広陵町次世代育成支援行動計画を策定するに当たり、平成15年度に実施いたしましたニーズ調査によるニーズはほとんどなく、平成21年度までの前期5カ年の目標事業量も設定しておりません。

現在社会福祉協議会に登録されているボランティア団体が同様の事業を行っておられ、紹介をさせていただきます。

平成21年度に実施いたします後期5カ年の計画見直しの中で検討をしております。

また、シルバー人材センターでは、下校時の子供安全サポート事業を行っております。

お尋ねの事業につきましては、新規事業として子育て支援だけでなく一時的にお預かりすることも含め前向きに取り組んでいきたいと考えております。そのための講習会の開催や具体的な方策も検討していかなければならないものと思慮いたしております。

次の3番目、特別支援教育については、教育長が答弁します。

4番目、生徒町議会の開催も教育長がお答えします。

5番目、役場の業務時間延長をせよとご提案をいただきました。夜間等業務時間の延長の考えはないかどうか、このこともお尋ねでございます。

現在本町では、住民票、印鑑証明書、税関係証明書等各種証明書発行事務については、窓口対応、各施設でのサービスカウンター、さらには都合が悪くて来庁できない方には郵便請求により発行しております。時間外、土曜日、祝日、日曜日もありますが、各種証明書発行事務につきましては、各証明書発行システムの稼働、窓口職員だけでなく税務職員の常勤が必要で、勤務体制の改善等の課題を整備する必要があります。

また、国におきまして電子自治体構想の一環として推進しております住民基本台帳カードを活用した自動交付機を設置することにより窓口サービスの対応できますが、この自動交付機の導入については多大な経費と環境設定、セキュリティー等十分な研究が必要となります。県内では4市町で実施されています。

本町におきましても、近隣市町村の時間延長や自動交付機設置市町村での成果や問題点等を調査するとともに関係部署とも協議を行い日曜日の開庁について開設するための研究を進めていきます。以上のおりでございます。

**山田議長** 教育長、答弁をお願いします。安田教育長！

**安田教育長** 山村議員の質問事項3、特別支援教育について答弁いたします。

特別支援教育の内容は、坂口議員にお答えしたとおりでございますが、おっしゃるとおり本年度から特殊教育を特別支援教育に変換へのスタートとなりました。幼稚園にも前回申し上げましたとおり6名の加配、支援スタッフを配置し、マン・ツー・マンの教育支援を行っているところでございます。まさに幼稚園ヘルパーとして介護も含め支援しております。

また、保護者の理解を得ながら発達障害の傾向がある幼児・児童につきましては、香芝市や大和高田市の指導教室への通級を図っております。

今後ますますふえてくるであろう高機能発達障害の子供に対し精いっぱい教育支援を行っていく所存でございます。

次、質問事項4、生徒町議会の開催をという質問でございます。

本年度広陵中学校では、5月15日から17日までの2泊3日で東京方面へ修学旅行を実施しました。その中で国会議事堂の国会模擬議会を体験され、本議会での委員会報告や議案採択につきましても電光掲示板を実際に活用し、国会議員の雰囲気も体験されました。

山村議員のお申し出の生徒町議会につきましては、生徒会活動の重要性も含め中学校を通

して生徒会に申ししていきたいと思っております。以上です。

**山田議長** 2回目の質問受けます。山村議員！

**山村議員** 健康づくりについてお答えいただきましたが、健康づくり、さまざまな取り組みをしていただいているのはわかりましたが、広報で今は流していただいていると思うんですが、その広報をやっぴり見る方、見ない方いらっしゃると思うんです。やっぴりもっと周知徹底とか広げるためにもポスターとか、さわやかホールとかでポスターで簡単なんで結構ですので、掲示して、いつでもだれかが行ったらそれにあるんだなということが認識できるような周知徹底をお願いしたいと思いますのが1点です。

真美ヶ丘での体育館で、ちょっと年配の方なんです、希望されている方というのは。やっぴり交通の便がなくて中央公民館とかはしお元気村には行けないけれども、本当に多くの方が希望されているというのを聞きまして、前向きに実施しますということの答弁をいただきましたが、実際にこういう実施していただけるのはもういつから可能なことでしょうか。本当にすぐにでも実施していただけたらありがたいという要望があります。健康づくりだけでなく、真美ヶ丘地域の方いろんなところから引っ越してこられた方々がいらっしゃる、そういう方たちのコミュニケーションの場ともなっていくんではないかなと思いますので、そういう期待を込めましてご答弁をよろしくお願いします。

**山田議長** 健康福祉部長！

**池田健康福祉部長** まず、周知のことです。当然広報だけでは十分でないということは認識しております。ポスター等につきましても、その辺で対応はしてまいりたい、このように思っております。

それから真美ヶ丘地区での高齢者の方の健康づくりということでございます。ご存じのように、介護保険の方では地域の支援事業というふうなことでございます。健康な方につきましても事業を実施するという事になっております。これにつきましては早急に申し出いただきましたら、保健師がその代表者の方とお話をさせていただいて時期等につきましては決めさせていただきたいと思っております。当然実施する場合には、その方の運動の状況等も確認もいろいろしなければならぬし、また運動する場合には運動の講師先生も必要になってきますので、その辺の日程調整もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

**山田議長** 3度目に入ってください。

**山村議員** それでは、早速連絡をとりまして、ご相談申し上げるようになります。

これが町で行ってくださる講座のうちはいいですけれども、先ほどのご答弁の中にあつた自主グループでの育成となりますと、もう町で離れて自分たちでやっていくわということになりますと、これがまた体育館の使用許可申請など手続が必要になってくると思うんです。

これも住民の方のご意見なんですけれども、今申請に行くのに公民館に行って申請用紙を書いて、またかぎを借りに行くときに公民館に行かなくてはいけない。これではとても私たちは行けないということで、あき情報がインターネットで確認できるということがお聞きしているんですけれども、そういうこともせつかくされているんですしたら一番手っ取り早いのはメールであいてるときに使用を申し出てくださいという方法があったり、それができないのならせめてファクスで受け付けはできないものなのだろうか。

かぎにつきましても、公民館ってなかなかちょっと行けないという方でも図書館でしたら真美ヶ丘のすぐ近くというか、ありますので、図書館で管理もししていただけるのならありがたいという要望がありますが、いかがでしょうか。

**山田議長** 教育委員会事務局長！

**森川教育委員会事務局長** 今お尋ねの教育施設の申請等でございます。私どもは広陵町内の広陵町の住民に施設をお貸ししているということで、ファクス、そこのへ行って流されたら55の何々、広陵町の電話番号間違いないということにもなってくるわけなんですけれども、テニスコートは特に近隣の市町村からもどうして広陵の施設を借ろうかというのに頑張っておられる隣接町の方もおられます。したがって、ファクスやメールでやっていただかないように私どもは強く職員にお願いしております。先ほど言いましたように、人の名前を使って、広陵町の電話を使って申請してこられる、これが往々にしてございます。それをできるだけやめたい。

しかし、空き部屋とか空き施設については、先ほど言われましたようにおうちでも見られることができます。申請につきましては、やはり顔とそういったものをちゃんと確認したいということで中央公民館の方へお越してください。

そして最後には、図書館の方でかぎをと、こうおっしゃいました。両方とも教育委員会の課長でございます。早急に協議いたします。

**山田議長** 次に移ってください。

**山村議員** 前向きなご答弁ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ファミリーサポートセンターについて、先ほど答弁の中にあつたボランティアの代表の方にお話を伺いました。その方がおっしゃるには、本当に育児ノイローゼになられてる方、も

ううつ状態の方からの夜中に電話がかかってきたり、本当に聞くだけで安心されたときもあるけれども、本当に切実な訴えをされていたということも言われてました。

また、あるほかの方からは、児童虐待ではと思われるような状況があるという情報が寄せられてるといふ。やはり町の方がそのボランティア団体にご紹介いただけることから、その電話を本当に頼りにして救いの手を求められているということがあって、もう私はよくぞその方がいてくださったなという感謝の思いでお聞きしておりました。

やっぱり町は、本当にいろいろなさまざまな体制をつくってくださっておりますが、勤務時間ということもあつたり、本当に限られた中での対応もしてくださっていますけれども、やっぱりその問題というのは、もう24時間問題を抱えておられる方々がいらっしゃるというのも現状ではあります。そのボランティア団体では本当に対応し切れない状況もたくさんありますので、やっぱり子育て支援の輪をもっともっと大きく多くの手で支えていただけたらという要望がありました。この次世代育成支援行動計画も読ませていただきましたけど、5万人以下の人口の都市は補助事業には値しないのではないということも書かれてたんですけれども、今度後期5カ年の計画見直しの中で検討していくというご答弁をいただきまして、もうぜひこれは前向きに取り組んでいただきたいと思います。

ニーズ調査のこともおっしゃってましたが、ニーズがなかったというのは私、無作為にこのニーズ調査というのをされたのではないかなという記憶があるんです。放課後児童育成とか、そのところの要望もやっぱり必要としてるところに行かなくて全然そういうことの意識のないところに行かれて答えを書いたということも聞いたことがあるので、本当に必要とされている方の声が町に届くように、行政に届くような調査をお願いしたいと思います。

やっぱりみんな必要とされているのは、以前にも私、提案したことがあるんですけど、子育ての情報紙が欲しいって、ボランティア団体の方も広陵町にはこういうサービスがあるのよというのを一目でわかる、こういうところがあるのよということを目でわかるような子育て情報紙がやっぱり欲しい、つくってほしいというお声があります。今は本当にインターネットの時代で、広陵町でもホームページを開設していただいておりますが、やっぱり広陵町のホームページを利用して子育てはこういうことをやってますよ、こういう場合はここに行ったらいいですよ、ここが連絡場所ですよとかいうホームページのもっともっと活用、情報提供もお願いしたいし、インターネットされない方に対しての子育て情報紙をつくってほしいと思いますので、ご検討いただけるでしょうか。

ここで前のお答えでしたわね。その子育て情報についても健康福祉課、また教育委員会と



いう窓口が別々であるので、やっぱり調整もしにくい場合もあるということで、何回も申し上げますが、やっぱり子育て育成課という窓口の一本化を早期にさせていただきたいと思います。

また、このなかよし広場、非常に2カ月たって好評であります。子供たちが本当に兄弟のいない子供さんが同い年の子供さんとぶつかって欲しいものが同じであったり、それでけんかも学ぶというそういう場合も私、出くわしまして、ああ、これはいいことだなって。また、男の子がおままごとの遊びをされてる。きっと男の子の家庭にはこういうものはないけれども、ここでこういう遊びをするというのは、もう将来男女共同参画にちょうどいいなとか思ったり、本当にいい施設をつくっていただいたって感謝しております。

その参加されてるお母さんがふと、こんないいところにうちお父さんも連れてきてあげたい、一緒に子供と遊んだらもっといいのになということをおっしゃってたんです。そうなるってやっぱりお父さんの子育て参加ということ本当に素晴らしいことだと思うんですが、今のなかよし広場は水、木、金ですので、平日に限られてるんですが、土日をオープン、支援スタッフがどうか関係なしにただオープンにさせていただくだけでもありがたいなという声をお聞きしたんです。もう本当にそうやって父親の子育て参加もこうやってできるようにしたいなって、はしお元気村は土日もあいておりますので、ご検討をそれもお願いしたいと思います。

**山田議長 健康福祉部長！**

**池田健康福祉部長** まず、この次世代行動計画は、16年度に作成いたしまして、国の方では10年、5カ年、5カ年の計画と、10年の間に少子化対策をやってしまうというふうな計画でございます。そういうことで、その当時調査した段階でございますので、今はそういう議員さんがおっしゃっておられるニーズはふえてきてる、このように認識しておりますし、現在保育所の方でも一時保育というのも非常に利用が多くなってきております。お母さんがちょっとホームヘルパーの資格を取るの、子供さんを見てほしいとかいうふうなことで預かってるといこともございます。ただ、送りとかそういうことはまだ全然できておりません。計画はなかよし広場も前倒しでやっておりますので、これについてもいろいろと検討しながら、また実施されてる5市の状況も把握しながら進めてまいりたいと。

ただ、その提供する側の援助の会員さんがどうも少ないようでございますので、これについては今現在社会福祉協議会がボランティアのセンターを設立してスタートしております。当然子育て支援のボランティアの登録も行っておりますし、またその支援をしていただく

養成の要員をまだ講座を開いて行うというふうなことで今計画をしていただいております。

それから子育ての情報紙、以前もおっしゃってたと思います。これもやはり必要であろうとは思っておるんです。ホームページだけでは十分ではないというのは認識しております。ただ、改正とかいろいろがもう頻繁にございまして、その辺をしていくのにどういうふうな形をとるのがいいかなというふうな思いがいろいろと今検討をしているということでございます。

それとなかよし広場についての父親の参加と、これはもう町長からも言われておるんですけども、土曜・日曜日しか、ご主人は勤めておられない。土曜日はファミリーでどこか行かれるとかいうことも多いので、いかがかなというふうなこともしておりますねんけども、これも今指導員さん、それからボランティア参加していただいている方からいろいろと意見をお聞きしまして、必要であればそういう土曜日とかにやるのもいいかなという思いはしております。今パパマクラスとかは土曜日でやっておりますので、少なかってても幾らかの男性の方が子育てに参加していただくことは大変重要なことだと認識しておりますので、その辺も検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**山田議長** 3度目に移ってください。

**山村議員** ありがとうございます。前向きに取り組んでくださるというご答弁をいただき、本当に感謝いたしてもおります。

シルバー人材センターでも前向きに取り組んでくださるというご答弁をいただき、講習会の開催も考えてくださるということで、今、部長がおっしゃってくださったように本当にボランティアセンターでもっと広く町民の方々にこういう講習会を開催していただいて、多くの住民の方が支え手に、援助したいと思われる方がそうやって子育てに参加していただけるような講座もまたよろしくお願いします。現在そうやってボランティア団体で活動されている方は、もというたら広陵町で行われた働く婦人の家での講座を受けられた方が、やっぱりせっかく講座を受けたからそうやってボランティアを立ち上げようということで今のボランティア団体の設立につながったということ、立ち上げたということもお聞きいたしましたので、よろしく願いいたします。これはご答弁は結構でございます。

3番目に行かせていただきます。次の特別支援教育。これもさまざまな特別支援を要するお母様方からご意見、いろいろなお話を聞かせていただきました。もう本当に広陵町というのは、特別支援に対して非常に手厚く加配も支援スタッフもつけていただいているということは本当に十分に存じ上げております。

きのうも教育研究所の方に資料をちょっといただこうと思ってお伺いしたときにも、矢倉先生の方が本当に広陵町一生懸命取り組んでくださっているって。先日も支援スタッフの研修を真田先生が自分の車で運転して連れてきて行ったんですよというご報告も聞かせていただいて、本当に私もこの支援スタッフせっかくつけていただきましたけれども、特別支援についての認識というか知識がある方、ない方さまざまですので、やっぱりそういうきちんとした研修を受けていただきたいということもお願いしようと思ってたら、もう既に手を打っていただいているということをお聞きしまして、本当にうれしく思いました。

その中で支援スタッフつけていただいて特別支援の先生もいらっしゃるんですが、子供たちの休み時間に先生とか支援スタッフがついていないということが心配であるというお母さんのお声がありました。

また、この支援スタッフついていただいているけれども、子供たちがどんな様子だったのか聞きたいんやけれども、もう子供を迎えに行ったら支援スタッフの方は帰っておられるという状況で、もしよければ連絡ノートとか子供がどういう様子だったかということをつくっていただけたらありがたいなということもおっしゃっていました。

療育教室は教育委員会ではなく健康福祉の方になると思うんですけども、今非常に健診の段階で発達障害の方が多く発見されて、早くから小さな年齢の低い方が今療育教室に来られて、本当に満杯の状況で、小さい組さん、大きい組さんと今分かれるような状態なんですということをお聞きしました。この状況の中で療育教室というのは、このままの形で可能なかどうかということをお聞きしたいと思います。

また、幼稚園での支援スタッフを6名つけてくださっておりますが、これもやっぱりもっともっと、それだけ多くの方が発達障害ということでふえているのなら、やっぱりもう少しふやしていく考えがあるのかどうか。支援スタッフをつけていただく基準はどこにあるのか。そういう障害と認められて診断書を出した方に対して加配の先生をつけていただいたり支援スタッフをつけていただいているのが現状かなとかは思うんですけども、そういうことに対してこれからの意向というのはどうなのか、お聞かせください。

**山田議長** 健康福祉部長！

**池田健康福祉部長** 療育教室についてご質問をいただきました。療育教室については、奈良県の中の町村では広陵町だけやっているとというふうな認識を持っております。今保健センターでも、そういう発達障害非常にふえておりますので、子供相談とか毎日のように臨床心理室の先生が来ていただいて指導等をやっております。現在療育教室につきましても、3名の保健

師と臨床心理士の方1人ということで教室を開いておるわけなんです。

今現在定員は15名というふうなことなんですけども、実際には就学前までの方でございまして、七、八名ぐらいの方が来られるということで、満杯の状況でもないので、現行このままの状態を続けていきたい。今後、次世代行動計画とかの策定の中でこの辺についてもいろいろ検討はしていかなければならないのではないかなと思っているところでございますので、どうぞよろしくをお願いします。

**山田議長** 教育委員会事務局長！

**森川教育委員会事務局長** 障害を持つ子に特別支援のスタッフを入れてきたらつけるのか、ということでございますが、その子の持つ特性、そういったものもございまして。ただ、知的障害の方でしたら知的障害のやっぱり行動を起こすでしょうし、多動の方は多動の方で、情緒うんですが、やはり学校を走り回るといようなこともございまして。そういった子の事前にもいろいろうちの指導主事も調べていただきまして、そして8月の第1土曜・日曜日に毎年そういうお母さん方、子供さん、そういった方々集まっていたいただきまして県立の盲・聾、そういった養護学校の校長先生方も講師としてお招きし、その特性特性を見抜き、いろいろな判断をしまっているところでございます。

例えば真美ヶ丘第一小学校の例をとりましたら、9名の障害者のお子がおります。そして学級種別は3学級でございまして。知的1学級、情緒1学級、肢体1学級。その中に知的は5名おります。5名おっても県の先生は1人しか来てくれない、これが実態でございまして。そして情緒は3名おります。これでも先生は1人。そういったときにこの情緒の中に大変学校の中を廊下を走り回すというか、そういう多動的な子がどれだけおるのかとか、いろいろそういうことをそういう8月からかけて就学指導委員会にかけて、そういう中で検討をしながら学級編制をしていく。そしたら真美ヶ丘第一小学校の場合でしたら、支援スタッフは4名送らなくてはならないだろうと。当然学校からも要望参ります。その要望参ったやつをまた改めて教育委員会で審議し、それを決定していき、そして総務課の方の人事担当に申し出て人員配置をお願いしている、こういう現状でございまして。人によっていろいろ異なりますので、簡単にちょっとと言えることはできないところもあると思います。

**山田議長** 3度目に移ってください。

**山村議員** ありがとうございます。また今後とも広陵町、本当に皆様でこうやって子供たちを、すべての子供が輝くために手を打っていただきたいと思います。

私がきのう教育研究所にいただきに行ったのは、特別支援教育連携サポーター養成講座と

というのが奈良県で行われて、担当が県立教育研究所の特別支援教育部で行われるということをお聞きしましたので、このパンフレットをいただきに行ったわけなんですけれども、こういうことというのは各学校には連絡というのは行っているものなのかどうか。やっぱりこういうことを県が主催する講座、40名ぐらいの定員なんですけれども、本当に細かく丁寧に8回にわたって養成講座をしていただきます。田原本ですので、本当に広陵町からは近いので、本当に広陵町こうやって町が取り組んでくださっている方を地域でももっと支えて理解の輪を広げていくために、こういうこともあるんですよというの、これ19年度されるんですが、まだ20年度もされる予定だと思うんですけれども、こういうことがありましたらもっとそれも広報とか学校を通してとか周知徹底というのをしていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

**山田議長** 教育長！

**安田教育長** 私の方ではちょっと認識しておりません。恐らく教育研究所の方からだったら来ると思うんですけれども、それが来たら必ず学校の方、また今幼稚園の方でもそういうことでやっておりますので、いろんな形で周知徹底すると同時に、その啓発にも努力していきたいと、このように思っております。以上です。

**山田議長** じゃあ、次に移ってください。

**山村議員** よろしくお願いいたします。もう言ったらだめですね。

子供議会で中学校で模擬議会をしてはどうかと思いますけれども、国会でも体験をされていることですし、また生徒会を通じてそういう育成もしていただけたらと思いますけど、これはもう形だけつくっても意味のないことかなと思いますので、また生徒会の育成とかそうやって子供たちの健全育成のために教育委員会のご指導をお願いしまして、ご答弁は結構でございます。

5番目の業務時間の延長についても多くの方がきっと役場の方にお声は行っていると、さまざまなお要望が行っているとは思いますが。本当に難しいお金のかかることでもありますし、幹部の方ばかり、幹部職員の方がまた時間外勤務手当が要らないからということで要請されると、これもまた大変な状況にもなると思いますので、もう本当に広陵町にとって一番いい方法を、ご答弁の中でもいただきましたけれども、日曜日の開庁ということについて前向きに研究、調査していただいて、本当に形ばかりつくらなくていいです。本当に住民の方にとって一番いい形に研究をしていただいたら、いい時期に実施していただけるように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**山田議長** ご苦労さまでした。以上で山村さんの一般質問は終了いたしました。

次に、山本悦雄君の発言を許します。(不規則発言あり) もうやってしまいます。(不規則発言あり) いや、休憩するんやったら。(不規則発言あり) 1人だけやで。(不規則発言あり)

じゃあ、しばらく休憩します。20分まで。

(P.M. 3:04 休憩)

(P.M. 3:22 再開)

**山田議長** 休憩を解き再開いたします。

次に、山本悦雄君の発言を許します。山本議員！

**山本悦雄議員** 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、中和幹線道路の歩道橋のある西側の交差点の安全対策でございます。

このことにつきましては、昨年12月議会で私が質問しております。町長も答弁で、大変危険な交差点であると認識しており、安全対策について高田警察と協議を進めており、地元の意見も聞きながら対処してまいりたいと答えておられます。

その後どのように対処され、現在の進みぐあいはどうなっているのかをお聞きいたします。

2点目は、自転車、歩行者共用歩道についてでございます。

このことについても昨年12月議会で質問しており、幹線道路の歩道で同じ道幅でありながら自転車、歩行者の共用と歩行者専用があり、その場所も12月議会で指摘いたしております。現在歩道を自転車で走っても警察は取り締まりの対象にしていらないということを聞いております。しかし、これは法律上の運用上の問題だけでございます。警察が突然これは対象にするとすれば、取り締まりの対象になるわけでございます。

現在見ていただいたらわかりますとおり中和幹線なんかを見ますと自転車の走行レーンといますか、それは全くございません。一番端の歩道との接しているところに車道の線がある。その横はもう側溝になってるという、地下の側溝ですけども、それになってる。とても自転車が走れる状況ではないということでございます。この南北線と申しますか、田の中を入ってる高田斑鳩線は走行レーンがでございます。そのかわり非常に狭い歩道である。それも交差点に行きますと右回りのための1車線をつけ加えておりますので、そこに入りますと自転車の走行レーンがなくなってるというような状況でございます。

そういうことで町長は答弁で条件が整ってる歩道については高田署に申請し、共用の歩道としてするように努力すると答えておられます。また、標識が共用であるのか専用であるの

か非常にわかりにくいということでもございましたので、そのことについても標識についてもわかりづらいところは善処する旨答えていただいております。この件につきましてもその後どのように対処され、現在の進捗状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

3番目は、高田川の堤防の植栽及び関連施設や道路肩の雑草に対する管理ということでもございます。

高田川の改修に伴い堤防に植栽や関連の施設は広陵町と協議の上、奈良県が施行いたしました。このときに一部は地元の意見を聞いておられたようですけれども、ほとんど県と町でやったようでもございます。管理については町がするというようなことを地元にも明言して、この植栽を行ったと聞いております。平尾から大塚の間を見ますと、草刈りが行われているところもございしますが、低木の植栽については雑草に埋もれ何が植わっているのかわからないというようなところもございします。また、ブロック状の石が敷き詰められてるところでも、そのすき間から一面に草が生えている状態でもございます。見ていただいたらわかるとおり、草の根というのは非常に強いもんでございまして、その草の根でブロックというんですか、敷き詰められた石ですね、それが波打っているというような状況でもございます。また、薄いアスファルトの道路では、雑草の根が路肩からアスファルトの中へ入ってきて道を、アスファルトを押し上げているというような状況でもございます。これに対してどのように管理しているかとされているのか、また管理されているのか、お聞きいたしたいと思っております。

特に雑草の根というのは、雑草の根の中でも強いのはカヤキの根、ヨモギの根、セイタカアワダチソウの根というのは大変強い根でもございます。私も大塚で農家の実行組合長をやっております。そこまでは無意識でございましたが、農道も大した舗装ではございません。薄い舗装です。もう場所によっては道の半分以上雑草が入ってきて舗装を壊しているというような状況でもございます。そういうことで、これは私の村の方のことでもございますので、それなりに対処したいということをお考えお願ひでございますけれども、町としてこういうことについてどう考えておられるのか。この3点についてお聞きいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁お願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** ただいま山本議員からご質問をいただきました。議員はいつも町内を自転車でごまなく巡回をされておりますので、多くの町民の声を聞かれる、また自転車での問題点を取り上げていただいておりますのでございます。今回も交差点安全対策についての進捗状況お聞きをいただいておりますのでございます。

昨年12月の議会で、第4回定例会でございました、一般質問をいただきました。この件につきましては、その後、信号機の設置要望を踏まえ高田警察署と協議を進めておりますが、信号機が3連係となりますので、かえって通行車両への弊害となり、至難であるとの見解であります。

こうした中、中和幹線全線開通によりますます交通量が増加するものと思われ、南北道路の横断には大変危険度が増加することが予測されることから地域住民の皆さんにも不便もおかけするところではありますが、安全を確保するため歩行者は歩道橋を、自転車等は信号機のある交差点を利用いただくよう周知してまいりたいと考えております。

今後も地元住民の皆さんの利便性を考慮し、実情を把握しながら根強く安全対策について警察署と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、自転車、歩行者共用歩道についてでございます。このことも12月議会の質問をいただきました。その後の進捗状況を問われているのであります。

さきの質問と同じく昨年12月に一般質問をお受けしている自転車及び歩行者専用道路の規制であります。その後も高田警察との詳細についての協議を行っている中で規制と標識の設置につきましては現場を確認しておりますので、本年度で整理ができ次第整備を進めてまいります。

折から道路交通法改正法案の中では、車道、自転車道及び歩道は完全分離整備を図られることが目的となっています。しかしながら、これには期間と費用がかさむことから、当面の打開策としては道路標識等により通行可能とされる場合のほか児童・幼児等が運転する場合や危険を回避するためやむを得ない状況である場合に限り自転車の歩道通行が認められようとするものであります。こうした見直しについても考慮してまいりたい所存であります。

3番でございますが、高田川堤の道路肩の雑草管理でございます。

高田川堤の植栽の管理については、河川の構造上の管理は県が行い、県から移管を受けた中高木・低木の剪定及び地内・園内の除草は町が行い、堤防敷や地元の人が憩う場所でのごみ等の清掃は地元で行っていただいております。

植栽等の維持管理についてはサービス公社に作業委託しており、中高木の剪定年に1回、低木の剪定は年2回及び地内・園内の除草につきましては年3回実施していただいております。作業実施時期はサービス公社と調整し、地域の憩いの場として河川の環境美化に努めてまいりたいと思います。

道路の雑草について、農業の山本議員はプロフェッショナルでございますので、いろいろ



お話を聞かせていただきました。随時必要な箇所から除草し、安全な道路維持管理に努めてまいります。以上のおりでございます。

**山田議長** 2回目の質問受けます。山本議員！

**山本悦雄議員** 今、中和幹線の歩道のあるところの交差点についてご答弁いただきましたが、ここの安全対策といったらもう信号しかないわけなんです。歩行者は、そら陸橋渡る、それはわかります。自転車遠いところ回ってする。車どうするのかと。車歩道も上れないし、あっこから遠いところへ回る道ない。こっち、大塚から行く場合ね。だから信号をつけるしかないんです。その信号が3連になるから難しいと。時差信号ございますよ。何もあわせて中和幹線の方がずっと一直線に走るように信号ができるはずなんですよ、そういうふうね。だからこちらの信号は両方とも赤にしとく、青になった途端全部青にする、一たん全部とめてしまう、いろんな形は信号機みたいに最近どんどん進んでおりますから、いろいろとれるはずなんです。それは金がかかることは間違いないですよ、警察の方としてはね。だけどそのために交通違反の罰金の切符切ってどんどんどんそれを予算化して、それで信号つけてんねんから、やはり危険な箇所からそういうことをやっていただく。町長、それで警察から引き下がってきては、ちょっと町長、そらあれだと思しますので、やっぱりあこで対策といったら僕は信号しかないと思しますので、ひとつその点町長、本当に警察の言われたとおりでもうしゃあないなと思っておられるのか、それとも、いや、これはちょっともっと押し切らんないかん、こう思っておられるのか、その辺ひとつお願いいたします。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 山本議員の後押しをしていただきましたので、頑張っていきたいと思えます。

**山田議長** じゃあ、次お願いします。

**山本悦雄議員** ぜひとも、やはりあこで死人が出てからでは手おくれになりますので、ひとつお願いしておきます。

その次に、自転車、歩行者の共用歩道についてでございます。このことについてもこの前質問させていただきました。答弁も前とよう似た感じでございます。

これは今度道路交通法の改正で分離すると言うてるんですよ。本当が一番いいのは、自転車の専用レーンを車道の横につける。そこへ自動車が入った場合は、これはもう圧倒的に自動車が悪いという形にするのは本来いいと思うんですよ。しかし、大半の道にはそれがないんです、現在。

それともう1点は、やはり同じ幅の歩道がありながら片方は共用やと、あるところ突然越え

たら専用やと、これわからんですよ、実際のところいうて。だからそういうのをこれ警察、そしたらそこを今専用になつとる中和幹線のところですね、みささぎ台までは共用です。そこから東へ田んぼの方へ行きましたら、これ歩行者専用です。それから今、大塚池、安部池のそこから新しく広い歩道ができました。これも専用です。しかし、全部子供走ってます。あの道にはレーンがございません。走るレーンが全くございませんので、全部道を走っております。それとその中和幹線の今専用になってあるとこ、自転車走ってんのが多いか歩いてる人が多いか、1回調査してみてください。ほとんど歩いてる人いませんよ。そこを専用の歩道にしてある。自転車は走ってはいけませんよという歩道にしてある。そんなを警察が変えることに何ためらいがあんのかということなんです。だからこれこんなことすら改正できないで交通の取り締まりをようやるなど、警察、私はそう思うんです。だからそういうところ辺をやはり検討してまいりますじゃなしに押し込んでいただきたい、警察に。なぜできないかということを書きでもらっていただきたい。

それを一つお願いしたいのと、もう1点は、道路標識なんです。こんなあの標識しかいけなないのかどうか。共用のところね。こんな人と、それから自転車と、そのぐらいの標識ぴゃっと。木に隠れてわからへん。そういう標識じゃなしに、私は道につけるのが一番ようわかると思うんです。突然変わってるんですよ。あこもそうですよ。この道ですね。この道についても団地を越えた途端にこれ専用になってます。だれもわからないです。これ道に例えば歩道の真ん中に何か白線でもなんなど引く。その白線の引いたところは共用ですよということを町民に一回知らせてみたらどうですか。これは何ということになってあんなねんて、町民が皆知らんと走ってるからそのまま済んでるんですよ。ここからはあきませんよということ一回みんなにわかるように表示したら、そういう表示はできないのかどうか、道に線1本引くぐらい、そんなえらい金かかるわけじゃない。そういうことは道路交通法のこういう標識についてできないのかどうか、それもあわせてひとつ答弁をお願いいたします。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** 山本議員の質問にお答えします。

自転車と歩道が分けるのが一番ベストでございますが、この答弁にもありますように道路交通法の改正が今年中に行われると思います。

それと同時に、今ご指摘の中和幹線の部分も答弁書にしておりますとおり、ことしから逐次その分が高田署と協議した結果、町でもその看板をやってくれても結構ということで回答もらってますので、その分をやっていきたいと思っております。

そしてニュータウンで専用道路の標識が切れている場所と、また交差点なり、それと同じ路線でありながら片一方は歩行者、自転車オーケーやと、片一方はもう歩行者専用道路だと、そういう形のところも逐次本町において看板等つけていきたいと思っております。(不規則発言あり) そうです。町でやっても結構だよという形の許可をいただきました。

**山田議長** 山本議員！

**山本悦雄議員** そしたら旧村の方もということかな。旧村の方の広いとこ、さっきとこもそういうぐあいにできるということですか。

その表示の仕方です。表示の仕方がそれでわかるように、看板は非常にわかりにくいですよ、あれ。街路樹があつたり何あつたり、交差点から交差点まで看板ないわけでしょう。道中から入ったらわからない、そういうような状況なんですよ。だから非常に意識しないと、そんな意識してその看板を見ていかないと、道路に白線を引くってさっき言いましたですよ、そういう形で確認するのが一番僕ベターじゃないかなと思うんですよ。あんな標識何ぼつけたって、そんな見て走れませんよ、現実の問題としては。だからその辺がそういうことは道路交通法ではいけないのかどうか、そういう線を引くということは、そのことさっき聞いてたわけなんです。(不規則発言あり)

だから道を、これ競技用のぶわっと走れる自転車ありますわな。こんなん走ったらそら問題なんですよ。何で道路を走ってもいいという黙認するというのはママチャリなんですよ。ママチャリはそんなスピード出で走れない。だからあのママチャリから認めようということで黙認という形になってるみたいです。道路交通法では、先ほど言われたとおりそういうぐあいに分離しようとなってるの、こんなもんわしら生きてるうちにならんと思いますよ。実際そのぐらいの金かかると思いますよ、これ。

言うてるのは、田舎の道じゃないわけなんです。歩行者と自転車を今走らせてんのを分離しようと言うてるのは、これは町中の話なんです。町中では、非常に歩く人も多い。そこを自転車で走ってて事故も多い。だからそういうとこの話とこの我々田舎とは全く物事、考えを分けて考えないとね。そら法律は日本国じゅう一律ですけども、運用回りでは当然そんなことは考えられると思うんですよ。だからできる限りそういう一緒に走れるとこという形でやっていただきたい。

それと今言うたように、線を引いていただく、道に印をつけていただくのがベターじゃないかと思うんですけど、その2点についてお願いいたします。

**山田議長** 総務部長！

**植村総務部長** 車道にラインを引くというような形は私の方ちょっと承知（不規則発言あり）

歩道を引くという形、この部分が警察と協議で可能かどうかというのは、ちょっとその部分は私がありませんねんけど、また協議させていただきます。

それと先ほど田舎の部分もオーケーかという形ですが、一応歩道が現在の2メートルか3メートル以上の部分であれば歩行者、それと自転車がオーケーという形に変わるということでございます。ただ、広陵町は割と幹線道路は歩道はゆったりとっておりますが、田舎の方では歩道がほとんどない、あってもマウンド歩道で狭いというような形でございますので、その分とこのラインの部分もう一度警察の方と協議したいと存じます。

**山田議長** 8番議員、山本議員！

**山本悦雄議員** 3番目の高田川の植栽でございます。これ何でこんなこと言うかいったら、みっともない。1回町長、見といてください。高田川の堤防は、自転車ででも歩いてでも結構ですよって、1回行ってください、どうなってるか。それは高い桜の木の下に草がある程度生い茂ってる。そのとこの草は刈り取って、それはほんでええと思うんですよ。このぐらいの低木がたくさん植えてあるんです。もう何植えてあのかわからない。こんな中でヨドガワツツジで草も大きいて中で何や赤い花咲いたあないったらヨドガワツツジであったという、これ現実なんですよ。前のときもこれ1回言うことありますねんけど、やはり何でそんなことなる。ヨドガワツツジもしこりましたら草みたい生えないんですよ。ぐわっとしこつたらね。だけど植えっ放しやし何もしてないし、生えてる草がヨゴミ、カヤキ、これがまた強いんですよ。これらが生えてくるから背は高い。そういうような状況でございます。

前にこれについて低木のところは1回草美しく取って、そしてチップですね、木材チップを、チップマルチでこんだけほど敷いたらどうか。ほんでその間からまだ出てきそうやったら、そこへ米のすいぬかも一緒に含めてしたらどうかということ前に提案したことあると思うんですけども、全く無視されてるようです。これはコストの問題もあるんですよ。そうしてしたら非常にマルチチップでよくきくんです。これは前に長浜城行ったときのあこの公園がずわっとそれ敷いてあった。もっといいチップですよ。あこら公園ですから、ちょっとこのチップとは違います。もっと形のいいチップを敷いてました。なばなの里行っても、確かにそれずうっと敷いてました。あこら草引きせんなん。金もうて入るとこやからね。だからそういうチップを敷いてました。そういうことでそれを敷くことによって後の手入れがかなり変わってくると思うんですよ。それは前にも提案。

そうして肥料を置くことですね。肥料を置いて早く木を大きくする。何にもしてないです

よね。肥料も置いてない。まっかいけですわ、葉の色見たってね。これではやはり住民から見てもあんまりいい感じしない。それやったらもういいかげんなやつ刈り取ってしもうてペケにして草まめしにしとく方がその方がまだましと違うかなという感じを受けます。

それともう1点は、道路肩の草、これが大変なんですよ。これにヨゴミやカヤキが入ってきましたら、これ農薬散布しかないと思うんです。もう草引きできません。アスファルトの中へ入り込んできてるから、草引きできません。農薬散布しかないと思います。除草剤の散布ですね。それでもこのヨモギ、カヤキは一たんは枯れますけど、また芽出てきます。これ除草剤でいいましたらバスタが一番きくと思うんですけど、バスタの50倍ぐらいで打たなきゃならないだろうと。枯れて、またちょっと芽出かけたときにまた打つ。3遍ぐらい連続したら大分弱るようです、草の勢いが。私も今、大塚の村中の実行組合のところでそれやっています。何とかしないと舗装全部草でやられてしまうというような状況ですので、この辺役場として農薬散布が可能なかどうかというようなことがございますので、しかしそれと先ほど申しました石ですね。平尾のところに石敷いてあるでしょう。四角いこんな石一面敷いてしてあります。そこはもう草が一面ずっと敷いてある石と石とのすき間から、これヨゴミが非常に多いです。これ大変ですよ。ちょっと枯れないです。だからこれも中には枯れる草もございますが、これもやっぱり農薬散布しか方法がないじゃないかと。別に団地の方で打てば何か問題が出るか知らんけど、田の方は食べるもんつくってるところでも除草剤は散布しますので、別に何も、それは許可されてるわけなんですよ、法的にね。作物によって回数は制限されてますけれども、全部除草剤の散布は許可されております。有機栽培という名前で物を売るときは許可されておられませんけれども、一般栽培では全部許可されておりますので、何も農薬散布したかていいんじゃないかと思えますねんけど、この点についてひとつご答弁をお願いいたしたいと思えます。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 議員さんよりいろいろとご指導いただきました点につきまして、できるかできないか。私も多分農薬散布でないと、アスファルトの下から押し上げてくる除草剤というのはとても処理できないんじゃないとかいうことは思っておりますので、そこら辺またできるのであれば大字の区長さん等とも十分協議させていただいて、一応そういう方向で検討してまいりたいと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。(不規則発言あり)

チップの件につきましては、一度シルバーと、現在サービス公社を通じてシルバーに管理委託してますので、シルバーの方と一度協議させていただいて、そういう方向で進めてまい

るように努力させていただきます。

**山田議長** 8番議員！

**山本悦雄議員** ぜひとも1回やってみてください。チップマルチやってみてください。何やったら僕も手伝いますよ、せんなんとこがあれば。一とこ1回、やはりやる前に、もう今ヨゴミが生えてる、それからカヤキが生えてんのは、これはやっぱり根引かなんしようないです。この根を残してるから、こいつらはききません、マルチしたって。そんなんその間からでも押し上げてきます。そのぐらい精力の強いやつですんで、それ以外の、それとセイタカアワダチソウ、この3つは少々そんなことしたって押し上げてくると思います。だからそれらの根を一たんうつくしいしてどっかでサンプル的に1回やってみられて、これはいいとなればそれを進められたらどうでしょうか。部長、どうですか。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 一度試行させていただきます。

**山田議長** 以上で山本悦雄君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決しました。

なお、本日行われませんでした一般質問につきましては、13日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。

(P.M. 3:51延会)

平成19年第2回広陵町議会定例会会議録（第4号）

平成19年6月13日

平成19年6月13日広陵町議会

第2回定例会会議録（4日目）

平成19年6月13日広陵町議会第2回定例会（4日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	会計管理者	和田叙嗣
理事	笹井由明	理事	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。



局長 谷山 一志

書記 野瀬 一吉

書記 上田 勝代

**山田議長** おはようございます。きょうは質問議会3日目でございます。どうぞよろしくお願  
いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開議)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程番号 付議事件

1 一般質問

**山田議長** 12日の一般質問に続きまして、これより松野さんの発言を許します。12番、松  
野議員！

**松野議員** おはようございます。きょうは共産党の私と寺前議員の一般質問という日で、皆さ  
ん全員出席していただきまして本当にありがとうございます。頑張って質問をさせていただ  
きたいと思います。

では、まず最初に、町づくりについてでございます。

これは継続して地区計画の問題を取り扱っておりまして、自治会の方にも地区計画につい  
て要望があれば、協力といいますか、説明とか協力しますということで、既に自治会長会  
中で理事者の方からの説明があったということを知り、一歩大きく前進したと喜んでい  
るところでございます。しかし、やはり地区計画といいましても本当になじみのない言葉でござ  
いますから、ぜひ積極的に、町の方針として地区計画で今の真美ヶ丘の町並みを保全してい  
くという観点から、積極的に説明会、勉強会を町主導で、まずは地区計画とはどういうもの  
かということを知周知するために取り組んでいただきたい、これがまず1点でございます。

2つ目が、南4丁目のマンション問題につきましては、全協でしたか、委員会でしたか、  
ちょっと覚えておりませんが、フクダ不動産の方から計画案のご案内ということで、町  
長の助言により小さい小規模のマンションを建設するという、こういうような案内が回覧さ

れまして、これについて町長の方は、そんなことは言っていないということでしたので、撤回し、謝罪の文書を求めるという、そういうことになっておりましたから、その後、そのフクダ不動産からどのような対応があったのか、町としてどのような対応をしたのかということを確認しておきたいと思います。

3つ目は、指導要綱を変えるということで、もうそろそろずると1年たっているんですけども、基本的には私はやはり条例化をしていくということで、指導要綱にそれほどこだわらなくてもいいけれども、変えるということのままずるずるなっている部分につきましては、やはり町のこれからの姿勢のあらわれの一端であろうというふうに思いますので、町づくりの方針を明確にすべき時期の中でどういうふうになっているのかという観点から確認をしたいと思います。

2つ目でございますが、後期高齢者保険について、最初の初日のあいさつの中で、広陵町の平岡町長も広域連合の議員に推薦されてなれるということで本当に喜んでいるところでございますが、そういう立場であればこそ、広陵町民の意見をしっかりと反映していただく必要がございます。そこで、この後期高齢者保険につきまして、町民への影響、問題点、どのように把握していただいているのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

また、それ以外にも組合議会自体にもやはりいろいろと問題があるかとも思います。組合議会の情報公開はどうしていくつもりなのか、どうなってるのかということについてお聞きしたいと思います。

3つ目ですけれども、学童保育の充実についてはちょっと大ざっぱに書いているわけですが、第一小学校区の学童保育を校内の方で実施したい旨、3月議会でも方向性は示していただいたと思います。この進捗状況ですが、どのような検討を今されているのか、この点について確認しておきたいと思います。

また2つ目が、指導員の充実についてということで漠然とした内容にはしておりますけれども、これは指導員さんの待遇面の問題がございます。その指導員さんの待遇についてどうなのかということ、まずとりあえずお聞きをしておきたいと思います。

4つ目ですが、五位堂駅にエレベーターの設置について近鉄に要望をということですが、五位堂駅は近隣の中で見ましても、一日の乗降客が八木駅で3万7,189人で、高田駅で1万7,026人です。そこで五位堂は2万4,755人で、奈良県内の中でも有数の乗降客のある大きな駅となっているというのが実態です。ところが、そういう中でやはり高齢者の方、障害をお持ちの方、また、たくさん荷物を持っている方、いろんな多種多様の

利用があるわけですが、エレベーターがございませんから、本当に車いすの方とか駅員さんが付き添ってやってくださってるのもしばしばお見かけするところですが、このホームにエレベーター、そして駅舎にも要るわけですが、エレベーターを設置してほしいという声が上がってきております。私たちも近鉄の方に要望し、また引き続き要望していきたいと思っているんですけれども、やはり行政としても、ぜひ広陵町の多くの方が利用する五位堂駅にエレベーターを設置してほしいという、このような要望をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

それから5番目は、前の3月議会でも減免制度について少しご紹介いたしました、上下水道の減免制度の実施をぜひ検討をしていただきたいというふうに思うんです。後からも言えますけれども、やはり自治体自身の減免っていう部分の範囲が非常に狭められてきています。本当に住民税も増税、そして医療も大変負担が大きくなってきている中で、本当に広陵町として、暮らしを支えていく最低限の部分でやれるところを真剣にあらゆる部分を検討していく時期でございますので、これは奈良県内ではされていませんけれども、全国的にはたくさん自治体が上下水道の減免制度しておりますので、ぜひこの検討について取り組んでいただきたい。

以上、5つの点について、よろしく願いをいたします。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** 松野議員の質問にお答えを申し上げます。

町づくりに強い信念を持たれておる議員でございまして、何事も地域住民とともに歩むその姿勢を示されております。町づくりは3つの質問でございます。

まず1点目の、良好な住環境を守るために地区ごとに町づくりを進める手法が地区計画でございます。地区計画は、土地や建物の所有者などの住民が主役となって話し合い、考えを出し合いながら地区の実情に応じた計画をつくっていくのが本来の趣旨です。先般、真美ヶ丘、みささぎ台の自治会長さんに町づくりについてご説明させていただきました。各自治会で検討してもらい、町も協力し、進めていきたいと思っております。

2番目の南4丁目のマンションのことでございますが、従前から町としての指導は一貫して本町の開発指導要綱に沿って指導をしております。

3番の開発指導要綱への対応はどうかというご質問でございまして、3月議会でお答えしたように、現在、町づくりについて各地区へ提言させていただいています。このことを踏まえた上で、この町にふさわしい指導要綱をつくっていきたいと考えています。

次、2番の後期高齢者保険についてでございますが、町民への影響、問題点を把握しているのかというご質問でございます。現在の老人保健制度における負担のあり方は、各自が加入する国民健康保険または被用者保険に保険料を支払う仕組みとなっておりますが、後期高齢者医療制度では、介護保険と同様、75歳以上の高齢者一人一人に対して保険料が賦課徴収されることとなります。なお、今まで保険料を負担してこなかった被用者保険の被扶養者であった方で新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる方に対しては、激変緩和の観点から2年間保険料を5割軽減することができるとされています。さらに低所得者に係る保険料については、現行国保制度と同様、軽減措置を設けられる予定でございます。また、保険料減免及び徴収猶予についても、条例等の制定を含め検討されることとなる予定です。

2番でございますが、各市町村議会と同様、奈良県後期高齢者医療広域連合議会も、地方自治法の定めにより、一般の傍聴、会議録の閲覧は認められることとなります。議会の傍聴に関する規則につきましては、今後予定されております広域連合議会議員選出後の最初の議会において制定されることとなります。また、広域連合議会に係る行政文書の情報公開につきましては、各市町村と同様の情報公開条例を広域連合議会に提案される予定です。広域連合議会につきましては、6月に広域連合議会議員が選出され、7月に第1回の議会開催を予定されており、11月ごろ開催の議会において保険料等に係る条例を制定される予定でございます。私も広域連合議会の議員として重責を与えられましたが、しっかりと学んでまいりたいと思います。そして地元町の国保運営、模範となるよう取り組む必要がございます。議員各位のお力添え、どうかよろしくお願いを申し上げます。

学童保育の充実につきましては教育長が答弁をします。

学童保育の充実の指導員の充実についてお答えをします。児童育成クラブは、現在5施設において28名、前年度は27名の指導員で2名1組のローテーションで運営を行っており、障害児1名に対し指導員1名の加配や、参加児童数の多い施設にも加配を行っており、児童数に応じ指導員等の増員を図っているところであります。また、県主催の研修会にも積極的に参加をさせるなど資質の向上に努めています。

4番目の、五位堂駅にエレベーター設置について近鉄に要望をしてるかどうかでございます。答弁として、ご質問の五位堂駅にエレベーター設置についてでございますが、昨年12月にハートビル法と交通バリアフリー法を統合、拡充したところの高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が施行されており、この新法の適用により、施設の高低差が5メートル以上である鉄道駅については平成22年までにエレ

ベーターまたはエスカレーターを設置することが、施設設置管理者に対しての努力義務が課せられております。五位堂駅につきましては、一日の平均的な利用者は5,000人以上あるとともに、この新法の適用を受けるため、施設設置管理者である近畿日本鉄道では、駅構内でのエレベーターの設置に向けて平成22年度までに順次検討していくこととされております。今後においては、近鉄及び香芝市とも設置に向けての協議を図ってまいりたいと存じます。

次、5番でございます。上下水道の減免制度の実施をということでご質問をいただきました。上下水道の使用料金につきましては、ご存じのとおり公共料金として公平な受益者負担を原則としており、使用水量に応じた料金をお払いいただくのが原則でございます。しかし、ご質問の内容につきましては、他の状況を調査し、何かよい方策がないものかと研究いたしました。公営企業であることのご理解と節水に心がけていただくほか、電気・ガス料金などの公共料金と同様、ご使用になった量に対する料金について、公平な受益者負担の観点からもお払いいただくという結論になりました。なお、広陵町水道事業給水条例に軽減または減免の規定がございますので、この条例によって運用いたしてまいります。以上でございます。

**山田議長** 教育長、お願いします。安田教育長！

**安田教育長** 松野議員の質問事項3、学童保育の充実について答弁させていただきます。

真美ヶ丘第一小学校区の学童保育の件につきましては、昨年12月の議会にもお答えしたとおり、校区内のミキハウス跡地の開発に伴います学童数の増加等を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。教室数の増加が発生した場合には、校内での学童保育がますます困難となってまいります。放課後子ども教室と学童保育との連携が進んだ段階で、再度検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

**山田議長** 2回目の質問を受けます。松野議員！

**松野議員** 地区計画については積極的に対応してもらっていったる状況ではあります。一つは、本当に周知、どういう制度かっていうことはなかなか難しいですけれども、それをやはり知っていただく作業がどうしても必要なんです。

お聞きしますけれども、従前に、何年も前ですけど、地区計画手続条例を制定された後に広陵町の地区計画についてというパンフレットをつくっていただきましたが、もうそれが在庫なくなっちゃってるんです。ところがそれを、やっぱり早急にパンフレットをたくさんつくって住民の皆さんに再度勉強会で使えるように、あるいはそういう関心のある自治会の方

にお配りできるようにそういうパンフレットをつくっていただかなければ、口頭で言われたってわからないです。その点について、どうしていただけるのかということをお聞きしたいと思います。

2つ目の分なんですけれども、南4丁目のこの問題に私がこだわりますのは、これだけの問題じゃないと思っているからです。南4丁目の方のフクダ不動産がこのように、当初の計画は町長の助言により60平方メートル以上の該当するところだということでした。ところが、直接私もフクダ不動産の担当者にお話を伺いましたけれども、電話ですけれども、やはりその辺では町から説明を聞いたニュアンスが、感触ですけれども、ありました。それだけじゃなくて、ほかの業者の方も、建てれますということは町の方が説明してるんですけど、例えばアパートとかですね、細分化するとか。それでやろうとすると住民から反対運動があると。混乱すると。町の姿勢ははっきりしてもらわなきゃ僕らも困るんやということも聞いております。ですから、やはり広陵町が、担当の方が法律的に言われたら建てれますと言わなきゃいけないっていう、そういう気持ち、立場はわかります。わかりますけど、でもやはり広陵町は、指導要綱とか、またこれから地区計画をつくっていかう、こういう町並みをつくっていかうという、そういう前提を持っているわけですから、やはり町としての町づくりをきちっと推進していくために理解を求める努力をやっぱり積極的にしていただかなきゃ、やはり今後も混乱が起きるし、それからまた誤解も生まれるし、住民もそういう中で一々運動をしていかなきゃいけないということは大変厳しいです。つらいです。ですので、その点の、これは法律的にはできるけれども、広陵町としてはこういう方針持っておりますのでどうか協力してほしいという形を、やっぱり確信持って取り組んでいただけるような対応を確認したいんですが、その点について、どのように取り組んでいただけるのかということをお聞きしたいと思います。

それから指導要綱の対応なんですけど、先ほど私も言いましたように、今は要綱政治じゃないですよ。やはり条例化することが大前提なんです。ですからこの際、この1年間もやっぱり延び延びになって、1年間もたっていないか、ことしのですから半年以上。でも大分たってますね、半年以上は延び延びになってます。去年の10月か11月ぐらいまでにはというのが当初の話だったですから、それが3月なりということで延びているんですが、ですからこの際、やはりあいまいな町づくりの方針じゃなくって、きちっと広陵町はこういう町並みの形成、町づくりをするんだということをやっぱり町の方が明確にすべき時期なんで、要綱はもう従前のままで、とりあえず条例をつくることを先行するという形ですかどう

か、そこの辺の見きわめも来てると思うんです。その点については、このずるずるとした対応じゃなくて、どういうふうにしていくのかということを確認にさせていただきたいと思います。以上です。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** まず、最初の地区計画についての説明用のパンフレットの件でございますけども、パンフレットにつきましては十分でございます。この20日に、みささぎ台及び真美ヶ丘地区の自治会長さんに、再度町づくり地区計画の説明会をもう一度させていただきます。その折に必要な部数につきましては十分でございますので、もしなくなれば当然またつくらせてはいただきます。(不規則発言あり) 十分ありました。(不規則発言あり) 広陵町の、はい、あります。(不規則発言あり) ありました。

それから南4丁目の件ですけども、一応これにつきましては、当然町としては指導要綱に基づいての指導をしておりました。ただ、話がどういうことで、その指導要綱の基準以内の区画云々ということで地元の説明をされたようなんですけども、それについてはフクダ不動産から町あてに対して、その誤解のあった点についてはちゃんと理解したということでそれなりの処理はいただいております。現在も、フクダ不動産の南4丁目の開発につきましては指導要綱による面積を遵守した上での区画割りを再度やり直して、この17日に地元説明会を再度開くというように一応伺っております。町としましては、指導要綱どおりの指導、それを緩めた指導は一切いたしておりません。

それから町づくり条例をとという話ですけども、現時点では一応町づくり条例は考えておりません。指導要綱で対応していきたいと考えております。以上です。

**山田議長** 12番議員、松野議員！

**松野議員** 広陵町地区計画っていうので、私、前何回かもらいに行ったらないっていうことで、区長さんたちに渡す分も県の方でつくったパンフレットだったんですが、広陵町独自でつくった分ですね。そこを再度。はい、それだったらそれで大いに活用して、なくなれば増刷をしていただきたいと思います。

それから南4丁目の問題についてですけれども、やはりこのような誤解のままではなく、その点についてはきちっと訂正、謝罪をするという形で南4丁目の住民の皆さんに回覧をするということだったと思いますので、その点についてきちっとけじめをつけていただきたい、これが一つ。

それから、やはり先ほど言いましたように、そういう言われたら、もう本当に去年のアパ

ート問題もそうなんです。地主さんの方は、町はアパート建てれますよって言ってますということがあって、本当に立場の違う住民に対して違う言葉を使ってるということでは本当に大変な問題になりますので、今後もだからその点をやはりきちっと、町の方はどういう町づくりを進めるのかということについては、真美ヶ丘については一戸建て、60坪以上というのがマスタープランにも書いてるんだから、それをきちっと徹底していただくという姿勢が必要なんです、これについて町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つは、この南4丁目のマンション問題について地元説明会があるということですが、指導要綱に沿っても地元の同意がありますので、やはり地元同意を尊重して進めたいというふうに思いますので、その点お願いしておきたいと思います。

1番目については以上です。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 南4丁目のフクダ不動産の件につきましては、当然指導要綱どおりということですので、地元同意書は必ず当然とっていただきます。当然地元同意が指導要綱上は必要ですので、当然それがないと指導要綱を守っていただかないということになりますので、それはちゃんと守っていただきます。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 松野議員の地元で行われました開発については、地権者そのものから、我々にはもう信頼感をなくされたと、もう嫌悪を抱いておられるような、そんな感情をつくり出したと思います。私は地元のために尽力をしたつもりでございますが、これからは何としても地区計画をしっかりと地元で町と一緒に立てをいただいて、その協定をしっかりと守っていただくということが一番大事なことだと思います。町としては大きなマスタープランで目標を掲げているわけでございますが、これをみんなの力で実現していただくというその気持ちが大事でございますのに、いろんな人がおいででございますして、自分の権利は認められているということで法的にはひとり立ちで来られるわけですけれども、その場その場でお金もうけて果たして住民に信頼されるかどうかという、そうしたことが一番大事なことでございまして、お金あるけれども心が貧しいようなことをつくっておれば、これはだめでございます。篤とこれから説得を続けていきたいと、地区計画を大事なものとして取り扱っていきたいと思いません。

**山田議長** 次の項目に移ってください。松野議員！

**松野議員** 町長も町づくりについてはご尽力いただいているのも大変理解しておりますが、そ



このないようにご努力を一層お願いしたいと思います。

次にですが、後期高齢者保険の問題なんですけれども、ここには本当に大きな問題がありまして、まず一つは、今の状況どうなのかと、高齢者の状況がどうなのかということなんですけれども、日本総研の分析によりますと、これ最近の、毎日だったかな、新聞が紹介していた記事なんですけれども、先月の24日の発表したリポートなんですけれども、高齢者世帯における日常生活費不足が恒常化ということで、医療制度改革によって高齢者世帯の保健医療費がふえている実態を指摘、世帯主が65歳以上で配偶者が60歳以上の無職の世帯の場合、医療制度改革が行われる以前の2001年には保健医療費が月平均1万4,428円でしたが、これが2006年になると10.6%増になったと。その一方で収入は、公的年金支給額の減少、低金利による利子等の低迷によって、高齢者世帯の平均年収は1995年の334万円から2004年には296万円になったということで、この結果、世帯主が65歳以上で配偶者が60歳以上、無職の世帯の場合、家計の赤字は90年代の月平均で1.3万円だったのに対し、2000年度以降は3.4万円に拡大したというふうに分析しております。高齢者世帯の毎月の赤字は預貯金などの取り崩しによって補てんされているけど、自己金融資産のみで生活費を賄うことができる高齢者世帯は半数未満にすぎないということで、高齢者の生活が大変に厳しくなっていて、できるかできないか瀬戸際の世帯がもうたくさんあるというのが大前提の上でこの後期高齢者保険制度ができるわけなんですけど、そういう中で、先ほどの答弁の中には少し書いておりましたけれども、保険料の新たな負担、被扶養者になっていた方が今度はもう新たに保険者になってしまう。半減の経過措置はあるものの、丸々の負担増になります。1年間で1カ月6,200円と言われておりますので、平均で、その分がやはり2年後には丸々の負担になっている。そうすると2人になったらまた倍になるわけで、これが年金から天引きされると毎月1万以上年金から天引きされてしまう。それも1万5,000円以上の方から全部取っていくわけですから、自動的に天引きしていくわけですから、本当に年金暮らしの方は生活ができるかできないか、大変重大な問題が出てくるといことは、これはやっぱりきちっと保険料につきまして意見を、町長、問題が大きいということで指摘していただきたいんです。

それから2つ目の問題が、資格証明書の発行です。今は高齢者の方、資格証明書出せないことになっているはずですし、とりわけ広陵町は平岡町長が部長の時代から、資格証明書は出さないということを守っていただいているというふうに思います。そういう中で、今度は容赦なく資格証明書を発行することを言っております。それも比率でいえば2割の資

格証明書発行になるだろうということを言ってるんです。

医療の保険証がないとどういうことになるかという、本当に今でさえ全国的に大変悲惨な事態が起きているんです。これは全国保険医団体連合会の調査ですけど、国民健康保険証を取り上げられた人、資格証明書の人の場合の受診率が、一般の人の何と30分の1です。これ神奈川県調査ですけど、そんなことになってしまうんです。それでそのほかに、取り上げられて、受診は何かしたものの大変手おくれだということで重症化したケースが930件、それから、それによって受診がおくれて亡くなったというケースが、調査した範囲内だけでも25人に上る。こんな実態出てるんです。これを2割も資格証明書に発行して、高齢者の人ね、こんな状況の中で、ぎりぎりの中でどうして医者に行けるんでしょうか。見殺しにするということになってしまいます。北海道の保険医協会は、この制度、うば捨て山制度だというふうに言っています。ですから何としても、このような資格証明書を発行することは平岡町長の信念としてどうかストップしていただくように頑張りたい。この点が2つ目です。

それから、これについては最近の問題もありましてね、マンションの中で58歳の女性が冷蔵庫の中で見つかったという、これもお金がなくて医者へ行かなかったからですね。こんなのも広陵町でもあちこちで見受けられる状態になるんです、2割というたらね。こんなこと絶対させないでください。お願いいたします。

それから3つ目が、定額制になるということで、定額制ということは余り詳しく説明すると時間がありませんけれども、入院をするとすると、入院1回について点数がどんだけ決めて決めるから、1カ月入院しても半年入院しても同じ点数しかもらえないので、もうとにかく入院したらすぐに帰ってもらう、これしか病院できなくなってきました。診療所に診療に行っても、定額制になるので月に1人当たり幾らという点数制になるので、そうすると月に1回だけ来てもらって、あと今だったら毎週4回行ってるところが、週1回行ってるところがもう月に1回にしといたら、その方が点数同じだから楽ですね。大勢患者さんがいたら手抜きますよね。そういうような中で、これは医療格差、高齢者に対する医療格差ということが厳しく指摘されています。この問題点もぜひ、町長、認識して改善をするように頑張りたいと思います。

それから、保険料が自動値上げの仕組みになっておまして、これは2年ごとに見直しをするということで、介護保険3年ごとですけど、見直しするたびに値上げになります。これも2年ごとに見直しするたびに値上げになっていきます。高齢者の人数ふえるから自動

的に値上げになっていくわけですね。ですからそれと、やはり自治体、都道府県ごとに計画書を策定して、その目標を達成できなかつたらペナルティー科すとか、そういうような問題も出てきて、本当に医療費の負担が大変大きくなり医療格差が生まれるというのがもう目に見えているわけです。こういうことも本当に医療費の保険料の値上げは深刻な問題もたりますので、その点もぜひ認識をしていただいて頑張っていたいただきたいと思います。

5つ目ですけれども、独自の保険料減免が困難になるということです。先ほどこの条例の中で減免制度もつくれるということでしたけれども、その点について広陵町はちょっと、去年、おとしから減免制度が縮小されてしまって大変残念なことになっているわけですけれども、広陵町のようにきちっと減免制度つくっている自治体は本当に奈良県内でも少なくても、自慢できる部分でしたが、これが全域になりますと、本当に広陵町がやっているようにもっとそれぞれの自治体に見合ったような充実した減免制度がつくれるかどうかということは、ここはもう大変危惧されている中の一つです。ですので、この点について、減免制度、どのようにつくっていただけるのかということもぜひお願いしたいと思います。

また、もう一つは、議員定数が20ですから、今回幸い広陵町は町長が行っていただけるので、こういう議会の中で取り上げて、それを町長が判断して頑張っていただけというルートはありますのですごく喜んでいるところなんですけれども、空白の市町村もたくさんありますので、ぜひやっぱりそういう点をカバーするためにも、これは特に後期高齢者、当事者の意見が反映されにくいということも含めて、議員の数をふやしたり、また傍聴できるということもありますが、議会の方の傍聴はまだ決まっておりませんし、情報公開をきちっとするというのと、それと、これは国保だったら運営協議会あるんですけど、そうやって当事者の声、あるいは住民の声が反映されるような協議会の設置等をやはりやっていただかなきゃいけないと思うんですけれども、これは健康保険法の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立のための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議、ちょっと長いんですが、これの附帯決議の2項に、後期高齢者支援金を負担する保険者等の意見が広域連合の運営に反映されるように、保険者協議会の活用等について指導を行うとともに、意見を聞く場の設定について検討を進めることということになっているんですけれども、やはり今、協議会をつくっていかうということには全然なっていないと思うんです。ですから、これはぜひそういう利用者、被保険者含めた協議会をつくっていただくように、ぜひお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

それから7番目の問題点が、高額医療費が今は1回申請しておけばあとは自動償還なって

いたんですけども、今度はそのたびに申請償還ということになって、これは高齢者にとつたらとりわけ煩わしい問題になります。ですからこの点もやっぱり改善をしていただきたい。こういう中身の中で、ぜひ、平岡町長、頑張ってくださいたいんですが、どのようにお考えで、どのように意見を述べていただけるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、今度は広域連合自体の議会の問題なんですけど、広域連合議会では高齢者から直接意見聴取する公聴会とか、そういう場を設置をするという、そういう場をつくっていただきたいということが一つです。

それから2つ目が、一定の基準を設けて業務報告、財務報告などを各市町村に報告を義務づけることということで、広陵町の議員にも、やはり今、後期高齢者の方でどんな議論されているのかということが速やかにわかるような、そういう方策を義務づけていただくように頑張ってくださいたいんです。

3つ目が、住民に対する情報公開の徹底を義務づけることということで、これは議会の傍聴含めて、ぜひ住民が目にはわかるような透明な運営にしていっていただきたいと思うんですけども、今たくさん項目言いましたが、それぞれについてどのように取り組んでいただけるのかということ、平岡町長、本当に職員時代からこういう医療保険の専門家で大変頑張っていたいてきたい、そういう経緯の中で大変信頼しておりますので、今どのように取り組んでいただけるのかということをお聞きしたいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** いろんなデータをもとに問題点をご指摘をいただきました。今、広域連合の方でいろいろと準備をしてくれている段階でございます。そして勉強会あるいは連絡事項等々、毎日のように伝達が入ってきております。そうした中で、大きな問題につきましては町長が後ほどお答えをいただくということでございますけれども、私の方で若干お答えさせていただきますと思います。

まず冒頭に、日本総研の発表を示していただきました。私も6月11日付の国保情報という資料を、きのうの情報でございますけれども拝見しております。政府の見方は、今までの支えられるイメージの高齢者から、元気な高齢者という位置づけというんですか、考え方を示されております。これは19年版の高齢社会白書というところで言われておるわけでございます。高齢者は高齢社会を支えることが可能な貴重なマンパワーであるという位置づけをされております。この中で、17年度の調査結果の中での数値を上げておられます。65歳を過ぎても働く高齢者は多いということをまず上げておられます。男性で65歳から69

歳までの就業者というのは、約半数である49.5%に及ぶようでございます。女性におきましても28.5%という高い数値が示されております。当然ご承知のように、これからは、20年後、私も後期高齢者になります。その時期になってまいりますと、若者2人で高齢者1人を支えるというような時代もやってくると言われております。やはり大変厳しい、今まで経験したことのない高齢者社会がまさに訪れようとしているわけですけれども、この元気な高齢者をやはり社会の中に組み入れていくということも大切ではないかなと私は思います。それと、やはり少子という問題もございますので、大変厳しいという点も確かにございますものの、やはりこの日本の医療を相互扶助で、高齢者も働く世代も、また育ちの段階の方々もひとしく医療を受けるというこの制度を堅持するためには、やはりいろんな制度改革を国の方あるいは我々も考えていかなければならないという実態がございますので、その点厳しいということも我々も承知をしておりますけれども、より前向きにこの制度を健全なものにしていく努力をしたいというように思います。

資格証明書の問題につきましては、県内でも資格証明書の発行団体は、ごく、私の記憶では一、二の団体かなというように思っております。広陵町は資格証明書は発行しておりませんし、平岡町長が議会に参画をされる中で、いろいろとご議論を今後いただくものと思いません。後ほど町長の方からその点お答えをいただきます。

減免制度につきましても、県内で独自の減免制度を持っているのは10団体に満ちません。(不規則発言あり) はい、町長にもお答えをいただきます。問題は細かい数字になりますので、やはり団体によって減免のあり方というのはございます。それで、広陵町はその減免について、私は人口規模からいって、国保の組合員の人数の規模からいきまして、相当努力をさせていただいておるといように数字を見て思います。(不規則発言あり) はい。

それと、情報公開あるいは高額医療の申請要件等々いろいろいただきましたが、もうそれは町長にはお答えをいただけません。いろいろと最後に、公聴会あるいは住民への情報公開の義務づけとか、業務報告を市町村にしっかりとすることにつきましては、町長の方で議会に出ていただいて、広陵町としての意見を言っていただけたらと思っております。以上でございます。

**山田議長** 後期高齢者のこれからの話ですからね、また要望だけですからね。(不規則発言あり) 今の松野議員の質問は、これから始まる後期高齢者に対する要望ですからね、受けとめてたらいいと思います。町長！そんなに詳しいことできないと思いますよ、言えることじゃないと思います。

**平岡町長** 今、吉村部長から、国保制度の改革、いろんなことを語ってくれました。本町の国保制度の財政も非常に厳しい状況にあるわけですが、こうした国の改革意向等を踏まえて町の動きもしっかりせねばならないわけですが、吉村部長の双肩に実はかけている、そんな状況でございます。どうぞご理解をいただきたいと思います。

昨今の高齢者の生活が大変厳しくなったわけございまして、その上にこの後期高齢者医療というまた負担がのしかかった。介護保険と合わせて年金から天引きをするということございまして、声も高まるのは当たり前でございます。もっとよい方法ないのかなと私どもいつも痛感をしているわけで、役所は住民サービス会社でありまして、ちょっとでも暮らしをしっかりと応援をさせていただこうというのが我々役所でございますのに、集金をしたり徴収をしたり、いろんなこと納付をする、そういう作業ばかり追われているのでは、そんな役所では私はつまらないと思います。そういう意味で、これからももっといいサービスに努めてまいりたいと思います。

先ほど後期高齢者医療についていろいろな課題を申されたところでございまして、私どもに大きなプレッシャーをかけていただいているわけでございます。また、十分な私も国保そのものに精通しているわけでもないわけございまして、不肖私が連合会の議会ということで、このことも実は先日、吉村部長から、町長、立候補してますよということで私聞かされてびっくりしたわけございまして、私はその届けも何らしていないのに、そんなようなことが手続がなされていたようでございまして、二、三日してから町村会からそんな経過を説明をいただいて、実はこちらでさせてもらったんやというようなことございまして、もうそのとき当選証書を持ってこられました。そんな事態でございます。私は余りにも荷が重いのでございまして、我が町の国保制度でもいろいろと注文を受けられてる立場でございまして、まして県の連合会に出て行って十分なことはできません。老骨にむちを打って私は頑張ったいと思います。皆さんの声、行政体としての組織としての考え方、議会に反映をしてみたいと思います。また、報告は、精度のある密度の濃い内容については皆さんに報告をする、これはやっぱり地元のよしみでございまして、こんな協議があったということは赤裸々に報告をして、また皆さんのお力をおかりをしながら奈良県のためにも尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** ご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

あとちょっと時間がなくなってまいりまして、これは、でも今回の私の質問の中では一番

大切にしたいテーマでございます。今後も引き続き、ぜひ町長、部長等議論しながら、本当に少しでも救済できる制度にしていただきたいと思います。元気な高齢者といいますけれども、元気で働ける方はいいです。けど、本当に病気で働けなくてお金がなくてという方がごろごろと出てくる。こういう実態になると、それを前提にしていかなきゃいけない時代になってるということを強く認識をしていただきたいと思います。

そういう中で、具体的な部分については多々ありますので、今後のまた議会以外の部分での議論にゆだねていくことも考えて、この問題についてはこれで終わらせていただきますが、私ども日本共産党は、こういう大変重大な影響を与えるこの後期高齢者保険制度に対して、日本共産党、町村会の中では芝和也議員が立候補しておりますので、また広陵町の議員の皆さんも、本当にいい医療にしていくために、またいろいろとご協力、ご尽力いただけたらうれしいなというふうに思います。

それから、次の質問に移ってまいりたいと思います。

学童保育の充実についてなんですけれども、これはまず一つは、今、教育長ご答弁いただきました、学童保育の問題に。学童保育について、あるいはずっと何年か前、山村さんが委員長だったときに視察に行って、子ども何とか課ですかね、医療から全部子供のことはもうやりますというような、そういう課もありますということではなかなかおもしろいなと思ってたんですが、今ちょっと学童保育とかそれに付随する部分、教育委員会で引き受けて実際に実務を含めて担当されているのかどうかということを確認したい。ほら、学童保育は以前は民生部の方で扱っていただいていたのが、これ教育委員会の方に移行するということが方針になってたと思うんですけど、だから学童保育の問題は従前でしたら池田部長の方が答弁されるころ、今、教育長が答弁いただいたと思うんですけども、その役場の内部の担当がどのように変更されたのか、また見通しについて、一つ、簡単でいいから確認しておきたいと思います。

それから、そういう中で来年度から学童保育が、とりわけ第一小学校では校内でという方向も示していただいているわけですけども、学童保育と、それから放課後児童の問題ですね、放課後子ども教室とは別のものとして対応していただかなきゃ学童保育が大変複雑になってしまいますので、これは区別すべき問題だと思いますが、どうなのかということが1点。

子ども教室の方はまだまだ決まっておられないのでいいですけども、聞きませんが、あと、指導員さんの待遇の問題なんですけれども、やはり変わるということを前提になっているから、身分とかどうなるのかということとか、それから継続して雇用してもらえるのかど

うかとか、大きな不安があります。これについては学童が来年からも継続してその待遇についてどうするのかということ。もし決まっているのやったら、やはり指導員さんの方にきちっとその方針を示していただかないと、指導員さんはみんな不安をお持ちだと思いますので、その点お聞きしたい。

あと、55歳でパートさん、臨時さんのやめるというのは、どういう根拠なのかちょっとわからないんです。一般には60歳、あるいはそれ以上延長していこうという方向があるにもかかわらず、55歳という部分についてはまだまだ働ける方たちですし、また探す対象者を絞り込んでしまうことになるので、やはり門戸を開くべきですが、どうですか、その点だけお願いします。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 学童保育に絡んで、以前に子ども育成課という名称、仮称でございますが、そういった教育委員会と連携した組織をつくって、広陵町の子供のために一元的にそこで仕事をしてもらったらということで提案をさせていただいております。まだ具体的にその子ども育成課を設置したわけではございませんし、教育委員会に学童保育の業務を移管をいたしておりません。ただ、今後、放課後子ども教室等の事業の関連もございますので、学童保育そのものをこの教育委員会で所管していただくために協議を重ねているところでございます。この前もお答え申し上げましたように、19年度中に移行したいということをお申し上げております。現在も協議をさせていただいているところでございます。

また、指導員の問題につきましては、過日、指導員の皆さんと健康福祉課の担当職員とで会合を持って、いろいろとご意見もお聞かせをいただいております。ただいま議員がおっしゃいました55歳の定年のこともございましたし、今後検討すべきかとは思いますが、一応町の方で55歳の線を引いておりますのは、やはり学童保育という業務が非常に体力的にもきついということもあろうかと思っておりますので、年齢的な問題で55歳でおやめをいただくという一応の基準を持ってございます。今後この点については部内で再度協議はいたしたいと思っておりますが、考え方としては55歳で切らせていただくということで指導員さんには申し上げております。今後検討はさせていただきたいと思っております。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** 先ほど元気な高齢者を育てるんだとおっしゃってございましたから、それにも反しますし、高齢者じゃないですのに。ぜひちょっとその点の改善、それと、やはり指導員さんに早く来年以降の見通しも言ってあげてほしいと思っておりますので、お願いしておきます。



エレベーターの問題は、これは設置することになってるのは知ってるんですけども、一日も早く実現できるようによろしく願いいたします。

最後、5番目、上下水道の減免制度なんですけど、先ほども少し言いましたように、やはり今度6月から町民税が随分値上げして大変いろんな声も出てきているのは把握されてると思うんですけど、後期高齢者、医療も、今度保険ね、自己負担が値上げになるでしょ、高齢者の方とか。ですので、先ほど言いましたように奈良県内にはまだやっているところはないんですけど、ここの答弁の減免制度は漏水に対する減免だからそんな弱者救済のじゃないので、弱者言うたらいけないのかしら、だからそういうところでいえば、一定の条件の高齢者とか生活保護世帯はどうするかとか、全国的には本当に基準はさまざまです。ですから研究した結果ほかに方法がないんじゃないかと、全国的に、東京都もやっておりますし、調べたら、もう全部インターネットで調べ出すのが面倒くさくてできなかったんですけど、ちょっと調べただけでも7つも8つも出てきております、自治体がそういうことをやっている。ですから、こういう形でそういう生活が厳しいいう方を救済するのは、こういう範囲が限られていますので、検討お願いいたします。

**山田議長** ありがとうございます。

以上で松野さんの一般質問は終わりました。

次に、寺前君の発言を許します。6番、寺前議員！

**寺前議員** それでは、一番最後になりましたけれども、よろしくお付き合いのほどをお願い申し上げます。

まず最初に、公債費負担適正化計画等の策定についてであります。

これは先般、新聞紙上に載ったもので、非常に各自治体が住民との関係で大変な状況をつくり出す原因の一つになっています。平成18年度から地方債が協議制への移行に伴った実質公債比率が公表されました。18%以上の自治体が奈良県では18団体になっています。広陵町も起債認可団体ということになり、起債を受けるためには公債費負担適正化計画等の策定が必要になっているわけでありまして。そしてこれは広陵町が提出してきたわけでありまして。この問題については当然、新清掃センター建設に多大な財源を使い、住民の福祉の充実や生活環境等の整備に影響が出ている中で第3次行政改革大綱が出されて、そしてこの中身の主に中心は広陵町民の負担の部分について実行され、ひとり歩きしている状況になっています。計画には住民参加も明確にされているものの、行政にとって不都合な部分は勝手に決める、そして住民とのかかわりのものについては住民に話もしない、議会にも話もしない、

このような状況がやはり、町長のもとでは改革として議会に報告される案件は多くなりましたけれども、依然として重要な部分については残っているということでもあります。この点についての議会改革が叫ばれている中でありますけれども、行政のこの分野、いわゆる住民参加の分野についての改革の断行をぜひお願いをしたいということでもあります。

2番目に、いわゆる産業廃棄物の運搬、収集、処分等が行われ、広陵町でもこの許可を受けた団体が20数社、そしてまた、事業所に焼却炉を許可されてる業者が4業者あるわけがあります。ここの問題について絶えず住民から苦情が生じている、生まれている、町行政側にも苦情が届いているという状態が依然として続いています。

私は昨年12月議会に質問をして、その答弁の中で、焼却炉は保健所がダイオキシンなどを適時検査しているという答弁をいただいたわけですがけれども、実態は業者の自主検査を届ける、業者が自主的に検査したものを年1回届けるだけになっているものであります。日常業務の実態をどれだけ把握しているのかという点では、心細い限りであります。広陵町では苦情のたびに出向いてその点の実態を把握されているわけですがけれども、県や広陵町行政として、住民のこの公害等に対する監視にはこたえられていないというのが現状であります。私は、町としての責任体制と保健所との密接な連携が必要であり、さらに町独自のダイオキシン等の調査の実施も必要ではないのかということでもあります。もちろん定時定点のダイオキシンは調査は奈良県下至るところでやられているわけですがけれども、この公害発生拠点を中心としたものについてはやられていないということからであります。

3番目の質問であります。朝市による農業振興についてであります。

はしお元気村での朝市がオープンしたばかりですがけれども、状況はどのように認識しているのか、参加状況や顧客の反応、売上高や今後の課題等の取り組みについて報告を。これはこの本議会において何人かの議員さんが質問されているので、その答弁が生かされているんだろうというように思います。

さらに、竹取公園東側での朝市も独自でシルバー人材センターの方々が続けられているわけですね。その中で、これは竹取公園の有料化の影響によって、この朝市の方々が非常に悪影響を受けている現状があります。こういう問題について、4月の出発時点、竹取公園の有料化の時点では職員も参加されて、その点の改善について要望をしてきたわけですがけれども、その後の駐車場などの便宜の協力はどのようになっているのかお聞きをいたします。

4番目、学校給食と食育についてであります。

これは食育基本法の施行から広陵町でも取り組みが進められているわけですがけれども、学

校給食に地場産品の導入がなされ、これは私たちが長年要求してきたことでもありますけれども、食育教育の充実からも重要になっている課題であります。学校での地場産品の取り扱いの実情、さらに広陵町の生産できてる食材の使用を広げられる可能性など、給食と食育についての視点からの実践をどのように考えておられるのかお答え願いたいと思います。

もちろんこれは広陵町では、16年ですか、東小学校での食育の指定校になり、実績を積み重ねました。そして今年度からは数少ない栄養教諭が広陵町で配置され、教育委員会の頑張っている姿が見えているわけでもあります。こういうような状況を一步進めていくためにも、この食育基本法という法律の中で示されている数々の問題を実行していく。特に具体的な点でいえば、最近の食育の過程の中でランチルームの設置、あるいはまた、給食委員会の発展的な組織のあり方などが指摘されているわけですが、そのような問題についても議論をさせていただきたいというように思います。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。

**山田議長** ただいまの質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。平岡町長！

**平岡町長** 寺前議員から質問をいただきました。行政改革、議会改革の旗手として、旗頭でございますが、強い意志を持ってお尋ねをいただいております。きょうまで寺前議員は一般質問を欠かすことのない、もう元気な議員でございますが、まず初めの公債費負担適正化計画等の策定について、行政改革の断行、このことをご質問をいただいたのであります。

公債費負担適正化計画についてのお尋ねでございますが、ご承知のとおり、本町の実質公債比率は21.1%で18%を超えていることから、起債許可の必要な団体となっており、公債費負担適正化計画を提出し、起債許可を受けております。早急に実質公債費比率18%を切る施策が求められるわけでございますが、新清掃施設建設に伴います多額の起債償還が発生いたしますので、交付税の推移、政府資金の繰り上げ償還の承認いかんによっては多少前後すると思っております。計画では、平成24年度で18.9%、25年度で17%と見込んでおり、許可団体から外れるだろうと考えております。今後は減債基金を活用しながら繰り上げ償還を実施し、あわせて地方債の新規発行については、公共事業の重点化、効率化により抑制を図ってまいりたいと考えております。なお、公債費負担適正化計画の策定につきましては、第3次行政改革大綱の指針に基づき行政改革を反映し、計画段階での住民参加を前向きに検討してまいります。

なお、住民参加の現在までの取り組みにつきましては、平成18年12月に策定された第3次広陵町行政改革大綱では、住民協働の町づくり推進を大項目として掲げております。平

成19年度ではインターネットホームページの各課での更新を実施するなど、行政情報の積極的な提供など住民との情報の共有化を進め、町民の町政参加の機会の拡充に努めています。また、町政の目指す方向や課題、考え方、住民が求める情報について、広報紙の月2回発行、町議会のモニター中継の実施等さまざまな広報媒体の特性を生かし、タイムリーな広報活動もスタートしています。さらに各種審議会につきましても、その委員の選任では一人一役として滞納のないお方を投票させていただき、以前より広く町民の声を聞く努力をさせていただいております。今後は団塊の世代の登用も考え、住民の意見を反映した透明な行政運営を図るため、役場トップ五役会議を経営会議と名づけ、行政は経営であるとの意識づけを行っております。また、お気づきなことがあればお知恵もおかりしたいと存じます。

2番でございます。4事業所の焼却炉の適切な管理についてご質問をいただきました。

答弁として、12月議会におきまして、保健所に対し届け出ているとの答弁をいたしました。検査自体は事業者が実施し、届け出しており、その書類を保健所が検査しているということでお答えしたものでございます。日常業務の実態につきましては、家屋等の解体を業務としているものであります。保健所、県廃棄物対策課及び産業廃棄物監視センターが現地調査を実施されており、町も現地確認や指導を行っているところであります。

次に、3番、朝市による農業振興についてでございます。また、竹取公園東側の朝市についてのご質問をいただきました。

状況の認識や顧客の反応については、さきに青木議員、乾議員にお答えしたとおりです。なお、生産者の参加状況につきましては、出品登録者数70名に対し、現在のところは34名の生産者の方々に参加願っております。内訳としましては、広瀬27名、疋相1名、大垣内1名、中1名、寺戸1名、奈良県農協、そして商工会、さらにやまと小町となっております。

竹取公園駐車場横の朝市につきましては、駐車場有料化に伴いシルバーにおいて駐車場を確保されております。町としては、交通安全上、竹取公園駐車場でのUターン等の便宜は図っておるところでございます。

次に、4番の学校給食と食育については教育長がお答えします。以上のとおりでございます。

**山田議長** 次に、安田教育長！

**安田教育長** 寺前議員の質問事項4、学校給食と食育について答弁させていただきます。

食育教育の重要性はよく理解しております。本年度は特に「早寝・早起き・朝ごはん」を

テーマに、各小学校、中学校、幼稚園で啓発に取り組んでいただいております。

地場産品の導入項目につきましては、昨年に引き続き、コマツナ、ハウレンソウ、チンゲンサイの3種目を扱っております。これからは一部6月、7月に手に入らないものがありますが、ほぼ年じゅう取り扱いができるものでございます。そのほかタマネギやジャガイモなどの品目につきましても、はしお元気村からの入荷も視野に入れながら導入していく方向で、学校食育推進委員会にも諮ってまいりたいと考えております。以上です。

**山田議長** では、2回目の質問を受けます。6番、寺前議員！

**寺前議員** まず、公債費負担適正化計画ですけれども、町は昨年11月の30日に、いわゆる奈良県に提出されているわけですね。実質公債負担の現状と見込みということで4項目上げられています。こここのところで一番問題なのは、今後の地方債発行に係る方針というところで、従来より清掃施設建設関連以外の公共事業の抑制を図っており、今後も継続する。生活関連事業についても地方債発行を最小限の発行に抑える方針である。この答弁の中ではそういうところの部分はどのように書かれているかといいますと、公共事業の重点化、効率化により抑制を図ってまいりたいと考えております。抽象的な言葉ですね。こちらでは明確に、生活関連事業においても地方債発行を最小限に抑える方針である。

このような重要な問題というのは、今までにあらわれてきた内容が町の内部で議論され、形成されてきたものだということが初めて認識を持ったわけでありまして。つまり、大字、自治会、区会や自治会からの毎年の要望については中止をした。あるいは社協から基金繰り入れの借り入れをした。そういうような問題というのは、この適正計画の中の一つ一つの認識であらわれているわけなんです。これは広陵町の財政計画にとっても非常に重要な問題です。議会がこのような問題に関与していないこと自体が、北海道の事例を出すまでもなく、私たち自身の情報が的確に反映されていない、こんな事態が生まれている根拠になっています。私たちは、そういう点でも活性化委員会をつくり、議会の内部の議員の質の向上などを盛んに行ってきたわけなんです。そういう中でも、なおこんな重要な問題が議会に報告されていないということでもあります。

また、償還期間中における実質公債比率の適正管理のための方策として、下水道会計繰出金が増加しており、そのため公債費に充当する繰出金の実質公債比率に影響している。そこで下水道料金の見直しを実施し、繰出金を抑制する。また、減債基金を利用して繰り上げ償還の実施、耐用年数を考慮して借りかえ等を検討する。これも実施されています。そして標準化のための基金、いわゆる借り入れも実施をしてきたわけなんです。こういうような問

題が適正化の内容と全く出されていないんです。これは国、県から示されてきた起債の発行条件にかかわる重要な問題であったわけですから、当然このような問題に基づいて広陵町が実行しているんだということは議会に報告があつてしかるべきなんです。しかし、全くこのような問題が新聞に公表されて以降もあらわれていない。また、実質公債比率の見通しや実質公債比率の目標については答弁を受けているとおりであります。こういうような内容のものを私たちは初めて目にするんです。第3次行政改革のところでこれも議論されてるんですけども、全く出ていないんです。起債制限についての問題というのはいろいろ議論してきたわけですけども、広陵町の事務方が認識を持って、生活関連に至るまでの事業抑制をしているというその方向がここにあるんだということがあらわれているんです。

こういうような問題について、もう一つは、これは奈良県の地方課がインターネットでいわゆる出している問題です。こういう中で、広陵町の財源の問題について議論をする材料が詳しくあらわれてるんですね。この中で非常に広陵町にとって重要な問題は、給与水準適正度、国との比較で、広陵町は類似団体順位で132類似団体中17番なんですね。非常にこれは進んだ状況です。進んでる状況というのは職員が苦勞をされている状況であります。こういう内容と、もう一つは将来負担の健全度。これは地方債残高の問題であります。これは奈良県下では平均が51万3,882円、広陵町は45万3,451円で、奈良県下ではまだましな方であります。しかし、類似団体中132のうち101番目になっています。あるいは財政力指数、これは財政力ですね、この問題は類似団体132団体中70番。また、経常収支比率、これは奈良県の状況を反映して、奈良県の市町村の平均は96.2ですが、広陵町では92.9、類似団体中でいうと132の自治体のうち100番目というような数字もあらわれています。人件費、物件費等の適正度、ここに至っては、やはり132番中52番。これは先ほどの給与水準の適正の度合いも含めて、かなり広陵町が努力している姿があらわれているわけですけども、その他の問題の比較で、広陵町の将来財源はどうかという問題の議論の大きな基礎になることは間違いないと思います。

こういうような状況の認識のもとに、私たちはこのいわゆる起債適正化の公債費負担適正化計画について、当然議会としても関与すべき内容であったわけです。このような問題がさらに重要な問題として私が指摘してきた問題は、いわゆる第3次行政改革大綱、これは答申で私言ってるんですけども、大綱については12月に出されています。これを見て私は驚いたんですけども、大綱には、これを配付されたところでは、いわゆるこの答申を受けて、町の幹部職員及び中堅職員によるプロジェクトチーム並びに広陵町の行政改革推進組織のす

る各部会の多くの職員の意見を取りまとめたものであるというように書かれてるんですね。私これ、どうも理解しにくいのは、いわゆる7月に答申が出された、18年の7月4日。その後18年12月に大綱が出された。すらすらと見る限りは同じ内容だと思うんですね。ところが、この12月18日の私たちに配付していただいた中身はそのような内容になってるんですね。本大綱を改革の指針として云々、これはいいですけども、これも実際のところ、答申と一体どういう関係があるんだと。この議員配付の内容を、私はここは見落としてたんですけども、改めて見てみて驚いてるんですね。

こういうようなことの中で、それは次の段階の問題としまして、先ほどもあった住民との協働による町政の推進ということがこの大綱にうたわれています。その中で再三私は本会議で読み上げて、行政改革の実行を断行するべきだというように言っているわけですけども、住民が主体の行政運営を実現するため、住民活動と町政に関する情報を住民への公開から住民と共有する体制へ移行する。さらに住民ニーズを的確に把握するために、さまざまな方法で意見を聞く制度の導入を図ること。2番目には、町づくりの主役は住民であることから、政策形成段階から、ともに町づくりに取り組むためのパートナーシップを構築する。こういうこともうたわれてるんですね。結局この問題が、12月の18日に議員に配付していただいた内容で、幹部職員やその他の職員も議論をして大綱をつくったんだと書かれてる内容とどうも理解できないんですけど、それは先ほど言ったように後ほどの問題として、こういうような内容があって、なおかつ議会が情報を共有していくというのは当たり前なことです。それがこのところの適正化計画には相談もなかった。

あるいは幾らでもあります。広陵町が重要議題だと言われている議題の中で、基本構想については議会の議決事項になっています。私たちは議会の改革として、基本計画においても条例事項にすべきだということを議論をしている最中であります。もう一つ、各種各課項目の中で、プロジェクトチームを組んで重要な施策を打ち出してきているわけです、今までにも。それについては全く、結果の報告のあるものと、結果の報告すらないものがあります。こういう状況が議会と行政機関の関係になってるんですね。今、行政の改革というのは、国の地方分権推進協議会が新たな地方分権のための施策に取りかかっています。このようなところの問題として議会も真剣に、地方議会、特に町村議会の中であって議員が切磋琢磨して、住民の福祉向上のために議会が果たすべき役割は何なのかという議論をしてる最中であります。このようなことからいって、この適正化計画が議会にも報告されなかった点については、一体どのような認識を持っておられるのか、現時点で。

そしてまた、住民参加という大きな流れの中にあって、このような問題を出す場合に、当然議会に相談しながら住民参加をつくっていく、そういうような意識改革は研修やその他でなされているのか。答弁の中にはインターネットでの問題がありました。これも私インターネットで町のところをたびたび見るんですけども、他町村よりも非常に読みにくいです。食育に関して他町村では、食育推進協議会がつくって報告されてる内容もたくさんあります、町村でもですよ、村でもあるんです。しかし、広陵町ではそういうものところに至ってないんです。

先ほど言った適正化計画については、これも全国市町村津々浦々の中で、インターネットの中でこういうものを出してるというものを公表されています。広陵町はインターネットで共有のためにやってるんだといいますけれども、何をか言わんやですね。いわゆるインターネットの中でNewというのがあるんです。最近の、これは二、三週間前のインターネットですね。その中で見ると、条例、いわゆる例規集の公開というのがあるんです。しかし、どこが改革されてるか全くわからないんです。私たちは議会で、あるいはまた委員会で、規則がこのここが変わってるのかなというようなことを想像つきますけれども、住民が見て、例規集の公開あるんで、Newを押して出てくるんですね。どこが変わったか全くわからない。毎度変わった中身がずらっと、いわゆる出てるだけです。これで答弁書の中にある、19年度ではインターネットホームページの各課での更新を実施するなど、行政情報の積極的な提供など住民との情報の共有化を進めているという、住民参加の機会の拡充に努めていますと言えますか。私、これを言えるという認識を持っておるとすれば、インターネットで、大きい市は別としても、町村に至るところのインターネット、一回見ていただいたらいいですよ。答弁書のこういう内容についても、本当に共有する姿勢、認識を持った形で真剣に考えているのかどうかお聞きしたいと思います。(不規則発言あり)

他町村と比べて(不規則発言あり)いや、だからもう一つ、書いてないでしょ。先ほど言ったように、Newのところには条例、例規集の公開っちゃうの出てるんですよ。これは2週間ほど前の広陵町のホームページです。その他のところにNewに出たのは2つぐらいです。条例ともう一つ、それから以前から出ているのは、町づくり構想の中でのいわゆる東校区の計画もインターネットの中では全部出てます。ほかのページで出ています。しかし、今、うそついてる云々の問題じゃなくって、他のインターネットで見れば、先ほど言った適正化計画でもインターネットに出てるんですよ、他の町村。一回、公債費適正化計画という名前に入れてみたらわかります。かなり出ますよ、ずらっと。



そういうことの状態をもってするのが共有の進んだ段階だと思うんですけども、ここにあるのは、もう一度読みますよ。平成19年度ではインターネットホームページの各課での更新を実施するなど、行政情報の積極的な提供など住民との情報の共有化を進めている。それで進めていると言えますかって言ってるんです。（「努めていますよ」の声あり）いや、各自努めています、わかっていますよ。努めていますと言うけどね、だから住民の共有として、このここに言われている、第3次行政改革大綱で言われてるこのものとの比較、落差が大き過ぎるんじゃないですかかって言ってるんです。この間には、全国の町村の中で、いわゆるインターネット、ホームページの中で、もっと審議会の議論の内容まで載ってるところはたくさんあります。これは多分知っていると思うんです。そういうことがあって初めて、ここに言われている住民活動と町政に関する情報を住民への公開から住民と共有する体制へ移行する。さらに住民ニーズを的確に把握するために、さまざまな方法で意見を聞く制度の導入を図る。こういうことの出発点になるわけでしょ。政策形成段階から、ともに町づくりに取り組むためのパートナーシップを構築する。インターネットで努めています。努めているという状況ではないと言ってるんです。

だから私、比較をしたわけなんです。大綱があった、この先ほど読んだところ。答弁書でインターネットホームページで各課も努めています。2週間ほど前私見たのは、Newを押したらですよ、例規集の公開と、もう1項目ありました。大したことなかったですけどもう1項目ありました。例規集の公開見ると、どこが変わったか全くわからない。けども、うそをついてるとかいう問題ではないわけなんです。努めているというその判断自身が、私はこの大綱から見ても各全国町村の実態から見ても、努めているという段階ではないんじゃないかということ言ってるんです。これは町長の認識として非常に心配になりますけれども、ご答弁お願いします。

**山田議長** 平岡町長！

**平岡町長** 職員は各分野で一生懸命頑張ってくれているものと私は思っています。いろんなインターネットホームページも頑張ってくれと、拡充に努めていますということで努力をしていることを私は確認をして答弁をさせてもらったんですが、寺前議員からは評価をいただいております。職員もこのことをしっかりと聞いてくれると思います。しっかりこたえてくれると思いますので、どうぞあと見守っていただきまして、その都度おわかりいただいたときに、もうどしどし遠慮なくおっしゃっていただいて、この会議だけ言うのでなくしてね、常に言ってもらいたいと思います。それがやっぱり議員と違いますか。

寺前議員 いつも言うてます。

平岡町長 そうですか、そしたらいつも言うてくれるのやったらここで強調しやんでも。

寺前議員 職員には言うてます。

平岡町長 そうですか、これからもよろしくお願いします。

寺前議員 いや、先ほどのこの公債費の適正化計画について、議会に相談しながらつくっていく……。

山田議長 町長！

平岡町長 おっしゃるように、起債の制限比率もございまして、起債の制限比率を抑えるためにはどうしたらよいかと、やっぱり事業費を抑える、そして収入をふやす、どちらかなんですね。どちらもやらなければいかんわけでございまして、生活関連事業を落とすのはおかしいやないかということですが、もう町のやる事業はみんな住民の生活を支える事業でございまして、この中で、より必要、最適な事業をさせていただくわけでございまして、このことを言わなければ国、県は承知をしてくれません。制限比率を抑えるために。(不規則発言あり) もちろんこれは常に相談を申し上げてる事項でございまして、執行権者に任された事項もございまして。また皆さん方には、今このときにはこんな事業をやれと、こういうようにおっしゃって、我々もそれからするかしないかを決めるわけですから、協議はしているわけでございまして。小さい項目の隅までみんな相談せえと言われりゃあ、それには少々問題があったかと思えますね。いろんな事業はみんな相談申し上げてるはずでございまして、財政につきましても篤とご相談を申し上げて進めたいと思います。

寺前議員 3回目の質問させてもらいます。

山田議長 はい、3回目。

寺前議員 町長、小さなとこまで相談する必要ないとおっしゃってます。それは当然の話です。執行機関の日常業務の問題っちゅうのはそのとおりなんです。しかし、今この問題っちゅうのは小さい問題なのかどうか。答弁書ですよ、何回も言いますけれども、重点的、効率的に公共事業を抑制する。こっちの方では、生活関連事業についても地方債発行を最小限の発行に抑える。言葉のあやではないんです。そしてその中で、出の一般質問にあった土地を、計画上のなかった土地を購入していくんです。だから、要はこういう問題の認識があれば、議会としても起債を発行する場合の基準についてどのような基準を持って将来的に考えていくのか、この町の計画に基づいて私たち自身も議論をするためには、非常に重要な資料になってるんです。

自治会、区長会から毎年行っていた要望について中止した。これは中止する必要はないんです。財源がないということであれば、どうするのかという問題は確かにあります。私たちは住民の要望を上げてまいります。財源ないからできない。しかし、どこができなくてどこができるのか、そういう問題というのは住民が議論する過程の中で集約されます、必ず。金がないのにできないというのは当たり前の話なんです。しかし、知恵を絞ってどうするのかという問題については、当然今までもやってきたし、これからもできるはずなんです。お金のかけない方法だってあります。そういうような問題に対しての認識を持った上で、議会に対応していただくということが必要ではないのかと言ってるんです。小さなことではなく、この公債費適正化計画というのは私は非常に大きな問題だと思いますけれども、この問題について議会に諮らなかつた点について反省があるのかなのか、この1点だけ聞いておきたいと思います。

それともう一つ、財源の問題について言いますけれども、財源について、私は根本的には、今地方分権を国で行ってる中で全国町村会が提案を要望してる、いわゆる税の配分、公共事業は地方が6、国が4なのに、税配分は逆になってる。これを50・50にしてほしい。これは全国町村議長会の国へ対する強い要望です。こういうような要望については、広陵町の議会もこぞって党派を超えて町長と一緒に、本当に地方自治体を豊かにさせるためには国から税金をとってくる、当たり前の話なんです。これは個々の問題ではなくて制度を変えていくという今現実に行ってる問題ですから、広陵町議会や広陵町町長率先して、私たち全員が国に駆け入ってもいいです、自費で行ってもいいでしょう。そういうような形で本当に地方から国に対する声を上げていく。こういう形の根本的な改善策がなければ広陵町民は幸せになれないですよ。そういう問題についてもやっぱり認識を持って、財源の確保の問題というのは今はできないけれども将来頑張っていく、そのために頑張り方はあるし、改善されています。地方交付税の問題についても国が削減しようという問題がストップされました。こういうような問題あるんですから、そういうことについても一言述べておいていただきたいと思います。

**山田議長** 町長！

**平岡町長** 公共事業の抑制、起債の制限比率を抑えていこうと、そういう思いは私は議員とは同じ考えだと思います。ただ、議会に相談をしないという、そういうことをおっしゃっているわけですが、常に今、本町の抱えている問題点については十分ご理解と納得をいただいている状況でございます。ただ言葉の問題でございまして、公共事業を重点的、また

効率的な抑制を図ると書きながら、片方では生活関連公共事業費を抑制するという姿勢だとか、また、区長、自治会長さんには事業の申し入れを断っているというふうなことをおっしゃっているわけですが、私は、各大字区長さんに今年度整備箇所はありませんかと、そういう聞き方をすれば、今年度するところを書けばやってくれるという思わせをさせることになる。ですから、そのことは事前にきょうまでの経過を知っておりますので、大字区長さんにも町の情勢の厳しさを知っていただいて、そして重点的な非常に生活でお困りをいただいているところをやらせていただきますということを申し上げているわけございまして、その文章を一つずつつかまえておっしゃるよりも、やっぱり町の基本的な姿勢をどうぞお説きをいただきたいと思う次第でございます。町の今抱えている問題を、これからも議会とよく相談を申し上げて進めてまいりたいと思います。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 時間がないので、適正計画の答弁なかったですけども、それは仕方ないというように認識しておきます。

2番目に移ります。この問題で私が質問していたのが不十分だったんでしょうけれども、日常業務の実態をどれだけ把握してるのかという点の書き方がまずかったわけですね。解体業務というのはわかってるわけなんですけれども、毎日ほど黒煙が立っている。もちろん毎日、違う日もありますけども、それを南郷の住民がその都度その都度写真を撮っておられる。そして黒煙の出てる状況があって町に連絡をする。保健所にも言う。警察にも言われた経緯もあるみたいですね。こういうような状態という問題について、本当に町の権限の問題としてはなかなかないんだということはよくわかります。県が持っている権限だということもわかります。しかし、この中で、もう末梢的なものは省きますけれども、これ18年度も事業所出しています。だからダイオキシンの検査と言っているけれども、業者が自主的に年1回出した届け出するだけの、そしてそれが基準を上回っていれば抑制のために調査に入る。これでは意味がないということは、まず第1点、認識していただきたいと思います。

それから、これは県の環境白書であります。この中に1、2があって、2番目に各種の環境保全対策というのがあるんです。この中で、市町村では環境保全対策の一つとして企業と公害防止協定を締結するとともに、この防止協定や騒音規制法云々で企業の立入検査を実施し、環境問題の発生防止や改善に努めていく。こういうのがあるんですね。これは県、奈良県ですよ、奈良県が企業と公害防止協定結びなさいと。そうすればそれに基づいて立入検査もできますと、こういうような形で市町村がきちっと責任体制を確立する。方法的にもこれ

で確立できるわけですから。県は公害防止のためにヘリコプターを飛ばしてまで不法投棄の問題も監視してるというのに。宣伝してますね。桜井にあるいわゆる監視センターですかね、そこが中心になって一生懸命やっています。保健所については、この問題についてはなかなか立ち上がれないんですよ。だから公害防止協定を結ぶ、その中身にも問題ですけども、企業とそれほどに町が公害防止のために住民の健康を守るためにきちっとやりたいんだということを申し入れて、その出発点にするという態度、姿勢はできますか。この点について聞いておきたいと思います。

**山田議長** 住民生活部長！

**吉村住民生活部長** 2点についてお尋ねをいただきました。

ダイオキシン類の対策特別措置法による届け出についてですけども、業者が自主的に実施して届け出をしていると、それでは効果がないというようにご提示をいただいておりますが、現行法上はやはりそういう規定でやっておりますので、担当者といましては、おっしゃる趣旨はよくわかりますものの、限界があるのかなと思っている現状でございます。

2点目の、企業との公害防止協定、結べるものなら結びたいというように担当としては思っております。ただ、企業側にもいろんな思いがございますので、今後粘り強く交渉したいと思っております。

それと、一つだけつけ加えて申し述べたいと思います。いわゆる解体業者ということで産業廃棄物の処理業をやっているのではないということに、非常に行政として難しい点があるということをご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 次に移りたいと思います。

町の職員が都合あった都度現地に走ってるという点はつけ加えておきたいと思うんです。町職員がこの問題で権限がないということから苦勞をしているということも理解できます。だから町は県と密接な協議を持つという機会をつくる必要があるんだと、こういうところを言ってる。

それともう一つは、土壌調査についても、今後10年、20年、30年、40年、50年先、本当にどうなってるのかというのは全国各地で心配事が非常に起こっています。こんなこと悔いを残さないということについても、公害防止協定をやっぴりきちっとした中身で努力をしてほしい。業者がどう言おうと町の姿勢をきちんと明確にして、その中での対応、これは要望できるわけですからやってほしいというように思っております。

3番目ですけれども、朝市の問題で、これも2点だけ質問させていただきたいと思います。

答弁では、これ実際の問題は、やっぱり現地に足を向かってきちんと調べるということを私は必要だなというふうに思うんです。これは6月から既にシルバーが行っていた隣の空き地は、所有者の意図で管理されている方が入れないようにされました。今使ってるところは前のおり使っていていただいて結構ですよ。駐車場は、だから使えない状態です。

もう一つは、6月から、シルバーの売ってる前の駐車場は車が少なくて閉鎖されています。閉鎖されるっちゃうことは、従業員、いわゆるシルバーの方を人件費を減らすために、向こうがいっぱいになったときにこっちあけるという状態で、当面は10月までは閉鎖だと、こういうようにシルバーの会長が来て、そのような形で対応されてるということですから、この答弁書については現状を把握してないということ、まず言っておきたいと思うんです。もうこれは結構です。これは最近の出来事だったのでそういう状況だと思う。

そのことでお聞きしたいんですけれども、この答弁書では、朝市の方に協力をしているというようにおっしゃっていただけてます。そういう点で再度、今までは8時までは自由にそこを使われたんです。8時になったらシルバーの人が来て、8時からですから、駐車料金を取るのですね。それから作業を始めると。ほかの方は今まで出していたと。こういう点については、従前どおり便宜を図るという点についてはこの文章から間違いないと思うんですけど、再度確認をしておきたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 当初私たちも現場に出向いて、一応使用もさせていただいてしてありました。ただ、4月、5月、それから秋の10月、11月、これはシーズン中ですので当然閉鎖ということは考えませんが、もう6月、梅雨に入りますと、やはり雨の日、シーズン中といえどもやっぱり雨の日はもうほとんど台数が入らない。この状態で3人も派遣するということは、また、はたから見たら何をしとんのということになりますので、そこら臨機応変に一応対応するように私の方からシルバーには申し入れておきましたので、多分その駐車台数の状況を見て閉鎖されてるときもあるんじゃないかということは……。

**寺前議員** 10月までは基本的に閉鎖ということらしい。

**森田都市整備部長** そこまではちょっとサービス公社とはまだ協議はしてありませんけども、一応臨機応変に対応するということ、私の方から申し入れておきましたので、それを受けて多分そういう対応をされたと思うんです。ただ、あくまでも営業時間外は開放ということですので、当初有料化するに当たりまして、シルバーのその朝市の件でシルバーとは十

分協議させていただきました。その中では、先ほどおっしゃったように、現在は私有地での駐車場スペースはあかんということになったということはちょっと私知りませんですけども、当初は一応そこで2台、3台のスペースを確保する。また、朝市に来られる方は8時までにもうほとんど来られるということで、8時からの料金有料化については朝市としてはほとんど問題ないということでしたので、一応そういう方向で、有料化するに当たっては、その朝市については中での混雑の場合のUターン等については協力させていただくけども、それ以外については何ら配慮していただかなくても結構ですという向こうの申し出でしたので、一応それで対応させていただきました。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** とにかく4月は桜等で非常に多かったし、報告でもそのとおりだった。ぴたっと、もうとまってる状況です。あえて私も何度も現地、土日行ってるんですけども、売上げが非常に落ちてるとというのが状況ですね。だから私はこの第2回目の質問、簡単にしますけれども、朝市をどうするのかというのは、これは相当、町が、出品者、農業をされてる方々の啓蒙と、そして気楽にできるような状況をつくっていかなければ、継続して本当に長く続いていくというのは大変だと思うのです。今度16、17、20日は丸広さんが持ってる土地で朝市されるんですね。シルバーもされてると。夏は団地の中でスイカなどを朝市で売っておられた。朝市、一日じゅう売っておられるところもありますけどもですね。いろいろな生産者がいろんな形で行いながら、お互いにいい場所の出品を協力してやっていけるという体制をつくるためには時間がかかると思うんですね。だからそういう点で、いわゆるつくる限度があるということから少ないわけですけども、たくさんつくられればその分をあっちこちに出されるちゅうのは当たり前の話なんで、こういう点も、農業振興のためにも基本的なところで各支部で本当に、家庭菜園だけではなく、農業を広げていくというための協力についても訴えていくことが必要だというように思います。これは答弁結構ですので。

最後、4番目であります。4番目についてですけども、まず一つは、地場産品の扱い方、使い方ですね。

もう一つ最初に言っておかなきゃならないのは、食育基本法というのは、別に学校、教育委員会だけの問題ではないということが明らかになっていないというように思うんです。私はこれは、いわゆる農林省、財務省、教育委員会、環境庁ですね、あらゆるところの機関がかかわっています。特に農業とのかかわりは当然当たり前の話であって、広陵町においても食育に関してのこの基本法について、担当課、教育委員会は当然読んでおられると思うんで

すね。あと、いわゆる産業課のところでは食育についての認識深まっているのかどうか、この点についてはどうなのかだけ、1点だけ答弁しておいていただけたらいいと思います。

それから、私は、この食育基本法は日本の農業を別の角度から、大企業が押し進めているいわゆる食糧安保を無視した日本の農業を売り出す、WHOの中でも非常に日本の一番大きな懸念材料になっているほど日本の農業が危ないと言われている問題で、大体日本で国民総生産が500兆円、そのうち農業関係というのは10兆円規模です。その中で、いわゆる食糧自給率が41%、国の目標にも届かない状態が続いているんですね。エネルギー換算で大体57%を輸入しています。それが7兆円なんです、輸入して。それが少ないということで、財界、大企業はもうそれはすべて、極端な言い方すればですよ、すべてもう食糧については外国から手当てしなさいと。そして貿易自由契約をもっと積極的にやれということを行っているわけなんですね。先般のところでは個別契約で韓国がアメリカと貿易自由契約を行ったということが新聞に出ていましたけども、こういう問題が前提ですから、学校側だけでやるという問題じゃないってことを、まずどう思われているのかだけ。

それと、これは市町村単位で食育推進施策を講じるということになっています。これは18条、33条でなっているわけなんですね。この点についてはどういうふうな、奈良県はもうつくりました。広陵町でこの問題についてどのような対応をされてるのかという点について、2番目にお聞きしたいと思います。

それから3番目ですけれども、これは私、認識間違ってたんですが、学校食育推進委員会というものが今でき上がっていると。これについて、私はやっぱりこの委員会が、PTAや先生方、あるいはまた行政やその他も入った中で、いわゆる学校経営の中で食育についての教育、これは今までは特別教育としてやっていると。食育というか、いわゆる栄養指導はですよ、特別授業という形になっていたというふうに思うんですけれども、栄養職員が加わって、今までは。今度は指導すべきものということになっているわけなんですね。食育に関する指導ということになっているんですね、学校の中では。学校給食法では4つの項目を上げられていて、その4つの項目に従っては今まで栄養職員が実行していたと。今度はこれは学校全体の課題になって指導すべきものということになっているわけなんで、そういう点で、学校ではこのいわゆる学校食育推進委員会の構成と、ここでの行っている内容というのはどういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

**山田議長** 都市整備部長！

**森田都市整備部長** 産業課でなしに、現在、地域振興課ですけども、農政を担当している課と



しましても一応食育については十分理解しておりますので、よろしく申し上げます。

**山田議長** 教育委員会事務局長！

**森川教育委員会事務局長** 学校食育推進委員会、構成員は寺前議員がおっしゃったとおりでございます。学校長、給食担当職員、PTA代表、そして私たち、そういった行政もかかわって組織をしております。近日中にこの委員会も開会する予定で案内文書を差し上げました。

そしてまた、学校の中で栄養職員が今までやっていたことを栄養教諭がどのように展開していくかと、こういう質問であったと思います。これは年間、教育長からも聞いておりますが、70時間とかいろいろな時間数を設定いたしまして直接子供に教えていくと。例えば地産地消でハウレンソウ、チンゲンサイ、コマツナ、そういったものを採用いたしておりますけれども、そういった内容をいただくときに、広陵町の農家の方がこれをつくってくれたんだ、そしてつくってくれた人たちに感謝する心、給食をいただくときに感謝する心も食育の一つだと私は認識しております。そういった指導を栄養教諭がやってくれるものと信じております。以上です。

**寺前議員** 時間がないので。いわゆる地方教育審議会が、栄養教諭制度の創設とともに食に関する指導体制の整備についてというのがあるんですね。これがその一つ。その、飛んで第1点だけ、最後聞きたいです。広陵町単位の食育推進計画は検討されてるのか、つくったのか、つちゅうのを聞きたいと思います。今後の考えも含めて。

**山田議長** 教育委員会事務局長！

**森川教育委員会事務局長** これから検討してまいりたいと思っております。

**山田議長** 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 0:06 散会)

平成19年第2回広陵町議会定例会会議録（最終日）

平成19年6月19日

平成19年6月19日広陵町議会

第2回定例会会議録（最終日）

平成19年6月19日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	会計管理者	和田叙嗣
理事	笹井由明	理事	中尾寛
総務部長	植村和由	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	大西利実
総務部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

書 記 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

**山田議長** ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 13開議)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件  |
|------|--|
| 1    | 議案第28号 広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についての取り下げについて   |
| 2    | 議案第31号 広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結について  |
| 3    | 議案第26号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて<br>議案第27号 広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止について<br>議案第31号 広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結について |
| 4    | 議案第29号 町道の路線認定について<br>議案第30号 平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 5    | 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  |
| 6    | 議員提出議案第5号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書について   |
| 7    | 議員提出議案第6号 年金記録ミスへ責任ある対応を求める意見書について   |
| 8    | 議員提出議案第7号 流域下水道事業への県の大幅な負担を求める意見書について  |

**山田議長** まず、日程1番、議案第28号広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についての取り下げについてを議題といたします。

平岡町長から、議案第28号広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についての議案を取り下げしたいとの申し出がありましたので、説明を求めます。

平岡町長！

**平岡町長** 議案第28号についてご説明を申し上げます。

真美ヶ丘一小のプール改築工事に伴う工事請負契約でのことですが、定められた日に落札者がありませんでしたので、議案の要件そろわず、まことに申しわけなく、当議案は取り下げいたしたく存じます。よろしくお取り計らいをいただきますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては副町長がご説明を申し上げます。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** それでは私の方から、議案第28号の取り下げに至りました経過についてご説明を申し上げたいと思います。

皆さん方のお手元に広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に係る一般競争入札の経過説明書をお配り申し上げておりますので、それに基づいて経過についてご報告を申し上げたいと思います。

このプールの工事につきましては、本年4月12日に指名審査会におきまして、工事費1億円を超えることから一般競争入札で実施しようという決定をいたしました。4月16日に一般競争入札として公告をさせていただき、参加者を募ったわけでございます。4月17日から24日が競争入札の参加資格確認申請書の配付でございました。この間に申請書を受け取りに来られた業者は4社でございました。村本建設、大末建設、大日本土木、大鉄工業の4社でございました。

4月20日には、一般競争入札と申しますともっと多数の応札が参加があっただけというところから、この申請書を受け取りに来られる業者が少ないことから、周知方法を指名審査会で協議をいたしました。結果、入札条件に該当すると思われる業者に一般競争入札参加募集中であることをeメールで該当業者に送信することと決定し、21日に送信をいたしました。しかし、このメールによる反応はございませんでした。

次に、5番目でございますが、4月23日から25日は、この配付いたしました入札参加資格確認申請書の受け付け期間でございます。4社申請書をとりに来られたわけでございますが、最終的に、村本建設、大日本土木、大鉄工業の3社が提出をされたわけでございます。5月1日に資格審査会を開催いたしまして、この提出された書類の審査をさせていただきました結果、3社とも公告による資格要件を備えているということが確認できたわけでございます。

しかしながら、一般競争入札で参加者が少ないというところから、もう一度呼びかけをすべきであるということになりまして、5月2日に公告を一部変更をさせていただきました。変更いたしましたのは、申請書の配付・受け付け期間、入札日でございます。申請書の配付・受け付け日は本来4月17日から4月25日でありましたのを、5月7日から5月9日まで改めて配付期間を設けました。入札、いわゆる開札日は5月31日でございますのを6月6日に変更するということにさせていただき、参加者を募集するために、町長名の文書を有資格と思われる業者に配達証明郵便により送付をさせていただいたわけでございます。その結果反応がございましたのは、5月7日に大成建設が申請書を受け取りに来られました。結果として最終的に申請書の提出はございませんでした。5月8日には青木あすなろ建設から、今回の入札は参加できないということで担当者が役場に、町長の手紙をいただいたけれども参加できませんということで説明に来られたわけでございます。

5月30日に設計図書に対する質疑がございまして、74件質問がございましたので、3社に回答を通知をいたしました。6月6日に入札を実施をさせていただきました。郵便入札でございました。3社による開札を実施をいたしました。最終的に財政健全化価格以内の入札はございませんでした。この結果を受けて、指名審査会で今後の取り扱いを協議をいたしましたわけでございます。

入札結果でございますが、3社の金額を、お配りしております資料の4枚目に当たると思っています。ここに、村本建設株式会社が1億1,896万5,000円、大日本土木が1億2,495万円、大鉄工業が1億2,810万円と、3社とも財政健全化価格を超えているということになりまして、落札者を決定するに至らなかったわけでございます。

しかしながら、この議案につきましては、事前に議会運営委員会、議会の委員長会等で議案として説明をさせていただいておりますので、6月8日の本会議に落札者決定しないままに議案として上程をさせていただきました。ここに至るまでの経過の説明を本会議で申し上げたく提案をさせていただいたわけでございますが、議案としての要件を備えておりませんでしたので、今回取り下げをさせていただくということでお願いを申し上げたいと存じます。

最終的に次の31号で再入札で落札者が決定いたしましたので、追加議案としてご審議をいただきたいと思っております。追加議案のときに改めて詳細をご説明申し上げたいと思っておりますので、取り下げの説明は以上のおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

**山田議長** お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号広陵町立真美ヶ丘第一小

学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についての取り下げについてを許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** 異議なしと認めます。よって、議案第28号広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についての取り下げについてを許可することに決定いたしました。

**山田議長** 次に、議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結については、本日追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議願いたいと思います。

それでは、日程2番、議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

**谷山局長** 朗読。

**山田議長** 本案について説明願います。町長！

**平岡町長** 議案第31号、追加議案でございます。ご説明を申し上げます。

真美一小的のプール改築工事に伴う工事請負契約の締結でございます。当工事につきまして、お手元に経過説明書をお配りいたしておりますとおりでございまして、第1回目は落札者がなかったことにより、早速調査をいたしました。設計書が不明確であることがわかりましたので、業者提出の見積内訳書と突合し、設計者と町技術担当者が協議を重ねた結果でございます。副町長が長とする入札資格審査委員会で判断したものでございます。設計図書の中で4項目が積算する上で誤りを招く表示であり、改めて当初計画どおり業者説明をして入札を実施し、落札に及びました。追加議案としてご審議をお願いすることになりました。

大事な議案でございますので、副町長が業者決定の資格審査委員長の立場からさらに詳しい説明をさせますので、よろしくお願いたします。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** それでは、議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

この工事請負契約につきましては、議案第28号として今議会冒頭に提案させていただくべく一般競争入札の諸手続をさせていただき、3社の応札がありましたが、落札者の決定に至らず、先ほどご承認いただきましたように議案の取り下げをさせていただいたものでござ

います。

過日、議案第28号の取り扱いについてご報告を申し上げましたように、入札後におきまして指名審査会を開催し、なぜ落札者がなかったのかについて確認をし、協議をいたしました。落札がなかった理由として考えられますことは、一つは、設計図書の不備がなかったのかどうか、2つ目に、設計金額の設定の仕方が適正であったのかどうかということが考えられたのでございます。このため設計内容と入札見積書を詳細に検討をさせていただきましたところ、この2点については問題がないことが確認できたわけでございますが、設計図書において指示不明確な事項があることが判明いたしましたので、改めて指名審査会におきまして協議した結果、その事項を再確認した上で、さきに応札の3社、村本建設株式会社、大日本土木株式会社、大鉄工業株式会社により再入札を実施すべきとの結論に達したものでございます。一般競争入札でございますので、他の有資格業者の取り扱いも議論をしたところでございますが、さきの入札において参加の意思を示しておられませんでしたので、この応札いただいた3社により再入札を実施するべきであるという結論に達したわけでございます。

きのう6月18日に再度入札を実施させていただきましたところ、株式会社村本建設が1億1,235万円で落札いたしましたので、契約を締結させていただきたく、議案第31号として改めてご提案をさせていただいたものでございます。

最終的な落札の状況でございますが、資料をお配りしております、先ほど見ていただきました3枚目に入札結果を記載をさせていただいております。財政健全化価格は1億1,280万円でございます。入札金額は、村本建設株式会社が1億1,235万円、大日本土木が1億1,550万円、大鉄工業が1億1,844万円でございました。財政健全化価格を下回った村本建設が落札者と決定したわけでございます。

ここに至るまでの経過につきましては、先ほども議案第28号のところでご説明を申し上げたところでございますが、改めてその資料の2枚目をごらんいただきたいと思います。10番までは先ほどご説明を申し上げたものでございますが、11番の6月12日に設計図書と入札見積書を対比をいたしましてチェックをいたしました。このチェックは設計業者と、設計業者と申しますのはコスモ設計でございます。と、町の技師により内容を精査をさせていただきました。

結果、別紙の指示不足項目を確認したわけでございます。別紙はこの資料の一番最後でございます、4項目ございます。1つ目は、造作家具の設計見積もりは現場組み立てで当初より見積もっておりましたが、図面中の表現が不十分な部分があり、家具屋による製品の納



入ではないと確認をいたしました。2つ目は進入路の表現についてでございますが、すべて仮囲いの中を撤去するかのような表現でございましたが、工事の進捗に合わせて安全を確保する方法でやると確認いたしました。3つ目が外部化粧型枠についてでございますが、図面の表現はすべて化粧型枠との受けとめ方もできるわけでございますが、設計者と再確認の結果、設計者は、当初より見えない部分は化粧型枠すべてを計上していないという考え方でございました。また、普通型枠と同等である吹きつけタイルも可とするということを確認いたしました。4つ目がプールサイドのレリーフについてでございますが、モザイクタイル仕上げとなっておりますが、再確認の中で、新製品である既製品が同等の仕上がりであればよいとの確認をしたものでございます。

以上の4項目について指示が不十分であったということを確認いたしました。その結果を受けて6月13日に、資料の2枚目に戻っていただきまして2ページでございますが、指名審査会を開催をいたしまして指示不足項目を確認をいたしましたので、もう一度入札を行うということを決断いたしました。なお、再入札の際には上記の経緯、今まで申し上げました経緯や当初からの参加状況などを判断いたしまして、さきの入札に参加した3社により実施することで審査会で決定をいたしましたものでございます。6月14日に、この決定を受けまして、その3社に再入札の通知をいたしました。6月15日には産業建設委員会でも経過をご報告を申し上げたところでございます。

15番目でございますが、18日月曜日、きのうでございます。午前10時から、今度は入札は役場で直接入札書を投函していただく方法で実施をいたしました。結果、先ほど申し上げましたように、財政健全化価格以内でありました村本建設を落札者と決定をいたしまして、即時に仮契約を締結をさせていただいたものでございます。本日、本会議におきまして議案第28号を取り下げさせていただきまして、追加議案として第31号としてご提案を申し上げたものでございます。

契約の金額は1億1,235万円、契約の相手方は村本建設株式会社でございますが、工期は、議決をいただきました日から平成20年2月28日までとなっております。どうぞご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

**山田議長** 本案について、質疑に入ります。質疑はありませんか。6番議員！

**寺前議員** 15日に産業建設委員会で説明を受けたところですが、その中でもいろいろな疑問点が出ていたわけです。まず最初にお聞きしたいことは、これは公共工事の一般競争入札という全国的な流れの中で今課題になってる問題ですが、こういう小さな自治体

でのこの入札の不参加の業者が多いということに対しては、これはやっぱり入札に対する挑戦ではないのかと、大企業からの挑戦ではないのかというように思わざるを得ないんです。もともと仕事をとる気がないということと、3社が仕事をとるという意味をあらわす。そして、この中でなぜこのような事態になったのかということとをどのように思われてるのか。最近の入札制度の改正論議にもあるわけですがけれども、たびたび、談合はしないと一言しながら、全国的に大企業のところでの談合が絶えない。このような状況からいって、この入札についての参加者が非常に少なかったことに対する考え方、どのように認識されてるのかを1点お聞きしたいと思います。

それから、この点の問題から産業建設委員会でも問題になっていたのは、この大企業が今回74件の質疑が出ていたということが出ているわけですがけれども、このような質疑の中で不備があった、不足があったというところの部分に対してなぜ質問が出ていなかったのか。こういうような疑問も依然として残されるわけでありまして。これに関連して、設計業者との関係で委員会で発言が出ていましたけれども、設計業者、設計の入札が行われた結果だということでしたが、設計の入札状況についても別途説明を願いたい。簡単な説明で結構です。委員会で具体的に説明していただければ結構です。

それと、このような状況の中で、委員会でも議論になった点ですがけれども、いわゆる不参加、落札がなかったという業者に対して、やっぱり懲罰を与える必要があるということが上げられます。なぜならば、設計書の不足があったということは認識を持ったわけですがけれども、価格については問題がなかったことを言っているわけですから、不足についての認識を町から示していくというのは甘いんじゃないか。わざわざ大企業が74件もの質疑を、内容はわかりませんが、した中に含まれていなかったというのはおかしい。にもかかわらず、その点の不備があって財政健全化価格に到達しなかったということですから、この点については技術的にも非常におかしい経過をたどっていると言わざるを得ないわけなんです。そういう点ではどのように認識を持たれているのか。

こういうようなことを総合的に考えていくと、果たして、この入札不成立の経過を受けて新たな入札業者を選定するという作業も検討するというように委員会で言っておられたわけですがけれども、ランクを下げたこの入札を続行していくという考え方はなぜとられなかったのかということをお聞きしたいと思います。それがなぜとられなかったかという問題については、逆に、この工事は、経審1, 300点以上、あるいは工事の同等の実績がある業者というものでないと、この工事はできないのかどうか。私は残念ながらその点について認識を

持っていないわけですので、素人目に考えれば十分にできる業者、これ以下の業者でもあるんじゃないかというように思うわけなんですけれども、その点についての疑問が消えないというところであります。財政健全化価格の決め方については委員会で説明していただきたいと思ひます。傍聴もさせてもらいますので、そういう点について本会議でお伺ひして、あとは委員会でまた議論を行っていただきたいと思ひます。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 一般競争入札でありながら参加業者数が少ないということについては、経過の中で申し上げましたように、議員は大企業の挑戦ではないかというふうにおっしゃってるわけですが、我々も、一般競争入札ということであれば、その有資格者たる業者はすべて応札してもらえるものと、もっと競争する企業数がふえるものというふうに判断いたしておりました。もちろん町長も同じ考え方でございまして、eメールで周知もいたしましたし、町長みずから手紙を書いて、参加をしてくれという呼びかけもさせていただいたわけですが、残念ながら最終的に3社となったわけですが、この状況については全国的な傾向、近隣の市町村においても同じ傾向が見受けられるということですが、これはどういう状況であるか、我々も判断しかねるところでございまして。

それから4件につきましては、大企業が74件質問しながら、ただいま申し上げましたところについて気づかなかったという点については、設計図書の作成の仕方にも若干の問題があるのではないかというふうにも思っておりますが、設計業者は先ほども申し上げましたようにコスモ設計でございまして、こういったプールの設計は経験が少ないのではないかというふうにも思いますが、設計業者を決めた決め方につきましては、町内の設計業者並びに広陵町に今までから実績を積んでいただいている設計業者とあわせて指名競争入札の結果、コスモ設計が落札されたものでございまして。

今回のいわゆる不落を受けて、設計内容を詳細にコスモ設計にもご協力をいただきまして職員とともにチェックをさせていただきまして、先ほどの4件について、この点を再確認すれば見積金額が変更が生じるだろうということで再入札にさせていただいたわけですが、

落札しなかった業者に対するペナルティーということですが、これも議論はあろうかと思ひますが、一般競争入札に、そうすれば参加しなかった業者はどうなのかという問題も出てくるわけですが、一概に落札しなかった業者にペナルティーというのは難しいというふうに思ひます。

それから、新たな業者を対象にランクを下げてすればどうかということですが、もちろん選択肢として指名審査会でも議論をいたしました。ただ、一般競争入札で経審点1,300点以上という業者は、この学校という中で行われる工事で安全に施工をしていただけたら、また技術的にも高い水準を持っている業者ということで選定、決定をさせていただいたものでございます。ほかの業者で全くできないとも申し上げられないと思いますが、そういった理由で、指名審査会でこの一般競争入札の参加範囲を決定させていただいたものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 町の僕は考え方の問題として、いわゆるこれは3社しか参加しなかったというのは、私は逆の談合だという認識も持つような状況だというふうに思うんですね。こればかりは参加しなかったわけですから証明もしにくいというような一方の状況があるんですけども、このような大企業が、仕事が今減ってる中でとりたいという意向があり、また、民間へもどんどん進出して価格を下げていっているというのが建築業界の実情であります。こういうような中でわざわざ参加をしないということは、経審1,300点以上の業者は広陵町のこの入札には参加をしないという方向の意向ではなかったのかと、もちろん3社は入札参加したわけですけども。

そしてその中で、先ほどの説明があったんですけども、要は4点の問題ですけども、素人目にも、例えば第1の造作家具ですけども、これは現場と現場でないところでの造作との価格っていうのは一体どれほどの価格があるのか。そしてまた、設計でその辺が明確でなかったというけれども、実際にこのようなことが価格に影響を与えたということについて、私はわからないわけなんですね。何となくわかったというんじゃなくて、逆にわからないんです。

そしてまた、第2番目ですけども、進入路の表現についてですけども、すべての囲いの中を撤去するということについてですけど、普通は進入路について、安全にするために無用なところまで撤去して、またさらに必要な部分をつくるというようなことはしないと思うんですね。それをわざわざ全部を仮囲いの中を撤去して全部工事終わってからまたやり直すというんじゃなくて、当然進捗に合わせて安全を確保しながらやっていくというのは当たり前なことではないかというふうに思うんです。どこに設計書とのそごが生じるようなことがあったのかというようなことが疑問に思うんですね。

3、4番目もそのようなことを思うんですが、こういう価格の設計の認識だけで財政健全

化価格に達してなかった価格というのは、これでどのくらいの価格になるんですか。こういうような点を業者側の参加を促すために町が示してるわけなんですけども、私はよくわからないわけです。だからそういう点で再度お聞きしておきたいと思います。

それと、1, 300点以下の業者であればどれほどの業者が該当するのか、わかれば名前等を言っていて、ランクを引き下げた場合、次の該当できる業者っていうのはどんな業者なのかというのを想定した中で、できるかできないかという問題も考える必要があると思いますので、業者というのは私たち実態わからないので、もしここでわかれば教えていただきたい。わからなければ委員会で説明をしていただきたいと思います。

**山田議長** 副町長！

**山村副町長** 3社しか参加がなかったということは逆の談合ではないかという点については、我々もそのあたりは全くわかりません。

それから、4項目についての比較でございますが、業者、いわゆる応札業者から出されました見積書と設計積算書、町が予定価格あるいは財政健全化価格を算定する上で基礎になります金額を積算した、いわゆる設計業者からの積算内訳書と突合をさせていただいた結果、大きな開きがあるという項目について、業者からもヒアリングをして、どういった見積もり方法なのかというところを確認をさせていただいた結果、4項目、再度確認すれば応札願えるのではないかという判断をしたものでございます。よろしく願いをいたします。

それから、1, 300点以上の業者、これは一般競争入札で資格要件を規定いたしておりますので、その業者が資格があるのかなのかというのは書類を出してもらわないとわからないということでございます。その中でも主立った業者の名前を申し上げますので、まず大成建設、竹中工務店、戸田建設、西松建設、銭高組、間組、佐藤工業、日本国土開発、青木あすなろ建設、大末建設、大宝建設、大鉄工業、大日本土木、村本建設、こういった業者がその該当業者と思われま。

**寺前議員** 1, 300以下の業者ですよ。

**山村副町長** 以下ですか。1, 300点以下となりますと、奈良県内では、鍛冶田工務店、中和開発、松塚建設、こういったところが1, 000点ぐらいというところでございます。1, 300点以下ということになりますと、県外でございますが、南海辰村建設、それから木原建設、オリエンタル建設、森本組、森組、こういったところが1, 300点以下でございます。

**山田議長** ほかに質疑ありませんか。15番議員！

**笹井議員** 15日の産業建設委員会でその他で一応質問したことを、もう一度確認させていただきたいと思います。

そのときの質問のときには、質疑、回答の件数は今74件と出ておりますが、そのときは確認してなかったように思いますので、このくらいたくさん出とって、この別紙に出ています4つが含まれていなかったということを再度確認したいと思います。

そして、設計業者と6月12日に町の技師との内容を精査したということですが、その精査の結果について、入札されました別紙の3番の普通型枠と同等である吹きつけタイルも可能とすることを確認したということですが、今の入札においてどちらの方を積算して見積書出ているか確認しておきたいと思います。

**山田議長** 中尾理事！

**中尾理事** ただいまのご質問であります、74項目にわたる質問がございましたが、今回この上げました4件の内容については、その質問の中には入っておりませんでした。

それと型枠の件でございますが、当初から見積もりされている部分につきましては、化粧型枠と普通型枠を併用した内容の見積書でございます。今回再入札に当たって、当初の見積もりそのものは何らさわっておりません。

**山田議長** 15番議員！

**笹井議員** その6月12日に設計業者と再度この件について確認したということで、その吹きつけタイルも可能ということであったが、今の落札はそういう結果であったが、初めのおりの普通型枠で見積もりしたという解釈でいいわけですね。

そして、6月12日にその設計業者と技師とのいろいろ内容を精査したということなんです、この74件、ずっとこのくらい数あって、この4つだけが気づかなかったというのはちょっと不思議のように思うんですけども、その点についてどう思いますか。

**山田議長** 中尾理事！

**中尾理事** 内容につきましてでございますが、普通型枠と化粧型枠の組み合わせによる見積もりであったことは間違いございませんが、またその内容書、見積書も変えることはいたしません、いわゆるご質問にありました吹きつけタイルでも同等とみなすということを確認するという意味の内容を今回の再入札の案内につけております。ですので、再入札のために見積もりされる業者については、そのどちらかを選択できるということにはなりません。これは一般的に、そういう設計書全体で同等品は監督員との協議によってオーケーというふうの特記には書いてはおるんですが、そういうことを再確認するために、その内容のことを同封し

ております。

それと、当初の質問の時点で気づけなかったのかということですが、全体的にいますと私もそれは同感でございますが、図面をよく再チェックいたしますと、その辺の部分ははっきり書かれてる部分と書かれていない部分と両方ありますので、当初、業者の方ははっきりそれはしていると、はっきり書かれているという判断をしたので質問をしなかったというふうにとめられるのではないかなというふうに思います。また、はっきりそういうふうにおったが、設計者の方の人とは若干違ったのではないかなというふうに解釈いたしております。以上です。(不規則発言あり)

**山田議長** もう2回終わりました。

ほかに質疑ないですか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 10:55 休憩)

(P.M. 1:14 再開)

**山田議長** 休憩を解き再開いたします。

なお、4番議員の吉田議員は少し遅れられるようです。

**山田議長** 次に、日程3番、議案第26号、27号及び31号を議題といたします。

本案について、総務文教委員長より、委員会の審査の結果について報告を願うことにいたします。総務文教委員長、長濱君！

**長濱総務文教委員長** 総務文教委員会は、本会議において付託されました2議案について、6月14日に委員会を開き慎重に審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第26号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、一般職の給与に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等が公務によって死亡、負傷、疾病にかかった場合などの損害補償で、補償基礎額の加算において配偶者以外の扶養

親族について、これまで2人目まで200円で3人目からは167円になっていたものを、一律200円に改めたものです。当該条例をこれまで適用した事例があるのかどうかを伺ったところ、平成13年度に足首の捻挫で1件、平成14年度に足首の捻挫で2件、平成15年度に手のやけどが1件と手の裂傷が1件で、平成13年度以降で5件の適用があったとの説明。また、消防団員への損害補償等の周知方法として、新団員を募集する際にしてほしいとの要望をいたしました。その他、本年3月に起きた不審火に対しての対応や経過報告、今後の対応等について詳しく伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止については、クリーンセンター広陵の完成で基金存続の意味がなくなり、何ら異議のないところであります。なお、本定例会初日の提案説明でありました、検討中とされる新たな環境のための基金についての内容について伺い、具体的にはこれから固めていくものであるが、仮称として環境づくり基金として、リサイクルを推進するための事業、ごみ減量を推進するための事業、啓発活動、一般廃棄物が適正に処理されるための事業などを大きな柱とする。財源としては、ごみ処理有料化に伴う指定ごみ袋の手数料収入を主な原資とし、個人や企業からの寄附金を受けられるような形で考えているとの説明を受けました。また、関連して、旧清掃センターの跡地利用やクリーンセンター広陵の稼働状況などについても詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決するものと決しました。

次に、本日本会議で付託を受けました追加議案の議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結については、先ほど委員会を開き慎重に審査いたしましたので、続いてご報告いたします。

本案件は、6月の6日の一般競争入札の不調から本日取り下げられた議案第28号にかわり、昨日6月18日に再入札を行い、本日追加提案されたもので、プールの概要を知るためプールの図面の提出を求め、補助金の内容、工期についての質問に、既に文部科学省に補助申請中で、プール部分で370平方メートルに対して、補助単価1平方メートル当たり13万3,500円の補助率3分の1の1,646万5,000円の国庫補助金を見込んでおります。

工期については、ことしのプール使用は8月6日までとし、その後、夏休み中に解体工事に取りかかり、騒音、振動、ほこり等が授業に影響がないよう配慮し、工法についても消音タイプの機械で指示をしている。また、2月28日までの工期については長いようであるが、コンクリート工事が多いため、その養生期間を必要とするためとの説明。



その他、業者と再確認した4項目の内容について、設計に間違いがなかったのか、なぜ1回目の入札と同じ3社にしたのか等を詳細に伺いましたが、1回目の入札で設計金額も超える額で入札をした業者も含め同じ3社で再入札をしたことや、経審点を下げて枠を広げることもできたのではないかとこの反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。ありがとうございました。

**山田議長** ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第26号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第26号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第27号、広陵町新清掃施設建設基金条例の廃止についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第27号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第一小学校プール改築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。12番議員、松野議員！

**松野議員** 反対の立場で討論をいたします。

今回、全国的あるいは県内でもこのような事態が起きてきているという、そういう傾向は確認し、お聞きしたわけですが、本当に大きな問題だというふうに認識しております。そういう中で、今回1回目の入札について応札された業者は、1件については設計金額を超えて、もう1件については予定価格を超え、もう1件については財政健全化価格を超えての入札をされたわけで、これはやはり、もともととれないということがはっきりとわかっていてこのような数字に入れられるということに対しては、大変大きな問題だと思います。本当に自治体の方が軽んじられているように思います。

そういう中で、いろいろご努力いただきまして2回目の入札が行われたわけですが、入札に当たって業者の選定が、このような失礼なことをしながら再度同じ業者を指名されたということになっているわけで、普通でしたらペナルティーを科してもいいというふうに私は思うんですけども、今回の中ではそういう形で1業者だけが健全化価格を下回って落札が出て、あとの2件は健全化価格をまた今回も上回っての入札だったわけですね。だからこういう場合に、まずは、そのような不誠実な業者を再度指名するのではなくて、やはり門戸を広げてもっと多くの方が入札できるような、そういう体制で臨んでもらうべきではなかったかと思います。こういう点については、やはり経審点を下げて広げていくということは他の自治体でもやっているということも確認いたしまして、今後にも大きな影響を与える今回の入札のやり方に対して反対をいたします。

しかし、プールを改修するということについては大いにすべきことであって、プールの改修そのものに反対をしているわけではありません。よくそのところをわざとそのように宣伝される場合もありますので、あえてここで言うておきます。これは今回の今議会中にすべて解決しなきゃ、にっちもさっちもいかないという問題ではなくて、臨時議会開いてでももう少し落ちついた形で再度入札にかけていただくということも方法としてはあったわけで、時期の問題としてはまだまだ8月の6日以降ということですし、工期も来年の2月28日までということになっておりますので、それをもっと工期を延長することも十分可能な工事ですので、そういうことを考えれば、何としてもこの議会という形でなくて慎重にやっ

ただきたかったなということをも、これは意見として加えておきたいと思います。

**山田議長** 次に、3番議員、山村議員！

**山村議員** 反対のご意見がありましたので、賛成の立場で討論いたします。

今回の真美ヶ丘第一小学校のプール改築工事については、一般競争入札の方法により当初3社の申請があったものの、参加者が少ないものとして町からの呼びかけに対しても反応がなく、最終的には3社による入札執行をされたもので、結果としては不調となったものであります。その後はいち早く対応策について指名審査会を開かれ、設計書と図面との確認を行われ、再入札の方法についていろいろな角度から検討され、適正に契約事務を進められたものであります。小学校におけるプールの必要性、また、この夏休みに解体されることが安全、賢明であること、さらにプール本体の耐久性、解体の方法などの説明を聞き、再入札の結果を見て財政健全化価格を下回っていることなどからして、何ら異議なく賛成するものであります。

今後、工事進捗には万全な安全管理のもと、早期完成に向け善処されますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** この委員会、傍聴をさせていただいて、また産業建設委員会での議論を踏まえても、この問題について3つほど分けて考えていかなきゃならないというふうに思うんです。

一つは、広陵町が財政健全化価格を設定するということに対して、町財源の、これは第3次行政改革大綱でも入札制度の改善を指摘されています。そういう意味においてもより一層強く実行されたものである。これは町民負担とは逆に財源を確保していくという方策であり、その積極的なところについては評価をしなきゃならないというように思います。

しかし、この問題とともに、一般競争入札になって以来、全国的にもあったように、行政に対する大企業の挑戦が続いています。いわゆる大企業は、競争だけではなく技術面においても評価をした入札制度を加味しなければ、結局は競争だけが先行されて利益が少なくなると言わんばかりの態度を政府や各自治体にとっている現状であります。こういうような現状から見て、広陵町の今回の契約については先ほど松野議員が反対したとおりであります。ところが、この再契約、山村議員は再入札の協議が適正に進められたと、こういうふうにおっしゃったわけですがけれども、この再入札の協議のところについて、私は広陵町が毅然とした態度に欠けていたと言わざるを得ないと思うんです。

一つは、経審1，300点以上というところになぜこだわるのか。これは結局は、一般競

争入札と言いながら、奈良県下の地元、あるいはこの近隣のところでの業者のところでの参加が締め出されているという現状があります。これは簡単に言えば、技術的にこの工事が困難かといえば、当然できる技術力を持っている業者ばかりであります。そういう点でいえば、当初の1, 300点以上という問題に関しては異議を唱えることもないわけなんですけれども、2度目の再入札については、やはりこの広陵町の一般競争入札、あるいは財政健全化政策に対する業者側からの挑戦に対しては、毅然とした態度で臨む必要があったというように思うんです。そういう意味では、1, 300点の経審を引き下げて、どこまで引き下げるかということはわかりませんが、委員会では1, 000点であれば業者の名前が4社、5社出ていたわけですから、そういうところまで呼びかけて入札の範囲を広げていく。このことは町の姿勢を貫く方法であったというように思います。

そして、このような状況の中で進められていく過程の中で、4点ほど不明な点があったから改善したということですが、これは結局は設計入札のミスにつながる問題であって、私は逆に言えば、業者がこのミスを認めたのかどうか、設計業者が認めてないとすれば、私は毅然とした町の態度が必要だったというように思うんです。そういう意味も重ねて、入札のやり直しに関しては1, 300点以上、いわゆる同業者ばかりを対象にした、あるいはまた、その時点では3社を擁護する立場に回ってしまってるおそれも考えられるわけですから、そういう点では、毅然とした町の立場を貫くためには経審を引き下げて入札の範囲を広げるということが、入札しなかった業者、あるいは入札して、もちろん入札した3社は広げた場合については当然参加資格を与えるということで結構なわけですが、入札しなかった業者についてはペナルティーを科して参加をさせないという態度等を取りながら、3社プラス、1, 000点なら1, 000点、これは何点かわかりませんが、以上の業者を入れて入札すべきだった。ここに町の弱腰があったのではないかとこのことを指摘せざるを得ません。

3点目ですが、そういう状況の中で、プールについては、先ほどから念を入れてるように行政の一つ一つの問題について指摘しているわけではありません。もちろん町がこの毅然とした入札方法をとっていかれるのであれば、町にとっても財政健全化を加味した入札を認知させる大きな力になるわけですから、プールもそれによって行われるということからいって、私はその町の努力を評価しながら、一層毅然とした立場で業者に対応していただきたいということを指摘して、反対したいと思います。

**山田議長** 8番議員！

**山本悦雄議員** 共産党さんは、このプールをつくることに反対でございます。結果として賛成しない、反対するということは、このプールをつくることに反対であるということでございます。理由はいかであれ反対でございます。

そこで、私はこの件について賛成の立場から討論をさせていただくということでございます。

やはりかなりの水漏れがしてある、大変だ。私プールというのはどんなものかわからなかって、昼休みに局長の森川君とこへ行って聞きました。ふろおけみたいらしいですね。だから穴あいたら漏れっ放し、どこへその水行くんやろと思うてたんですけども、ふろおけみたいな状態やいうことでございます。そういうことでね、やはりこれは改修しなくてはならない。やはり時期というもんがございます。夏休み、そういうときにやらないと、やはり授業にも障害を来すおそれがあるということで、非常にこの落札問題については、先ほど松野さんおっしゃってましたが、1回目、なるほど僕かて、こんな設計価格以上で入れるというのはそれで本当にいいんだらうかと。ただ、向こうが積算したらこうなりましたということが入ってくる。それはもう落ちないこと覚悟だけれども、やはり自分とこの積算の内容を示すということを出されたんじゃないかなというように思っております。そういうことで、やはりこれは進めなくてはならない工事ということでございます。

ただ、やはり町側も今後考えなくてはならないなと思うというのは、この予定価格あるいは財政健全化価格ですね、これの基準をただ5%ぱっと歩引きするということでは果たしていいんだらうかなということ、やはり今後考えていく必要があるんじゃないかと。もうそういう時代じゃなくなってきたんじゃないかなと思うんです。というのは、それなら設計価格のときにその単価とかもっとしっかり見て、やはりチェックするというようなことでやっていく、そういうことも必要じゃないかと。そこに国の基準価格と、現在の時価ですわね、物の時価というのがあるわけ、その乖離状態がどうなのか。だからこの部分はやっぱり、現在、鉄がトン8万円してあんのに国の単価表では9万円にしてあると。これは8万円で買えるじゃないかと。だからその部分についてはやはりこれは下げるべきだと。あるいはほかの品物でも定価というのがありますけども、そこからの歩引きがありますわね、割り引き額。だからそういうものの時価をやっぱりしっかり見きわめた上で、やはりこういう実際の落としてもらいたい値段を出していく、こういう努力は今後必要ではなからうかと思っておりますけれども、今回のこの件については、どうぞ進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

**山田議長** 本案について反対者がありますので、起立により採決をいたします。

議案第31号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**山田議長** 起立多数であります。よって、議案第31号は、原案どおり可決されました。

**山田議長** 次に、日程4番、議案第29号及び30号を議題といたします。

ここで事務局より修正議案を配付させます。

皆さん、お手元に行ったでしょうか。

では、ここで、本案について、産業建設委員長より、委員会の審査の結果について報告を願うことにいたします。産業建設委員長、乾君！

**乾産業建設委員長** 産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました2議案について、6月15日、委員会を開き慎重審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議案第29号、町道の路線認定についてですが、認定が適当であるかを確認するため、まず現地に出向き、3路線の道路の状況や、その他構築物を確認しました。その結果、西幼稚園北側の東西道路、赤部38号線については、幅員4メートル未満の部分が一部確認され、本委員会で説明を伺ったところ、現在は2.5メートルであるが、歩道として町が施行したもので、将来は幼稚園敷地を控え、4メートル道路に拡幅することを確約しており、町が管理をする道路で交付税算入の対象ともなり、町道として認めてほしいとの説明がありましたが、現場と議案書の幅員の食い違いは否めず、理事者から議案書に歩道部分を明記すればよかったとの答弁もあり、本委員会で、議案の②、路線番号1738、赤部38号の延長101.2メートルを78.6メートルに修正し、歩道部分の表示として、起点、赤部25番1、終点、赤部25番1、延長22.6メートルを、また付記に、専用歩道、最大幅員2.5メートル、最小幅員2.5メートルをそれぞれ追加し、議案の②部分については委員会修正を加えた上で、また、議案の①、③の路線については、原案どおり全員一致で可決するものと決しました。

また、本案の路線が町道認定される前に周辺が宅地開発されている問題について、その経緯を伺い、今後は建築基準法第42条第1項第4号の、2年以内に町道とする確約は今後一切行わないものとする取り決めをされましたので、あわせて申し添えておきます。

次に、議案第30号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、庁舎西側、出の敷地を防災センター及びシルバーワークプラザとして用地取得をしようとするものですが、これまでの借地契約の内容、購入財源の起債の内容や町財政に与え

る影響など、今購入に値する事業であるのかとの質問に、平成18年度の借地契約は2,000平方メートル余りの敷地の一部で、借地料は年間135万7,710円でした。平成19年度は改修工事も行い、全体面積の3カ月分として127万9,450円となっている。起債の内容は、防災対策事業の起債で有利なものをお願いしている。返済は2年据え置き10年償還で、償還表がまだなく、粗い試算での償還額は、当初年間2,000万程度になるが、30%の交付税算入があり、実質年間約1,400万円が負担となってくるとのこと、さらに、本年度から頑張る地方を応援する国の制度にも便乗し、庁舎周辺整備の将来的な計画の中で、庁舎敷地の拡張を考え先行取得するものであるとの説明を受けました。

また、防災センターの内容については、備蓄倉庫、会議室、防災訓練用地として使用し、備蓄倉庫には、水防用資機材、消防用資機材、救出・救助用資機材、給水用資機材、生活必需品、医療品、訓練用資機材など3,000人分の備蓄を計画しているとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後にその他として、議案第28号に関する真美ヶ丘第一小学校プール改築工事の入札が不調になり、その経緯について伺い、いずれも財政健全化価格を超える額となったため、設計者も呼び、不調になった入札見積書などの見直し作業をし、その結果、設計図書に指示が不十分な部分が4カ所あり、設計と業者とに行き違いがあった。このことを業者に確認をとり、当初と同じ3社、設計価格、一般競争入札で6月18日に再入札を行うとの説明を受けました。

以上、簡単であります。産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

**山田議長** ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、議案審議をいたします。

議案第29号、町道の路線認定についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

**松野議員** 今回、本会議に提案していただきました理事者からの議案については、議案書と実態とが乖離しているということを厳しく指摘させていただきまして、その後、産業建設委員会の中で十分な議論をして実態に見合った形で修正案出していただいたことに対して、産業建設委員会の委員の皆さんに敬意を表したいと思います。その敬意を表して、賛成としたい

と思います。

そして、今後は……（不規則発言あり）内容に合ってますから、それは修正していただいたから賛成いたします。

それと、今後、在来地域では開発がかなり行われていくということが予想されるわけですが、今後もいろいろな形でこの町道認定がやはり難しい場面も出てくるかとは思いますが、やはりきちっと実態を整備して議会の方に今後は提案していただきますようお願いをしておきたいと思えます。

**山田議長** 議案第29号は、委員長の報告のとおり原案を修正して可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案を修正して可決されました。

議案第30号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

**山田議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

**寺前議員** 委員会で議論し、委員長報告の中にその内容を盛り込まれていますので、それ以外の審議の問題について追加し、意見をつけて賛成としたいと思います。

まず、この議案の中の最大の問題は、広陵町自体が実質公債比率の過程が18%以上を超え、そのいわゆる立て直し計画を県に提出しなけりゃならない団体であるということがあったわけでありまして。これが一般質問の中で具体的な議論をしてきたところです。そういうような町の状況を踏まえながら、この用地買収について、これは傍聴をされた議員の方も質問があったわけですが、提出の仕方、このような提出の仕方は荒っぽいのではないかという質問がありました。そういう意味に象徴されているように、計画性のない問題を扱う場合、これは当然そういう突発的なことが起こり得るわけですから、十分な議論をしていくことによって解決していくというのは行政の普通の扱いですが、こういう問題に対して、結局は他の事業に影響を与えるものがあるとはならないということでありまして。先ほども出てきたように、2年据え置き10年間償還で、1.8%の利率で交付税算入分を入れると1,400万円の毎年財源が必要とされる事業だったわけでありまして。こういうようなこと



ろの問題について委員会で質疑する中で、町長は、この点についての意見としては必要性があったということを強調されました。

もう一つは、自治会、区長会の方々からの町要望などを中止している問題に関連して、財政難の中での町のあるべき姿という点については、町長はいみじくも、全く受けないというものではない、生活関連事業、何もかもやめだというものではないので、提出していただいて検討をして補正する場合もあるんだ、そういう点の立場を明確にされたわけであります。そういう点で、県に出した実質公債比率の改善についての生活関連事業を抑制するという点については、町民からの要望についても、これは真摯に受け入れて検討することにはやぶさかでないということも答弁いただいているわけですので、その点について、対照的な立場から賛成をしたものであります。以上です。

**山田議長** 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第30号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。2時まで休憩いたします。

(P.M. 1:52 休憩)

(P.M. 2:12 再開)

**山田議長** 休憩を解き再開いたします。

**山田議長** 次に、日程5番、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務について、本町を初め県内全市町村で共同処理することを目的とする特別地方公共団体であり、平成19年3月10日付で奈良県知事の許可を受け、同日設立されました。広域連合会議員につきましては、町村議会議員から選出される議員の定数4名を超え、5名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各町村議会において選挙が行われることになったものであります。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数による当選人を決定することになっておりますので、広陵町議会会議規則第31条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告については、広陵町議会会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告することとしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**山田議長** ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、広陵町議会会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。

(議場閉鎖)

**山田議長** ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。広陵町議会会議規則第30条第1項の規定により、立会人に、9番議員、坂口君、10番議員、乾君、11番議員、八代君を指名いたします。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付してございますので参考にしていただきたいと思っております。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

**山田議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

**山田議長** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて投票願います。

点呼を願います。局長！お願いします。

(局長点呼、投票)

**山田議長** 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

**山田議長** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人に指名いたしました9番議員、坂口君、10番議員、乾君、11番議員、八代君の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

**山田議長** 選挙結果を報告いたします。

投票総数 16票

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

であります。

有効投票中

小走善秀君 14票

芝和也君 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

**山田議長** ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

**山田議長** 次に、日程6番、議員提出議案第5号、異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書については、山村さんから提出され、所定の賛成者がありますので、これを議題といたします。

朗読させます。局長！

**谷山局長** 朗読。

**山田議長** 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いいたします。山村さん！

**山村議員** 意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書。

本来であれば数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威を振るい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされている。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところである。

このような状況下、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずるべきである。

以上の観点から、下記の事項について政府に強く要望する。

記。1、集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、町づくりの推進と海岸侵食対策を積極的に進めること。

2、集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生 of 短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にもふやすと同時に、緊急避難が無事できるよう体制を確立すること。

3、学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンのほかに、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせ、教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを積極的に進めること。

4、森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

5、今国会で成立した環境配慮契約法を実効性のあるものとするため、まず国、政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月19日。奈良県広陵町議会。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**山田議長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

**松野議員** 少し質問をさせていただきたいと思います。

今、地球温暖化ということについて大変深刻な状態であると、地球規模で。そのことについてはもう本当に世界各国一致した中で京都議定書も締結され、その後の対応も、温暖化防止についてG8サミットとかも含めて国際的に対応が進められてるとというのが今の実態でございますが、まず根本的にこの地球温暖化をストップするためには何をしなければいけないのか、第一義的に何をしなければいけないのかということを対策が必要だと思うんですね。それについては、水田の確保とか公共交通の充実でガソリンを少しでも節約するとか、ノーカーデーの提案、あるいは家庭の中でもクールビズ、ウォームビズ、職場でもされておりますけれども、家庭の中でも節電とか節水とか、いろんな形で本当に少しずつみんなが心がけていくことが本当に地球温暖化の防止に役立つというふうに思うんですけれども、そういう部

分が一切記入がないんですが、この点についてはどのようにお考えいただいているのかということ、まず1点お聞きしたいと思います。

それから、1番目の、集中豪雨による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、町づくりの推進と海岸侵食対策を積極的に進めることということですが、今も防災対策というのは国挙げて地震含めて取り組んでいるところで、そういう中でさらに一層のこの基盤整備という部分については、公明党も与党ですから、その点でどのような考えで、今の対策では全然足りないということなんでしょうか。そうすれば事業費が相当大きくかかってくるわけですが、これは議会運営委員会の中でも山本悦雄議員の方も、福祉に使うのか、この災害に税金使うのかどっちか、そういう問題かなということもおっしゃっておりまして、私の方もすべて悪いとは言いませんけれども、今の財政状況の中で何を優先して、そしてこういう対策がおくれているとしたら、どの程度の規模、財政に影響があるのかなとちょっと懸念もありますので、もし資料がございましたら教えていただきたいなというふうに思います。

それから、ドップラーレーダーとか、そういう予測については大いにしなきゃいけないなというふうに思っています。学校施設や事業所の屋上緑化については、東京だとか大阪とか都心では本当に効果的ですし、そういう都心で田んぼふやせなんてできないことから、それはその地域地域によってはプラスになるし推進すべきだし、企業にももっともっと協力させるということはあるだろうなと思うんですけども、これが一律全国的にすべきかどうかというと、広陵町ではまだまだそういう部分では対応できる部分があるのではないかなというふうに思っているわけですが、そういう点についてどのように考えていただいているのかということがもう一つ。

それから最後の、今国会で成立した契約法なんですけども、これにつきましては、全体としてCO<sub>2</sub>削減の方向という部分については期待すべき点もあるわけなんですけども、原子力発電とか、また火力発電の増加という形について、これはやっぱり企業言いなりに推進させていく、地球温暖化に逆行するという方向も含まれていると思うんですけども、この点はどうにお考えいただいているのかということをお聞きしたいと思います。

**山田議長** ただいまの質疑に対し、提案者より説明をお願いいたします。3番議員！

**山村議員** まだまだ勉強不足ですが、十分にお答えできるかわかりませんが、私の資料に基づいてお答えさせていただきます。

個人として各家庭、小さな単位で取り組むことはもちろん大事なことでありますが、この京都議定書でも決められてはおりますが、この地球温暖化対策についてはやはり大きな国レ

ベルの対策も必要であるという思いで、この今回の意見書を提出させていただきました。予算的なことも、今現在では気象観測用としては東京と新潟の2カ所にこのレーダーが配置されておりますが、北海道での佐呂間町の竜巻被害を受けて既に計画があります。仙台と名古屋のほかに、2006年度補正予算と2007年度予算で7カ所、計約16億円が追加計上されております。これにより、ほぼ全国的な観測網が整うこととなります。

この東京レーダーのドップラー機能の効果を検証したところ、精度は5%から10%、昨年6月の梅雨のときの雨の予報については向上いたしました。もともとこのレーダーは集中豪雨対策が主な目的ではありましたが、この竜巻の発生しやすい状況の予測にも有効だと言われております。今本当に大事なことは、ガソリンとかの石油の高騰に伴いましてバイオマスエネルギーということが非常に注目されております。このバイオエタノールというのは、サトウキビとかトウモロコシに含まれる糖分を発酵、蒸留させて製造するアルコールの一種ですが、自動車燃料としてガソリンとまぜたり、もうそれにかわるものとして利用できます。このバイオエタノールなどのバイオ燃料を使用することによって放出される二酸化炭素は、植物の成長に再び使われることになるので、大気中へのCO<sub>2</sub>排出量はゼロとみなされることとなります。

昨年、政府は閣議決定して、京都議定書目標達成計画では10年までに、自動車に使われる燃料のうち、原油換算でドラム缶250万本に当たる年間50万キロリットルをバイオ燃料に置きかえるとしております。今後もこの取り組みをさらに加速させていく予定でございます。

このバイオエタノールは、ガソリンと合わせた総量の3%分となるバイオエタノールをまぜてつくるE3の実証事業が全国6カ所で行われております。これは一般のガソリン車も利用が可能でありまして、これまでの実験で燃費や乗り心地の面で性能差はほとんど変わらないことがわかっております。こうして、この国単位でこういうものは地域地域で取り組むって、既に先進地では取り組んでおりますけれども、日本の国土的にも、緑っていうか、森林資源というのは非常に有効なものである、緑の油田って言われるぐらい森林資源が非常に活用が大事ではないかという、これはやっぱり国での大きな単位で開発、また研究していかなければいけない問題であるとして今既に取り組まれておりますので、こういうことをもっともっと推進していくために、地球温暖化をもっともっと押さえていくために、今回こうやって意見書を提出させていただきました。

5番目の環境配慮契約法っていうのは、この5月の国会で可決、成立いたしました法案で

ありますけれども、国がやっぱりイニシアチブを発揮して環境性のすぐれた製品とか庁舎、サービスなどを積極的に推進するという事です。具体的には、電気の購入、公用車の購入とか、庁舎の設計などに関する契約が対象となります。施行は6カ月以内とされており、今後、環境大臣を中心に基本方針の作成に取り組んでいくこととなります。この法律制定の目的っていうのは、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とされております。

この法律の概要といたしましては、1点目に、基本方針の策定と、それに基づく契約の実施。国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を閣議決定し、同方針に基づき契約を推進するように努める。2、E S C O事業に係る国庫債務負担行為の年限の延長。省エネルギー改修事業の実施に当たっては、国庫債務負担行為の年限を従来の5年から10年へ延長する。3、契約実績の公表と環境大臣の要請。各省、各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度終了後、環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ公表するとともに、環境大臣に対して通知する。環境大臣は、特に必要な措置をとるべきことを要請することができる。4、公正な競争の確保。国等は環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、公正な競争の確保に留意するとともに、温室効果ガス等の排出の削減等は関係のある施策等との調和を確保する。5、電力の購入契約。国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約は、当分の間、二酸化炭素の排出係数等の入札参加資格を定め、その資格を満たすものの価格によって落札者を決定するすそ切り方式を採用するというのがこの法律の概要であります。

十分に説明できなかつたかも知れませんが、以上で説明を終わります。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 法律の説明の中で、二、三聞いておきたいと思ひます。

異常気象等々による問題で、今一番頭を痛めておられるのは現場におられる方々なんですね。その中で、この全体の文章の中が矛盾が物すごく含まれてるということで、まず第一に、今一番大きな問題として上がってるのは、気象庁の人員削減。これについてはどのようにお考えなのか。気象庁の人員削減が非常に社会問題になってるという状況もご存じだと思うんですけども、私は気象庁の人員削減ということによる災害の問題防止っちゅうのは、これは災害予想とかそういうことも含めて非常に重要な視点の問題として言われてるんですけど

ども、この点についてはどのように考えられるのか。

それから、いわゆる地球温暖化の問題ですけれども、本当に地球温暖化については真剣に取り組むことが必要だということで、いろいろな取り組みをあわせていくということについては私は賛成です。そういう点で、ここに書かれているような内容については積極的にやっ  
ていかなきゃならないところもあろうと思うんですけれども、ドップラーレーダーという形だけを指摘していますけれども、富士山頂の気象レーダーも廃止されたと。現実問題としては、やはり要望は気象庁の人員削減とともにレーダーの整備というふうには言われてるんですけれども、気象レーダーの整備についてはどのようにお考えなのか。これ2つ目。

それから、地球温暖化の問題について言えば、一番やっぱり問題になるのは、いわゆる化学燃料を削減させるということなんですね。東京都が今ディーゼルについても独自の規制をして、東京都に入れない、こういうような形で取り組んでいます。そういう問題でいえば、先ほど松野議員も言ったんですけれども、公共交通機関の充実ということがやはりその先に立って必要なんですね。それは自動車の削減という問題で、これは自動車協会との摩擦が強くて言えないんですけれども、言えないというか、自民党などは、公明党もよう言わないと思うんですけれども、こういう問題に対してはどうなのか。先ほどおっしゃってた自動車のバイオエネルギー使うという点については、食糧問題もあって非常に難しいところがあるんですけれども、この点についての問題でいうたら、公共交通機関を充実させるということは、結局は、いわゆる自動車を削減するということの延長線上にある問題なんですけれども、どうなのかという問題。

それと、この文章の中で矛盾を指摘せざるを得ないのは、環境配慮契約法、この正式な名称はかなり長い名称ですけれども、議員立法でつくられたわけです。この中の問題は、4と5に矛盾をはらんでるんですね。森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力の自然エネルギーの積極的利用というのは結構です。けどもね、この環境配慮契約法の根本的な問題については、政府のエネルギー基本計画に基づく施策の調和の確保というのが上げられてるんです。これはかなり重要な形で上げられてるんです。このエネルギー基本計画に基づく施策との調和の確保というのは、これはいわゆるなぜ入れられたかいうと、石炭火力発電量をふやすという電力業界からの要望で、当初法律がなかったんです。その法律のないところが入れられたんですね。だから、このエネルギー基本計画に基づく施策の調和の確保という問題については、一つは石炭火力の増加が今計画の中に入ってるんです。その計画を認めることになるんですね。だから計画を認めることになるということに関して、先ほど言った



自然エネルギーを使うということと、石炭火力発電量をふやし続けている計画を認めるということと、矛盾すると思うんですけども、その点はどうなのか。

もう一つは、これは別の見方ができるんですけども、原子力発電計画ですね、これもエネルギー基本計画に基づくこの中の重要な柱なんです。原子力の問題については考え方は非常にいろいろあるんですけども、この化学的に確立されてない問題、事故、各社データ改ざんなども行ってるような状況のもとで、こういうエネルギーの推進というものを打ち出す必要があるのかどうかということなんです。

だから4と5というのは矛盾した概念が包括されてるんですね。だからそういう点で、今言った化学燃料を減らすという点でいっても、石炭火力発電所をふやし続けてる現状に関してはどういうものかという点についてお聞きしたいと思います。

**山村議員** わかんないんですけど。

**山田議長** まあ質問ですので受けてください。

**寺前議員** だから気象庁の人員削減は簡単に。

**山村議員** 人員削減については、もう私が述べるものではございません。本当に削減されたとしても、広陵町でも、こうやって50人削減の職員の中でも精いっぱい仕事をしてくださっているように、環境庁にお勤めの職員の方々が本当にこの地球温暖化に向けて全力で働いてくださることを期待いたします。そうとしか私にはお答えできないのが状況でございます。

**山田議長** 4番議員！

**吉田議員** たくさんのお願いということで今回上げられているわけですけども、それでは広陵町として、今提案された中での賛同者の方もおられるわけですけども、広陵町としてどういう取り組みをされてるかということをお聞きいたします。

まず地球温暖化についての提案される中で、広陵町としてはこういうことを取り組んでみると、しかし、こういうことで予算的にも厳しいので国の方をお願いするというふうな順番ではないだろうかとは思うわけで、ただ単にこういう内容でかなりスケールの大きな問題で提起されるよりも、身近な形で広陵町の議会としてこういうような取り組みをしている、また率先してやっ払いこうということを多分お持ちだと思いますので。

**山田議長** 3番議員！

**山村議員** 済みません、私も山田議員もともどもに、この地球温暖化のことについては何度も議会の一般質問で発言させていただいております。私の思いは以前言いましたけれども、まず、ごみの削減についても住民の方々が協力していただいて非常に今ごみの量が削減されて

きたということで、やっぱり庁舎内、広陵町役場の中の庁舎内の職員の方々みずからが目標を決めて、さまざまな目標項目を決めて温暖化対策、省エネに取り組んでいただくことを、計画っていうのを早期に策定していただきたいっていうのも要望していただきましたし、エコ車っていうか、燃料をガソリンではなくエコカーも導入していただいたという経緯もあります。

**山田議長** 4番議員！

**吉田議員** ありがとうございます。

広陵町の職員の方々には、今そういうふうな取り組みということであったわけですが、そういう観点ではなくて、理事者の方にはちょっと言いづらいと申しますか、言いにくい話なんですけども、例えば文化的な生活を送るいうふうな時代になってきてるわけですが、片やそれに並行してこういう地球温暖化という問題が、浮上じゃなくて、徐々に来てたわけです。しかし、国レベルの中ではそういう人たちを無視した形で行って来てたわけですね。現地の方ではいろいろな要望、いろいろ意見があったわけですが、それを無視していろんな公共投資した形でエネルギーを消費してきたと。建築におきましても、日本古来の建築を維持しなくなり、コンクリートとか輸入材に頼ってるというのが今の主流だと思うんですけども、広陵町におきましても、今クリーンセンターということで開業されたわけですが、各家庭で消費するごみの中では、今広陵町は分別されてるわけですが、私、実感としては、生ごみ、あるいはそういうお菓子類のビニール系、プラスチック系の、あと紙はリサイクルいうことであるわけですが、その生ごみに対してかなりなエネルギーを使っていると。しかし、今提案されてる方、皆さん賛成を、私も含めて賛成をしたわけです。しかし、そういうふうな、いきなりこういう問題が発議されたわけではないと思うんですけども、皆さんそれぞれ考えをお持ちだと思うんですけども、そういった中でエネルギーをどういうふうにできるだけ減らそうとなれば、生ごみの堆肥化も当然日本全国ではいろいろされてるわけです。

しかし、私も何年か前にも町に対しても提案をしたわけですが、これからの取り組みということでは言われたと思うんですけども、しかし、そういうふうなこと、生ごみに体を変える、ある程度今の石油燃料を乾燥さすのに燃料が要ると。それとあわせて施設もかなり莫大なお金をかけてるわけです。しかし、そのお金を生み出すのに、皆さんやっぱり浪費してる部分が、エネルギーを使ってる部分があるわけです。

それと、きょうのプールの問題になりますけども、水漏れがあると。だから普通の家庭で、

家庭じゃないけど、そういう施設であれば、当然町の方としてはそういう建てかえと。建てかえと申しますか、建てかえという発想になるわけですけども、漏れの原因がわかればそこを応急処置はされたわけですね。しかし、今言うてるFRPで全体を覆うとか、ある程度改装をかけられたらもっと安く終わったと。しかし、その今、本日提案の中ではコンクリートの端材もあわせてこれをリサイクルに恐らく回すと思うんですけども、そのリサイクルに回すについてかなりのエネルギーがかかっていると。今現在、広陵町の企業の方でもコンクリートの破片を無償で提供しているような実態もあるように聞いております。というのは、リサイクル、リサイクル、今までは埋め立てとかいう形でされたとは思うんですけども、それを変にリサイクルに回すことによってまた余計なエネルギーかかっていくと。

だから、その辺を広陵町としてこういうふうな方向でやっぱりやっていると、またやっていくという決意の中での意見書であればいいんですけども、そういうのは私は、今質問ですので、こういうふうな形で私は考えてるということで、まだちょっと時期早いかなという思いを持ってるわけですけども。

だから、今のその提案の山村さんに対してはどうかじゃないんですけども、だから広陵町としてどういう取り組みをしてるか。また、町民の方もどういう取り組み、広陵町の職員さんじゃなくて、だからそういうことじゃなくて、こういう取り組みしてると。月に1回でも2回でも車を乗らないでおこうとか。事業所の方にはこれは当然無理だと思うんですけども、私的な部分についてはノーマイカーデーとかいう形で職員さんもあわせてやっぱりやっていくと。そうした中でできるだけ広陵町も取り組みの中でというふうな、私はそういう考え持ってるわけですけど、その辺どうでしょうかね、今言うてるノーマイカーデーというんかね。

**山田議長** この意見書から見ると、ちょっと道が外れてるかなと思いますけれども、山村さん、質問に答えれるんでしたら答えてあげてください。

**山村議員** 現実可能なかどうか、既にもうノーマイカーデーをされてる役所は現にあります。でもそれは交通の便のいいところでもありまして、広陵町役場の場合、私はどうかなっているのは疑問に思います。これだけ交通の便の悪い中でノーマイカーデーをして、来れるののかがどうかっていうのはちょっと疑問には思いますけれども、また違う形で取り組みっていうのは可能だと思います。奈良県でもそうですし、この温暖化対策については私も前も各家庭で、あなたも環境大臣についていうことを子供、家庭を通して取り組もうということも提案させていただいてますし、本当に小さなことから取り組みは大事であるということは既に訴えは

させていただいております。今回は、もう国レベルからも大きくやっぱり温暖化対策に対してもっと早急に取り組んでいただきたいということを要望する意見書であります。

**山田議長** 質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。6番議員！討論やで。

**寺前議員** 2回目の質問してなかったんですけども、一つ、私は、異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化、拡充については何ら異存がございません。ただ、この意見書の文章全体の中が矛盾に満ちているということの中身なんです。だから要は、先ほど言ったように、文章になかったとしても、気象庁の人員削減の問題については、これは災害を防止するためにはもう必要だという識者の方もたくさんおられるんです。そういう点について地球温暖化のために、ちょっとその辺は別、言葉が間違っただけだと思うんですけども、努力されてるという形だけの答弁で、私はやっぱり気象庁の人員削減については、現状からいっても削減を中止して増員することが今求められるという点での答弁があれば、この問題については私は、ここに書かれてなかったも解消されたというふうに思うんです。

それからもう一つ、いろいろありますけども、そういう点で。

**山田議長** もう短くやってください。

**寺前議員** 短くやります。

4と5の矛盾ですね、4と5の矛盾について質問したんですけども、これについては全く答えられなかったと。私は先ほど質問の中で言ったように、エネルギー基本計画に基づく施策との調和の確保という1項目がこの法律の中に入れられたんです。これは電力業界の要望を受け入れて、議員立法でしたので修正されて提案されたんです。このエネルギー基本計画というのは、先ほど言ったように電力業界が今原子力の問題で積極的にやっている問題と、それから石炭火力の電力確保がふえてるんですね、そういうものとの兼ね合いをぜひこのところで入れておかないと大変なことになるということが入ってしまったんです。だからそういう点では、4と5というのは基本的なところで矛盾を来してるんですね。だからそういう点で、この問題についてのご答弁もなかったということで、答弁があればそれについては排除すると、火力電力の石炭増については当然慎まなきゃならないという私的な見解を表明されておれば、それはそれでこの全体の流れを修正して、その根底にある問題について排除するという意味で賛成できることなんですけれども、そういう問題についての答弁もなかったという点で、私はやっぱりこの意見書がそういう根本的な問題に関してあいまいに提案されているというだけの内容で、本当に切実な地球温暖化に対する取り組みの問題については不足している、あるいは不足するよりも根本的な間違いの部分があるということで、反対した

いと思います。

**山田議長** 賛成討論、ほかに。討論ありませんか。13番議員！

**吉岡議員** 反対者がありますので、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、この意見書には賛成でございます。特に1つ目の、集中豪雨による災害、強い堤防や道路等の基盤整備、これは議会運営委員会では、それはたくさん莫大なお金が要するというお話がございました。そのとおりでございます。私は自分の一般質問もさせていただいておりますが、馬見川の件でございます。広陵町もできるだけ国の方へはお願いをしてくださっております。補助金の申請等でしてくださっておりますが、一向にらちが明きません。その中で、私はやっぱり国に対してもこのような意見書を出していただいて、また町からもお願いしていただいて、馬見川が一刻も早く改修できるようにしていただきたいというお願いを込めて、この意見書に賛成をさせていただきます。終わります。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** 私は反対の立場で討論いたします。

今、吉岡議員がおっしゃった広陵町での洪水対策、あるいは全国的にも問題になってるところの早急な対応については大いに賛成をしていくものですが、今回こういう部分で、与党ですから、どの程度の予算というか、予算の枠どりが要るのかとか、そういうことも含めて、今財政の問題が大変ですから、そういうことも示していただくのが当然ではなかったのかなというふうに思います。

それから、まず何よりも、洪水対策も差し迫ったところもたくさんあるけど、これをストップするには根本から、もとをなくさなきゃだめですから、原因の。そのための対策が乏しいように思うんです。学校におきまして環境教育というものをもっともっと推進していただきたいと思いますし、広陵町の役場の取り組みということも話題にのってございましたけれども、やはりこれも本当に身近なところで、1人2人の人が頑張っても全然だめですけど、1億2,000万の国民が頑張れることもたくさんあるわけで、広陵町の役場でも今取り組んでいただいています、クールビズということで議会も含めて取り組んでいるけれど、もっともっと取り組むべき課題もあると思うんです。ノーカーデーの話も出ましたが、これはやはり公共交通をもっと充実させていけば本当に排ガスの量は減ってくると思うんです。そういうところも含めて、もう少し足元のところの今そういう取り組み、もったいない精神ということも言われておりますが、いろんな形でみんな1人ずつ取り組んでいこうという、そういう機運が生まれている中でございますから、そこは欠かせない要件だというふうに考えておりま

したが、そこは入ってなかったのはちょっと残念かなと思っております。

あと、バイオマスも先ほどちらっと寺前さん言いましたけれども、サトウキビとか、アメリカであったらそういうのを栽培するのにもう地下水が枯渇してきてるんですね。だから水の確保が大変困難なときに食糧難がまた指摘されてきておりまして、植物をバイオマスのエネルギーで使っていいのかどうか、そういう疑問点も出されているわけで、まだこの点がいいのだというふうに確立した理論ではないんですね。ですから、確立した理論でない部分を目新しいことでいいことだということで率先して推進していくことについても、どうかというふうに思います。

まだまだこれからこの環境問題については、広陵町の各家庭、そして広陵町、そしてまた奈良県、全国、世界と、すべての人たちが一致して取り組む課題であることは十分認識しておりますが、今回についてはそういういろいろな矛盾、疑問がございますので、反対といたします。

**山田議長** 議員提出議案第5号について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**山田議長** 起立多数であります。よって、本案は可決されました。

**山田議長** 次に、日程7番、議員提出議案第6号、年金記録ミスへ責任ある対応を求める意見書については、松野さんから提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

**谷山局長** 朗読。

**山田議長** 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。松野さん！

**松野議員** では、年金記録ミスへ責任ある対応を求める意見書について説明をさせていただきたいと思います。

まず、本当に年金問題が今一番国民にとって、あるいは広陵町民にとって大きな関心事となっていることは、もう皆さん十分ご存じのことだと思います。本当に5,000万件にも上る年金記録ミスが発覚したということは、もう本当に国家的詐欺だというふうに言ってる人もいらっしやったような、こんな事態になっているんですね。そのほかにも1,430万件もの所在不明の年金記録があるということも明らかになったり、その後、年金の厚生省の方の高官などが天下りでもうすごい退職金が3億ももらったとか、そんなことまでいろいろ

なところが話題になって、毎日毎日、年金問題についてはニュースが事欠かないというような実態になっているわけです。

政府・与党の方は、社保庁解体、年金特例法案、これを強硬に採決してしまったわけですが、その社保庁の解体など民間に年金を移していくことは、さらにこの5,000万件残るこの不明な部分をますますわからない無責任な形にしていってしまうということも含めて、大変懸念が広がっているのが実態なんです。

毎日いっぱい新聞に載ってるのでどの記事を取り上げていいのかわからないぐらいたくさんありますけれども、年金のその実態の一つとしましては、数字で見ますとどうなっているかということですが、5,095万件が払い主が不明になったままの国民年金、厚生年金の記録件数。そのうちの2,880万件が60歳以上の記録です。そのうちの30万件が生年月日不明、それから昨年8月から3月に年金相談窓口へ寄せられた年金相談件数が215万件。そのうち訂正されたのが28万件ということで、またいろいろ数字はあるんですけども、本当に、社保庁や自治体に記録なかったけど本人が当時の領収書など証拠があって記録訂正になったのはわずか55件というような中で、今電話の相談窓口も24時間ありますということでやってるんですけど、この前テレビでたまたま出ていたのが、アルバイトで行ってるんですね、若い男の子でしたけど、アルバイトで厚生省に雇われて、そして1時間だけ勉強させられてすぐ対応ということで、やってる本人もわかりませんと。厚生省の方から言われたのは、うまくかわしてくれというふうに言われたそうです。だから僕が逆に電話かけてくる方だったらキレるよねとかいうことを言っておりましたけれども、そんな形で今対応しながら、完全にやります、できますということをお口先で言われても、大変具体的になっていないわけですし、ますます本当に年金に対しては不安が深刻化しているということになっているんです。

とりわけ今回の、先ほど選挙ありましたけど、後期高齢者保険は年金から天引きですから、来年の4月からは後期高齢者の方は本当に年金が毎月1万円も消えていくんですから、大きな憤り持ってますよね。そしてまた、公明党の方では4年前の選挙のときに、100年安心の年金制度を確立するんだということでチラシつくってましたけれども、この100年安心の年金制度、全然前進してないですよ。これ読みますとね、年金100年安心プランということで財源がありますということで、基礎年金の国庫負担割合を、2008年度、来年に3分の1から2分の1にふやします。そのための財源は消費税に頼ることなく、所得税の定率減税の段階的見直しと年金課税の見直しをすることで確保します。で、実現できたのは定率

減税を廃止したことだけ。年金はどんどん減らされている。こういう中でこういう5,000万件もの不明な年金記録が出てきた。本当に国民は怒り心頭でございます。

ですから、これは証拠がなくて、領収書なんて何十年も前の持っていないですし、それから大体役場でも5年とか保存年限がありますし、その領収書の中には5年間保存してくださいって書いてるのもあるわけですから、そんな20年も30年も保存しておくっていうのが前提になってる領収書、役場も発行してないし、そういう状態の中で領収書ない人も救済しなきゃいけない。一人もこの厳しい将来の年金が減らされるということは大変厳しいことですから、何としても解決をしていかなきゃいけないということで、私は今回この記録ミスを求める意見書で大変緩やかな形で提案させていただきました。

まず一つが、年金受給者だけでなく、保険料を払ってる元気世代も含めて全加入者に対して政府から通知して、納付記録に誤りがないかどうか、本人と、それから行政とが同じ突き合わせして確認しなきゃ解決できません。本人だけでも解決できないでしょうし、そういう突き合わせがどうしても必要なんで、これは全戸にきちっと確認すべきだというふうに提案しています。

それから、記録証拠なしでも状況証拠で解決するというので、やはりこんな問題がクローズアップされて、ごく最近の話でも、役所の態度は変わってきたけれども、やはり証拠がないと払えませんということで、いまだに拒否されているという状況が続いています。ですからこれは本当に速やかに誠実に一人も、この年金の徴収するときはしておきながら、払うときにこんなずさんのことがあっていいのかと、国家的信頼を揺るがす大変な重大な問題になっておりますので、どうか皆さん、ご賛同いただきまして、本当に安心できる年金制度確立のためによりしくお願いいたします。

**山田議長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。8番議員！

**山本悦雄議員** 最近、年金年金というて、年金のミスの問題、突然出てまいりました。菅さんの時代から始まって、今突然出てきたということでございます。その中で、この5,000万件と言われてます。この5,000万件というのはどういう内容なのか。5,000万件というのは、先ほどごっちゃになっただけのように思うんですね。その年金の払うた、払わないという言うてる分は、この5,000万件と関係あるのかどうか。払うた、払わない、払うてるのに載っていない、そういうものと、ここにある5,000万件は、これはどういう種類のものかということですね。払うてないというやつはこの中に入るはずないんです。払うてないのに書いてないというのがこの中には入ってないと思いますよ。どうしてそれを言え



るのかどうか。まあそれは別で後から答弁してください。だからそれを具体的にお聞きしたい。

その次には、既に年金の記録ミスは民間委託される中で起きた問題の一つです。これは社保庁の職員の怠慢がかなりあるんじゃないかと、私はそう感じております。これは中身については私もまた後から申し上げますけれども、社保庁の中でどういう作業をやったの。そういうことはここに書かれていない。民間委託される中で起きた問題だと。民間はかなり正確にやりますよ。社保庁の職員は、こういうコンピューターの載せかえ作業というのは苦手中の苦手だと思うんです。その中で起きたんじゃないか。私はそういうぐあいに感じておりますけど、その点、一切ここに書かれておらない。

その次に、下の方ですけどね、一として書いておりますけれども、全加入者に対して通知を行うということですが、これかなりの経費と実務労働がかかると思うんです。正しく受け取っている人もたくさんいるわけなんです。だから、そこでやはり方策としてはこれがいいのかどうか。そんな全部にこんな通知をだす必要があんのかどうかということでございます。

その次に、記録なしでも状況証拠で解決するというので、この状況証拠とは具体的にどういうことを指しているのか。それがわからないとちょっと議論がしにくいと思いますのでね、ひとつこの点について、ちょっとわかりにくいのでお答え願いたいと思います。

**山田議長** 12番議員！答えてください。

**松野議員** 民間委託の問題なんですけど、それはコンピューターに入力する際に相当の民間委託で処理していて、その中で記録漏れが相当あるということで、今その正確な部分のところについては、記事がどこにあったかなと思って見てるんですけども、そういう既にかんがりの部分で、部分部分ですよ、丸ごととかそういうことは今度の法律で通ったわけですけども、部分部分でそういう作業については相当の部分民間委託をしてきて、そういう中で起こってきた、生じてきたということも原因の大きな一つであるわけです。ですからそこはご理解いただけるというふうに思います。（不規則発言あり）いやいや、全部じゃないけれども、多くはそういうところで起きたということで、だれも社保庁の職員さんが全部責任はないということは言ってません。それは、だから実際に打つときのその部分で来ているということが指摘されています。

それから経費の問題でいえば、1人当たり、はがき代が80円とか、郵送代がかかるかもしれないけれども、でもこれからの年金をいただくときに、その差額の方がどれだけ大きいか。そして、それぞれの暮らし、今だって年金で暮らしていけないという、そういう世帯

がたくさん出て、この前も私説明しましたけれども、高齢者の中で大体平均月1.9万円が生活費不足しているというふうに言われているわけですね、日本総研やったかな、その資料でデータでいえばね。そういう中で、やはりこの年金がこんだけたくさん、金額にしたら幾らってことがちょっと出てなくてわかりませんが、大きな生活の頼みの綱になるわけですから、郵送代1件当たり、あるいは1人当たり80円かかっても、それに比べたらやっぱり当然やるべき問題だと。いろんな医療通知だっしょっちゅうやってるわけですから、医療通知こそむだ遣いかなという気がいたしますがね、全体から見たら、そこを云々するのはちょっと筋違いであります。

それから、情況証拠については本当にそれぞれの状況があるわけですから、ここは本当に難しいと思うんです。しかし、それについて政府・与党の方は、とにかく、審議会かな、何か設けるって言うだけで、もっともっと煮詰まって、具体的にこういう形の審議会だったら大丈夫ですよという国民が納得するような組織つくらないで、形だけやりますいうことでつくって、今そういうことになってるから不信感があるわけで、私は、この点についてはそういう立場で大いに今後も議論していくという課題であるということをおきたいと思えます。

**山田議長** 8番議員！

**山本悦雄議員** 私はね、この5,000万件については、データがあるけれども名寄せができないという分なんです。だから支払うてないとか支払うてるとかいう問題のどこじゃないんです、この5,000万件については。何でかといいますとね（不規則発言あり）黙って聞け、質問してんの。5,000万件というのはデータがあるけど名寄せができないというのが5,000万件であると。何で名寄せができないのかという問題なんです。（不規則発言あり）それもわからんとやってると思うんです。何で名寄せできないか。コンピューターに初め載せたときは手作業のやつをコンピューターに載せたわけで、このときには片仮名表示ですよ、当時は。片仮名表示で載せた。それはここに寺前さんおられます。テラマエノリカズ、テラマエケンイチ、どっちですか。合わない。あるいは、これがご養子さんにもし行かれてたと、それで名前が前田になっとったら前田になると。マッチングしない。そのマッチングさす作業というのは、どんどんとプログラムをつくってどんどんとやっていけばできるんです、本来は。それを社保庁の職員がやらなかったと。生年月日が一緒だ、住所が一緒だ、名字だけ違う、名前だけが違う、それをマッチング（不規則発言あり）そういうことをやろうと思ったらやれたわけだ。ただ、それをサボってたというのが実態です。

それとね、私一つ自分の体験を申し上げておきます。私も農協やめて年金をもらいに行きました。そのとき年金の申請をいたしました。私2年間、大和証券にいました。それから31年間、農協におりました。その2つを申請しました。両方ともかかってましたんでね、申請しました。この年金手帳をもらいました。農協のやつだけしかないんです、ここにね。僕らは確認する方ですから、ちゃんと。おかしいかと確認に行きました。これおかしいのちやうかと。どない言うたと思います、社保庁は。申請してくれはりましたかいなどと、こうですわ、大和証券のときのやつをね。それで、いや、そんなん申請してませんって。まだ新しいやつやから書類そこにあったから、そこの高田の社保庁にね。出してきよった、ちゃんと申請書。うちの入力ミスですわ、こうです。その次の対応ですわ。どうしたと思います。済んませんが、ここへちょっと名前と判だけくれはらしませんか。結局私が出し忘れたような形でもう一回申請をお願いしますと。あとのことは全部こっちで書きますさかいに、ちょっとここへ名前と判だけ押してくださいと。

こういうような態度を、今最近ですよ、何年か前でも社保庁はこういう対応やってるんです。そういう職員がこういうマッチング作業をするかということです。私も農協でたくさんやりました、そのマッチング作業。そういうことをちゃんと言わないで、私は間違うとすることは言うてるんで、けどここに社保庁のこと一切書いてない。社保庁の職員の怠慢なこと一切書いてないということについて説明してるわけだ。(不規則発言あり) そんな問題違いますよ。だからね、そういう対応だと。普通間違うたらね、自分が行って1カ月もないんですよ。間違うたら自分とこで訂正すんの普通と違いますか。それをこちらが出し忘れたような形にして、お願いします、それはお願いしますとは言いよりましたで。そういう対応するのが役所なんです、本来ね。

だから、そういう中でこういうあいまいな、例えば情況証拠によってとか、この情況証拠というのは非常に難しいです。情況証拠で、いや、わし払いました払いましたというて、本当にそこに払うてない人の便乗するのをどう防ぐつもりか、その点についてお答え願いたい。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** 何かちょっともう一つよくわからないんですが、これは民間委託がされて実務的な部分でかなりそのところの影響があったということを言っているのであって、私たちは国が責任持ってやるべきだということは、この文章の中にも、そのために国が責任を持ってしなさいと、こんなような特例法をつくって強引に民間委託全部するんじゃないよということをおっしゃっています。私は、当然ながら国が一番の第一義的な責任を持つべきだというふうに

思っています。

この記録については、入力したけどマッチしない、先ほど山本さんの事例もありましたけれども、大体4つのことでインプットしてるということで、住所と名前と生年月日と、それから何だったかな、住所、氏名、年齢かな、生年月日でやっていて、その中で本当に読み方間違えた、間違えて読んでしまったら、今先ほど言われたテラマエケンイチが、ノリカズとケンイチとなったらこれはもう浮いてしまうわけ、1つ年金が。同姓同名の場合もまたいろいろあって、そこも問題になってるとかということで、これはそういう条件が合致しないで、入力したけど、お金払った人ですよ、行き先が行方不明になってるのが5,000万件ということですので、そこは十分ご理解いただけると思うんです。これは1,430万件というのは、その入力されていない紙の記録の分だったというふうに思います。

それと、この間どこに責任があるかということといえば、20年前に、もう既に年金記録が二重になる重大な問題を厚生省はつかんでいたんです。この消えた年金が大幅に発生することを予測してたんですね。それにもかかわらず10年前に基礎年金導入の段階で抜本的な対策をとらなかった、10年前に切りかえするときに。そういう中でそういう具体的な事実がありながら国民に知らせてこなかったということで、今回初めて10万件が一遍に出てきたんじゃないんです。今までの蓄積の中で出てきて、その実態が今初めてわかったということですので、その辺はよくご理解していただけるのではないかなと思います。

それから、状況証拠で解決するということですが、ここは、先ほども言ってるように一番難しいところです、もちろん。そやけども、そしたら領収書出せって言われたら出されないじゃないですか。それから、特に地方自治体が窓口になって一括の納入を受け入れてた時期があって、そのときの問題が相当件数も多いということを書いていて、そしたらもう、でも自治体の方もその記録があるかといえばなかったり、そういう状態があるわけですから、だからこれは、本当に冷静な判断ができる第三者機関をいかに構築するか、国民から信頼できる機関をいかに構築するかということだというふうに、先ほども言ったことを繰り返しておきたいと思います。

**山田議長** 質疑は打ち切ります。

討論に移りたいと思います。討論ありませんか。3番議員！

**山村議員** 意見書に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどから本当に公明党の名前を出していただきまして、公明党が本当に安心プランということで、国民の皆様が安心して年金をいただいていたこと、年金改革……

(不規則発言あり) 黙ってください。年金改革を行ったことに対してのご意見っていうことは、ちょっと聞き逃せないものがあります。いかに政治というのは国民の皆様のお安心を守るかということが責任政党であると思います。

私ちょっと質問したかったんですけども、松野さんのここに1点目の、通知してと、全加入者に対して政府から通知して、納付記録に誤りがないか確認を求めているっていうことを書かれておりますが、たしかもう来年度から年金定期便ということで皆様にお知らせするということが決定しておりますし、本年度も前倒して年齢を決めてお知らせということがもう既に決まっている状態なんですけど、それをなぜまたこういうことを上げておられるのかということがちょっとわからないなと思いました。(「納付記録だ」の声あり) 納付記録ですよ。(不規則発言あり) だから、そうやって一人一人の不安にお答えするための年金定期便というのが来年度からは出されるということが決まっております。また、この5,000万件、1,430万件の問題についても、これはもう昭和34年までの旧台帳に掲載された記録件数であり、該当者はほとんど判明しており、記録漏れという報道は明らかに適切な表現ではありません。一部に残る未統合の記録については、政府がこの6月4日に発表した年金記録問題への具体的な対応策により、万全を期した対応が可能であります。

対策としまして、第一に、基礎年金番号に統合されていない5,000万件について、社会保険庁のずさんな管理によって生じた問題ですから、こうやって国民の皆様からの相談や照会を待つだけの受け身ではなく、社保庁みずから名寄せ作業を行うこととして、来年5月までの1年間で速やかに照会を完了させるということが決まっております。そして、その調査結果を踏まえて、記録漏れの可能性のある年金受給者の方々に対しては来年6月から8月までの3カ月間で通知を行い、確認作業を進めていくことにしております。もちろん記録漏れがない年金受給者にも、また、さらには記録漏れの可能性がある現役世代の方々にもお知らせを送ることになっております。こうした作業を続けることで相談や照会を行い、年金記録の統合を進め、5,000万件を限りなくゼロに近づけていく予定です。そのために、社会保険庁のマイクロフィルムや市町村が保有する記録台帳と社会保険庁のオンライン記録との突き合わせも計画的に実施し、進捗状況を半年ごとに公表いたします。

2点目にありました、こういう記録がなく、またご本人にも確認できる領収書がない、証拠がない場合でも、税理士や弁護士などによる第三者委員会に、銀行通帳の出金記録や元雇用主の証言など、周辺の事実をもとに総合的に判断してもらおうこの第三者委員会も設置することに今月中になっておりまして、本日閣議決定されて弁護士の委員長がもう決められたそ

うです。こうして一つずつ本当にスピードのある対応をしているというのは、与党に公明党がいるからであります。そうやって、今政治に求められてるのは、もう一日も早く受給者の立場に立って対応し、国民に安心をしてもらえる状況をつくることです。

この今一番やらなければならないのは、社保庁の改革であります。政府提出の社保庁改革関連法案は、社保庁を解体し、親方日の丸的なお役所仕事の体質を変えるため、非公務員型組織に移行させるものです。年金納付記録を適切に管理してこなかった社保庁の責任は極めて重く、解体、出直しは当然のことです。しかし、社保庁改革に関しても、野党は積み残し記録の解消にめどがつかない限り社保庁の後継組織の形を定められないと主張した。それは社保庁改革を先送りすると言っているに等しい。喜ぶのは現在の組織を延命したい社保庁官僚や職員労組だろうという6月1日付の読売新聞の社説にもあります。政治の責任は、国民の不安をいたずらにあおることではなく、国民の不安を解消することにあります。年金への信頼回復へ、今全力を挙げて総力を挙げて対応を急いでおりますので、この意見書の必要はないと思いますので反対いたします。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 不思議なことに、意見書の必要がないという点で今おっしゃったんですけれども、ここに書かれてる問題というのは今国民の大多数が不安に思ってる問題で、広陵町の中でも先般も、今まで知らなかったけども、仕事に行ってたところの部分が消えていたと、今度行くんやといたり、まず電話で聞いたら、それぐらいやったら確認とれますよっっちゃう話してたんですけども、これはもう本当に、今まで知らなかった人らが気づいてきた重大事があります。そういうふうな内容で一、二という具体的な内容を上げているにかかわらず、この問題について反対するという、意見書をする意味がないということで反対するというのは、広陵町民の期待にこたえていない最大の問題だと思うんです。

もう一つは、これですね、今おっしゃった、政治のど真ん中に公明党がいれば安心というチラシなんですね。これは関西公明ジャーナルで、平成15年の分です。この中に年金100年安心プランを発表、坂口力厚生労働相と公明党という形で、国保負担引き上げの財源を明示したのは公明党だけ。基礎年金の国庫負担割合を、2008年度をめどに3分の1から2分の1にします。これ実際2008年やからあと1年あるけれどもね、だけでも実際のところ提案もされてないわけです。そのための財源を消費税等に頼ることなく、所得税の定率減税の段階的見直しと年金課税の見直しをすることで確保します。こう書いてるんです。これだけ実行、先にされたんですね。年金課税の強化っちゃうのは、ご存じのように高齢者控除

の縮小、廃止ですね。これはもうお年寄りが非常に窮地に陥ってる大きな原因の一つであります。このとっかけをつくったのが公明党だというのは、この公明党のチラシの中で明確に記されているんですね。だからそれが今現実に実行されてるっちゅう点では、この罪は重いというように思います。

そういうような状況の中で、結局年金の問題というのは、今おっしゃった社保庁のずさんな管理、もうこれに尽きるんですね。確かにずさんな管理なんです。この原因は既に起こり得ることがわかってたということだったわけですから、こういう問題について今広陵町としても本当に広陵町民の立場に立って、社保庁のずさんな管理におっしゃったようにこれをメスを入れるという姿勢からも、この納付記録に上がらない確認を求めるといふこととか、証拠なしでも状況証拠で解決するといふこの大事な点については、政府も積極的に取り入れるといふことをもう表明せざるを得なくなってるんです。そういう点では広陵町議会でも、これをやっぱり広陵町民を代弁する議会として押し上げていくといふことは必要だといふように思いますので、この年金記録ミスへの責任ある対応を求める意見書については、ぜひ採択していただきたいと思います。

**山田議長** 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第6号について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**山田議長** 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

**山田議長** 次に、日程8番、議員提出議案第7号、流域下水道事業への県の大幅な負担を求める意見書については、寺前君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

**谷山局長** 朗読。

**山田議長** 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。寺前君！

**寺前議員** それでは、意見書の趣旨説明をさせていただきます。

まず、この下水道料金問題については、本当にこれからの広陵町民にとって深刻な内容であります。提案されてるように、下水道使用料改正説明資料で、値上げの段階、次々の段階では2.1倍にもなるような値上げ構想が出されているわけです。それほど深刻な内容だといふように思います。

また、こういう問題については、ここに17年2月22日に岐阜県が下水道のあり方検討委員会財政ワーキングチーム報告書などを掲げて、やはりこの下水道問題というのは自治体にとっても非常に深刻な問題なんだということが全国でも議論されている中身の一つであります。

あるいはまた、国会の中で共産党の議員もこの問題について、2001年の国会で3月27日に八田ひろ子参議院議員が質問してるんですね。このときに使用料金の適正化ということで、これは資料で皆さんに渡したように国が示している適正化の文書です。汚水処理原価までの使用料引き上げを推進すべきではないという共産党の指摘に、このときの香山自治財政局長は、計画上、もともと採算をとることが無理があるところもある。着手の時期での選択が重要と述べ、引き上げの困難性を認めている答弁してるんですね。

また、この中でも、この当時、片山大臣ですけれども、この問題で、将来の人口増を見込んでやや過大になっており、全体のあり方の議論が要るとの見解を示した。奈良県でも人口の計画書がバブルの以前の計画書で、水道料金ของときにも議論をしましたがけれども、下水道料金についてもこの過大な人口計画の見積もりの中で、今第1、第2処理場が建設されてきたという経過があります。こういう問題がこの大前提にあるわけです。

またあるいは、これは下水道経営という形で国交省の下水道部が示してる内容なんですけれども、その中に地方公営企業の適用という欄があるんですが、地方公営企業法適用事業の割合は5.7%と極めて小さく、官庁会計方式による経理を行ってる団体が圧倒的に多い。今後は企業会計方式を導入し、経費負担の原則を明確に示すとともに、収入コスト、資金の調達状況が適切に区分して表示されている財務諸表等の作成を通して、下水道事業の経営状況を理解しやすくすることが必要不可欠である、こういうように言ってるんです。これはどういう内容かいうと、この広陵町でも値上げになった一つのきっかけであります。

こういうような状況で、一つは、はっきりしてることは、全体計画、国は全体計画にとらわれず地方地方の状況に応じてやるべきだという、これは片山大臣の答弁なんです。奈良県は、その先ほど言ったような状態で全体計画の状況で今進んでいます。そういう点でいえば広陵町は非常に進捗状況がよく使用料もたくさんもらって、その処理については、第2浄化センター、第1浄化センターでの処理についての負担を責任を果たしてるわけなんです。ところが全体計画の中では非常に奈良県でもおくれる地域があって、そういう地域の計画もいまだ実行されてないまま、その処理負担という問題が広陵町のところとか先進的なところにかかっているという状況があります。こういうところの問題の解明が必要だということは



思うんですけれども、そういう前提で、私たちはこの負担の問題について意見書を提出することになりました。

国は、下水道使用料の適正化と称して、下水道事業実施自治体に対して大幅な料金の値上げを迫っている。その目標値を、地方公営企業として独立採算の原則のもと、まずは使用料単価を立米150円、家庭使用料で20立米3,000円を求めているわけです。しかし、もともと下水道事業の開始時、奈良県では大和川の汚染対策が一番大きな建設要因であり、一般施策としての環境対策であった。地方公営企業の手法では市町村住民の理解が要らないことを前提に進める必要があるため、独立採算制ではない手法として大半は特別会計としての事業を進めてきたわけであります。一定の普及になったからと地方公営企業の会計処理を住民に押しつけるのは道理に合わない。事業の単価も、都市部と農村部、人家の密度の違いで事業費が大きく変わってくるわけです。このような状況を踏まえて、県は国に市町村民負担の軽減に明確な意見述べ改善させるとともに、県自体も市町村への負担をふやすべきであります。特に汚水処理原価は、全国平均が平成16年度で147.21、立米当たりで、にかかわらず、広陵町では230.3円、交付税算入後であります、となり、この原因の解明がどうしても必要です。その主要な部分は、主要な部分というのは維持管理費ですけれども、県の流域下水道維持管理負担金であります。内容の公開とともに県の負担を見直す必要があります。県は20年度まで値上げしないとしているわけですが、処理経費の中に使用料が支払われていなかった実態など、不明水の不当な事実なども明らかになっています。このままでは広陵町でも、各種公共料金の値上げの中、平成28年度には値上げ前より2.17倍の3,420円が想定されており、町民には耐えられない負担となります。

よって、県は、国に対して公債費の負担や下水道料金使用料などの負担を増大させないための財政措置を要求するとともに、市町村が負担する県の流域下水道維持管理費負担を軽減する財政措置をとるよう強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出するという内容であります。

こういう内容について、私たちは値上げの問題については賛成多数でした。しかし、県や国に対しての意見については、この値上げを極力抑えていく施策を求めていくのは広陵町だけではありません。今、各自治体は、下水道料金の負担の増大について非常に悩み苦しんでいます。そして、片山大臣がいみじくも全体計画にこだわることなくという意味は、結局は町民の、あるいは市民の負担を軽減させる方向を打ち出しているわけなんです。

またもう一つは、大きな問題であったわけですが、この問題で国は今、下水道計画

についてどう言っているかといいますと、下水道計画を実施する場合については、受益者の方々に、どのような将来計画があつてどのような負担が必要なのかという説明をした上で実施すべきである。いわゆる事前説明を徹底した中で下水道計画をやりなさい、こういうふうに言ってるんですね。

ところが考えてみますと、広陵町の下水道実施時期は、明らかに大和川、その汚染対策です。下流の方々の水道水が非常に悪いということで、全国でもワーストワン、大和川が指摘されて、これが奈良県や上流の責任かのような形で行われたわけなんです。この環境対策というのは、明確に、このワーキングプラン、ここのワーキングプランですけれども、公費負担だと、こう言ってるんですね、ここの長野県のところでも。私費と公費の分担をきちんすべきだという形での指摘もある中で、奈良県のもともとのきっかけは大和川の汚水対策。これについては環境問題ですから、私は、やはり公費の責任でもって解決する部分を維持するための施策が必要だというふうに思います。

そして、県の流域下水道の中のむだ、どれだけのむだがあるのかということのないままやられてる状況ですので、私は県に対して、そういう問題の前提になる財政負担を県が行っていただきたい。そして県が行うに当たって、県は自助努力によってその内容を経費を圧縮するための努力をしていく、こういう方向性を広陵町議会がこぞって県に提案していく、こういう努力をともにやっていただきたいということをお願いしまして、意見書の提出説明を終わります。

**山田議長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。8番議員！

**山本悦雄議員** 1点だけお聞きしておきます。

県会議員、今度は共産党さんは大躍進されまして5名ということでございます。当然向こうで議案の提出権もあろうかと思えます。今奈良県の議会でこの問題について何か具体的な活動をしていただいておりますのか。広陵町出身の議員さんもございます。うちはあきませんけれども、おたくにはおられるということで、ひとつ、どういう具体的な、ここでやったかてね、何でこういうことを申しますかという、広陵町だけでやるような問題じゃない。やるとなりゃ奈良県のこの下水道やると、一体となって本当にそうであれば、私は中身わからないんですわ、ほんまのこと言うたら。だからあなたとこで、こういう決議文ですか、県会で決議文を出していただいて、その結果どうであったか、そういうこともやっていただいているのかどうか、あるいはやる予定があるのかどうか、ちょっとお答えをお願いいたします。

**山田議長** 6番議員！

**寺前議員** 中身の問題も聞いてよ、おれ一生懸命勉強してきたのにやな。

これきょう届いたファクスなんですけども、下水道資料という形で今井県会議員から役所に届いてきました。これの中身についてはもう省きますけれども。

それとまた、不明水の問題で県会で下水道値上げについての問題についてやってたんですね。これは議会の中で、大和ハイミールという悪名高い同和関連事業を行ってきたところが下水料金をずっと払ってこなかったということが判明して、これがもう不明水の一つの原因になっています。こういうのがどれだけあるのかというのが把握できない状況なので、県もこの対策の一つとして、不明水対策について市町村に協力要請をされてるという状況です。

こういうような問題の中で、今行われている下水道料金の問題について、県が本当に財政問題についてのきちんとした対応をしていくための手だてを、県会議員も当然ですけども、私たち町会議員が県会議員に要望し、そして、ともに県会がこぞって各自治体の住民の県民のために施策をやっていくということをお願いしようというのが意見書です。そのために共産党の県会議員は先頭に立って頑張るということは、もう疑いのない事実であります。(不規則発言あり) いえいえ、先ほど言ったように不明水の問題とか料金値上げについて、奈良県は2年間、流域下水道負担料金の値上げをその場で見送るという答弁も引き出しています。そういう点で、下水道の負担の問題は水道料金の問題とかかわって、これは共産党の議員が系統的に努力をしてきている内容の一つです。以上です。

**山田議長** 質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。8番議員！

**山本悦雄議員** それはまあ県の負担をふやしてもらって町の負担を減らしてもらおう、非常にいいことだと思います。しかし、中身がわからないんです、本当のこと言うと、私も。県の処理場の負担、中身がわからない。ただ減らせというだけで、それは何もこっちに負担なることやないから賛成してくれということかもわかりませんねけど、こういう問題を真剣にやろうとすれば、やっぱり奈良県全体、町村長会あるいは議長会、そういうものでやらないと、広陵町だけがぱっと出したかてにらまれるだけというようなことになりかねないという思いますよ。それなら共産党さんの議員団で一回こういうのを向こうで出していただいて、その結果ですわ。だから一回出してみてください、向こうで共産党の議員団でね。議案の提出権があんねから、それで一回やっていただいて、その結果に基づいてこうこうやと声を広めていただくということですので、ひとつ私は別にこれを出す必要もないということで反対いたします。

**山田議長** 12番議員！

**松野議員** 今回の反対討論ということでしたが、中身は全然反対ではないというふうに思います。党の議員が提案、県会でしてくれたら町も考える、これは逆の流れでして、それぞれの市町村が県の方に出して、それを受けて県会議員がまたなお一層頑張って取り組んでいくというのがルートでございますから、ちょっとそれは考え方が間違っておられるということをお知らせを言わざるを得ません。

私たちは県会の中でも一貫してこういう問題に取り組んできておまして、前の御所に浄化センターつくるときも、今井県会議員中心に、組合に加わっている市町村の共産党の議員が何回も何回も勉強し、組合とか県とかいろいろなところと話し合いをしながら広陵町の負担も減らしたり、いろいろまたそのシステムについて意見出したりとか、そのときは広陵町からも、吉川県会議員にも今井県会議員にも町長が要望を出していただいているんです。だからそういうルートが正常のルートであって、県が出したら後から出すなんて、全然そんな後から出す意味何もないですわ。ですからそこは間違いなきように手続をしっかりと踏んでいただきたいと思います。

ですから全然反対の理由になりませんから、もしそれで反対されるんだったら、余りにもずさんな、共産党の言うことには何でも反対というふうに解釈をしなければいけないように思います。町村会の方から先出してにらまれるから、そんなににらまれるだけやと、そんな、私たちは、やはり町長は広陵町の代表として県にも国にもしっかりと意見言っていたきたいということを常々言っておりますし、それにこたえて平岡町長も国にまではっきりと意見も言っていたりもしてるわけですから、にらまれるからいうて、そんなへっぴり腰で議員できませんよ。そんな情けないことを言うような議員ではいけないと思います。もっとしっかり議員としての町民の生活を守っていく立場で頑張っていただかないと困ります。にらまれたからといって何ですか。

そういう形で、県の負担がふえて町の負担が減れば何でもかんでもいいことだということには言ってないんです。この問題については、先ほど寺前議員が説明しましたように、数字の道理から見ても当然要求してもいい筋合いのものだから要求しているわけですから、その点もわからないわからないとおっしゃいますけど、一定の資料も寺前議員の方から出してもらっておりますし、その上でわからなかったら、事前にもう少しお聞きいただいた方が本当に合意できてよかったのではないかと。こんなことが広陵町議会で否決されることは本当に恥ずかしいことだというふうに思います。どうか皆さん、広陵町の議員として責任持って賛成してください。

**山田議長** 反対討論がありましたので、提出議案第7号について反対者がいますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**山田議長** 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成19年第2回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 3:57閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成19年6月19日

広陵町議会議長 山 田 光 春

署 名 議 員 坂 口 友 良

署 名 議 員 乾 浩 之